令和７年第１回せたな町議会定例会　第１号

令和７年３月３日（月曜日）

○議事日程（第１号）

１　会議録署名議員の指名について

２　会期の決定について

３　諸般の報告

４　行政報告

５　決議第　１号　せたな町長、高橋貞光君に対するせたな町情報公開条例の遵守を求める決議について

６　議案第　１号　議案第１号から議案第８号、議案第２０号、議案第２１号、議案第２３号及び議案第２７号から議案第３０号を一括上程

〔令和７年度町政執行方針〕

〔令和７年度教育行政執行方針〕

〔令和７年度各会計予算案に関する提案説明〕

〔予算審査特別委員会設置・正副委員長互選〕

７　議案第　９号　令和６年度せたな町一般会計補正予算（第９号）

８　議案第１０号　令和６年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）

９　議案第１１号　令和６年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

１０　議案第１２号　令和６年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第５号）

１１　議案第１３号　令和６年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第３号）

１２　議案第１４号　令和６年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算（第４号）

１３　議案第１５号　令和６年度せたな町簡易水道事業会計補正予算（第２号）

１４　議案第１６号　令和６年度せたな町下水道事業特別会計補正予算（第２号）

１５　議案第１７号　令和６年度せたな町病院事業会計補正予算（第５号）

１６　議案第１８号　令和６年度せたな町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

１７　議案第１９号　せたな町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例について

１８　議案第２２号　せたな町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

１９　議案第２４号　せたな町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例について

２０　議案第２５号　せたな町奨学資金貸付条例の全部を改正する条例について

２１　議案第２６号　せたな町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

２２　諮問第　１号　人権擁護委員候補者の推薦について

２３　諮問第　２号　人権擁護委員候補者の推薦について

２４　諮問第　３号　人権擁護委員候補者の推薦について
２５　発議第　１号　せたな町議会委員会条例の一部を改正する条例について
２６　発議第　２号　せたな町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

○出席議員（１２名）

１番	石原広務君	２番	桝田道廣君
３番	藤谷容子君	４番	福嶋　豊君
５番	横山一康君	６番	本多　浩君
７番	真柄克紀君	８番	熊野主税君
９番	吉田　実君	１０番	大湯圓郷君
１１番	菅原義幸君	１２番	平澤　等君

○欠席議員（０名）

１．地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光	君
教育委員会教育長	小板橋　司	君
農業委員会会長	原田喜博	君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠	君
代表監査委員	残間　正	君

１．町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（１）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木正則	君
総務課長	髙橋　純	君
まちづくり推進課長	阪井世紀	君
財政課長	佐藤英美	君
税務課長	佐々木正人	君
町民児童課長	河原泰平	君
認定こども園長	伊藤悦子	君
保健福祉課長	増田和彦	君
農林水産課長	吉田有哉	君
建設水道課長	平田大輔	君
会計管理者	杉村　彰	君

国保病院事務局長	手　塚　清　人	君
総務課長補佐	中　山　康　春	君
まちづくり推進課長補佐	奥　村　大　樹	君
財政課長補佐	浜　高　正　明	君
税務課長補佐	長　内　解　人	君
町民児童課長補佐	黒　澤　美知子	君
認定こども園副園長	本　田　和　矢	君
保健福祉課長補佐	長　内　　京	君
保健福祉課長補佐	水　野　万寿夫	君
保健福祉課長補佐	栗　谷　一　樹	君
地域包括支援センター所長	今　川　勇　吾	君
農林水産課長補佐	藤　井　卓　也	君
農林水産課長補佐	井　村　裕　行	君
水産種苗育成センター副所長	栄　田　武　志	君
建設水道課長補佐	鈴　木　涼　平	君
国保病院事務局次長	近　藤　智　博	君
総務課主幹	尾　野　裕　也	君
まちづくり推進課主幹	稲　船　洋　志	君
税務課主幹	小　林　朱　央	君
町民児童課主幹	三　浦　三津枝	君
町民児童課主幹	山　川　彩　子	君
保健福祉課主幹	古　守　亜　珠	君
保健福祉課主幹	垣　本　利　子	君
保健福祉課主幹	河　野　葉　子	君
農林水産課主幹	斉　藤　　真	君
農林水産課主幹	撫　養　和　伯	君
建設水道課主幹	川　上　佳　隆	君
建設水道課主幹	吉　田　一　也	君
建設水道課主幹	高　橋　真　一	君
建設水道課主幹	大　野　秀　幸	君
建設水道課主幹	岡　島　譲　二	君
出納室主幹	竹　内　亜希子	君
国保病院事務局主幹	村　井　貴　大	君
地域生活係長	栗　城　惇　史	君
情報管理係長	又　村　　智	君
広報統計係長	西　田　幸　恵	君

商工労働観光係長	山崎　英人	君
財政係長	髙森　直也	君
環境衛生係長	原田　宰	君
障がい福祉係長	平田　慎太郎	君
保健推進係長	清水　美千子	君
保健推進係長	干場　美沙代	君
包括支援係長	大久保　麻未	君
地域支援係長	田畑　貴子	君
地域支援係長	安藤　麗香	君
業務係長	北山　典孝	君
業務係長	池田　裕之	君
下水道係長	小川　寛雄	君
出納係長	佐藤　こずえ	君
庶務係長	大庭　啓	君

《瀬棚支所》

支所長	濱　登幸恵	君
養護老人ホーム三杉荘所長	西田　良子	君
次長	山本　亨	君
瀬棚保育所長	水野　真里子	君
福祉係長	稲船　奈穂子	君

《大成支所》

支所長	中川　譲	君
大成保育園長	浜高　あけみ	君

（２）教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	古畑　英規	君
次長	斉藤　哲章	君
次長	尾野　真也	君
主幹	藤谷　希	君
学校給食センター係長	伏見　尚志	君

（３）農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	小林　和仁	君
係長	松林　功	君

（４）選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書　　記　　長　髙　橋　　純　君
書　記　次　長　中　山　康　春　君

（５）代表監査委員の委任を受けて出席する説明員
事　務　局　長　上　野　朋　広　君
次　　長　松　原　孝　樹　君

１．本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。
事　務　局　長　上　野　朋　広　君
次　　長　松　原　孝　樹　君
主　　事　神　野　翔　亜　君

開会　午前１０時００分

◎開会宣告

○議長（平澤　等君）　皆さんおはようございます。

ただ今の出席議員１２名で定足数に達しておりますので、令和７年第１回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（平澤　等君）　直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名について

○議長（平澤　等君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第１１７条の規定により、議長において９番、吉田実議員、１０番、大湯圓郷議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第２　会期の決定

○議長（平澤　等君）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日から３月２１日までの１９日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から３月２１日までの１９日間と決定いたしました。

◎日程第３　諸般の報告

○議長（平澤　等君）　日程第３、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第４　行政報告

○議長（平澤　等君）　日程第４、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　それでは行政報告を申し上げます。

１件です。町長、副町長の動向についてでございますが、別紙のとおり１２月から２月までの動向について報告させていただいております。別紙を持ってご覧を願って報告とさせていただき

ます。
○議長（平澤　等君）　これで行政報告を終わります。

◎日程第５　決議第１号

○議長（平澤　等君）　日程第５、決議第１号せたな町長高橋貞光君に対するせたな町情報公開条例の遵守を求める決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます

本多浩議員。

○６番（本多　浩君）　ただいま上程されました決議第１号せたな町長高橋貞光君に対するせたな町情報公開条例の遵守を求める決議の提案理由を申し上げます。

議案その３の２ページをお開き願います。せたな町議会は、せたな町長高橋貞光君に対しせたな町情報公開条例の遵守と公文書である顛末書、始末書の原則公開を求めるものであり以下４点について決議するものであります。

１、１月２３日の政策審査特別委員会で町長は、顛末書、始末書は非開示情報だとして原則公開というそれまでの発言を覆し議会と行政の信頼関係を著しく損なった。

２、顛末書、始末書は提出義務に基づく公文書であり個人の自由意思で提出された情報とは言えず、せたな町情報公開条例第１０条第１項第７号の任意に提供された情報には該当しない。

３、日付、心情並びに処分該当行為の経緯に関する情報は、せたな町情報公開条例第１０条第１項第１号に規定する１１項目の特定個人識別情報に該当せず非公開にすることは誤りである。

４、公文書である顛末書、始末書は、せたな町情報公開条例の規定を遵守し個人識別情報１１項目を除いて公開することを要求する。

以上、決議するものであります。

議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

（「よし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　説明が終わりました。質疑を許します。

菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　議員質疑ではございませんが、議事進行に関する発言をさせていただいてよろしいですか。

○議長（平澤　等君）　よろしいです。どうぞ。

○１１番（菅原義幸君）　ただいま提案者の口頭の表現内容と決議文の内容等に部分的ではありますが字句表現上の食い違いがあるんです。大きな問題ではありませんが、決議原文によって整理をするということを確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（平澤　等君）　ただいま菅原議員からご発言ございました。このたび皆さんのお手元に示されてございます決議の原文をもって、決議するというふうなことの取扱いにしていきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」という者あり）

○議長（平澤　等君）　そのように進めてまいります。
　改めて質疑を許します。
（「なし」と言う者あり）
○議長（平澤　等君）　質疑を終わります。
　反対討論ございますか。
（「なし」と言う者あり）
○議長（平澤　等君）　次に賛成討論を許します。
　菅原議員。
○１１番（菅原義幸君）　本決議に賛成いたします。北海道町村会は昨年６月、顛末書、始末書は公文書であるとする極めて当然の見解を表明しました。私は、高橋町長が長期間、顛末書と始末書は個人情報であるとして一切公表せず横領事件の真相解明を妨害してきたことに対し厳しく抗議いたします。本来、顛末書、始末書は提出義務に基づく公文書であって、個人の自由意思で提出された情報ではありません。それにもかかわらず任意に提出された情報だと偽って、非開示文書とみなすことは、せたな町情報公開条例の規定に明らかに違反するものであります。顛末書と始末書が公文書である以上、原則公開すべきものであり、これまでは議会調査特別委員会の要請に基づいて公開されてきた経過がございます。しかしこのたびは日付、心情、処分該当行為を個人識別情報だと偽って黒塗りにし相当部分を秘匿しています。また公務員の職務上の行動は非開示にできないというのが法律の規定であって、処分該当行為の黒塗りは町民の知る権利を否定し横領行為を隠蔽する許されない行為であります。５カ月間にわたって１０件、１６０万円の公金を役場から持ち出した事案を調査するために議会が提起した地方自治法の９８条検査権を尊重し、せたな町情報公開条例に基づいて原則公開することを町長に強く要求し賛成討論といたします。
　以上であります。
○議長（平澤　等君）　反対討論ございますか。
（「なし」という者あり）
○議長（平澤　等君）　討論を終わります。
　これより採決をいたします。
　お諮りいたします。
　本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。
　よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第６　議案第１号ないし議案第８号、議案第２０号及び議案第２１号、議案第２３号及び議案第２７号ないし議案第３０号
○議長（平澤　等君）　日程第６、議案第１号令和７年度せたな町一般会計予算から議案第８号

令和７年度せたな町病院事業会計予算までの８件と議案第２０号せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第２１号せたな町特別会計条例等の一部を改正する等の条例、議案第２３号せたな町出生祝金支給条例の一部を改正する条例及び議案第２７号指定管理者の指定から議案第３０号権利の放棄についてまでの４件、合わせて１５件を一括議題といたします。

最初に町長の町政執行方針について説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君）　令和７年第１回せたな町議会定例会の開会にあたり、町政執行への私の所信と基本的な施策の概要を申し上げます。

本年は平成１７年９月の新町誕生から２０年の節目の年でもあり、私が新町の町政をお預かりして５期目最後の年となりました。この間、町民の皆様、そして議員各位の温かいご支援とご協力により町政運営に取り組むことができましたことに心から感謝とお礼を申し上げます。

さて我が国の経済は、政府が取りまとめた国民の安心、安全と持続的な成長に向けた総合経済対策を迅速かつ着実に執行し、その効果を広く波及させていく中で、令和６年度は緩やかな回復を続けております。令和７年度においては、総合経済対策の効果が下支えとなって賃金上昇が物価上昇を上回り、個人消費が増加するとともに企業の設備投資も堅調な動きを継続するなど、民間需要主導の経済成長となることが期待されているところであり、政府としては引き続き賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を確実なものとすることを目指し、経済財政運営を推進することとしております。本町におきましては、昨今の物価高騰や慢性的な人手不足などが、コロナ禍終息後の地域経済に影響を及ぼしており、政府が目指す賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行は、地方自治体にとって大きな課題となっております。令和７年度は、引き続き１次産業やそれらを取り巻く産業の基盤強化の推進を図るとともに、地域経済の循環による活性化とふるさと納税制度など、更なる財源の確保に努めてまいります。また現在策定を進めております第３次総合戦略となるせたな町デジタル田園都市国家構想総合戦略の下、将来にわたり住み続けたいと思えるまちづくりの実現を目指してまいります。令和７年度せたな町予算については、町の予算編成方針や地方財政計画などを踏まえ予算編成にあたったところであります。

はじめに一般会計予算について申し上げます。予算総額は前年度比１．７％増の９４億９，４６４万４，０００円となっております。

歳出の主な事業は、新規事業が電算システム標準化・共通化事業、総合行政ネットワーク用パソコン購入事業、入学祝金支給事業、住宅リフォーム等助成事業、瀬棚地区営農飲雑用水施設改修事業負担金、町道照明改良事業、町有住宅等改修事業、避難所生活環境改善事業、ＩＣＴ機器導入事業、北檜山中学校長寿命化改修工事実施設計業務などであります。

継続事業は、町有施設解体事業、北檜山学童保育所整備事業、スマート農業支援事業、水産物生産向上事業補助金、次世代型店舗づくり事業補助金、さけ観察広場改修事業、町道橋長寿命化修繕事業などとなっております。

歳入では、全体の５１．１％を占める地方交付税は前年度比０．３％増の４８億５，２０３万８，０００円を計上し、地方債は適債事業２０件で前年度比３６．９％減の７億３，８１０万円

を計上いたしました。

次に特別会計予算について申し上げます。

令和６年度をもって廃止する風力発電事業特別会計を除く国民健康保険事業特別会計など４特別会計の総額は、前年度比６．４％減の２４億８８１万７，０００円となったところであります。

次に公営企業会計予算について申し上げます。

簡易水道事業会計の収益的支出が３億９，８５８万４，０００円、資本的支出は１億９，８１５万２，０００円を計上し、下水道事業会計の収益的支出は４億５，６７８万５，０００円、資本的支出は５億７，８９０万７，０００円を計上いたしました。

病院事業会計は、収益的支出が１１億３，６８３万３，０００円、資本的支出は３，３６１万２，０００円を計上いたしました。

以下、主な施策について申し上げます。

第１にいつまでも健康に暮らせるまちの推進に努めます。

母子保健施策については、令和５年４月にこども家庭庁が発足され、国の方針に基づいたこども家庭センターを新たに設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を実施してまいります。また健診や相談、指導などの事業で母子に寄り添い、出産、子育て応援給付金給付事業の経済的支援を継続するとともに、産後ケア事業による産後支援の強化を図り、より安心して子どもを産み育て子どもが健やかに育つことができるよう努めてまいります。

各種がん検診及び特定健康診査については、多くの方に受診していただけるよう努め、健康相談や健康教育などを通じて、健康に関する正しい知識の普及と個々の生活習慣に合った保健指導を実践してまいります。また６５歳以上の方への各種予防接種の費用助成を引き続き実施し個人一人一人の疾病予防や健康の保持増進が図られるよう努めてまいります。

福祉施策については、第２期地域福祉計画・第２期成年後見制度利用促進基本計画や高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画を基本に、総合的な保健福祉、介護予防事業の展開を図り高齢者の自立の促進、安心して生活できる環境づくりに努めてまいります。

認知症施策については、認知症高齢者などに優しい地域づくりを目指し、認知症の人や家族に対する支援体制の整備に努めてまいります。

介護施策については、介護人材確保、育成支援事業及び介護従事者確保、定住対策事業に加え、栗山町との自治体包括連携協定に基づいた介護人材育成など質の高い介護サービスの安定的な供給が図られるよう努めるとともに訪問系介護サービス事業所、訪問系障がい福祉サービス事業所の遠隔地へのサービス提供について支援を実施してまいります。またグループホームあさなぎへのエアコン設置、床改修工事など利用者が安心して利用できる環境を整備します。

障がい福祉施策については、第４次障がい者計画・第７期障がい福祉計画に基づき、地域が必要とする給付や障がい福祉サービスを提供し障がい者を雇用する町内事業者への支援と障がい者の就労と社会的自立の促進に努めてまいります。

子育て支援については、母子保健機能と児童福祉機能を包括的に支援するこども家庭センターの設置に伴い、一体的な事業展開を図ってまいります。

小学校就学前児童の教育及び保育への支援として、引き続き認定こども園や保育所による質の高い教育､保育サービスを提供できるよう､保育アプリの本格稼働等により業務の効率化を進め、また子育て支援センターによる育児相談や保護者同士の交流を図りながら子育て家庭への支援に努めてまいります。

放課後児童への支援としては、学童保育所の充実した運営に取り組んでまいります。また老朽化した北檜山学童保育所の改築工事を実施し令和８年度の開業を目指してまいります。更には、新たに小、中、高等学校に入学する児童・生徒の世帯に対し入学祝金を支給します。

次に病院事業について申し上げます。地域医療を支える自治体病院は、住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献することを使命としております。地域に必要な医療を継続して提供するためには、医師をはじめとする医療従事者の確保は最重要課題であることから、関係機関と連携し引き続き取り組んでまいります。また限られた医療資源を活用し、常勤医師や医療従事者が連携して診療にあたるとともに、大学病院や民間医療機関からの出張医の応援により、持続可能な地域医療提供体制の確保に努めてまいります。

国保病院の改築については、医療面で町民を支える地域に密着した病院づくりを進めるため引き続き関係機関と協議してまいります。

病院事業の経営改善に向けては、せたな町立国保病院経営強化プランに基づき取り組んでまいります。国保病院、診療所及び歯科診療所が一層連携し、全職員が地域住民の生命と健康を守る使命を担っている医療機関の一員であることを自覚し、町民から信頼され、安心して受診していただけるよう一丸となって、より良い医療サービスの提供に努めてまいります。

第２に地域の魅力を産業の活力にかえるまちの推進に努めます。昨年５月に食糧、農業、農村基本法が改正され、食糧安全保障の確保や環境と調和のとれた食糧システムの確立、農業の持続的な発展などの方向性が示され、今後の農業の転換期を迎えておりますが、依然として肥料、飼料、燃料などの資材価格の高騰や高止まりが続いており、本町の産業を取り巻く情勢は厳しい状況にあります。このような状況下において１次産業を基幹とする本町にとっては、持続的な発展が不可欠であることから、産業団体との協働による施策の展開と併せ、経営基盤の強化や生産体制の整備、将来の産業を支える担い手の確保に努めてまいります。

はじめに農業施策について申し上げます。農業の振興については、中山間地域等直接支払交付金事業が令和７年度から第６期対策がスタートとなり集落協定に基づく農用地保全活動や農業の多面的な機能増進など農業生産活動を支援するとともに、引き続き労働力問題及び生産性の向上を目指しスマート農業機械などの導入経費の補助を行い、農作業の省力化や持続可能な農業生産体制の整備を図ってまいります。また担い手確保対策として令和７年度から地域おこし協力隊を募集し、新函館農業協同組合へ耕種農家育成派遣を行い、耕種農家の担い手対策や労働力支援を図り、新規就農者や後継者の担い手確保に努めてまいります。

農業センターについては、町内農産物の品質、収量の安定と向上を図るため、土壌分析診断事業による土づくりの推進や潮トマトや蔬菜類などの高収益作物の栽培試験を実施し、生産者への技術支援を行ってまいります。更にＩＣＴ機器を設置したビニールハウスを活用し作業の効率化

や作物の高品質化の実証試験も引き続き実施し、スマート農業普及に向けた取組を進めてまいります。

畜産については、依然として飼料価格の高止まりに加え個体販売価格も低下傾向にあり、経営の厳しさが大きな課題となっております。このような状況から町営牧場の更なる利用促進や畜産農家の経営コスト低減を進めるため町営牧場の整備を行い、酪農経営の支援となるよう努めてまいります。

次に農業、農村整備事業について申し上げます。水田用水については、基幹施設である真駒内ダムの適正な管理のため基幹水利施設管理事業を引き続き活用します。また安定的な営農飲雑用水供給体制の整備を図るため、瀬棚地区営農飲雑用水施設整備事業の工事実施に向けた実施設計業務を進めてまいります。更に新規事業として豪雨時に即時に対応を図るため狩場利別土地改良区内にある丹羽頭首工の遠隔監視システム改修や老朽化している西兜野排水機場の設備全面改修工事及び建物耐震補強工事を行い災害時における防災体制の強化を図ってまいります。

次に林業施策について申し上げます。林業施策に係る財源は、森林環境譲与税を活用し一般民有林の施業については､豊かな森づくり推進事業により伐採後の確実な造林を支援するとともに、除間伐や下刈及び低質材の運搬経費補助など森林所有者の負担軽減や森林の有する多面的機能の維持、増進を図ってまいります。

町有林については、主伐期の森林を計画的に伐採及び伐採跡地へ植林することにより、森林資源の循環利用を図ってまいります。近年、有害鳥獣の個体数増加により農林産物などの被害が増加傾向にあることから、引き続き狩猟免許取得に対する助成を行うとともに猟友会に対する捕獲活動費の拡充や農協との連携により実施している電気柵等の補助を継続するほか、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、有害鳥獣の捕獲及び人材育成に努め、猟友会や関係機関と連携を密に効果的な駆除に努めてまいります。

次に漁業施策について申し上げます。前浜資源の確保を図るため引き続きウニ資源増殖事業に支援してまいります。また漁業経営の規模拡大や新たな漁法に取り組む漁業者に対し、施設整備に係る経費の補助を引き続き行い、生産基盤の強化を図ってまいります。更に檜山沿岸６町による広域連携事業として取り組むニシンやナマコの種苗放流やサケの資源増大対策事業についても引き続き支援してまいります。

水産種苗育成センターについては、アワビの中間育成を行い前浜資源の維持と漁業者の経営安定に向けた支援に努めてまいります。

漁港、港湾については、関係機関との連携を図り、瀬棚港修築事業はもとより、上架施設改修工事や水産物供給基盤機能保全事業により施設の適切な整備を行うとともに、密漁監視カメラ設置工事を行い、組織的な密漁対策や漁港内等の災害時における状況確認など防犯上の抑止効果を図ってまいります。また貴重な漁業資源であるサクラマスや秋サケの増殖を図るためには、河川環境の整備が重要であることから、既設砂防ダムなどの堤体の切り下げを関係機関に引き続き要望してまいります。

次に商工観光施策について申し上げます。

商工事業者の経営体質の改善を図るため、商工会に対する運営補助のほか、中小企業経営安定資金融資事業や新型コロナウイルス対策資金への利子補給の継続及び次世代型店舗づくり事業により下支えするとともに、近年、民間事業者にとって深刻な課題である人手不足に対応するため、産業等活性化補助事業に新たに外国人技能実習生等受入補助金を設け地域産業の活性化に取り組んでまいります。また地域おこし協力隊員制度においては、従来の指定課題解決型に加え事業所派遣型の活用により、民間事業者の事業拡大や新分野挑戦、事業承継に必要な人材確保を進めるとともに、協力隊の起業と定住の促進を図ってまいります。観光振興については、観光協会と連携を図りながら合併２０周年冠事業として開催される３大イベントへの助成やふるさと納税を通じた地域の魅力発信など観光の振興と地域の活性化に努めてまいります。また遊具の老朽化が著しいさけ観察広場の改修工事も実施します。昨年、長寿命化改修事業を実施し、本年３０周年を迎える温泉ホテルきたひやま並びに本年４月より新たに指定管理者制度により運営するせたな青少年旅行村につきましては、利用者のサービス向上やコスト削減を図るとともに、引き続き適正な運営と施設管理に努めてまいります。

再生可能エネルギーの推進については、地域エネルギービジョン及び地球温暖化対策実行計画により、公共施設への太陽光発電設備の設置を進めるとともに、民間への導入を促進するため新たにゼロカーボン推進補助金を設け、国が目標とする２０３０年温室効果ガス４６％削減や２０５０年の温室効果ガス排出実質ゼロを目指します。また再エネ海域利用法において法定協議会が設置されている檜山沖につきましては促進区域指定に向け引き続き取り組んでまいります。

第３に自然を守り、安全にすごせるまちの推進に努めます。

快適な日常生活を過ごす上で欠かせない上下水道事業について申し上げます。

水道事業については、水道施設の適正な維持管理にあたり各施設の状況を監視システムにより常時監視をしておりますが、システム通信に使用しているＮＴＴ専用回線が令和１０年度にサービスを終了することから本年度からシステムの更新に取り組んでまいります。今後も水道水の安定供給に向け、これまで同様、安心、安全な水の確保、安定した水の供給及び健全経営に努めてまいります。

熱源供給事業については、北檜山中学校及びきたひやま荘へ温泉水を供給している北檜山２号井の老朽化が著しいことから代替井の掘削に向けた地下資源の調査を行うとともに、その他の施設についても適切な維持管理を実施し、安定した温泉の供給を図ってまいります。

下水道事業については、昨年度に引き続き、大成浄化センター及び北檜山下水処理場の改築更新工事を実施するほか、公共水域の水質保全並びに浸水防除に資するため、排水管の新設を実施してまいります。今後も下水処理施設及び漁業集落排水施設の適切な維持管理を実施し、安定した汚水処理に努めてまいります。また上下水道事業会計については、令和６年度より公営企業会計へ移行し適正な運営に取り組んでおりますが、持続可能な事業運営を図るため公営企業経営戦略を改定し、今後の投資や財政計画の中での収支バランスを的確に把握し、より一層の経営の健全化に努めてまいります。

環境衛生については、地域の良好な環境を保つため、ごみの不法投棄防止に努め資源ごみ回収

奨励金交付事業を継続するほか、北部桧山衛生センター組合におけるリサイクル事業の推進のため資源ごみの無料収集、処理を引き続き実施してまいります。また公共下水道や農業集落排水施設などが未整備の地域における生活排水対策については、合併浄化槽の普及促進を図るため設置費の補助を継続して実施してまいります。

次に消防、防災体制について申し上げます。

消防については、大型消防ポンプ自動車、更には大型水槽車を更新し、消防力の向上に努めてまいります。また施設の維持管理、消防団員の防寒衣など被服の整備を進めるほか、消防職員及び団員の資質の向上を図り、火災をはじめ、各種災害へ迅速な対応ができるよう強化に努めてまいります。防災については、災害発生時に迅速に対応できるよう各関係機関とのより一層の連携強化を図るほか､避難所生活環境改善のためなどの災害備蓄品の充実を図ってまいります｡また、安全で安心して暮らせる地域づくりを推進するため、地域全体の防災意識の高揚に努めるとともに、引き続き自主防災組織に対する支援を行い自助、共助、公助の連携による地域防災力の向上に取り組んでまいります。

次に河川の整備について申し上げます。

一級河川後志利別川については、近年の気候変動の影響による治水対策を推進するため策定された流域治水プロジェクトを関係機関と協働で進めてまいります。北海道管理河川については、太櫓川、真駒内川、トンケ川、うぐい川の改修事業の早期完成やその他の河川についての適正な維持管理について、今後も道に対して要請してまいります。また町が管理する河川については、河川災害を未然に防止するため、第一最内川の河道掘削を進めるとともに、学林沢川及び最内川においては河岸洗掘を防止するため護岸整備を実施してまいります。

次に交通安全、防犯、消費者対策について申し上げます。

交通安全の推進については、交通安全運動に対する関係機関、団体及び町民の皆様のご協力により、昨年９月に交通事故死ゼロ１，０００日を達成することができました。今後も街頭啓発や交通安全教育などの取組を推進し、町民一人一人の交通安全意識を高めるとともに、関係機関や団体と連携を図り、交通事故防止に努めてまいります。防犯対策については、高齢者の特殊詐欺被害を未然に防止するために、迷惑電話防止機能がついた電話機などの購入に対する補助を継続して行います。また引き続き公共施設へ防犯カメラを設置し、事件事故の早期解決と犯罪への抑止力を高めるとともに、警察署をはじめ関係機関と連携し、犯罪のない安全で住みよいまちづくりを推進してまいります。

消費者対策については、複雑かつ多様化する消費者トラブルを未然に防止するため、被害防止の啓発活動や消費者相談窓口の一層の充実を図るとともに、町民の消費生活における安全と安心の確保に取り組んでまいります。

町有施設の解体については、老朽化した町営住宅などの解体を引き続き実施し、周辺環境の保全に努めることとしております。また適切な管理が行われず周辺環境に深刻な影響を及ぼす空家対策として､特定空家に該当しないが住居として使用できないほど損壊している家屋についても、町単独事業として枠を拡大して解体に対する助成を引き続き実施してまいります。

第４にだれもが便利さを実感できるまちの推進に努めます。

快適な住環境の整備を図り定住を推し進めるほか、物流の促進、観光振興、高次医療機関への救急車両による搬送などを考慮し広域的な幹線道路とのネットワークの構築に努めてまいります。

国道の整備については地域経済の発展はもとより、まちづくりの推進に不可欠であるため、地域高規格道路渡島半島横断道路の整備促進や国道２２９号、２３０号の適正な道路網の整備について、関係機関に引き続き要請してまいります。

道道の整備については、北檜山大成線の都地区歩道整備や新成地区などの狭隘箇所の改良事業の推進をはじめ、緊急時に２次及び３次医療圏への搬送道路となる八雲北檜山線の安全な通行の確保について要請してまいります。

町道橋の整備については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき町道丹羽６号線玉川橋補修工事を行ってまいります。町道は町民に身近な道路であることから道路状況を確認し、路面の補修や排水整備及び除雪などこれまで同様に適切な維持管理に努めてまいります。

定住の基盤となる快適な住環境の整備については、今後の公的賃貸住宅の適正な供給と保全を図るため、町営住宅等長寿命化計画の見直しを行います。既存住宅の維持管理としては、徳島団地の長寿命化改善事業を継続するほか、住宅状況に応じた補修を実施しながら適正な居住環境の確保に努めてまいります。また移住定住人口の確保などを目的とした移住定住促進住宅奨励事業や良質な賃貸住宅の供給を促進するための賃貸住宅整備促進支援事業を継続して実施するほか、物価高騰における経済対策並びに移住定住対策として住宅リフォーム等助成事業を実施し地域経済の活性化に努めます。

地域公共交通については、せたな町地域公共交通計画の着実な推進に向けて、地域公共交通活性化協議会及び各事業者と連携、協議を進めながら、持続可能な公共交通体系の構築を目指すとともに、デマンドバス実証運行事業などにより利用者のニーズや課題を探り、効率的かつ利便性を高める公共交通の形成に取り組んでまいります。

第５に学びやスポーツが楽しめるまちの推進に努めます。

子どもたちは、本町の未来をつくる力であり次世代を担う希望であります。子どもたちが、社会の変化に柔軟に対応しながら豊かな人間性を持ち、たくましく自立した社会人に成長するためには、自然や歴史、文化など本町が有する豊かな教育資源を生かし、学校、家庭、地域、行政が一体となり確かな学力､豊かな心､健やかな体の健全育成に向けた総合的推進が必要であります。そのため教育委員会との連携のもと基礎学力の定着をはじめ、ＩＣＴ機器を活用した教育や体力向上に向けた取組、更には道徳教育、外国語教育など、子どもたちがふるさとへの誇りと愛着を持ち、夢と希望を抱きながら、学ぶ楽しさを感じ、自ら学ぶ意欲が育まれるよう支援してまいります。また生涯学習を通じて地域全体が潤いと活力に満ちた豊かな人間性と文化を育むまちづくりを目指し、町民一人一人が自己の充実や心身の健康と潤いのある生活が送れるよう主体的に学び続けることができる環境づくりを進めてまいります。

第６にみんなの創意工夫が光るまちの推進に努めます。

町民主体によるまちづくりを推進するため、せたな町地域活動等推進事業を継続して実施しコ

ミュニティ活動の活性化を図り町内会などの活動を支援してまいります。また自治体ＤＸの取組については、せたな町公式ホームページやＳＮＳにより更なる町民の利便性の向上と情報発信の推進を図るとともに、デジタル田園都市国家構想総合戦略によるデジタル社会の構築を進めてまいります。

町内外の独身が集い、出会いと交流の場を提供する出会いの広場を継続して開催することで、人生最大のプロジェクト結婚に結びつくためのきっかけとし、地元に住み続けたい意欲の高揚と地域の活性化を図ってまいります。また令和元年度に友好交流都市協定を結んだ愛知県豊山町とは、引き続き産品交流やオンラインによる学校交流を実施するほか、昨年から始まりました中学生派遣事業におきましては、本年は豊山町から中学生を受け入れ、更なる交流事業の発展に努めてまいります。

以上、令和７年度の町政執行に臨む私の所信を申し上げ、せたな町の更なる発展のために町民の皆様、町議会の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（平澤　等君）　それではただいまより１１時１０分まで休憩いたします。

休憩　午前１０時５７分
再開　午前１１時１０分

○議長（平澤　等君）　休憩を解き会議を再開いたします。

教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長。

○教育長（小板橋司君）　令和７年第１回定例会の開催にあたり教育行政執行方針を申し上げます。

近年におけるグローバル化の進展、ＳＤＧｓを原動力とした地方創生などにより、価値観や生活様式が大きく変わり、従来の知識や経験では答えを見つけ出すことが難しい時代となっております。このような変化の激しい時代にあって、未来に生きる子どもたちが多様性を認め合い笑顔で暮らせる持続可能なまちづくりを実現するためには、質の高い教育を提供することが重要であります。子どもも大人も学びを通して生涯にわたり自分を輝かせることができる教育環境を一層充実させることが不可欠と考えております。本町の教育推進につきましては、せたなの教育のめざす姿の基本理念であるふるさとせたなを愛し、潤いと活力ある人間性豊かな人を育むことを基調に学校教育、社会教育において、一人ひとりが身体的、精神的、社会的に良好で満たされた状態のこと、いわゆるウェルビーイングの向上に努めてまいります。また第３次せたな町教育推進計画が令和６年度末をもって終了することから、令和７年度から令和１１年度までの５カ年計画となります第４次せたな町教育推進計画を策定いたしました。本計画の具現化に向けて、学校、家庭、地域とより一層の連携を図りながら、包摂的で質の高い教育を目指し総合的な教育行政の推進に取り組んでまいります。本計画が学校をはじめ関係団体において、今後の活動の指針として生かされることを望むところであります。

それでは主な方針について申し上げます。

はじめに学校教育についてであります。

各小中学校においては、令和の日本型学校教育で示されている個別最適な学びと協働的な学びを基本にすえ、学習指導要領に示されております生きる力を育むという考えのもと確かな学力、豊かな心､健やかな体の三要素がバランス良くとれた子どもの健全育成に取り組んでまいります。とりわけ知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成、学びに向かう力、人間性の涵養を柱にした資質、能力の育成を目指し、子どもたちの学びを主体的、対話的で深い学びへと改善するために、各学校では児童生徒や地域の実態に応じた重点教育目標を掲げ、その達成に向けて努めてまいります。

１点目は、地域の中の学校としての役割を発揮した信頼される学校経営についてであります。

子どもたちを取り巻く社会環境や家庭環境が急激に変化するなか、複雑化、困難化している教育課題を解決していくためには、地域全体で子どもたちを見守り、互いに信頼関係を保ちながら育てていくことが大切であります。そのため子どもたちの学びの中心となる学校、子育ての基盤となる家庭、人間性や社会性を身に付ける場となる地域が、互いに連携を図るとともにコミュニティ・スクールなどの外部の声を学校運営に積極的に反映し、地域と一体となって子供たちを育む地域とともにある学校づくりが推進されるように支援してまいります。また小学校、中学校の連携ならびに中学校と檜山北高等学校との連携についても継続して進めてまいります。

２点目は、生きる力を育む教育課程と社会に開かれた教育課程の実現についてであります。

小中学校においては、学習指導要領に基づく教育課程をバランスよく編成するとともに、ＩＣＴ教育、学力、体力向上に向けた取り組み、本町が有する豊かな自然、歴史、文化を学ぶふるさと教育や職場体験などを通して自分の生き方や進路について考えるキャリア教育を推進してまいります。また本町の価値ある伝統、文化財、郷土資料を学校教育でも有効に活用してまいります。

３点目は、学習指導についてであります。

確かな学力の向上とこれからの時代に求められる資質、能力の育成については、児童生徒一人ひとりの確かな学力を向上させ将来の学びを支える学力を定着させると同時に、主体的、対話的で深い学びの充実を図るため１人１台端末を有効に活用し、子どもたちが学ぶことに興味を持ち楽しさを感じながら基礎学力を確実に身につけるための学習環境の整備に努めてまいります。そのひとつとして全校児童、生徒に導入した学習用ソフトのＡＩドリルを有効に活用するなど、学校での学習のみならず家庭学習の充実に取り組んでまいります。そのうえで望ましい生活習慣の定着と授業改善を学力向上の両輪とし、学校、家庭、地域が一体となり取り組みを推進してまいります。

外国語教育については、児童生徒の英語力のより一層の充実と向上を図るため、外国語指導助手や英語指導助手を全ての小中学校に派遣してまいります。

４点目は、総合的な学習の時間についてであります。

総合的な学習の時間においては、自己の生き方を考えていくための資質、能力の育成を図るため、身近な自然環境や地域の特色を生かしたふるさと教育、地域人材の活用や事業所、関係団体

等での体験活動を通して探究的な見方、考え方を育む教育活動を推進してまいります。また国内外において２０５０年までにカーボンニュートラルを目指す動きが高まっていることから町内にある風力発電施設を積極的に活用した学習の場を提供してまいります。

５点目は、道徳教育についてであります。

考え議論し、豊かな心を育む道徳に向けて、道徳教育推進教師を中心に学校全体として授業改善と充実に努めるとともに参観日等での道徳の授業公開を行ってまいります。また北海道版道徳教材きたものがたりを道徳の授業に活用するなど、せたな町で開業し地域に貢献した荻野吟子女史の信念を貫いた力強く魅力的な生き方を学ぶとともに、命を大切にする心や思いやりの心など豊かな心を育むための道徳教育の充実に努めてまいります。

６点目は、生徒指導についてであります。

生徒指導については、管理職のリーダーシップのもと全教職員による生徒指導体制と組織的な対応を図るとともに保護者や関係機関と連携を密にした取り組みを進めてまいります。

いじめや不登校等への取り組みについては、定期的なアンケート調査、教育相談、家庭訪問等を実施し、いじめの未然防止、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応に努めるとともに、小中学校、保護者や関係機関等と連携のもとに迅速な対応に努めてまいります。またスクールアドバイザーを学校等に派遣するほか、不登校の児童生徒を受け入れる教室や保護者を対象とした交流会の実施など、不登校等の課題を抱える児童生徒や、その保護者に対する心のケア、指導、助言等の支援を引き続き行ってまいります。

７点目は健康・安全教育についてであります。

学校においては、運動の楽しさや喜びを実感させ、積極的に運動に取り組む意欲や態度を育てる取り組みが進められておりますが、実生活に即した肥満防止、体力増強や食物アレルギー対応に係る適正な管理が図られるよう努めてまいります。

食育については、学校での給食指導、学校栄養教諭による食に関する指導や家庭への啓蒙、連携等を通して食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図るとともに、全ての食材をせたな産で賄う給食の日を設定し積極的に地場産物を利用した給食の提供をするなど、食への感謝の気持ちと地域への愛着を醸成する指導の充実に努めてまいります。

安全教育については、不審者、交通事故等から児童生徒が主体的に安全な行動をとることができるよう警察等と連携を図り交通安全教室など各種教室を開催し、危機対応能力等を身につける安全教育の充実に努めてまいります。また防災教育として関係機関や地域と連携した一日防災学校を充実させ、児童生徒に対しいつ起きるかわからない災害への防災意識の向上を図ってまいります。

８点目は、特別支援教育の充実についてであります。

特別な教育的支援を必要とする児童生徒への特別支援教育はとても重要なものであり、せたな町特別支援連携協議会やせたな町教育支援委員会を定期的に開催し、認定こども園や保育所、小中高等学校と関係機関が連携しながら児童生徒への適切な支援、指導に取り組んでまいります。また特別支援教育支援員、学習支援員を配置するなど児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じ

た学びの充実・支援に取り組んでまいります。

９点目は幼児教育についてであります。

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うための重要なものであります。認定こども園や保育所から小学校への学びの連続性を維持するため、小学校体験入学や交流学習をスタートカリキュラムとして年間指導計画に位置づけるなど、幼児教育の充実に努めてまいります。そのほか外国語に慣れ親しむために認定こども園や保育所に外国語指導助手を派遣してまいります。

１０点目は、教職員の資質向上についてであります。

教職員一人ひとりの資質、能力を高める研修を充実させ、教育公務員としての誇りと生きがいを持つ教員を養成するため、町教育研究会等の活動の充実や各種研修会への積極的な参加を促進してまいります。とりわけ教職員のＩＣＴ機器の教育活用のためのスキルアップを目指し、引き続き研修会を充実させてまいります。そのほか教職員の心身の健康保持のため、スクールアドバイザーによる教職員のメンタルヘルスケアを実施し、風通しの良い働きやすい職場づくりを支援してまいります。また教職員が不祥事によって地域社会からの信頼を失うことのないよう教育公務員としての自覚を促すとともに、体罰や交通違反等の不祥事防止、法令遵守による服務規律の徹底を図ってまいります。

ＧＩＧＡスクール構想下での校務のＤＸ化による校務に関する業務負担の軽減と子ども一人ひとりに向き合う時間の確保、授業における効果的なＩＣＴの活用など、業務の効率化や授業改善に努め働き方改革を推進してまいります。

１１点目は、教育環境の整備についてであります。

令和７年度は、北檜山中学校の長寿命化改修工事実施設計業務を実施し、教育施設の長期的な維持管理を図ります。またＧＩＧＡスクール構想第２期を見据えた学習用コンピュータ１人１台端末の整備、更新、大型モニターの追加導入、通信ネットワーク環境の向上など、ＩＣＴ教育の推進によるデジタル教材の活用を推進するため情報教育環境の整備に努めてまいります。このほか緊急性や重要性を考慮しながら教育施設の安全な維持管理に努めてまいります。

次に社会教育についてであります。

社会教育の推進にあたっては、生涯を通して一人ひとりが自ら学ぶことができる学習機会の提供と学習環境の整備に努めてまいります。

１点目の生涯学習についてであります。

生涯学習の推進は、持続可能な社会の維持・発展とウェルビーイングの実現に欠かせない取り組みであります。人格形成の基礎を育むことが大切な乳幼児期は、安心して子育てができる環境を整え、関係機関や団体と連携し、学びの場の提供や体制の整備に努めてまいります。青少年期は、連帯感、協調性、社会適応力を身に付け、将来に向けての可能性を育むため自然体験事業やふるさと学習のほか、小学校低学年を対象とした英会話教室を実施してまいります。このほか地域人材を活用した学校運営についても引き続き支援してまいります。職業生活を通じて地域社会のなかでも活躍が期待される成人期は、家庭、地域、職場等において中核を担う世代であることから、多様な学習機会の提供や家庭を取り巻く環境の変化に対応した家庭教育支援に努めてまい

ります。高齢期は、少子高齢化の進行が著しい現代において、学習機会の提供や活動支援が重要であります。そのため高齢者が健康で元気に生きがいを持って日々生活することができるよう高齢者大学を中心とした事業の充実に努めてまいります。本町では、このように各年齢期にあわせた事業を展開し、それぞれが生きる力を身につけ、幸せや豊かさを感じられる活力ある社会の実現をめざします。

２点目の読書活動の推進についてであります。

せたな町子どもの読書推進計画に基づき、幼児期からの読書活動の推進を図るとともに各学校へ学校図書室支援員を派遣し、学校図書室の環境を充実させ読書習慣の推進に努めてまいります。また各図書施設につきましては、図書資料の充実や読書活動の推進を図り町民に親しまれる図書施設としてより良い運営に努めてまいります。

３点目の芸術・文化についてであります。

町民が心豊かに、創造的で文化的な生活が営めるよう文化講演会の開催や芸術鑑賞機会の提供に努めてまいります。また町民の日常的な文化活動を促進するため、文化団体やサークルなどと連携した文化祭開催のほか、芸術鑑賞事業実行委員会や郷土芸能団体等への支援を行うとともに、誰もが気軽に参加や活動ができる環境づくりに努めてまいります。本町の貴重な文化財や郷土資料については、学芸員による適正な保護、保存に努めるとともに、定期的な展示会や資料を活用した各種事業を開催し文化財の公開と情報発信に努めてまいります。

４点目のスポーツの推進についてであります。

スポーツの推進は、爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びを与えるなど創造的な文化活動のひとつです。幼児期は、心身ともにめざましく発達する時期であり、この時期に生涯にわたって健康や体力を保持増進していくためキッズ運動教室の開催など基礎を養う学習機会を提供してまいります。青少年期は、スポーツに親しむ習慣を形成し、筋力、持続力、瞬発力などの身体機能がピークに達する時期であります。体力が充実し高度な技術を身に付けより高いレベルをめざし個々の限界に挑戦することが可能であることから、各種スポーツ教室のほか、プロの選手やチームによるスポーツアカデミー事業を実施し、体力、技術の向上を図ってまいります。成人期は、時間的制約も多くなる時期でありますが、健康づくりを目的にしたトレーニング講座の開催や包括連携事業の活用など、ニーズに合わせた学習機会の提供に努めてまいります。高齢期は、ライフスタイルの違いにより個人差もありますが、加齢に伴う身体的な衰えや体力、運動能力の低下も見られる時期であります。軽スポーツやシニア向け認知症予防運動教室など、個人の体力、運動能力にあわせ気軽に参加できる学習機会の提供に努めてまいります。本町では、近年の環境や社会状況の変化に対応しながら生涯にわたり誰もがそれぞれの年齢や性別、障がいの有無に関わらずさまざまなライフステージに応じたスポーツに親しむことができる環境の充実に努めてまいります。

５点目は社会教育、社会体育施設の整備についてであります。

施設の管理運営に関しましては、町民の生涯学習、生涯スポーツの重要な活動拠点として、緊急性や重要性を考慮しながら引き続き適切な維持管理に努めてまいります。そのほかに令和５年

度から実施しております北海道教育大学函館校と連携した地域づくり支援実習受入事業の内容充実や令和６年度に同大学と締結した包括連携協定に基づく事業展開を図ってまいります。

以上、令和７年度の教育行政執行にあたって基本方針について申し上げました。

変化の激しい社会のなかで､せたな町の子どもたちが互いに助け合いながらたくましく成長し、令和の時代に立ち向かうことができるよう、学校、家庭、地域との連携を十分に図りながら学びやスポーツが楽しめるまちを基本目標に、また全町民のウェルビーイングの向上を目指し教育行政の推進に全力で取り組んでまいります。

町民の皆さま並びに関係各位のご理解と一層のご協力を賜りますようお願い申し上げ教育行政執行方針といたします。

○議長（平澤　等君）　次に議案第１号から議案第８号並びに議案第２０号、議案第２１号、議案第２３号及び議案第２７号から議案第３０号までの１５件の議案について提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君）　上程されました議案第１号から議案第８号までの予算概要並びに議案第２０号、議案第２１号、議案第２３号及び議案第２７号から議案第３０号までの提案理由を一括して説明いたします。なお配付してございます令和７年度せたな町各会計予算附属資料としまして、令和７年度せたな町各会計予算案概要説明資料をご参照いただければと思います。それでは説明をしてまいります。

はじめに議案第１号令和７年度せたな町一般会計予算の総額は９４億９，４６４万４，０００円でございます。歳出予算に計上した主なものを申し上げます。１款議会費では、議員報酬、議員期末手当、政務活動費交付金などについて計上いたしました。

２款総務費では、町有施設解体工事、ふるさと応援寄附金推進費、デマンドバス運行事業費補助金などに係る経費について計上いたしました。

３款民生費では、社会福祉協議会運営事業補助金、国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計などへの繰出金、障害福祉サービス等給付費などについて計上いたしました。

４款衛生費では、病院事業や簡易水道事業会計などへの繰出金、健康づくり事業や公営温泉浴場管理に係る経費、北部桧山衛生センター組合負担金などについて計上いたしました。

５款労働費では、渡島檜山北部通年雇用促進支援事業などの雇用対策経費について計上いたしました。

６款農林水産業費では、スマート農業支援事業補助金や中山間地域等直接支払交付金、瀬棚地区営農用飲雑用水施設整備事業負担金、豊かな森づくり推進事業補助金、水産物生産向上事業補助金などについて計上いたしました。

７款商工費では、商工会及び観光協会への補助金、次世代型店舗づくり事業補助金、各観光施設等の維持管理経費、温泉ホテルきたひやまの指定管理料、ゼロカーボン推進事業などに係る経費について計上いたしました。

８款土木費では、源泉施設点検整備などの熱源供給施設管理費、町道等除排雪業務などの道路

維持費、町道興長寿命化修繕事業などの地方道改修事業費、準用河川維持浚渫事業、下水道事業会計への繰出金などについて計上いたしました。

９款消防費では、檜山広域行政組合消防費負担金のほか、災害時の避難所の環境改善を図るため段ボールベッドやパーテーションの整備、防災行政無線保守管理業務、防潮水門管理費などについて計上いたしました。

１０款教育費では、スクールバス運行業務など学校管理に係る経費、小・中学校修学旅行貸切バス料金に対する支援、社会教育及び保健体育に係る経費などについて計上いたしました。

１１款公債費では、長期債元金及び利子など償還金について計上いたしました。

１２款職員給与費では、特別職３人、一般職１３０人の給料、諸手当など職員給与費に係る経費、会計年度任用職員に係る給与費などについて計上いたしました。

一方、歳入でございますが、自主財源の町税や地方譲与税などのほか、地方交付税では国の地方財政計画を参考に、普通交付税、特別交付税合わせまして４８億５，２０３万８，０００円を見込み計上いたしました。町債につきましては、地域医療支援事業債など２０件の借入れを計上し収支の均衡を図ったものでございます。

次に、議案第２号令和７年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算の総額は１０億７，９９４万８，０００円で、保険給付費や国民健康保険事業費納付金などの経費を計上してございます。

次に、議案第３号令和７年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算の総額は１億７，９４７万６，０００円で、後期高齢者医療広域連合納付金などの経費を計上してございます。

議案第４号令和７年度せたな町介護保険事業特別会計予算の総額は１０億８，９１５万７，０００円で、保険給付費や地域支援事業費などの経費を計上してございます。

議案第５号令和７年度せたな町介護サービス事業特別会計予算の総額は６，０２３万６，０００円で、デイサービスセンター事業費や介護予防支援事業費などの経費を計上してございます。

議案第６号令和７年度せたな町簡易水道事業会計予算の総額は、収益的収支の収入は４億１５０万７，０００円、支出は４億８万７，０００円、資本的収支の収入は１億３，７３６万６，０００円、支出は１億９，８１５万２，０００円を計上してございます。

議案第７号令和７年度せたな町下水道事業会計予算の総額は収益的収支の収入及び支出ともに４億５，６７８万５，０００円、資本的収支の収入５億７，８７５万９，０００円、支出５億７，８９０万７，０００円を計上してございます。

議案第８号令和７年度せたな町病院事業会計予算の総額は、収益的収支収入及び支出共に１１億３，６８３万３，０００円、資本的収支の収入は１，７９５万４，０００円、支出は３，３６１万２，０００円を計上したものでございます。

次に一般議案でございます。議案その２の１３ページでございます。議案第２０号せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、令和６年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の公布により、せたな町職員の給料及び各種手当等を改正するため本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に７７ページでございます。議案第２１号せたな町特別会計条例等の一部を改正する条例に

ついては、せたな町洋上風力発電施設の廃止に伴い、関係条例の所要な規定の整備を図るため本条例の一部改正等をしようとするものでございます。

次に９３ページでございます。議案第２３号せたな町出生祝金支給条例の一部を改正する条例については、出生祝金の引上げを行うため本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に１２３ページでございます。議案第２７号指定管理者の指定につきましては、せたな高齢者グループホームあさなぎの管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため指定管理者を指定するものであります。

次に１２５ページでございます。議案第２８号指定管理者の指定につきましては、せたな町営牧場の管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため指定管理者を指定するものでございます。

次に１２７ページでございます。議案第２９号指定管理者の指定につきましては、せたな青少年旅行村の管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため指定管理者を指定するものでございます。

次に１２９ページでございます。議案第３０号権利の放棄につきましては、水道料金の債権について債務者の死亡または町外へ転出により居所不明のため債務の履行が見込めないことから、地方自治法第９６条第１項第１０号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上､各会計議案８議案､一般議案７議案につきまして一括して提案理由を説明いたしました。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤　等君）　お諮りいたします。

ただいま議案となっています１５件の予算関連議案については、委員会条例第５条第１項及び第２項の規定により、議長を除く１１名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の継続審査にしたいと思います。また予算審査特別委員会への地方自治法第９８条第１項の権限を委任することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって議案第１号から議案第８号まで並びに議案第２０号、議案第２１号、議案第２３号及び議案第２７号から議案第３０号までの予算関連議案は議長を除く１１名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の継続審査とするとともに予算審査特別委員会の地方自治法第９８条第１項の権限を委任することに決定いたしました。

直ちに予算審査特別委員会を設置いたします。

これにただ今議題としている１５件の予算関連議案を付託し､休会中の継続審査といたします。

お昼が迫ってございますが、この特別委員会の設置までをお昼前の会議といたしたいと思いますので協力お願いいたします。

ここで予算審査特別委員会は、別室におきまして正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時４８分

再開　午後　０時０８分

○議長（平澤　等君）　休憩を解き会議を再開いたします。

これから諸般の報告をいたします。

予算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

委員長に横山一康議員、副委員長に藤谷容子議員、以上のとおり互選された旨報告がございました。

これで諸般の報告を終わります。

ここで昼食休憩のために１時１５分まで休憩いたします。

休憩　午後　０時０９分
再開　午後　１時１５分

○議長（平澤　等君）　休憩を解き会議を再開いたします。

◎日程第７　議案第９号

○議長（平澤　等君）　日程第７、議案第９号令和６年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君）　今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から１，１６０万１，０００円を減額し、補正後の予算総額を９９億７，１１８万２，０００円とするものでございます。

その主な内容でございますが、各種事務事業の執行による予算精査のほか、自治法派遣道職員負担金や久遠漁協製氷貯氷施設整備事業など、行政執行上、当面必要とする経費について補正をお願いするものでございます。なお予算に合わせまして、繰越明許費の設定１件、債務負担行為の追加１件、地方債の変更１０件、追加１件をそれぞれお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤　等君）　続いて内容の説明を求めます。

佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君）　それでは内容についてご説明いたします。まず最初に議案その１の６ページでございます。第２表繰越明許費補正の設定１件でございます。年度内に事業完了が見込めないことから翌年度に繰越しをお願いするものでございます。久遠漁協製氷貯氷施設整備事業、繰越額は８，９１２万５，０００円でございます。

次に７ページでございます。第３表債務負担行為補正追加１件でございます。中小企業経営安定資金融資利子補給については、令和６年度に借入れた中小企業経営安定資金融資に対する利子補給で期間は令和７年度から償還終了年度まで、限度額はせたな町中小企業経営安定資金融資条例に基づき、借入れした中小企業者に対する同条例の規定により算出した利子補給額の合計額とするものでございます。

次に８ページでございます。第４表地方債補正の変更１０件と追加１件でございます。地域医療支援事業など記載の１０事業について事業費の精査により限度額の変更をするものでございます。なお起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。追加の久遠漁協製氷貯氷施設整備事業、限度額３，０００万円の１件を追加するものでございます。なお起債の方法、利率、償還の方向は記載のとおりでございます。

それでは別冊の補足資料により説明をいたします。既にお目通しを頂いているものと思いますので、説明は簡潔にさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

歳出から説明いたします。補足資料の１ページでございます。議案その１では２５ページから５９ページまでとなります。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、新規で自治法派遣道職員負担金、補正額６１４万円の追加で全額一般財源です。北海道から職員派遣に係る負担金でございます。６目基金管理費、継続で減債基金積立て、補正額２，９３９万８，０００円の追加で全額一般財源です。令和７年度及び令和８年度の臨時財政対策債を償還するため積立てをするものでございます。１４目ふるさと応援寄附金推進費､継続でふるさと応援寄附金推進事業３，７５４万６，０００円の減額で全額その他財源で、ふるさと応援寄附金でございます。事業費精査によるもので記載の経費をそれぞれ減額するものでございます。１７目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業令和６年度分、継続で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業令和６年度分１，４３０万３，０００円の減額で、国道支出金１，３３６万９，０００円の減額、残りは一般財源です。事業費精査によるもので記載の経費を減額するものでございます。

以上２款総務費の補正額合計は８，４０２万５，０００円の減額でございます。

３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、継続で社会福祉総務費繰出金３，４３０万４，０００円の減額は全額一般財源です。記載の各特別会計の事業精査によりそれぞれ記載の金額を減額するものでございます。３款民生費の補正額合計は４，６１２万１，０００円の減額でございます。

４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費、継続で保健衛生総務費繰出金１億６，５３７万６，０００円の追加は全額一般財源です。事業精査により病院事業会計は１億８，４９８万５，０００円の追加、簡易水道事業会計は１，９６０万９，０００円の減額でございます。６目公営温泉浴場管理費、継続で公園温泉浴場管理事業３７０万４，０００円の追加は、５０万はその他で公営温泉浴場使用料、残りは一般財源です。事業費１２５万１，０００円の追加は、瀬棚公営温泉浴場の暖房用ラインポンプ交換などの修繕を行うもので、委託料２４５万３，０００円の追加は貝取澗公営温泉浴場の１階トイレ天井内給湯管漏水などの修繕を行ったため指定管理料に追加するものでございます。２ページでございます。２項清掃費、１目清掃総務費、継続で

北部桧山衛生センター組合負担金７４０万１，０００円の追加で１，９３０万円は過疎債、１，１８９万９，０００円の減額は一般財源です。北部桧山衛生センター組合負担金の精査によるものでございます。４款衛生費、補正額合計は１億５，３７１万５，０００円の追加でございます。

６款農林水産業費、３項水産業費、２目水産業振興費、新規で久遠漁協製氷貯氷施設整備補助金８，９１２万５，０００円の追加で国道支出金５，７５０万円、合併特例債３，０００万円、残りは一般財源です。ひやま漁業協同組合が久遠漁協に製氷貯氷施設を整備するため建設費の一部を補助するものでございます。なお事業費などについては記載のとおりでございます。６款農林水産業費、補正額合計は７，３６８万７，０００円の追加でございます。

７款１項共に商工費、１目商工振興費、継続で次世代型店舗づくり事業補助金１，０１８万円の減額で、全額その他で産業振興基金でございます。事業費精査によるものでございます。４目温泉ホテルきたひやま管理費、継続で温泉ホテルきたひやま施設指定管理料２１０万７，０００円の追加で全額一般財源です。温泉ホテル北檜山の屋外ガス等修繕、バコティンヒーター修繕等の施設修繕分を指定管理料に追加するものでございます。７款商工費、補正額合計２，２７２万４，０００円の減額です。

８款土木費、４項港湾費、２目港湾建設費、継続で瀬棚港修築事業負担金３，５１０万円の減額は全額過疎債で、国直轄事業の事業費変更のため減額するものでございます。６項下水道費、１目下水道整備費、継続で下水道事業会計繰出金２，８９０万７，０００円の減額は全額一般財源で下水道事業会計の精査によるものでございます。８款土木費、補正額合計７，０３８万５，０００円の減額でございます。歳出補正額合計は１，１６０万１，０００円の減額でございます。

これらに係る主な歳入ですが議案その１の１１ページからとなります。１款町税、１項町民税、２目法人１，５５６万３，０００円の減額は物価高騰等の影響によるものでございます。２項１目共に固定資産税１，７２３万円の追加は、償却資産が見込みより多かったため追加するものでございます。

１３ページでございます。１０款１項１目共に地方交付税３，９０６万８，０００円の追加は財源調整でございます。

１６ページでございます。１４款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金１，３８３万２，０００円の減額の主なものは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業補助金１，３３６万９，０００円の減額で事業費精査によるものでございます。

１８ページでございます。１５款道支出金、２項道補助金、４目農林水産業費道補助金５，８２０万４，０００円の追加の主なものは、北海道水産業振興構造改善事業補助金５，７５０万円の追加で久遠漁港製氷貯氷施設整備に係る道補助金でございます。

２０ページでございます。１７款１項共に寄附金、１目ふるさと応援寄附金７，２２０万円の減額は、ふるさと応援寄附金７，６００万円の減額で、寄附金の減少によるものと企業版ふるさと納税３８０万円の追加は５社から寄附があり、寄附者の意向により産業活性化補助金に充当するものでございます。

２１ページでございます。１８款繰入金、１項基金繰入金、４目産業振興基金繰入金２，８０

５万１，０００円の減額の主なものは、産業活性化補助金充当１，２８６万７，０００円の減額、次世代型店舗づくり事業補助金充当１，０１８万円の減額は、事業費精査によるものでございます。

２３ページでございます。２１款１項共に町債、３目衛生債１，９００万円の追加の主なものは、北部桧山衛生センター最終処分地整備事業債１，９３０万円の追加、２４ページでは６目土木債３，６９０万円の減額の主なものは、瀬棚港直轄港湾整備事業債３，５１０万円の減額、７目合併特例債２，５４０万円の追加の主なものは、久遠漁協製氷貯氷施設整備事業債３，０００万円の追加でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤　等君）　説明が終わりました。質疑を許します。

真柄議員。

○７番（真柄克紀君）　補正でございますが２点ほどお伺いしておきたいと思います。まず説明補足資料の２ページ、商工観光費、まず先にこの温泉ホテルきたひやまの指定管理料管理費ということで、ガスの修理等上がってますが、これはいい悪いじゃなくて、その前に大規模改修という形の中で作業してますね。この中に含むという形で調査するもんじゃないんですか。それともこのガスも結構その施設の中で大事な要素だと思うんですけど、こういうのは全くチェックしないで強化対策事業のほうを先に展開したあとから出てきたと考えてよろしいですか。その辺についての経過と考え方について説明いただきます。

○議長（平澤　等君）　阪井まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　ただいまのご質問でございますが、長寿命化の中に含まれていない修繕となっております。これらにつきましては間に合わなかったということで、こちらのほうはホテルのほうで修繕のほうを実施させていただいて、指定管理料で戻してあげるというような対応になっております。これは協定書に基づくものでございまして、中身としてはガスの修繕、それからバコティンヒーターの修繕ということでもなっておりますが、そのほかにも施設防火上の点検もこれ毎年やっておりまして、それに基づく指摘もございましたのでそちらのほうも合わせて修繕をして今回２１０万７，０００円の指定管理料の追加という形になっております。

○議長（平澤　等君）　真柄議員。

○７番（真柄克紀君）　今くしくも課長答弁途中で間に合わなかったって話も今一言ありましたけど、この最終的な今、建物の維持管理の総合的な施策の中で予算付け先にしたわけでしょ。これその都度、間に合う、間に合わないかってどこまでの基準もなくて出てくればそれを指定管理でカバーするという形でやるということですか。私はあれだけの事業結構予算使ってやって、そのあとからなおかつこういう形で出てくるというの本来あってよしとするべき事案じゃないと思いますよ私。その辺についてどういうふうに考えているんですか。

○議長（平澤　等君）　阪井まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　ホテルの今回の長寿命化事業につきましては、令和４年度に長寿命化の計画、それから令和５年度に実施設計とやらせていただいております。この中に盛り込まれていない修繕も当然、調子が悪くて出てくるというようなこともありまして、今回、協定書に基づく部分で修繕のほうを行ったという形でございますので、ご理解いただければというふうに思います。
○議長（平澤　等君）　真柄議員。
○７番（真柄克紀君）　議会及び町民の考え方をすると、せっかくそういう改修やるのであれば最低限そういうことも含めてやるべき意思があってしかるべきじゃないかという意味で私言ってるんです。それは協定から何からしたら何でもその都度協定によってといったらどんな範囲までだって可能性としては広がっていく可能性あるわけじゃないですか。ましてこのホテルの経営の根幹となるガスから何からのことは当然そういう長寿命化の段階できちんと指導もし把握をしながら計画立てるべきじゃないですか本来。私はこれ副町長も取締役でいますけど、こんな形で次々と追加追加の予算っていうのは、普通の年ならいいです。きちんと最終的な大改革やってるとき、こういうのはいかがかと思います私、これやっちまってこの予算をどうこうの話じゃない。考え方としてこんな甘いことで指定管理きちんと管理できるんですか。
○議長（平澤　等君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　おっしゃることよくわかりますし、担当者としても申し訳ないというふうに思っております。引き続きホテルの経営の健全化に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いします。
○議長（平澤　等君）　補足答弁願います。
　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　ただいまのご質問でございますけれども、この長寿命化実施にあたりまして令和４年度で計画、令和５年度で実施計画に入ったということでございますけれども、その時点での事業対象の把握といいますか、その辺について甘かったのではないかというご質問の趣旨だというふうに思います。その点については大変申し訳ないなと思っております。ただ真柄議員言われるように来客対応というようなこともございますので、今回このような予算措置をさせていただきました。ご理解をいただきたいと思います。
○議長（平澤　等君）　石原議員。
○９番（石原広務君）　補足資料の２ページになります。清掃費になってます。北部桧山衛生センターの組合負担金、この負担金に関連して数点確認させていただきたいんですけど、現行の北部桧山衛生センター最終処分地が３月で工期を終えるわけです。昨年からもいろいろな場面で議会の中でも協議されていますが、現行の最終処分地の維持管理、要は産廃法からも逸脱していて今の３月で終えようとしている現状も要は維持管理上きちんと計画を立てているにもかかわらず全くなっていないという状況なわけじゃないですか。菅原議員から町長にも一度現状を把握してみてくださいということも促されました。この現状の要は今まで維持管理計画にちんと明記している日々覆土、こういったものも全然この長年にわたってやられてなかったわけです。今年度を

もって閉めるわけですが、最終的に今の最終処分地どのようにされるのか。見通しあるいは計画があるのであれば参考までにお知らせいただきたいと思いますけど。
○議長（平澤　等君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　今ちょっと手元に資料はございませんけれども、今使用中の最終処分地につきましては、軽妙な変更ということで、確かちょっと資料ありませんけれども１年ほど延命措置ができるということで檜山振興局と協議の上、そのような対策を講じることができるということでございます。今石原議員がおっしゃられました覆土の関係、これらについても振興局と協議の上、最終の段階ではおおむね５０センチ以上の覆土で使用を終えるという状況でございます。
○議長（平澤　等君）　石原議員。
○９番（石原広務君）　私そういった情報が全くなくて、延命措置ができると。要は工期が３７年、要は今年度３月をもっての工期、それが延命措置をされて、その上で５０センチ今副町長のほうから説明ありましたけど、そういったことを最終的にやった上で閉めるというふうに理解しよろしいですか。そういった維持管理計画の下でやっていなかったことが、その延命措置をすることによって、振興局のほうもそれでよしと、許可するよというふうな協議をした上でそういった措置をするということですか。確認させください。
○議長（平澤　等君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　今の最終処分地の延命でございますけれども、新しい施設からも出ます浸出水、これにつきましては両方の浸出水を一体で処理するということで２つの今使用中の最終処分地施設と新しい最終処分地施設を一体として考えますと、こういうようなことで今回延命化が図られたわけでございまして、今石原議員言われたように最終は５０センチ以上の覆土ということで、その使用を終えるということでございます。
○議長（平澤　等君）　石原議員。
○９番（石原広務君）　かなりこの冬の間も利用されている方々多くいらっしゃるんです。それで今の現状が全く使い勝手が悪いと。入ってどこに置いていいかわからないというのが現状なんです町長。あえて町長と名指しさせていただきますが、様々な問題がある中でここまで来て、延命措置ということでやる計画ということで報告いただきましたけど、もう二度とこういう状況を違法状態もあれだけクローズアップされて報道されるようなことが我が町のせたな町にある北部桧山衛生センターで起こってしまったということは、今後新しく造成されて今着々と工期を終えようとしてる新最終処分地ですか。そういったところでもう絶対起こらないようにしていただきたいということと、またこれ予算委員会でも関連して確認させていただきますけど、要は北部桧山センター組合、現場に関わる職員がそういった産廃法から、法的に関わるそういった知識を持つ講習会にも出る機会もなくここまで来てるんです。ですからそういった職場改革というんですか、そういったことも本気でこれかからないとパワハラ問題含めてなんら今の現状は変わらないということはこれ強く申し上げますので、もろもろ含めて新年度に向けて対応していただきたいと思いますけどいかがですか。町長からも答弁いただきたいと思います。

○議長（平澤　等君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　何点かご質問がございました。まず現場を管理するための職員の知識、研修ということでございますけれども、これは令和７年度で講習会に出席する経費を計上させていただきました。それから現場の地盤が悪いといいますか、ぬかるんだような状況は過去にも言われておりますので、こういったことがないように職員には指導をしているところでございます。
○議長（平澤　等君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　ご指摘をいただきました課題等につきまして、これからも檜山振興局等の指導をいただきながら適切に対応してまいりたいというふうに考えております。
○議長（平澤　等君）　ほかに質疑ございませんか。
　大湯議員。
○１０番(大湯圓郷君)　１ページのふるさと応援寄附金についてお尋ねいたしたいと思います。補正前１億５，２５４万６，０００円ですけども、マイナスが３，７５４万６，０００円、随分少ないなと思って。これふるさと納税を利用される方々に対する我が町のアピールはどのようなことでなさっていますか。
○議長（平澤　等君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　ただいまのご質問でございますが、令和６年度からふるさと納税につきましては中間事業者を入れてふるさと応援寄附金の募集のほうをさせていただいております。今回、減額になるということでなっておりますが、令和５年度につきましては４億ということでかなりの寄附の申込みがあったという形です。令和６年度につきましては今２月末現在で２億５００万ということで約半分の状況という形になっております。これにつきましては令和５年の制度改正がございまして駆け込み需要で令和５年度多かったという状況もありますが、令和６年度につきましては例年並みになっているというような状況です。現在のところサイトでの募集が主な対応という形になっておりますが、サイトも増やして今２０サイト以上で募集をしている状況です。ただほかの市町村もそうなんですけれども、この令和６年度については減になっているというような状況もございます。町としてもこのふるさと納税の収入というのは、大変有効活用できるものと考えておりますので、今後も増やせる、寄附の増を増やしていけるように対応のほうを進めていきたいというふうに考えておりますのでご理解いただければと思います。
○議長（平澤　等君）　ほかに。
　福嶋議員。
○４番（福嶋　豊君）　その１の２０ページです。今、大湯議員が言われてたふるさと応援寄附金についてなんですけども、周りの市町村も減額してると。制度改正に伴った影響だと言われているんですけども、もともと立てられた予算に対して７，２２０万円減ということなんですが、それについてどのように思われてるのか。お考えをお聞かせいただけますか。
○議長（平澤　等君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　現在のところ１億ほど減っているというような状況にな

っております。ここもいろいろ対応のほうをしていきたいというふうに考えております。出展していただいている事業者も今のところ増えてきている状況もありますし、ただふるさと納税の寄附額っていうのは伸びていないという状況もございます。それらの対応としては、ふるさと納税の返礼品の額も上がっているというような状況もございますし、今せたな町のふるさと納税で１番出ているっていうのがイクラなんです。サケの不漁とかそういった部分もございましてなかなか伸びていないという状況もありますので、そういった部分においては事業者さんにもお願いしながら何とか物の確保とか、そういった部分も進めながら今後対応していきたいというふうには感じておりますが、現時点でそういう不漁の部分に対する影響が非常に大きいのかなという部分も含めて、今後どのように町としてこの事業を進めていけるかも含めて検討それから進め推進のほうをしていきたいというふうに考えております。
○議長（平澤　等君）　福嶋議員。
○４番（福嶋　豊君）　当初予算約３億に対して減額している原因として、アイテム数は増えてるけどもイクラとかがないと。寄附として申し込まれる品物がないから売れない。だから予算に対して７，０００万以上のマイナスになったと町は判断しているのでしょうか。
○議長（平澤　等君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　そういう状況もありますし、今の物価高騰もあって寄附額の品物に対しての魅力っていうのも提言してるというふうに感じておりますので、そういった対策も今後必要なのかなと思っております。
○議長（平澤　等君）　福嶋議員。
○４番（福嶋　豊君）　あくまでもこの３億というもともとの予算自体はどのように、結果的にあと１カ月たたないで終わるんですけども、終わってみて７，２００万ショートしたと。ここについてはどのようにお考えですか。
○議長（平澤　等君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　制度の改正等もありましてこういう状況というのも考えられますし、目標として３億には全然届かない状況ではありますが、過去の令和４年ですとかその前っていうのは大体２億程度の寄附があったというふうになっておりますので、今後も目標はもっと高い位置に設定はしていますので、今後もこのふるさと納税の事業の推進につきまして対応してまいりたいと考えております。
○議長（平澤　等君）　横山議員。
○５番（横山一康君）　ふるさと応援寄附金のことで関連してお聞きしたいと思います。私も福嶋議員と同じような問題意識持ってました。これ３億６５０万円の中で７，２００万余りの減額というのは非常に大きい減額だと感じます。今日、町長の執行方針の中で、ふるさと納税というのは非常に大事だということをおっしゃってますので、相当力を入れていかなきゃいけないことだと思うんです。それで今年からこれは町から離れて委託してますよね。先ほど課長の答弁の中で募集サイトを増やしてると。当然役務費も増えてますよねそういう部分。それなのに昔町でやってたぐらいしかふるさと納税の寄附金がない２億ちょっとだというふうなことだと。これ費用

対効果ということを考えると非常に費用対効果が悪いというふうになると思うんですが、この点についてどうお考えになるかお聞きしたいと思います。
○議長（平澤　等君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　当然そういう点ご指摘されてなかなか難しい答弁になろうかと思いますけれども、実際には件数のほうは、そうですね金額的には同じという形なんですけれども、寄附金の額が上がっておりますので件数的には減ってるのかなというような形になろうかと思います。今後も横山議員言われたように、非常に力を入れてやっていかなきゃならない制度だと思っておりますし、町のもののＰＲという点でもふるさと納税につきましては大変いい事業だと思っておりますので、今後も寄附額を増やしていけるような対応をしていきたいと考えております。ただ非常に今どこの自治体も同じような取組をしている中で、やはり地元の生産力とか、そういった部分においてやっぱり劣っているところがあろうかというふうに思っておりますのでそういった対応も今後、考えていかなければならない一つの課題かと思っております。この点につきましても町として事業者、それから町の対応、こういった部分も検討させていただいて､より多くのふるさと応援寄附金をいただけるような対応をしてまいりたいと考えております。
○議長（平澤　等君）　横山議員。
○５番（横山一康君）　これ本当にふるさと納税の応援寄附金というのは非常に我が町にとって大切な自主財源になってきますので、ここは本当にもう一度、引締めてやっていかなきゃいけないと思っていますので、そこを新年度しっかりやっていただきたいと思います。課長の答弁の中で、今生産力が他町から見て劣ってる部分もあるというふうなご答弁もされました。確かにそういうところもあるかもしれないんです。そういうところを、やはりこれまちづくり課が中心となってしっかりと課横断的にやりながら一次産業の人たちと連携するような、そういうような取り組みをしっかりしていかないとこれなかなか伸びていかないと思いますんで、そこはしっかりやっていただくように要望しておきたいと思います。ただ私最初の発言で申しましたように、委託して私は当然これふるさと納税というのは増えるものだと思ってたのが、この専門の方がやっても、こういう結果になってるっていうことは非常に重く受け止めていかなきゃいけないと思いますので、そこはしっかりなぜこのような結果になってしまったかということを分析して新年度に生かしていただきたいというふうに思います。何かお考えがあればお願いします。
○議長（平澤　等君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　その点も今の中間事業者といろいろ分析をさせていただいて新年度以降も魅力ある特産品、それから各事業者と連絡調整を密にしながら進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。
○議長（平澤　等君）　石原議員。
○１番（石原広務君）　２１ページの産業振興基金繰入金の中で、次世代型店舗づくり事業補助金、これ補助金充当になってるんですけど、これ参考までに教えていただきたいんですが、今日現在で何店がこういった次世代型店舗づくり事業に取り組んだのか、今手元にあるのであればお知らせいただきたい。それでどういったお知らせできる範囲で、どういった取り組みがあったの

かも合わせて教えていただきたいと思います。
○議長（平澤　等君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　ただいまのご質問ですけれども、昨年の７月からこの事業を実施させていただいております。現在までに８件の申込みがありまして総額４８２万円の支出となっております。設備の改修の主なものといたしましては、窓サッシですとか、それからトイレの改修、それとエアコンの設置、店舗の内外部の改修工事などが主なものというふうになっております。
○議長（平澤　等君）　石原議員。
○１番（石原広務君）　当初はキャッシュレスですか。あれに限定した考えですけど柔軟に対応していただいた結果４８２万、これが８件こういった店舗づくりができたということでは一定程度評価をさせていただきます。
　議長、別の質問いいですか。
○議長（平澤　等君）　どうぞ。
○１番（石原広務君）　その上に社会福祉基金繰入金の中で、これ改めてまた新年度予算の中でいろいろお聞かせいただきたいと思うんですけど、ここには福祉灯油購入助成費とありますけど、これはもう何年になりますか、そういった取組を町でしていただけるのは。ただ先日なんですが、ご家族お二人で生活している。あまり限定的な言葉を使うのもどうなのかなと思うんですけど、お母さんの話でうちが福祉灯油、町でやってるのも対象にならなかったんだという話なんです。それは、この場では家族が１人同居、あまり限定的に言ってしまうと、また別の機会で改めて取り上げたいんですけど、私個人の考え方なんですけど、そういった対象になってもいいだろうなという家庭状況なんです。ですから今、限定的な言葉の使い方をして担当のほうを困惑させてるかもしれませんけど、こういったせっかくいい事業、福祉という言葉を使ってやられているので、これは町長の政策判断だと思うんです。新年度に向けてまた改めてその詳細をお聞かせいただきたいと思うんですが。これ新年度に向けて担当のほうで現状把握をしていただいて、それでそういう事情であれば、こういった福祉の政策も取り入れてもいいだろうというような方向に町長、ちょっと頭に置いていただいて、そういう実態が把握できたのであれば、町長の鶴の一声で取り組んでいいだろうと。要は決裁にこぎ着けるような形でお考えいただきたいと思うんですけど。町長、今の段階で、ストレートにちょっと物を言ってないんですが、ある程度のことはご理解いただいたと思うんです。福祉という観点から家族が同居してるからダメだということではなくて、対象になる方の生活実態、その実情ですか。そういったのを把握できた上で、そういうのであればいいだろうという基本的な考えをお持ちかどうかも含めて、今お答えできる範囲で町長ぜひお答えいただきたいと思いますけどいかがですか。
○議長（平澤　等君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　なかなか今の質問でははっきりその方の状況というのはつかめません。したがってはっきりお答えするということは難しいわけでありますが、いずれにしましても、この福祉灯油購入事業のそういった対象になる部分がきちんと謳ってありますので、それに対象に

なるべき方が対象にならなかったということであれば、またこれは改めてきちんと精査をする必要があるなというふうに聞いておりました。
○議長（平澤　等君）　石原議員。
○１番（石原広務君）　お詫びを申し上げます。きちんとした質問の仕方をしていませんでした。ある程度ストレートに申し上げさせていただきます。お母さんは、家の中でも歩行の補助器具ですか。それを利用しています。同居する方は息子さんです。ただお仕事は、されている状況ではありません。周りから聞くと病気なのか、精神的なものなのか、いやいやまだ質問終わってないんですけど担当課に聞くんじゃなくて、ここは政策判断だと思うんです。町長の判断だと思うんです。首かしげるところじゃありません。今町長先ほどおっしゃったじゃないですか。そういう対象になる基準があるんだと。ですから今私が申し上げてるのは、お母さんは高齢で家庭の中でも補助器具を使っています。息子さんは確かに同居していますけど、お仕事をできる状況ではないようです。ですからそういった方、そういった家庭の実態をつかめば、これは町長としてその基準も含めて柔軟に対応できる、判断してもいい状況がこれ数点あります。ですから新年度に向けてそういったことで、予算審査の中で同じような質問をする場面があろうかと思うので、そういうことがあるのであれば、そういった対象の何ですか基準ですか。そういったのもの柔軟に変えていこうというお考えをお持ちいただきたくて今補正予算に合わせて質問をさせていただいているんですけどいかがですか。これ担当課に促すところではないと思います。今私が伝えたそういった事情がある家庭も新年度は対応してくださいというお願いも含めた質問なんですけど、町長の基本的な考え、福祉政策という観点からどういうお考えをお持ちなのか、この場で確認させていただきたいと思います。
○議長（平澤　等君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　個別案件での質問というふうに受け止めました。いずれにしましても、十分調査をして対象になるかならないかという部分の判断はしていかなければならないというふうに思っております。
○議長（平澤　等君）　石原議員。
○１番（石原広務君）　私の質問の仕方が悪いんでしょうね。個別案件云々じゃないんですよ。そういう事実の実態の家庭が増えてきてるんです。藤谷議員も雪かき助成のことで質問しました。過去には横山議員も同じ質問しました。それも合わせた上で福祉という観点から、こういう家庭にも何でそういったその事業が採択できないのかなという思いが、これ個別じゃないんです。数件ありますから。せたな町の福祉政策として町長のもとで行ってきてる福祉政策の一端にそういった冷たい部分が見えてるんです。ですから町長、新年度に向けてまた改めて質問させていただきますけど、考え方伺わせていただきますけど、そういった実態に見合ったことを担当に町長が声かければ担当は動きますから、動いてますから既に両支所も含めて、ですから町長の考え方一つなんです。個別案件ではありませんよこれ。せたな町全体の問題なので基本的な考え方で、ちょっと柔軟に新年度に向けてちょっとお答えをいただく準備をしていただきたいと思うので、少し今質問長くなりましたけど基本的な町長の考え方です。そこも含めて現段階で結構です。お答

えいただければと思います。
○議長（平澤　等君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　よく中身を精査して対応させていただきます。
○議長（平澤　等君）　ほかに。
　菅原議員。
○１１番（菅原義幸君）　先行する質問者と重なりますが何点かお尋ねしたいと思います。まず最初に、ふるさと応援寄附金の問題なんですが、これやはり何人かの方が指摘しておりましたように委託方式に変えましたよね。その初年度で７，２２０万円の減額補正、年度末に至ってせざるを得ないということについて、私は町長の認識を伺いたいと思ってるんです。委託方式にしたということで、我が町の責任というのはどこに行ったのかということなんです。委託のシステムには別段異を唱えるものではありません。しかしそのことによって行政責任に対する観念が揺らいでしまうということになればこれ全く逆効果だということになります。そういう問題、危機感というのを私は感じざるを得ないんです。町長どうですか。
○議長（平澤　等君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　結果をよく精査をしてみなければはっきりした原因等については、今ここで申し上げることはできませんが、いずれにしましても民間にお願いしたほうがよりこのフットワークですとか、そういったノウハウを持った方でありますからしっかり対応できるものというようなことから今の状況に変えたということになるわけでです。したがいまして今、実際にふるさと納税額が下がってきているというこの原因がどこにあるのかという部分について、しっかりこれから精査をしていかなければならないと思っております。その上で改善策を検討するということになろうかと思います。
○議長（平澤　等君）　菅原議員。
○１１番（菅原義幸君）　私２回目の質疑で今の内容を出そうと思っていたんですが、先回りして答弁されましたね。私は正確な分析をしていただきたいと思うんです。立てた予算が３億６５０万ですか。落ち込みは７，２２０万ということなんですが、立案した当初の計画に基づいて何がどのように落ち込んでるのか。これ正確に分析して議会にも報告を願いたいと思います。それから私は委託方式は、これはこれで一つの長所はあるかと思ってます。ただ心配するのは、任せたからいいんだという行政側の意識、ここを危惧するということなんです。職員の負担がなくなったと、いろいろクレームが来てもそれは委託者のほうだと、やれやれという生産主義的な発想を多少でも町長にあるとすれば、それは大きな間違いだと思います。むしろ行政もタイアップし委託業者もタイアップしながらよりグレードアップした実効性のある取り組みが出てこなくちゃいけないわけです。それは最終的に何かって言いますと、ふるさと応援寄附金の口数も額高も増えてくるという結果に実っていかなくちゃいけないと思うんです。そこのところでこういう数字でありますから、いや私はいろいろ情報は聞いてます。情報は聞いてますが、町長がどういうふうに感じてているのかなと。一体どういうふうに対処しようと、危機感を持ってるのかなというところを伺ってみたかったということなんです。改めてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（平澤　等君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　私の考えとしては先ほど答弁したとおりであります。いずれにしましても議員おっしゃいましたようにしっかり分析をして、改善できるところは改善をしていかなければならない。町ももちろんしっかりとやっていかなければなりませんが、合わせて町がお願いしている業者とこれもしっかり連携をしながら課題の解決に向けて対応してまいりたいと考えております。
○議長（平澤　等君）　菅原議員。
○１１番（菅原義幸君）　今金との２町連携で特産品開発なんかも取り組んでいるようでありますから、実際どういう展開になるのか、これは厳しく見つめていきたいと思います。補正予算の質疑としてはそこに留めておきます。予算審査の中で多少展開するかもしれません。留めておきます今日は。
　それから議案書その１の２１ページ冒頭です。先ほど福祉灯油の質疑がございましたが、その次に補聴器購入助成費充当というのがございます。これも１１０万円の減額補正なんです。私は制度導入については何度か主張してきた経過もありますし、横山議員、藤谷議員、頑張っておられたことが実ってよかったなと思ってます。ただこの金額の補助金の基準でいいんですかという問題提起もしてあるんです。そこでお尋ねしたいと思うんですが、１１０万円の減額補正をするに至った理由というのは何ですか。これは担当課のほうに答弁求めておきます。
○議長（平澤　等君）　増田課長。
○保健福祉課長（増田和彦君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。当初見込みでは３０件を見込んでおりましたが、３分の１以下１０件に届かないという件数が少なかったことに伴う減額でございます。
○議長（平澤　等君）　菅原議員。
○１１番（菅原義幸君）　申込書が少ないから減額補正するわけです。それで大事なことは、今度は町長に聞いておきますが、３０件見込んで１０件と言いましたか今。これ町長どういうふうに思いますか。使い勝手のいい実効性のある補助内容であるならば、むしろ３０件じゃ足りないから補正提案をお願いするという流れになってこなければ私は話が合わないと思うんです。いかがですか。
○議長（平澤　等君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　本事業を立ち上げるときに各町、先進事例をいろいろと調査をさせていただきました。比較的利用が少ない事業ということで私たちも懸念はしていたところですが、初年度としての１０件、あるいは１０件近い数字というのは、他の先進事例から見ますと健闘しているというふうにとってもよいかというふうに思います。制度のこの改善につきましては、これは常に考えながらということは当然そういうことは考えていかなければならないというふうには思っております。経過を見ながら、あるいはこの事業効果を見ながらしっかり次の対応ということでは検討していかなければならないと考えているところでございます。
○議長（平澤　等君）　菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　今の答弁さっぱり私の心には刺さってこないんです。例によって曖昧で、極めて口先だけの答弁に終始してるなというのが率直に言って印象です。町長、３０人の見込みのうち３分の１の状況で、今年度終わらざるを得ないということについては、私は町長のように先進町村に比べて健闘しているなという評価自体が私はおかしいと思ってるんです。３０の予測を立てたのであれば、なぜそこに至らなかったのか。そこの部分を深く突っ込んで検討することが令和７年度への課題だと思います。私が聞いてますのは、やっぱり個人個人の聴力の程度にもよるでしょうけれども、実効性という点においてこの補助対象、補助率でいかがなものかなというふうに思うんです。これ町長検討してみてください。補聴器も私は耳は悪くない、目は悪いけれども耳はまだ大丈夫なんで補聴器の詳細についての情報はありませんけれども、しかしピンからキリまであるというんです補助金には。安いものからもう９０万、１００万と、これその性能についても相当の程度の差があるんだそうです。これ町長一つ研究検討してみてください。それから雑が入る入らない拾う、拾わないとか、その人の耳の調子に、個々の状況によって千差万別なんだそうですが、そうしたところまで立ち至って使い勝手のいい、ああこの制度があって助かったと喜んでもらえるような制度に改革、改善する必要があると思うんです。町長言ってる意味わかりますか。そこのところを担当課もそういう指示をすれば十分受け入れて取り組まれると思いますので、町長の姿勢の問題として抜本的な改善、改革策に取り組むというその一言を頂戴したいと思います。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　実態よく担当課から聞き取りをしながら対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（平澤　等君）　菅原委員お待ちください。１時間経過してまだ質疑あると思いますので、ただいまより２時３０分まで休憩いたします。

休憩　午後２時１７分

再開　午後２時３０分

○議長（平澤　等君）　休憩を解き会議を再開いたします。

一般会計補正予算についての質疑を続けます。

菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　時間も大分押しておりますから歳出で１件と歳入のほうで総括的な質疑１件、２つに絞って質疑をさせていただきます。

歳出のほうなんですが、真柄委員が質問されましたきたひやま温泉ホテルに対する指定管理料の増額の問題です。私は真柄議員と同じ角度からの疑問を持ってるんです。何を言いたいかと言いますと、確かに指定管理料の契約のルールについては、これは違反していないのかなとは思います。これは課長答弁にありました。ただその場合の町側の考え方が一体どうなってるのかと思います。これは第三セクターでありまして、その取締役に我が町の副町長が就任なさっているわ

けです。極めて町の責任は大きいと思います。これが一つ。それは国民宿舎条例を廃止したいわゆる旧あわび山荘の今も同じ名称ではありますが、経営の問題と比較検討しますと鮮やかに両施設の行政の扱いの何て言いますか、差別とは言いませんが大きな違いが見えてきてならないんです。長寿命化計画だって３億数千万かけてますでしょホテルに既に。これはもう少し予算足したら新しいホテル一つ建てれるんです。新しい施設を建てるのに匹敵する予算なんです。そのほかに合併後、土地代金だって、これは幾らですか、２億でしたか、１億でしたか、億単位の予算かかってるんです。もう数億円もう５、６億なると思いますが出ているんです。しかしあわび山荘については国民宿舎を廃止したからホテル経営に対する指定管理料はありません。公衆浴場のほうに対する指定管理料はありますけれども。あとは建物タダで貸してあるから、おたくらで自由に使いなさいと、賃貸料いりませんよという対応です。いろいろな施設の要求があっても他の一般の民宿並みの制度の中で考えましょうという程度なんです。私、町長こういうことを３町の均衡ある政策、これをバランスよくやりますという当選した当初の公約に照らしてみて今どう思ってるかということを一つ聞いておきたいと思うんです。

○議長（平澤　等君）　町長、バランスよくしてきたかっていうこと。

町長。

○町長（高橋貞光君）　補正とは少し離れた質問だったなというふうに思いますが、いずれにしましても、温泉ホテルきたひやまについては第三セクターということで町も経営に関わっている施設となっております。したがいまして、今三セクに指定管理ということでお願いをしているというところでございます。町も役員を送りながら、経営改善に今取り組んでいるという状況になっております。１１月、１カ月休業して施設の改修をさせていただきました。その後の利用については比較的順調に推移しているというふうに数字的にそういう状況になっておりまして、このあとの数字ですが、決算も含めまして期待をして見ているところでございます。あわび山荘につきましては、これは議会の皆さんのご理解をいただいて廃止させてもらった施設になっておりますが、現在ご承知のような状況で公衆浴場を指定管理で受けている事業者によって民間の事業ということでやられているという状況になっております。これはこれで民間事業者の経営感覚でしっかりやっていただいていると感じているところでございます。

○議長（平澤　等君）　菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　答えてないです。両方の扱いに違いがあるけれどもどうなんだと。公平に扱ってないのはどうなんだということを質問してるんです。最初の質問に答えてないんです。それで補正予算と離れてるっていうからそこに言っておきたいんですが、私は補正予算に沿って質疑してるんです。この２１０万７，０００円ですか。この補正は例えばあわび山荘の場合ですと宿泊施設部門だから対象になりませんよね。指定管理料温泉部分だけなんですから。そういう差別扱いになるじゃないかと。これはどうなんだっていうことを私は聞いてるんです。それから例によって町長のいつもの答弁なんですが、議会の皆さんの了解を得たと言っておりますが、私は反対してます。そのほかに反対された議員もいるんです。賛成した議員を人質にとったようなそういう答弁の仕方は私は許されないと思います。提案した国民宿舎条例を廃止するということ

を提案した町長の責任を問うているんです。しかも何度も申し上げますが、前後２回にわたって１００数十人の方が残してくれと切実な声を上げた施設なんです。特に２回目のときには朝の２時まで全員の皆さんが何とか残してほしいと切実な声を上げたのを町長の一存で押し切ったじゃありませんか。これほどの反町民的な政策はないと私は今でも怒りを抑えることはできません。それで具体的にどういう問題が出てきたか。結局こういう問題になってきますでしょ。もう一遍言いますよ町長。これ最初の質問に扱ってください議長。２１０万７，０００円、これは屋外ガス等修繕、これははバコティンヒーター修繕等の施設修繕分、これを指定管理料に追加するっていうんです。あわび山荘の場合は温泉浴場部分の指定管理料だから、こういう事情が発生しても協定がない以上は追加管理料は指定のメニューに入ってこないんです。こういう予算措置が公平ですか。各区を平等に扱うという高橋町長の当初の政策方針に反しておりませんかというふうに聞いてるんです。ここに焦点を当てて答えてください。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　これも平行線になるのかもわかりませんが、町が関係しているいわゆる第三セクターで運営されてる温泉ホテルきたひやま、それから全く民間が経営しているあわび山荘と、これと比べて公平であるかないかというご質問でございました。町としては、それは民間の民宿や旅館、もちろんこのほかにもございますから民間は民間として公平に扱っているというふうに今判断しているところでございます。町の第三セクターについては、これは指定管理ということで協定書に沿って対応させていただいているということでございますので、その辺のご理解はいただきたいなと思っております。

○議長（平澤　等君）　菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　全く理解できません。すり替えですから。ただラリーなりますから次の質問に移りたいとは思いますが、どこを誤魔化したか申し上げておきます。三セクと民間の扱いの違いだとこうおっしゃいました。いや違うんです。国民宿舎条例を廃止したことによる差別が生まれたってことなんです。国民宿舎条例を町が制定していたときには、指定管理料を宿泊部門を含めて出していたじゃありませんか。その宿泊部門の指定管理を外してしまったからこういう問題起きたんです。そこは町長誤魔化しをしてます。他の民間の宿泊施設と成り立ちが全く違うということなんです。ちょっと突かれるとすぐばれるようなそういう底の浅い答弁は私はしないでいただきたいと思います。根本的には国民宿舎条例廃止したことによって生じてきた差別なんです。当初は宿泊部門こうした協定を含めて金額１００万以下のものについては対象とするとこういう扱い方の中であわび山荘の運営も進めてきたじゃないですか。それを国民宿舎条例を廃止したことによってこういう差別扱いが生まれてるってことなんです。まさかその自分でやった行為を忘れたとは言わせません。これやると長くなりますからここまでに留めておきます。いずれにしても真柄議員もおっしゃっておりましたが、ボンとあとからこういうものが出てくるということについては極めて遺憾だなと思うし、町が取締役に副町長を派遣しているが故に、なお厳しく指摘せざるを得ないということを申し上げて次の質疑に移ります。

次の質疑は総括的な問題なんですが、財政課長にお答え願いたいと思うんです。今回この補正

予算で大体令和６年度一般会計補正予算最後かと思うんですよほどのことがない限り。アクシデントが発生した場合はこれは別として。それで大づかみで結構なんですが令和７年度に持ち越させる予算、これは簡単に申し上げますと歳入総額から歳出総額を差し引いて、あら掴みでどれくらいの黒字になるのか、ここのところアバウトで結構ですからお答えをいただきたいと思うんです。

○議長（平澤　等君）　佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君）　現在、交付税の留保額というのが９，５００万弱、９，０００万ほどございます。これプラス決算締めて不用額等々ありますので、これに幾らか足されるだろうなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（平澤　等君）　菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　９，０００万プラスαは、このアルファはどの程度と見込みますか。アバウトで結構ですから課長の感覚でひとつ答えてください。あとで違っても責任は問いませんから。

○議長（平澤　等君）　佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君）　個人的には１億ぐらいあればいいかなとは思ってますけども、実際どのくらいになるかはちょっと締めてみないとわかりませんので個人的にはそういうふうに思っております。

○議長（平澤　等君）　菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　これで３回目になりますから終わりますけれども、大体２億でしょうね、あら掴みで言って。そうしますとこれまでの黒字の数字と総体においてはそう変わらない数字になるんです。私なんで今日この補正予算でその質疑をさせていただくかといいますと、過去の議会において町長は、決算数字が赤になるのか黒になるのかわからんからとっても皆さん議会側が要求する予算要求には応じられませんと、こういう答弁したんです。町長記憶してますか。でたらめなこと言ってるなと思ってましたよ私は。見え透いた答弁を平然とやるわけです。黒になるか赤になるかわからん。僅かばかりの数百万のあれは最大見ても数１，０００万程度の福祉関連予算を計上できない理由に、赤になるか黒になるかわかんないから一々応じられないんだと。こんな答弁したってことは、私は極めて不誠実だし、よくないと思います。町長どうですか、今の見込みがそういう金額であるにもかかわらず、あなたそういう答弁なさったんですから、どう思います。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　令和５年の決算数字を持ってきてませんので、はっきりしたことは申し上げられませんが、同程度か、もしくはそれ以上、今回以上という数字だったかと思います。したがいまして１年の収支ということは、同程度の繰越しをしてちょうどぴったりという状況です。こういうこととになろうかと思います。それが大きな災害ございませんでした。当然そういったことが起こることも考えられますから、そういった意味では慎重な財政運営をしていかなければ

ならないと思っているところでございます。
○議長（平澤　等君）　菅原議員。
○１１番（菅原義幸君）　町長、語るに落ちるってやつです。災害が起きるかもしらんから、緊急な議会側の提案に応じなかったんだという答弁になりますよね先ほどの答弁。災害起きたときに補正予算をきちんと組んだらいいじゃないですか。１５億の財調もあるんです。各種基金もあるんです。単年度予算で構成できない場合には、そういう方法がありますでしょう。だから災害が起きる可能性の問題まで引っ張り出して、僅か数百万、１，０００万足らずの予算要求を蹴ってしまうというその発想が私は間違ってるということを申し上げてるんです。答弁もらうと４回目の質疑できなくなりますからこれは答弁要りません。予算審査で深めたいと思っています。
　以上で終わります。
○議長（平澤　等君）　真柄議員。
○７番（真柄克紀君）　先ほどの石原委員の関連と思って機会がなかったんですが、改めて商工振興費、この次世代店舗づくり、ざっくばらんに言って昨年の予算委員会でも結構いろいろな観点、役場の慣例ね、業界に対するコンタクト含めて、どうなんですかってかなり私は聞いたつもりでおります。そのとき課長の答弁それなりの形の中できちんとやるんだという。ところがこれが７月かどうか、実際の話として３分の１しか消化できないで、これで全て最終的に不用額の形で処理しなきゃならないと。私は菅原議員のいう意味で財政の考え方、先ほど温泉ホテルでも言いましたけど、非常に場当たり的だと。いいですか、当初予算で１，５００万組むんです。ほかの担当課からもいろいろやりたい事業あるんです。その中でこれは新規事業だとしてどんと上げてきて、最後の締める時になったら３分の１の成果も上がってないと。であればそこに至る過程の中で情報収集、ニーズ、本当に実際の商店街を含めた中のニーズ調査しているんですかと去年の予算委員会で私聞いてるんです。結果的にそういう作業何もやってないという形で判断せざるを得なくなってくるじゃないですか。それじゃないとしたらあなた方の考えがまだそこまでいってないようにある意味でデジタルだなんだって形の中に先跳びして、実際の現状の店舗なり業種にあってなかったからなかなかこういう形で理解してもらえないで手を掛けるというところまでいかなかったと。私はこれに関してはそういうふうに思わざるを得ません。なぜかというと店舗の場合は特にそうですけども、後継者対策それから事業継承いろいろ含めてそういう形の中である程度の町の考え方なり素案を持っていってそれを予算化していると私は思ってるんです。現実、私何件かから聞いてみましたけど、ほとんどそういうコンタクトなんかないって言ってます。だからこの中で何をやっていいのかわからん。だから言い方悪いけどそういう言い方すると悪いけども、担当課の政策の中で舞い上がってしまって、現実の需要とマッチしてないという形そう言い切れないけど、そういう危険性があるぐらいの形の今回のこの最終決算はそういう形で判断せざるを得ない面もあるんじゃないですかということで私質問しているんです。やはりこれＡＩもいろいろなところありましたけれども、ほかの所は全部、消化した上にいっているのに、予算委員会のときの課長の答弁あとで見てみなさい。それ１年間したらどういう形でこれを一歩でも進めるために作業をやったんですかと聞きたくなるんです。結果やってないでしょ。商工会とも具

体的なフィードバックなんかしてないでしょ。ただ上がってきたのを最終的にこれでまとめたというだけで、それも本来の店舗づくりもそれから大分ずれたけど、それでも使わないよりはという形の中で緩和していった。だけど私が心配するのは、ほかのもっともっと、これが悪いといわないけど、もっと要望があった担当課でもやっぱり町長の査定で切られてる事業っていっぱいあるわけです。しておきながら新規の目玉と言ってここに来て、３分の２もいりませんという話はちょっと無責任でないですかと、議会の立場としては指摘せざるを得ないのであえて今言わせてもらっているんです。課長も答弁は上手いけどきちんとそういう形の中で責任持った回答しないとダメです。今の段階でこれどう思ってるかだけまず考え方を聞かせてください。それがまた要望がなかったとかなんとかという話でなくてやっぱりきちんとした。これ何回も聞いてますから何件かに。本当にアタック、フィードバックったらないんですよ商工会からも。

○議長（平澤　等君）　阪井まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　ただいまのご質問でございますが、当初予算で１，５００万の予算をつけていただいて事業のほうを進めさせていただいておりました。何が悪かったのかっていうのは、ちょっとこれからいろいろと内部でも振り返ってみたいと思っております。目玉事業としてまちづくり推進課でも次世代型店舗づくり事業ということでやってはおりますが、そうですね期待されてたものをちょっと数字的には物足りなかったという点はご指摘のとおりだというふうに思っております。今後につきましては、商工会等々も連携を密にしながら進めていきたいというふうに思っておりますし、ＰＲのほうも足りてないというふうに感じておりますのでその辺も含めて今後もっと利用していただけるような対応のほうをとっていきたいというふうに考えております。

○議長（平澤　等君）　真柄議員。

○７番（真柄克紀君）　だからいつもそういう答弁で今後、今後って言うけど、今どう分析してるかということと、それから理事者としてもこの結果的に１，０００万の費用対効果含めて町民に対してきちんとした形で供給できなかったんですから、それについてどう考えてるかってまず現状の考え方をきちんと説明する責任はあるんじゃないですかと。それはほかの職員方に対してもあります。それぞれ予算要求していろいろな形で実現しない予算もいっぱいあったと思いますから、そういう中で予算をこういう考えで進めてるんだってことをやっぱりきちんと方向づけないとまずいんじゃないですか副町長。町長あんまり答えないで私はまず副町長にまず聞きますけど。事務の責任者として、それでなおかつこのあとの予算委員会の中でも、チラッと見ましたけど金額若干違ってもこれをきちんと上げてきてるわけです。今回の段階できちんとした形で町の見解を示さなかったら、また予算委員会に入ってこれをどうこおってなったってなかなかこれは合理的な議論できません。何を基準にまたこれだけ上げたんだといういろいろな話になってきますから、その辺も考えてこの年度末の段階で最低限の説明責任はあると思うしぜひしていただきたいと思います。

○議長（平澤　等君）　副町長。

○副町長（佐々木正則君）　チャレンジ事業の後継の事業として、この商工に限って言いますと

次世代型店舗づくり事業ということで予算を計上いたしました。予算委員会の中ではニーズに応えるようにというような意見の中で随分やりとりさせていただきました。これは横山議員からも度々言われているところでございまして、そういったやりとりの中でこの当初予算計上をさせていただいたというふうに思っています。ただいま真柄議員が言われるようにコンタクトが不十分じゃないかと、こういうご指摘でございますから、そこの辺については私も十分把握してない部分がございますので、これは後ほど担当課長からもお聞きをしたいと思ってますけれども、いずれにしても要望に応えられているのかどうかっていうところが１番問題になるんではないかと思ってます。したがいまして今後、この事業の在り方まで踏み込めるかどうかわかりませんけれども内部で十分検討、さらにはご意見をいただきたいと思ってます。

○議長（平澤　等君）　真柄議員。

○７番（真柄克紀君）　いや私今までこの作業ここまで行って今これからこれを評価して何とかそうすれなんて言えません。ただそこの問題点と、ただ先ほどの温泉ホテルの件もそうですけど、３億も４億ものきちんとした事業ありながら、付け足したようにこれも追加してくれたらそれを追加するような、一般から見たらそう見えるんです。何で総合的な形できちんとした管理できないのかと。だからほかの予算についてもこれ点々点と見ると、なんか結果的に場当たり的な形の予算措置がなされてるんじゃないかというふうに感じざるを得ない面が多々ある。それぐらい緊張感を持ってやってない。やってないといったら悪いけど、それは言い方失礼だけど、そのぐらい予算で１，０００万これだけ残るんだったらやっぱりきちんとした検証の緊張していかなかったら次何かいい成果出ません。だからってこれを今予算反対するというような中身までの中身じゃないです。そのぐらいさっきの話でなくてもっと緊張感を持ってやってなおかつ成果を上げると中身の案件もいっぱいあるということを指摘させていただきたい。最終的にもし答弁あれば考え方をきちんと。私の発言が間違ってたら間違ってる。その反論があれば反論があって構いませんが、ただ誰が見てもこの補正見たら最終的にそういう点がただ見えるということを指摘させていただきます。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　ただいまご指摘をいただきました部分については、この数字からいいましても非常に大きな割合での減額補正ということになっております。したがいまして副町長からも答弁ありましたが、これからよく内容を聞き取りをして反省すべきは反省をしてしっかり対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（平澤　等君）　ほかに質疑ございますか。

　石原議員。

○１番（石原広務君）　関連になるんですけどね。先ほどこの次世代型店舗づくり少し触れましたけど、私も商工会の理事の立場で、当時当初予算であいう形で質疑がされて、課長も商工会に出向いて理事会の場面でいろいろ聞き取りもしていただきました。それで先ほども少し触れましたが当初はキャッシュレスありきだったんです。ところが意見を取り入れてくれて、こういう事業が展開されたんですけど、でも結果このような形になって、お二人の方から今それなりの意

見が出てますけど、やはり商工会側の周知の仕方にももしかしたらというのは残念ながらあるんですけど、やはり町長、これ商業チャレンジ以前にやってた。あれを復活させればいいんです。そういうイメージがやはり付いてしまって、次世代型、課長よくご存じなんです。その理事の方からも現世代の俺たちはどうなんだって、冗談半分で実際に出たんです。ですから真柄議員、副議長がおっしゃるとおり現状に合った、せっかく担当がこういう形で内部協議もおそらくした上でおそらく上げた予算なんです。ですから全体含めて先ほど副町長の答弁で内部協議をするということですから全然過去に遡るので全然悪くないと思うんです。要は同じ商業発展という観点から商業チャレンジ復活でいいわけです同じ事業を取り組むのであれば。そういうことも含めて内部協議の中で取り上げていただければと思います。これは要望させています。事務方トップの副町長これご答弁いただければと思います。

○議長（平澤　等君）　副町長。

○副町長（佐々木正則君）　次世代型店舗づくり事業につきましては、これ３年間を一つのワンスパンということで取り組む事業でございます。先ほど確かに内部協議と申し上げましたけれども､その制度改正まで踏み込めるかどうかについては､ちょっとそこは私留保したと思うんです。ですからいずれにしてもこの商工業者の皆さんのニーズに合ってるものが１番だと思うんですけれども、そういった意味では繰り返しになるかもしれませんけれども予算委員会の中であった意見を踏まえながら商工会とも何度も協議をさせてもらったというふうに思ってますけれども、残念ながら真柄議員からはちょっと違うようなご意見もございましたので、もう一度点検といいますか、させていただきたいと思います。

○議長（平澤　等君）　石原議員。

○１番（石原広務君）　名称一つね、要は３年間のはスパン、今副町長おっしゃいましたけど、確かにそれで議決されて通っているんです。私は総体的な予算には反対しましたけど。ですから名称変更ももしかしたらイメージを変える、あるいはもしかしたら飛びついてくれる商店がある可能性も出てくる。可能であればそこも含めてぜひご検討いただきたいということを繰り返し申し上げさせていただきますけどいかがですか。

○議長（平澤　等君）　副町長。

○副町長（佐々木正則君）　なかなか難しい答弁に困る質問でございます。ここでちょっと即答というわけにはいきませんので、含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（平澤　等君）　石原議員。

○１番（石原広務君）　先ほど副議長の質問で、きたひやま温泉ホテルのことに関連して質問しようかなと思ったんですけど、町長ここで予告することじゃないですけど、私一般質問で温泉ホテルに関する第三セクター指定管理の在り方これもう既に用意してあります。それで平準化と言うこの１９年前の町長の公約、これに対しては結構な方からどこ行ったのよあの平準化という約束はと言うこともこれ現に出ています。一つは常任委員会のときにも確認したんですが、温泉ホテルの長寿命化計画これを取り上げたときに､宿泊施設はこれ何回もこの場でも言ってますけど、宿泊施設は指定管理にそぐわないと、当時、国民宿舎あわび山荘が現存するときに並べてそうい

う言い方をしたんです。ところが国民宿舎条例を廃止したのち温泉ホテルの長寿命化計画を立ち上げたときに、なぜそういった計画を立てるんですかって言ったら、温泉ホテルは町の建物だということを町長は強くお答えしたんです。ですから今、元国民宿舎あわび山荘は条例上はありません。ただの建物扱いです。でも同じ答弁するかもしれませんが、建物も町の建物です。そこだけ端的にお答えいただきたいと思いますけどいかがですか。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　当初あわび山荘という形では町は使う予定はございませんでした。ただ自分たちでやりたいから貸してくださいという申出がございました。町としては使えるうちは使ってくださいという、最終的にそういう話であそこの宿泊施設が民間の経営ということでスタートしたという状況でございます。そういったことからあわび山荘と同じではないと。温泉ホテルきたひやまについては第三セクターの施設ということでございますので、これは一緒には扱えないということになろうかと思います。

○議長（平澤　等君）　石原議員。

○１番（石原広務君）　一般質問で温泉ホテルに関しては改めて質問させていただきます。ただ１９年前におっしゃった３区平準化、これは反省も含めて新年度予算に向けて改めてお考え直しをいただき、様々な観点から答える準備をしていただきたいと思います。これは強く要望させていただきます。

終わります。

○議長（平澤　等君）　ほかに質疑ございますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　討論を終わります。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第８　議案第１０号

○議長（平澤　等君）　日程第８、議案第１０号令和６年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君）　議案その１、６１ページからでございます。今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から９，３２３万円を減額し、補正後の予算総額を１０億５，８０８万４，０００円とするものでございます。

その主な内容でございますが、事務費及び保険給付費などの精査のほか、北海道からの特別交付金を財源とする病院事業会計への繰出金の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤　等君）　続いて内容の説明を求めます。

河原町民児童課長。

○町民児童課長（河原泰平君）　それでは議案書の６８ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費で８７万９，０００円の減額と２項徴税費、１目賦課徴収費で８万２，０００円の減額、６９ページで３項１目共に運営協議会費で４万１，０００円の減額は事務費の精査によるものでございます。

次に２款１項共に保険給付費、１目療養諸費、２目高額療養費、４目出産育児諸費、５目葬祭諸費、合わせて１億１，１５６万円の減額は、保険給付費などの実績による精査でございます。

７０ページをお開き願います。３款１項１目共に国民健康保険事業費納付金３５３万４，０００円の減額は納付金の額が確定したことによるものです。

４款保健事業費、１項１目共に特定健康診査等事業費で１０４万２，０００円の減額は、特定健診事業の精査によるものです。２項保健事業費、１目保健衛生普及費で１３万３，０００円の減額と２目疾病予防費で３６万９，０００円の減額は、事業精査に伴い一般会計繰出金を減額したものです。

７１ページ、５款１項１目共に基金積立金では１万２，０００円を積立てました。

７款諸支出金、２項他会計繰出金、１目繰出金で２，４４６万５，０００円の追加は、北海道からの特別交付金が確定したことから病院会計へ繰り出すものです。

これに伴う歳入でございますが、６５ページをお開き願います。主なものについて説明いたします。１款１項共に国民健康保険税、１目一般被保険者国民健康保険税で１，３０４万４，０００円の減額は調定見込みによるものです。

３款道支出金、１項道補助金、１目保険給付費等交付金で９，３３０万６，０００円の減額は、保険給付費の見込みなどによるものです。

６６ページをお開き願います。５款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金で８１１万６，０００円の減額は事業清算によるものです。２項１目共に基金繰入金で２，１３３万６，０００円増額し収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤　等君）　説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第９　議案第１１号

○議長（平澤　等君）　日程第９、議案第１１号令和５年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君）　同じく議案その１の７３ページからでございます。今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から６５万５，０００円を減額、補正後の予算総額を１億７，０６０万５，０００円とするものでございます。

その内容でございますが、事務費や一般会計繰出金の精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤　等君）　続いて内容の説明を求めます。

河原町民児童課長。

○町民児童課長（河原泰平君）　それでは議案書の７７ページをお開き願います。歳出から説明いたします。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費で１２万１，０００円の減額と２項１目共に徴収費で３２万３，０００円の減額は事務費の精査によるものでございます。

３款１項共に保健事業費、１目疾病予防費で１３万３，０００円の減額は健康診査の精査によるものでございます。

これに伴う歳入でございますが、７６ページになります。３款繰入金、１項１目共に一般会計繰入金で４４万４，０００円を減額、５款諸収入３項１目共に雑入で２１万１，０００円を減額し収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（平澤　等君）　説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１０　議案第１２号

○議長（平澤　等君）　日程第１０、議案第１２号令和６年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君）　議案その７９ページからでございます。今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から１億４，４６３万円を減額し、補正後の予算総額を１０億４，６６９万９，０００円とするものでございます。

その主な内容でございますが、事務費の精査のほか、保険給付費の各種介護サービス給付費負担金の減額などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平澤　等君）　続いて内容の説明を求めます。

増田保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田和彦君）　それでは議案書の８６ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。今回の補正につきましては年度末の事業精査が主なものとなってございます。はじめに１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費３７８万１，０００円の減、８７ページになります。３項介護認定審査会費、２目認定調査費１４１万６，０００円の減については実績見込みによる精査であります。

次に２款保険給付費、１項介護サービス等諸費、１目介護サービス給付費１億１，８１８万９，０００円の減、２項介護予防サービス等諸費、１目介護予防サービス給付費１４１万円の追加は各サービス給付費負担金の実績見込みによる精査でございます。８８ページになります。３項その他諸費、１目審査支払手数料については財源振替、４項高額介護サービス等費、１目高額介護

サービス費２５１万８，０００円減額はサービス費負担金の実績見込みによる精査です。８９ページになります。５項高額医療合算介護サービス等費、１目高額医療合算介護サービス費については、財源振替、６項特定入所者介護サービス等費、１目特定入所者介護サービス費１，５１７万９，０００円の減につきましてはサービス費負担金の実績見込みによる精査でございます。

次に３款地域支援事業費、１項１目共に介護予防・生活支援サービス事業費３１２万２，０００円の追加、２目介護予防ケアマネジメント費１５万８，０００円の減、９６ページになります。２項一般介護予防事業費から次のページの９７ページの４項その他諸費、１目審査支払手数料までにつきましては人件費及び実績見込みによる精査であります。

次に３款地域支援事業費、１項１目共に介護予防生活支援サービス事業費については、財源振替、２目予防ケアマネジメント費６万６，０００円の減、９０ページになります。２項一般介護予防事業費から９２ページの４項その他諸費１目審査支払手数料までにつきましては、人件費及び実績見込みによる精査でございます。

次に４款１項１目ともに基金積立金では、基金積立金として２，０００円の追加であります。

これに伴う歳入でございますが８３ページをご覧願います。主なものといたしまして、１款保険料から次の８４ページの５款道支出金までにつきましては、保険給付費及び地域支援事業費の事業精査に伴う増減でございます。

次に６款財産収入、１項財産運用収入、１目利子及び配当金で２，０００円の追加です。

次に８５ページになります。７款繰入金、１項一般会計繰入金、１目介護給付費繰入金で１，５８５万円の減、２目地域支援事業繰入金で２６１万９，０００円の減、３目その他一般会計繰入金で４０９万７，０００円の減、４目低所得者保険料軽減繰入金で３１０万５，０００円の減、２項基金繰入金、１目介護保険事業基金繰入金で４３５万８，０００円を減額いたしまして収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤　等君）　説明が終わりました。質疑を許します。

菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　１点お尋ねします。年度末になりましたから１億４，４６３万円の歳入歳出それぞれの減額であります。これは１割以上に及ぶ大型の減額です。それでその基礎になるのは８７ページ、２款１項１目の介護サービス給付費の１億１，８１８万９，０００円の減額ということになるだろうと思うんです。説明の内容としては２つに分かれてます。地域密着型介護サービス給付費負担金、これは５，８００万、それからもう一つは施設介護サービス給付費負担金、これは４，３００万くらいですか。この根拠をもう少し具体的に説明をお願いしたいと思うんです。

○議長（平澤　等君）　水野課長補佐。

○保健福祉課長補佐（水野万寿夫君）　ただいまの質問ですが、主にご質問のあったとおり地域密着型介護サービス給付費と施設介護サービス給付費になりますが、入所系の施設の利用者が急

激に減ってるっていうのが令和６年度に入ってから続いている状況です。それが主な要因となっております。

説明は以上です。

○議長（平澤　等君）　菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　介護施設の入所者減というのは、前にもデータをいただきましたが、最直近でそれぞれの施設何人になってますか。

○議長（平澤　等君）　水野課長補佐。

○保健福祉課長補佐（水野万寿夫君）　令和７年１月現在の入所状況でありますが、北檜山区の入所者が４６名となっております。瀬棚区の入所者が２４名、大成区の施設が３６名となっております。

以上です。

○議長（平澤　等君）　菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　３回目ですよね。これ私、町長にはしっかり考えていただきたいと思ってるんです。１２月議会の一般質問で包括支援センターのメンバー、これは７名が６名ですよと、これでいいんですかと聞いたときに、包括支援センターの活動がしっかりなされているんで施設入所者数が減っていると、それは頑張っている証拠なんだと、こういう答弁なさいました。私はこんな答弁、極めていいかげんな答弁だと思ってます。それでこのまま施設入所者が推移いたしますと、施設経営がどうなるかという問題厳しく提起されていると思うんです。一つは町長にそこのところの認識をしっかり持っていただきたいと思います。存廃に係わりますからこれは。以前に私は入所者の入所料金がいろいろな区分ありますけれども、一定区分の方が非常に高くなるということも提起したことがあるんです一般質問で。そのときに町長は、いや高い人の分を措置したんだから問題にならんというふうな意味のことを言ってましたが、高い人と言われる人自体が全体の収入から見れば低い人なんです。低い人の中でも比較的高い人の分を直撃したということですから、町長が言うようにまるっきり最初から高額の所得者の部分が直撃されたんじゃないんです。極めて低い人の部分の中でも比較して高い人方の入所料が上がったと。こういうことなども現実に出てきているわけです。私もいろいろ関係者の中回りますと、父さんも入ってるから母さんまで入れられないと。負担にはなるんだけども面倒見てるんだというようなところもあるんです。そういうことも含めて総合的に判断したときに、この状況でどうなのかという危機意識、これも町長にしっかり持っていただきたいと思うんです。土台この２つのサービスメニューで１億です、サービス提供料の支出減額が。そういう認識を持って臨んでいただく必要があるのかなと、これ予算審査でも取り上げたいと思っておりますが、町長の答弁を最後に聞いておきたいと思います。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　入所者の確保が厳しくなっているという状況が今続いているところでございますが、これは端的に申し上げますと１万人以上、今の地域密着型は途中からではございますが、それにしても１００床は１万人以上の人口のときからでございます。途中で２９床地域密

着型が加わりまして１２９床ということになりました。人口のほうは今ご承知のように６，７００人を今切ってる状況かと思いますが、こういったことからしますと、実際のところこれまでずっと待機者がおりましたけれども、ここに来て待機者ゼロということはもちろん、この入所者定数にも満たないという状況が続いております。これは大変厳しい状況と私たちも感じております。これを打開するために施設側ともしっかり協議をしていかなければならないなと思っているところでございます。

○議長（平澤　等君）　ほかに質疑ございますか。

石原議員。

○９番（石原広務君）　確かにせたな町になって５０人、５０人は北檜山区と大成区、旧町時代からある施設は。そのあと瀬棚に地域密着型小規模特老が立ち上がりました。でも人口減になるのは想定できてたわけですし、特にこれ少しまた広くなるんですけど、町長の答えからいくと地域密着型はいろいろな諸事情があって休止の予定が廃止せざるを得ない状況に追い込まれたんです。補助金の返還が最大の問題になって再開する再開するっていうことで動いてたわけじゃないですか。そこはまた問題別なるので。ですからそういった認識を町長がお持ちの上で現状に合った介護政策、要は事業所を維持するということは働く方もそれぞれいますから、職場選択も視野に当然出てくる可能性もこれはゼロではない状況なんです。この超高齢化が進むせたな町が。ですから町長としての政策、基本的にどういう考えをお持ちなのかが数年も前からこれ問われてる状況なんです。ですから今の現状も担当課はもちろん把握してますから、今後きちんとどのように新年度に向けて、予算委員会でそれぞれの議員から多分ですけど質疑が出ると思うので、基本的な町長の福祉政策、介護も含めてそういった観点から基本的にどのように対応していくのが今見込みとしてあるのであれば端的にお答えいただきたいと思います。いかがですか。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　どのようにしていくかということについては、まだ町として結論を出している状況ではございません。いずれにしましてもこうした状況は施設の経営としてはかなり厳しい状況というふうに認識しております。これは施設側とも情報を共有している状況でございます。これを今後、時間はかかると思いますが、この適正な施設規模はどうなのかということで、それに向けた行動計画といいますか、そういったことについて施設側と連携をして町としても対応をしていかなければならないのではないかと現在思っているところでございます。

○議長（平澤　等君）　ほかに質疑ございますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩　午後　３時３４分

再開　午後　３時４５分

○議長（平澤　等君）　休憩を解き会議を再開いたします。

◎日程第１１　議案第１３号

○議長（平澤　等君）　日程第１１、議案第１３号令和６年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君）　議案その１、９３ページからでございます。今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に４５万８，０００円を追加し、補正後の予算総額を６，６５９万５，０００円とするものでございます。

その主な内容でございますが、事務費などの精査について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤　等君）　続いて内容の説明を求めます。

増田保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田和彦君）　それでは議案書の９７ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。今回の補正につきましては年度末の事業精査が主なものとなってございます。

まず１款サービス事業費、１項通所介護サービス事業費、１目デイサービスセンター事業４４万２，０００円の追加につきましては実績見込みによる精査などでございます。次に３項１目共に介護予防支援事業費９万３，０００円の減につきましては介護予防プラン作成業務の精査によるものです。９８ページになります。４項１目共に居宅介護支援事業費７万７，０００円の減につきましては実績見込みによる精査によるものです。

これに伴う歳入でございます。９６ページをご覧願います。１款サービス収入、１項介護給付費収入、１目通所介護サービス事業収入で６３万２，０００円の追加、２項１目共に自己負担金収入では５８万５，０００円の追加、３項１目共に居宅介護支援事業所収入では２４万２，０００円の減、２款繰入金、１項１目共に一般会計繰入金で５１万７，０００円を減額いたしまして収支の均衡を図ったものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。
○議長（平澤　等君）　説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」と言う者あり）
○議長（平澤　等君）　質疑を終わります。
討論を許します。
（「なし」と言う者あり）
○議長（平澤　等君）　討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りします。
本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議案第１４号
○議長（平澤　等君）　日程第１２、議案第１４号令和６年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。
○副町長（佐々木正則君）　議案その１、９９ページからです。今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から３９３万７，０００円を減額し、補正後の予算総額を２，３５１万５，０００円とするものでございます。
その主な内容でございますが、事業費の精査などについて補正をお願いするものでございます。
内容につきましては担当課長から説明をいたします。
ご審議賜りますようお願い申し上げます。
○議長（平澤　等君）　続いて内容の説明を求めます。
阪井まちづくり推進課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　それではご説明を申し上げます。今回の補正につきましては、風力発電事業の事業費精査により所要の補正をお願いするものでございます。
議案書１０３ページの歳出からです。１款電気事業費、１項電気事業管理費、１目一般管理費で３９３万７，０００円の減額でございます。内容としましては１１節役務費の通信運搬費につきましては不足を生じることから７，０００円の追加を、２４節積立金は、風力発電基金利子積立金２万５，０００円の追加をお願いするものでございます。それ以外の減額につきましては事業費の精査により減額するものでございます。
これに対する歳入ですが、１０２ページでございます。１款財産収入、１項財産運用収入、１目利子及び配当金で風力発電事業基金運用収入２万５，０００円の追加、２款１項１目繰越金、

前年度繰越金で１万円の減額、３款諸収入、１項収益事業収入、２目消費税及び地方消費税還付金で２３万２，０００円の追加、４款繰入金、１項基金繰入金、１目風力発電事業基金繰入金で４１８万４，０００円を減額し収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤　等君）　説明が終わりました。質疑を許します。

菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　１点だけ伺います。基金の残高、これは直近の資料では１２月末８，５２０万６，４１４円となってますが、補正が承認された段階で基金残高は幾らになりますか。

○議長（平澤　等君）　阪井まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　ただいまのご質問ですが、今、菅原議員言われた８，５００万円という数字でございますが、６年度の当初予算の残で当時７，２００万円でございました。そのあと６月、９月、１２月そして今回の補正それぞれ見込みまして、最終的には６，２９０万円となる予定でございます。現在出納検査の資料によってはまだ繰り出しをしてない状況で８，５００万円となっておりますが、補正等を入れた最終的な見込みとしては６，２９０万円となる予定でございます。

○議長（平澤　等君）　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１３　議案第１５号

○議長（平澤　等君）　日程第１３、議案第１５号令和６年度せたな町簡易水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求め求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君）　議案その１、１０５ページからです。今回提案いたします補正予算の主なものでございますが、収益的収支の支出では、配水給水施設に係る経費及び給与費などの

精査、収入では、一般会計からの負担金及び補助金の精査などについて補正をお願いするものでございます。また資本的収支の収入では、企業債の精査について、支出では、建設改良費の精査について補正をお願いするものでございます。なお予算に合わせまして地方債の補正２件をお願いしております。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤　等君）　続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君）　それでは議案その１、１０７ページ、第４条地方債からご説明いたします。起債の目的、公営企業会計適用事業及び建設改良事業につきましては、事業の改良完了により限度額合計を１億１，６７０万円から１億１，１９０万円に減額するものでございます。なお起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

続きまして１１０ページ、収益的収支の支出からご説明いたします。１款簡易水道事業費用、１項営業費用、２目配水及び給水費、補正額９７０万円の減額は、１６節燃料費から２４節賃借料において支出見込みによる精査であります。次に１１１ページ、５目総係費１０１万２，０００円の追加は人件費の精査及び委託業務完了に伴う精査でございます。次に１１２ページ、６目減価償却費、補正額１６７万４，０００円の減額は、資産の減価償却費の精査、３項特別損失、９０目その他特別損失、補正額９２４万７，０００円の減額は、主に消費税及び地方消費税の精査によるものでございます。

これに対する収入ですが１１０ページに戻りまして、１款簡易水道事業収益、２項営業外収益１，９６０万９，０００円の減額は、事業完了に伴う一般会計からの負担金及び補助金の精算によるものでございます。

続きまして１１３ページ、資本的収支の支出からご説明いたします。１款資本的支出、１項建設改良費、１目原水及び浄水設備建設改良費、補正額３３２万円の減額、２目配水及び給水設備建設改良費、補正額１３３万１，０００円の減額、３目固定資産購入費、補正額９２２万９，０００円の減額は、工事の完成及び水道メーター器購入費の精算によるものでございます。

これに対する収入ですが、１款資本的収入、１項１目１節共に企業債で４７０万円を減額するものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する５，６９９万１，０００円につきましては、１０６ページの第３条のとおり、消費税等資本的収支調整額引継金、企業債及び損益勘定留保資金により補填するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平澤　等君）　説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１４　議案第１６号

○議長（平澤　等君）　日程第１４、議案第１６号令和６年度せたな町下水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求め求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君）　議案書その１、１１５ページからです。今回提案いたします補正予算の主なものでございますが、収益的収支の支出では、環境費や処理場費に係る経費、事務費などの精査、収入では、一般会計からの補助金の精査などについて補正をお願いするものでございます。また資本的収支の収入では、企業債の精査や一般会計からの出資金の精査などについて、支出では、建設改良費の精査について補正をお願いするものでございます。なお予算に合わせまして地方債の補正４件をお願いしております。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤　等君）　続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君）　それでは１１７ページ、第４条企業債からご説明いたします。起債の目的、下水道事業（公共）から下水道事業（漁集）までにつきましては、事業の完了により限度額合計を６，３８０万円から５，７００万円に減額するものでございます。なお起債の方法、利率償還の方法につきましては変更ございません。

続きまして１２１ページ、収益的収支の支出からご説明いたします。１款下水道事業費用、１項営業費用、１目管渠費、補正額１４３万円の減額は光熱水費、委託料などの精査によるものです。３目処理場費、補正額３１５万６，０００円の減額につきましても、光熱水費、工事請負費などの精査によるものでございますが、２３節委託料においてミックス施設のし尿受入れ槽内の清掃を実施するため、し尿受入れ槽清掃業務として７７万４，０００円の追加をお願いするものでございます。次に１２２ページ、５目総係費、補正額４５万４，０００円の減額は支出見込みによる精査であります。

これに対しての収入ですが１２０ページに戻りまして、１款下水道事業収益、１項営業収益、

補正額７３万円の減額、２項営業外収益、補正額６０８万２，０００円の減額、３項特別利益、補正額１７７万６，０００円の追加はそれぞれ事業完了に伴う精査によるものでございます。

続きまして１２４ページ、資本的収支の支出からご説明いたします。１款資本的支出、１項建設改良費、１目管渠建設改良費、補正額２９１万１，０００円の減額は、工事請負費の減額、３目処理場建設改良費、補正額５，６２０万８，０００円の減額は、人件費の精査及び委託料、工事請負費では工事完成などに伴うものでございます。

これに対する収入ですが１２３ページ、１款資本的収入、１項企業債１，１２０万円の減、２項他会計出資金２，２８２万５，０００円の減額、６項国庫補助金２，５４５万３，０００円の減額、８項負担金等３５万９，０００円の追加はそれぞれ事業完了に伴う精査でございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額４８２万８，０００円につきましては、１１６ページの第３条のとおり引継金により補填するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

石原議員。

○１番（石原広務君）　確認も含めて教えていただきたいと思います。１２１ページ、処理場費の中で委託料、汚泥運搬業務１１０万の減額ということになります。その内訳、先にお知らせいただきたいと思います。

○議長（平澤　等君）　平田課長。

○建設水道課長（平田大輔君）　すみません。苫小牧の処理場のほうに運搬する業務の精査なんですが、ちょっと何トン排出したかまだちょっと控えてありませんので、あとで資料でお渡しします。

○議長（平澤　等君）　石原議員。

○１番（石原広務君）　おそらく副町長は何を言わんとしてるのかということは察していただいてると思うんです。これは私の認識も少し甘かったんですが、このミックス事業の汚泥の運搬ですよね、そうですよね。違いますか。そこの下にありますよねし尿受入れ槽清掃業務、これに合わせて質問してよろしいですか。汚泥の運搬は、課長どこに合わせて質問したらよろしいですか。そこをちょっと議長確認させてください。

○議長（平澤　等君）　わかりました。

平田課長。

○建設水道課長（平田大輔君）　下水道事業のほうで見ております汚泥運搬業務というのは、処理場で発生した脱水処理したあとのものを苫小牧の処理場まで運んでる分の業務なので、その下のし尿受入れ槽というのはミックス事業で、北部桧山清掃さんが運ぶ分、運んで受け入れる分なので、運ぶ分は多分衛生費のほうになると思います。

○議長（平澤　等君）　石原議員。

○１番（石原広務君）　予算委員会でまた確認しようかなと思ったんですけど。これ課もちょっと議長違うんですけど、総体とした考え方、これ過去から含めて受託業者が苦しんでる部分、お

そらく担当課のほうでおさえてると思うんです。こういった業務を受託する際に今の現行の担当課ではないんですが、町外の大手の業者と比べて単価を値切ってきたという現状があるんです。こういった業務を受託する際は、やはり運ぶ運搬の車両、そういった維持管理の経費も含めて見ていただかないと、今後、車の更新も含めて考えなければならないという状況になっているので、合わせた中で各課横断的にそういった状況にならないような形で新年度取り組んでいただきたいと思います。これ担当課の見解と、あと副町長それなりに石原あのこと言ってるなっていうのが、おそらく認識していただいてると思うので、限定的なお答えじゃなくて総体的な考え方としてお示しいただければと思いますけどいかがですか。

○議長（平澤　等君）　平田課長。

○建設水道課長（平田大輔君）　私たちのほうで積算させていただいてます汚泥運搬業務につきましては、毎年、燃料も高騰しておりますので予算作成時にヒアリング等を行いまして、基本的にはそんなに値切るということはしてないつもりなんですが、その業務がどの業務になるかちょっと私のほうは把握してないんですが、そのようにならないように対応していきたいというふうにます。

○議長（平澤　等君）　理事者からコメントございますか。よろしいですか。

副町長。

○副町長（佐々木正則君）　今の石原議員から町外大手の単価ですか、値切ってきたというのは初めて今私聞きましたので、おそらく見積書を取って予算取りするときには、そういったことはないと私は思ってますので、実勢価格で予算編成はされているものと思っています。

○議長（平澤　等君）　石原議員。

○１番（石原広務君）　聞く場面も少し誤ってたと思うんですが、相対的な考え方で、副町長、現にこれありましたから、今の課ではないです。函館の業者と比べてその単価を押しつけて、函館と言ってしまいますけど、函館の業者がその単価で間に合わなくて撤退したのを受けて、また戻ったんだけど、上げてくれたのが数千円だと、とてもじゃないけど運搬業務にかかる車両の維持はできないと。だから今後、更新時期が来たらその受託から引かざるを得ない状況にまで追い込まれている。これ生の声ですからこれ。これ総体的に受託業者のこれ共通した困ってる状況がありますので、事務方トップとして、総体的に受託費、副町長以前に衛生センターに絡む受託費、改めてそれを確認したらとんでもない安かったと。これお認めになってるんで、そういった細かいところも含めてぜひ取り組んでいただきたいと思いますけど、いかがですか。

○議長（平澤　等君）　副町長。

○副町長（佐々木正則君）　委託費の計上にあっては、やっぱり昨今の例えば燃料費の高騰、物価の高騰あるいは人件費の見直しこういったものもございますので、それらが含まって委託費が積算されていると思っております。

○議長（平澤　等君）　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１５　議案第１７号

○議長（平澤　等君）　日程第１５、議案第１７号令和６年度せたな町病院事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君）　議案その１、１２７ページからです。今回提案いたします補正予算の主なものでございますが、収益的収支の支出では、給与費及び材料費の精査などについて、収入では、国民健康保険事業特別会計からの補助金及び一般会計からの不採算分などについて補正をお願いするものでございます。また資本的収支の収入では、一般会計出資金の精査や医療機器など購入に係る補助金の追加などについて、支出では、医療機器や車両購入に係る精査について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては病院事務局長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤　等君）　続いて内容の説明を求めます。

手塚国保病院事務局長。

○国保病院事務局長(手塚清人君)　それでは説明させていただきます。はじめに１３８ページをお開き願います。せたな町立国保病院分の収益的収入及び支出の支出からご説明いたします。１款せたな町立国保病院費用、１項医業費用、１目給与費１９万７，０００円の減額の主なものは、１節給料、２節諸手当、６節法定福利費の精査や４節報酬では、臨時派遣の医師の受入れ実績に伴う不足分の追加などでございます。２目材料費１０９万９，０００円の追加は、１節薬品費で２２８万円の追加のほか、診療材料費で６１万９，０００円の追加、医療用消耗備品で１８０万円の精査でございます。３目経費６２０万６，０００円の減額の主なものは、７節燃料費の精査による１６２万８，０００円の減額、続いて１４０ページでございます。１２節の賃借料で在宅酸素の機材等借上料の精査で８１万７，０００円の減額や１３節委託料では、病院給食業務など２４５万６，０００円の減額、１８節の雑費では、出張医の先生がお越しいただく際の経費として、出張医師対策費４１万８，０００円の追加でございます。１４１ページ移りまして、５目の

資産減耗費では、機器の更新に伴う固定資産の除却費の追加で３５万円の追加、６目研究研修費では精査で研修旅費１０９万１，０００円の減額でございます。

これらに対する収入は１３５ページでございます。１款せたな町立国保病院収益、１項医業収益の１億６，９１６万１，０００円の減額は、１目入院収益で６，８３２万２，０００円の減額、２目外来収益で１億４０１万６，０００円の減額でございます。いずれも実績等による精査でございます。３目その他医業収益の追加１８４万１，０００円の主なものは、５節国保事業補助金で国民健康保険直営診療施設運営費補助金１８６万９，０００円でございます。次のページをご覧ください。４目１節共に訪問看護事業収益では、実績による追加で１３３万６，０００円の追加でございます。２項医業外収益の主なものは、３目負担金交付金、１節他会計負担金で不採算地区病院運営費負担金１億６，０９８万１，０００円の追加でございます。３項特別利益につきましては精算による１０万円の減額でございます。以上のとおり収益的収入及び支出の均衡を図ったものでございます。

次に１４２ページ、１４３ページをお開き願います。資本的収入及び支出でございます。収入支出いずれも実績に基づく収入の追加と支出の精算による減額ということでございます。

続きまして１４６ページをお開き願います。瀬棚診療所分の収益的収入及び支出の支出でございます。２款せたな町立国保病院瀬棚診療所費用、１項医業費用では１目給与費の精査と２目材料費で薬品費と診療材料費の追加でございます。続いて下の１４７ページでございます。３目経費から１４８ページの３項特別損失までは実績による精査でございます。

これらに対する収入は１４４ページをご覧願います。２款せたな町立国保病院瀬棚診療所収益、１項医業収益、１目１節共に外来収益では、医科及び歯科の診療実績により１，２１７万７，０００円の減額、２目その他営業収益では、１節公衆衛生活動収益の精査と３節国保事業補助金国民健康保険へき地直営診療所運営費補助金１，０４４万３，０００円の追加でございます。２項医業外収益１６９万８，０００円の追加の主なものは、２目負担金交付金、１節他会計負担金で不採算地区診療所運営費負担金１９５万８，０００円の追加をお願いするものでございます。３項特別利益は精査で１０万円の減額でございます。以上のとおり収益的収入及び支出の均衡を図ったものでございます。

次に１４９ページをお開き願います。資本的収入及び支出でございます。収入支出いずれも事業実績によるもので、収入では１項１目共に他会計補助金、１節国保事業補助金で医療機器の購入に係る国民健康保険直営施設整備補助金２８０万５，０００円の追加と１５０ページでございます。支出では１項建設改良費で医療機器購入に係る執行残精査でございます。

続いて１５３ページをお開き願います。大成診療所分の収益的収入及び支出の支出でございます。３款せたな町立国保病院大成診療所費用、１項医業費用、１目給与費から１５４ページの４目減価償却費までは精査による減額でございます。５目資産減耗費では、固定資産の除却に伴う４３万２，０００円の追加でございます。２項医業外費用は消費税及び地方消費税の納入経費の追加、３項特別損失につきましては実績による精査でございます。

これらに対する収入は１５１ページをご覧願います。３款せたな町立国保病院大成診療所収益、

１項医業収益、１目１節共に外来収益では、精査により３，１３７万７，０００円を減額、２目その他医業収益８２８万６，０００円の追加の主なものは、３節国保事業補助金の国民健康保険へき地直営診療所運営費補助金８４９万円の追加でございます。１５２ページでございます。２項医業外収益の追加２，１９２万７，０００円の主なものは、２目負担金交付金、１節他会計負担金で不採算地区診療所運営費負担金２，１９２万２，０００円の追加でございます。３項特別利益は精査で１０万円の減額でございます。以上のとおり収益的収入及び支出の均衡を図ったものでございます。

１５６ページ、１５７ページをお開き願います。資本的収入及び支出のうち収入では、１項１目１節共に他会計出資金の精査と２項１目共に他会計補助金、１節国保事業補助金では、国民健康保険直営施設整備補助金８５万８，０００円を追加し、１５８ページの支出につきましては、医療機器の購入費について４万４，０００円の執行残精査ということでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤　等君）　説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１６　議案第１８号

○議長（平澤　等君）　日程第１６、議案第１８号せたな町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君）議案その２の１ページでございます。議案第１８号せたな町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例についての提案理由を説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い関

係条例の主要な規定の整備を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。
内容につきましては担当課長から説明いたします。
ご審議賜りますようお願い申し上げます。
○議長（平澤　等君）　続いて内容の説明を求めます。
髙橋総務課長。
○総務課長（髙橋　純君）　それでは内容について説明いたします。このたびの改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により関係する条例に項ずれが生じたことから一部改正するものです。
３ページの新旧対照表で説明いたします。第１条のせたな町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正では、第２条それぞれ記載のとおり、第２条第８項を第２条第９項に、第２条第１２項を第２条１３項に、第２条第１４項を第２条第１５項に改めるものであります。
次に第２条として、せたな町税条例の一部改正では、第３６条第９項中で４ページになりますが、第２条第１５項を第２条第１６項に、第６３条の２第１項第１号中、同条第１５項を同条第１６項に、第８９条第２項第２号中、第２条第１５項を第２条第１６項に、第１３９条の３、第２項第１号中、第２条第１５項を第２条第１６項に、第１４９条第１号中、同条第１５項を同条第１６項に改めるものであります。本条例の改正は、令和７年４月１日から施行するものでございます。
以上で説明を終わります。
よろしくお願いいたします。
○議長（平澤　等君）　説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」と言う者あり）
○議長（平澤　等君）　これで質疑を終わります。
続いて討論を許します。
（「なし」と言う者あり）
○議長（平澤　等君）　討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りします。
本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１７　議案第１９号
○議長（平澤　等君）　日程第１７、議案第１９号せたな町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君）　７ページでございます。議案第１９号せたな町職員勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についての提案理由を説明いたします。育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行により、職員の仕事と介護の両立支援等が拡充されたため本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤　等君）　続いて内容の説明を求めます。

髙橋総務課長。

○総務課長（髙橋　純君）　それでは内容について説明いたします。このたびの改正は令和６年度人事院により、公務員人事管理に関する報告において仕事と生活の両立支援の拡充がされたことから改正するものであります。その内容は時間外勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備であります。

それでは１０ページの新旧対照表で説明いたします。第１条せたな町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございますが、第９条第２項では時間外勤務の免除の見直しであり、対象となる職員の範囲を、改正前、３歳に満たない子から、改正後は、小学校就学の始期に達するまでの子に改正され、時間外勤務の範囲を拡大するものです。また第４項では、改正前、第１項及び前項を前３項に改め、後段の改正は、第１６条第１項に規定する介護休暇に関わる条文の読替規定の整理を図ったものであります。

次に１１ページになります。第１７条の次に、第１７条の２及び第１７条の３を追加するもので、第１７条の２第１項では、職員が家族の介護に直面した旨を申出た場合の仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知、意向確認を行う旨の条文の追加、第２項では職員に対し、仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供を講じる旨の規定の追加、第１３条の３では、勤務環境の整備に関する措置として、職員に対し介護両立支援制度等に係る研修の実施、相談体制の整備を図る旨の条文の追加でございます。次の附則第２条の改正は、項ずれによる条文の整理をするものです。

１２ページになります。第２条せたな町職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。第１９条第３項の改正は関係法律の改正に伴う条文の整理であります。附則として第１条この条例は令和７年４月１日から施行する。ただし次条の規定は公布の日から施行するものでございます。

第２条は経過措置の規定で、改正後のせたな町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第９条第２項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる旨を規定しております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。
○議長（平澤　等君）　説明が終わりました。質疑を許します。
石原議員。
○１番（石原広務君）　教えていただきたいんですが、これからいくと１１ページ、改正後の１７条の３に（１）（２）（３）と具体的に記してあるんですけど、職員に対する介護の両立支援制度等に係る研修の実施、その下の介護両立支援制度等に関する相談体制の整備、次は勤務環境の整備とあるんですが、この研修あるいはその相談体制、具体的に庁舎内にこういった例えば相談体制を置くものなのか、あるいはその研修についてもどういうふうな方向になるのか教えていただければと思います。
○議長（平澤　等君）　髙橋総務課長。
○総務課長（髙橋　純君）　この１７条の３の関係でございますが、これは勤務環境の整備に関する措置ということで、これにつきましては労働者が家族の介護に直面した旨を申出たときに、両立支援制度等について個別の周知､意向を確認を行うことを事業主､町に義務づけられました。そのほか労働者等への両立支援制度等に関する早期の情報提供や雇用環境の整備を事業主に義務付けられております。この研修につきましては職場内の研修でございまして、より職員に対してこの制度の周知を図るということでございます。
以上です。
○議長（平澤　等君）　ほかに質疑ございませんか。
石原議員。
○１番（石原広務君）　申し訳ない（２）の例えばその具体的に相談体制、この相談体制というのはどういうふうな体制になるんですか。
○議長（平澤　等君）　髙橋総務課長。
○総務課長（髙橋　純君）　この相談体制につきましては、町に衛生委員会というものを設置しておりますので、そこで相談を受けるということで考えております。
○議長（平澤　等君）　石原議員。
○１番（石原広務君）　国の流れでこういった町の条例改正、これはもうこれだけに限らないんですが、とにかくもう何を言わんとしたいかというと、職員がこういうふうな条例改正して気軽にといったら語弊があるかもしれませんけど、そういった職員が実際になったときは、もう気兼ねなく動けるような形で、総務課が担当になろうかと思うんですけど、そういった形で目配りをしていただきたいと思います。これ要望させていただきますけど、いかがですか。
○議長（平澤　等君）　髙橋総務課長。
○総務課長（髙橋　純君）　まずこの法律の趣旨に則って介護休暇制度につきましては、積極的に職員に周知を図ってまいりたいと考えております。なお休暇につきましては、この制度に則って相談体制の充実強化も一層図ってまいりたいと考えております。
以上です。
○議長（平澤　等君）　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１８　議案第２２号

○議長（平澤　等君）　日程第１８、議案第２２号せたな町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君）　８１ページでございます。議案第２２号せたな町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についての提案理由を説明いたします。子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令等の施行により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことから所要な規定の整備を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤　等君）　続いて内容の説明を求めます。

河原町民児童課長。

○町民児童課長（河原泰平君）　それでは内容につきまして議案書８６ページ、新旧対照表で説明いたします。右が改正前、左が改正後となります。当改正条例案は、せたな町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例並びに関連するせたな町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の２本を含めたものであります。まず第１条、せたな町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

８７ページになります。国基準の改正に伴い第６条第２項並びに第３項においては、保育内容支援に関わる子供園等連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、一定の要件を満たす場合には連携施設を確保せず、小規模保育事業者等の保育内容支援連携協力者の活用が可能であることを規定として加えたものでございます。また職員の疾病等による閉所に伴う代替保育に関

わる連携施設についても第４項、第５項において同様の改正となります。
次に８８ページ、第１６条では栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設卒業者が管理栄養士国家試験を受ける場合において栄養士免許の取得が不要となったことを踏まえ、従来一般の栄養士免許保持者に限られていた献立の栄養指導等を行うものに管理栄養士を加えるものであります。
８９ページ、附則第４条では、連携協力を行う施設の確保に関する経過措置の期限を１０年から１５年に改めるものでございます。
続きまして同じく８９ページ、第２条せたな町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。第３７条においては法改正に伴う文言整理であります。
９０ページ、第４２条第２項並びに第３項において、保育内容支援に関わるこども園等連携施設の確保が著しく困難と見てる認める場合であって、一定の要件を満たす場合には連携施設を確保せず、小規模保育事業者等の保育内容支援連携協力者の活用が可能であることをこちらも規定として加えたものでございます。９１ページでございますが、こちらも同じく疾病等による閉所に伴う代替保育に係る連携施設についても第４項第５項において同様の改正となります。９２ページ、附則第４条では、連携協力を行う施設の確保に関する経過措置の期限を同じく１０年から１５年に改めるものでございます。なお、この条例は令和７年４月１日から施行するものでございます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。
○議長（平澤　等君）　説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」と言う者あり）
○議長（平澤　等君）　これで質疑を終わります。
続いて討論を許します。
（「なし」と言う者あり）
○議長（平澤　等君）　討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りします。
本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１９　議案第２４号
○議長（平澤　等君）　日程第１９、議案第２４号せたな町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君）　９７ページでございます。議案第２４号せたな町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例についての提案理由を説明いたします。

重大悪質な過失行為による事故被害者等に対して支援拡大を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤　等君）　続いて内容の説明を求めます。

髙橋総務課長。

○総務課長（髙橋　純君）　それでは内容について説明いたします。９９ページの新旧対照表でございます。改正前、現行の条例では、第２条第２号により過失による行為は支援対象外とされておりますが、近年発生する悪質重大な過失事故による被害者への支援を拡大し、安心で安全な暮らしを推進するため改正後の第２条第２号の下線部のとおり、なお過失行為による事故については、当該事故の悪質性や重大性などを踏まえ、事案により判断することとする。を追加するものであります。附則１項でこの条例は令和７年４月１日から施行するものでございます。第２項で改正後の第２条第２号のなお書きの規定は、施行日以後に発生した犯罪行為について適用するものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（平澤　等君）　説明が終わりました。質疑を許します。

真柄議員。

○７番（真柄克紀君）　それでは１点お聞きしておきたいと思います。聞くところによりますと、南檜山の各自治体も新年度からの施行という形の中で、当町にそこを追従した形の中の犯罪者に対する支援条例は制定予定だということでございますが、私もう一般質問でも言いましたけど、大変この一歩踏み込んだ事故、事件に対する重大事件に対しても町のほうでそういう形できちんと担保した、大変これは評価するところでございます。ただ中身というか教えていただきたいんですけど、この第２項、なお以降の形の中で、該当事故の悪質性や重大性に踏まえ、事案によって判断するとこの判断を当然町長がするんですけど、その判断のある程度の組織といったら悪いんですけど、どういう形の中で検討して、より丁寧な形の扱いをするのかという体制がどういう形で定められて、これ条例上わかりませんのでもし差し支えなければ、それも教えていただきたいという質問でございます。

○議長（平澤　等君）　髙橋総務課長。

○総務課長（髙橋　純君）　この支援の拡大につきましては、基本的にはカズワンの事故のような業務上過失致死傷罪の対象となりうるもので、重大悪質な過失等による事故を想定しております。交通事故は危険運転致死傷罪の対象となりうる事故を想定しております。この事案の発生状

況、その事案の起きるまでの経過などを総合的に判断して町民が安心して生活できることを考えながら支援してまいりたいと考えております。
○議長（平澤　等君）　真柄議員。
○７番（真柄克紀君）　それはわかってるけど町の中でどういうふうな形の中で審査なり協議なりした中で判断するというそういうものが出来上がっているのかということと、そのほかにこれは参考人も含めた形の中でいろいろな外部の意見とかも聞きながらやるとか、そういうようなルール等が出来上がってますかと、４月１日以降の施行ということではそういうのも煮詰まってるんでしょうかという質問しているんです。
○議長（平澤　等君）　髙橋総務課長。
○総務課長（髙橋　純君）　大変申し訳ございません。この判断につきましては、あくまでも町が判断することとしております。様々な事案が想定されますので総合的に判断してまいりたいと考えております。この審査する会議体というものは特に設置する予定はありません。
○議長（平澤　等君）　真柄議員。
○７番（真柄克紀君）　ということは事案によってあれですか、誰かが１人で単独でそれは判断するわけじゃないでしょ。やっぱり基準というのを全然作らないんですかしたら。それでいいですか。いやこれまだ事例がないからあれですけど、ある程度例えばその総務と何とかなんとかという形のものがなかったら何か起こってから、さあどうする、誰するって形でいくってことになるんですかそしたら。私はその辺もちょっと今すぐじゃなくてもやっぱりきちんと煮詰めておいたほうが混乱もないし、スムーズな形ができると思うし、なおかつそれどうしても外部の意見も必要だということであればそういうことも聞きながら判断するという、そういうせっかくやるんですからそういう組織をきちんとつくるべきじゃないですか。また条例制定したって進まないんじゃないですかそれじゃ。
○議長（平澤　等君）　ただいまの真柄議員の質問は、よろしいですか。
　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　先ほど真柄議員の質問の中にもございました南部５町でもうこういった条例を作るということです。ですのでおそらく檜山管内７町で情報交換、その他があると思いますので、まずそういったことで一つ考えながらそういった委員会といいますか、検討をさせていただきたいと思います。
○議長（平澤　等君）　最初の答弁が全然なかったので認めます。
　真柄議員。
○７番（真柄克紀君）　副町長ちょっと違います。うちの町は一歩進んで南部５町と違うんです。一歩進んだから余計いい条例をつくるんであればきちんとそういう受皿、対処できる受皿を町がまず作らなかったら４月１日から施行すると言ったって、ある意味で言ったら非常に不安もあるしそういう感じになるわけです。今聞いたら何も決まってないってことだと。それはやはり条例を制定するという責任をきちんと形を使わなきゃならんと私は思います。
○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　あまりいい例のない条例でございまして、いずれにしましても重大悪質な過失行為に対応するということになります。したがいまして、こういった事案が発生したときには相談できる、そういった体制をこれから考えてまいりたいと。当然その中でも判断できない部分については、いろいろなところに相談するということも含めてそういった体制の整備を図ってまいりたいと考えております。
○議長（平澤　等君）　ちょっとお待ちください。石原議員お待ちください。
　菅原議員。
○１１番（菅原義幸君）　いや今の質疑聞いててびっくりしますよ私。これ条例制定してから適用事例はあるんですか、ないんですか。まずそれを伺っておきます。
○議長（平澤　等君）　髙橋総務課長。
○総務課長（髙橋　純君）　この条例の適用事例は今のところありません。
○議長（平澤　等君）　菅原議員。
○１１番（菅原義幸君）　適用事例がないというよりは、実施体制が何もできていなかったということなんじゃないですか。そのことが私問題だと思います。私この導入は先進的だし、これは真柄議員が議長時代大変ご苦労なさって導入されたものだと承知をしておりますが、条例提案のとき私も発言してるんです。金銭補償だけじゃなくて精神的なケア、これは総合的に体制を作って対応する必要がありますと私何回か質疑してるんです。町長記憶ありませんか。要するに私の質疑は全く今日まで無視されていたということになるんじゃありませんか。町長答えてください。
○議長（平澤　等君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　ですから先ほど私が答弁差し上げたのは、そういったこともございますので、この条例を運用するにあたってそうした事案が発生したときには、そういった判断体制、判断をするそういった体制をしっかり整備して対応したいと思います。
○議長（平澤　等君）　菅原議員。
○１１番（菅原義幸君）　３回目だからこれでやめますけど。後付けの答弁でしょそれは。真柄議員から質問され、私からさらに質問されて後付けて弁解として言ってるにすぎません。全く体制作らないまま唯々諾々と今日まで来たということじゃないですか。これから檜山管内で協議をして何たらかんたらそんな話ですか。私、町長に一つ言っておきたいのは、先進的に制度を導入することはいいんです。それは評価し支持します。しかし仏作って魂入れずっていうケースが多々あるんです。非常に形式的で、その場的だなと思います。これ予算審査でも幾つか取り上げますが、雑なんです。本当にその条例の必要性と一人一人の町民の立場に立って弱者や救済されるべき対象者の立場に立って明日から真剣に実施するという、そこのところが伝わってこないんです。それが高橋町政の特徴だと言われてしまえば、口はあんぐり開く以外ないんですが、町長これやっぱり重大な反省していただかなきゃならないです。私は真柄議員が議長時代になさった功績というのはやはり大きいし、それとして受け止めて全道的にも先進的ですから、全国的にもそうだと思うんです。そこのところが全く空洞の状態のまま今日に至ってる。この改正によってもなおかつ、そうした発想が全く用意されていなかったということについて率直に指摘をさせていただ

きたいと思うんです。答弁は、先ほど町長やりますよっていうふうに私は軽々し答弁だなと思ってますけども、一応形式的にはされてますから求めませんけれども一言だけ申し上げておきたいと思います。答弁は結構です。

○議長（平澤　等君）　ただいまの議案が終了するまで時間が迫ってございますけども、延長したいと思いますけども、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認め、時間をこの議案が終了するまで延長することに決しました。

先ほど石原議員から挙手がございました。

石原議員。

○１番（石原広務君）　真柄議員と副議長からも関連する質問があったんですけど、私はもうもしかしたら安易な発想での質疑になるかもしれません。要は先進的にこういったすばらしい条例改正がされて体制について今質問がされてるんです。安易な例ということで前段で申し上げたんですが、例えば、雅荘再開に向けたプロジェクトチームというか、立ち上げて常任委員会に提案してきたことがあったんです。福祉課で動いてたのに、まちづくり推進課と財政課長も取り入れて、常任委員会の中で事務方トップの副町長をそこに座長でやったらどうだというこの案と整合性がないかもしれませんけど、そういう動きをしたことがあるんです。ですからこういったことが先進的にせっかく改正になるんですから、ですから例えば、石原言ったからそれダメだとか、それ取り入れたとかじゃなくて、例えばその横断的に各課長を中心に、そういった体制を構築検討しますとか、具体的な構想の中に町長がそれも視野にありながら、何かあった上での先ほどの答弁かもしれませんけど、そういった体制は速やかに構築、設置していただきたいと思いますけど、基本的な考え方、町長、重複するかもしれませんけどご答弁いただければと思います。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　ですから先ほども答弁申し上げましたように、そういった事故等を審査するそういった会議体を整備してまいりたいというふうに考えております。

○議長（平澤　等君）　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（平澤　等君）　お諮りいたします。

以上で本日の会議はこれで閉じ、以後の議案審議は３月１２日一般質問のあとに行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって本日の会議はこれで閉じ延会することに決しました。

なお３月１２日午前１０時に再開いたしますので、当議場に参集願います。

本日はこれにて延会といたします。

長時間にわたり大変ご苦労さまでした。

延会　午後４時５５分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和７年７月１６日

議　　長　　平　澤　　等

署名議員　　吉　田　　実

署名議員　　大　湯　圓　郷

令和７年第１回せたな町議会定例会　第２号

令和７年３月１２日（水曜日）

○議事日程（第２号）

１　一般質問

○出席議員（１２名）

１番	石原広務君	２番	桝田道廣君
３番	藤谷容子君	４番	福嶋　豊君
５番	横山一康君	６番	本多　浩君
７番	真柄克紀君	８番	熊野主税君
９番	吉田　実君	１０番	大湯圓郷君
１１番	菅原義幸君	１２番	平澤　等君

○欠席議員（０名）

１．地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光	君	
教育委員会教育長	小板橋　司	君	
農業委員会会長	原田喜博	君	
選挙管理委員会委員長	大坪観誠	君	
代表監査委員	残間　正	君	

１．町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（１）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木正則	君	
総務課長	髙橋　純	君	
まちづくり推進課長	阪井世紀	君	
財政課長	佐藤英美	君	
税務課長	佐々木正人	君	
町民児童課長	河原泰平	君	
認定こども園長	伊藤悦子	君	
保健福祉課長	増田和彦	君	
農林水産課長	吉田有哉	君	
建設水道課長	平田大輔	君	

会計管理者	杉村	彰　君
国保病院事務局長	手塚	清人　君
総務課長補佐	中山	康春　君
まちづくり推進課長補佐	奥村	大樹　君
財政課長補佐	浜高	正明　君
税務課長補佐	長内	解人　君
町民児童課長補佐	黒澤	美知子　君
認定こども園副園長	本田	和矢　君
保健福祉課長補佐	長内	京　君
保健福祉課長補佐	水野	万寿夫　君
保健福祉課長補佐	栗谷	一樹　君
地域包括支援センター所長	今川	勇吾　君
農林水産課長補佐	藤井	卓也　君
農林水産課長補佐	井村	裕行　君
水産種苗育成センター副所長	栄田	武志　君
建設水道課長補佐	鈴木	涼平　君
国保病院事務局次長	近藤	智博　君
総務課主幹	尾野	裕也　君
まちづくり推進課主幹	稲船	洋志　君
税務課主幹	小林	朱央　君
町民児童課主幹	三浦	三津枝　君
町民児童課主幹	山川	彩子　君
保健福祉課主幹	古守	亜珠　君
保健福祉課主幹	垣本	利子　君
保健福祉課主幹	河野	葉子　君
農林水産課主幹	斉藤	真　君
農林水産課主幹	撫養	和伯　君
建設水道課主幹	川上	佳隆　君
建設水道課主幹	吉田	一也　君
建設水道課主幹	高橋	真一　君
建設水道課主幹	大野	秀幸　君
出納室主幹	竹内	亜希子　君
国保病院事務局主幹	村井	貴大　君
地域生活係長	栗城	惇史　君
情報管理係長	又村	智　君
広報統計係長	西田	幸恵　君

商工労働観光係長	山崎　英人	君
財政係長	髙森　直也	君
環境衛生係長	原田　宰	君
障がい福祉係長	平田　慎太郎	君
保健推進係長	清水　美千子	君
保健推進係長	干場　美沙代	君
包括支援係長	大久保　麻未	君
地域支援係長	田畑　貴子	君
地域支援係長	安藤　麗香	君
業務係長	北山　典孝	君
業務係長	池田　裕之	君
出納係長	佐藤　こずえ	君
庶務係長	大庭　啓	君

《瀬棚支所》

支所長	濱　登幸恵	君
養護老人ホーム三杉荘所長	西田　良子	君
次長	山本　亨	君
瀬棚保育所長	水野　真里子	君
福祉係長	稲船　奈穂子	君

《大成支所》

支所長	中川　譲	君
大成保育園長	浜高　あけみ	君

（２）教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	古畑　英規	君
次長	斉藤　哲章	君
次長	尾野　真也	君
主幹	藤谷　希	君
学校給食センター係長	伏見　尚志	君

（３）農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	小林　和仁	君
係長	松林　功	君

（４）選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記長	髙橋　純	君

書　記　次　長　中　山　康　春　君

（５）代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事　務　局　長　上　野　朋　広　君
次　　長　松　原　孝　樹　君

１．本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事　務　局　長　上　野　朋　広　君
次　　長　松　原　孝　樹　君
主　　事　神　野　翔　亜　君

再開　午前１０時００分

◎開議宣告

○議長（平澤　等君）　皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員１２名で定足数に達しておりますので定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第１　一般質問

○議長（平澤　等君）　日程第１、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第５３条に規定されておりますように、質問、答弁については簡明にお願いしたいと思います。

それでは通告順に順次発言を許します。

２番、桝田道廣議員。

○２番（桝田道廣君）　お許しをいただきましたので質問をさせていただきます。

ふるさと応援寄附金を利用した定住、子育て支援の充実ということでお尋ねをさせていただきます。町民の高齢化が急速に進み、町内産業の今後に大きな不安の影を落とし、その対策が急務であると感じています。今後も町内産業を守り育てていくためには、活力のある若い人をいかに増やし育てるかが大きなポイントではないかと感じています。そのためにも住環境や子育て環境整備は今まで以上に進めていく必要があると思います。どこの町でも財政は厳しい中、ふるさと応援寄附金を利用した施策を行っていますが、当町でもふるさと応援寄附金を活用し基金を各事業に反映しております。この基金を利用し定住、子育て支援に今まで以上に一層力を入れるべきだと思います。せたな町は子育て日本一を標榜し定住、子育てに力をいれているのですから０才児からの保育料の完全無料化なども大変有効な方法だと思いますが、町長のご意見をお伺いいたします。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　それではご質問にお答えをいたします。

ふるさと応援寄附金については必要に応じて子育て支援事業並びに公園や児童保育施設等の修繕や整備にも活用してきたところでございます。保育料については、現在３歳以上児は無料化されていますが、３歳未満児については給食費は独自に無料としたものの、保育料については国の基準より軽減した額で徴収しております。なお第２子は所得水準に応じ無料もしくは半額、第３子以降については完全無料化を行い､既に子育て支援並びに多子化対策に対応してまいりました。子育て支援は他に公園など幼児、児童が集える場所づくり、育児に悩める親たちが相談できる子育て支援センターなどのサポート体制、学童保育所の充実など年齢ステージや場面によって必要なメニューと課題がございます。そのことから３歳未満児の保育料無償化についても、必要に応じてふるさと応援寄附金を活用し他事業との優先度や受益バランスを勘案しつつ国の無償化の動きに合わせて総合的に検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（平澤　等君）　桝田議員。
○２番（桝田道廣君）　道内で保育料を完全無償化している町がどれだけあるのか調べてみました。昨年の北海道新聞の記事に２０２３年度、約２割の３９市町村が所得や子供の人数に限らず完全無償化､所得制限を設けずに第２子以降を無償化しているものも約４割の６９市町村に上る。北海道が保育料助成状況を２３年度調査したところ、独自に財源を確保し紋別、歌志内の２市と空知管内、沼田町など３７町村が第１子から完全無償化、また第２子以降を所得制限なしで無償化しているものが１８市､５１町あるということで北海道の１７０いくつの自治体市町村の中で、既に半分以上の町が完全無償化、または一部無償化に踏み切っているというこういう状況にあると思います。どこの町でも財政が厳しい中、一般財源から捻出しているところでもありますけれども、多くの町が応援寄附金を利用し過疎化と少子高齢化の問題を抱える中、子育て支援に力を入れていることがよくわかりました。何件か電話をさせていただいたんですけれども、紋別市では、ふるさと応援寄附金から約７０％、残りの３０％を一般財源、０歳から２歳まで１１０人、全て完全無償化です。歌志内市は人口２，５８４人、これは全て一般財源ということで、すばらしいなというふうに私自身も感じました。沼田町２，７８５人で１００％応援基金から繰り出しをしております。上士幌町でも８０％の基金から出しており、残りの２０％は一般財源ですけれども完全無償化をしております。今後この動きがどんどん進むものと思います。せたな町は子育て日本一を目指すという目標がありますが、現状ほかの町と比べて決して子育てしやすい町と言える状況にはないと思います。子育てをしている親にとって、子供に係る教育費は大きな問題であり将来設計にも影響を与えるものです。今、国では高校の授業料の無償化が決まるなど子育て教育に支援を向けた動きがあります。その中には保育料無償化の問題も取り上げられており、何年か後には全ての子供が無償で保育を受けられるようになるかもしれません。しかし国の政策を待つだけでなく、道内既に半数の市町村が行動しているように、せたな町としても財政が厳しいのは承知しておりますけれども、応援寄附金を利用し保育園保育料の完全無償化を進めるべきではないかと思います。ふるさと応援寄附金は寄附額が安定しないこともあり、担当としては大変ご苦労されていることと思いますが、今後頑張っていただきたいなというふうに私自身は思っております。ほかの町では、寄附金から子育て支援に使える基金をつくり、これを利用した事業も様々と行われております。先ほど町長からも言われたものもその一つだと思いますけれども、例えば高校生までの医療費の無料化、各種予防接種の無料化、不妊治療費助成事業、妊産婦健診助成事業、新生児が誕生したときのおむつなどのスタートアップ事業、これらを行っている市町村も多いように思います。さらに上士幌町では、定住化事業で新しく家を建てる場合、子供１人に１００万円、子供が３人いると３００万円の補助を出し、さらに町内事業者を使う場合には５０万円の上乗せをし子育て世代の親の支援をしております。我が町でも新築の住宅を建てる場合１００万円の助成をしておりますけれども、その思いが全く違うんだというふうに思います。これらの事業が全て基金からだと思いませんけれども、基金の一部を利用することで保育料の完全無償化をはじめ、執行方針にもありました入学金のお祝金の支給や修学旅行費、これらなども基金から出すことができてくるんじゃないかと思います。いろいろな町にお伺いしたんですけれども、

例えば湧別町なんかでは、健康子供課というところの話ですけれども、子育て世帯の負担軽減につなげたい。町内で子育てしたいと思ってもらうように努力をしたい。そのためにそういう基金を使って無償化しているというような説明がありました。また上士幌町の町長は、地方に住みたいという若い夫婦にとって安心して子育てができること、教育の環境が整っていることは、何よりも大切、子供たちが健やかに育っていくまち、子供の個性を伸ばしていく教育が受けられるまちになれば、子育て中の家族が関心を持ってくれますという思いでこの事業をされているということでした。実際、十勝管内でこの上士幌町１町が人口増になっております。こういうことで他町からの移住者が多いというふうな話もされておりました。せたな町のホームページからふるさと納税募集案内を見ますと、案内文の中に、せたな町では次世代が育つ町、移住しやすい町、安心して暮らせるまちをキーワードにまちづくりを推進しています。皆さんが応援したくなるまちになるよう町民と力を合わせて取り組みますとあります。ぜひこれらの言葉を実行し、せたな町が定住しやすく次世代の子供が育つ安心して暮らせるまちになるよう検討するべきではないかと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（平澤　等君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　２回目の質問にお答えをいたします。全道１７９の半分がこの一部無償化、完全無償化という話でございました。せたな町もこの半分の町村に入っているということでございます。３歳児未満のこうした問題につきましては、実は３歳児未満が認定こども園、保育園に通園するためには両親の就労要件等がございまして、誰もが通園可能ということではございません。したがいまして保育園等に通われている子供だけを対象にしますとどうしてもバランスが取れなくなってしまうというのは、自宅で保育をしている子供たちには恩恵がないということになります。そういったこともございましてこの先ほど答弁差し上げたように、受益バランスをこれからもしっかり見ていかなければならないということではございます。したがいまして国のいろいろなこの子育て支援施策も随分昔から見ると充実してまいりました。こうした無償化の動きに合わせて、町としても総合的に検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（平澤　等君）　桝田議員。

○２番（桝田道廣君）　３回目の質問をさせていただきます。町長、今１７９市町村の半分入ってると言いましたけれども、入ってません。入っているのは１０８市町村が完全無償化もしくは第２子以降の無償化、こういう町が１０８ありますよと。半分以上ありますよということですので、うちの町はまだ無償化しておりませんので、その中には入っていないということがまず１点です。その次に入園できる基準の話をされたと思います。親が就労していないということで子供が入れないのは公平感に欠けるということですけれども、これもよその町で聞いた話ですけれども、ある町では子供の今通園されていない対象は子供が１人だけだと。なぜ１人なんですかっていうふうに聞いたところ、無料で無償で保育園に通えるようになると、親が仕事を探すという探して仕事をすることによって、その要件をクリアできるって、町にとっても仕事をすることによってそれなりのメリットは当然あるし、事業者にとってもメリットがあります。やはりこれは今

こういうふうに仕事してないからということではなくて、そういう親御さんたちが仕事ができるような環境を育てるというか、そういうふうに進めるということも必要なことではないのかなというふうに思います。多分町長は、そういう回答するのかなと思いましたので、いろいろと資料を調べてきたんですけれども、我が町の資料の中で総合計画の１５ページに、子供を育てる環境としても魅力的な部分が多く、本町では日本一子育てしやすい町を目指して、出生祝いや保育料、給食費の負担軽減など子育てに係る費用面からの支援も積極的に行っており、本町で子育てする親からの評価や障害者が本町を移住先として選ぶ理由につながっています。全くこれ違うんじゃないかなと。総合計画に書いてあるんであれば、やっぱり計画どおりに計画を目標として進めるべきじゃないかなと。また人口ビジョンの先般出されました、デジタル田園都市計画ですけれども、若年人口、２０歳から３９歳以下の女性、我が町では２０２５年７３６人、そのうち女性３７０人、これが１５年後の２０４０年になると４１０人となり、女性の方は半分としても２００人いない状態になります。今、日本全国で２０歳から３９歳、要は子供を産むことができるだろうと、いろいろな条件ありますけれども、という数が女の方９００万人だそうです。あと１５年ほどすると６００万人になるそうです。３００万人減るそうです。今の時点でこれ以上減ると人口の回復は不可能だそうですというお話をされておりました。我が町としても、少しでも人口減を食い止める、少しでも緩くするということであるならば、少しでも子育てしやすい環境は何が何でも必要じゃないかなというふうに思います。またこの同じ１２ページにあるんですけれども、出生率や転入超過の状況を向上させることができなければ、さらなる人口減少も想定されるため、若年層の結婚、出産、子育て環境の整備などをし、産業や雇用の創出、移住、定住促進と自然減及び社会減の両面から対策を講じていく必要がありますと謳ってるんです。私はさっきからこのことを言ってるんですけれども、町長はいや今はほかのことがあるからできませんよということであれば、人口が減っていくことはそれはそれでもう仕方がないねっていうふうにしか私としてはとられないという思いであります。デジタル田園構想の中の１４ページに、ふるさと納税の効果的な活用ということで、ふるさと応援寄附金を活用して当町へ住んでいなくても愛着を持ち関わり応援してくれる関係人口の創出、拡大などをして訪れてもらえるようにしたい。１６ページには基本目標の３として結婚、出産、子育ての希望をかなえる大きな阻害要因として、子育てに関する経済的な負担、共働き世帯の増加に伴う仕事と子育ての両立などが挙げられ、子育てに対する不安を覚える世帯が増えています。幅広い子育て世代への支援体制を整備するため妊娠、出産、子育てまでの切れ目ない支援体制を継続的に構築しますと断言してるんですここでね。未就学児も減少していることから子供たちが夢や希望を持って成長できるよう家庭、地域学校が一体となってせたならしさを生かした教育を提供しますと、これ以上読んでもあれなんで止めますけれども、これらのすばらしいいろいろな施策があるわけなのであればやっぱりそれに向かった行動の１つや２つ目に見えるもの、また子育てを目指すんであれば今、全道的に全国はわかりませんけれども、全道的にこうした支援が必要不可欠という中でされている町が増えてるのであれば、我が町としてもやはりこれは検討するべきものではないかと思います。町長の見解を伺います。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　まず合併以来、子育て支援につきましてはいろいろな施策を打って充実をしてまいりました。それは議員もご承知のことというふうに思います。子育て支援につきましては、これからも進めていかなければならない重要な施策というふうに思っております。議員言われましたように、今そのための財源としてふるさと応援寄附金のようなものも貴重な財源ということになりますので、一方でそういった確保にこれからもしっかり努めてまいりたいというふうに考えております。全く議員のおっしゃる部分につきましては否定するものではございません。いろいろなこのことを考えながらしっかりとこれからも検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（平澤　等君）　以上で桝田道廣議員の１問目の質問を終わります。

続いて２問目に移ります。

桝田議員。

○２番（桝田道廣君）　それでは２問目の質問をさせていただきます。水産種苗育成センターの今後ということでお尋ねします。先日の執行方針の説明の中で水産種苗育成センターにつきましてはあわびの中間育成を行い、前浜資源の維持と漁業者の経営安定に向けた支援に努めてまいりますとありました。２月１３日に開催されました産業教育常任委員会の中で、センターの現状と課題の説明をいただきましたが、その中で町は運営経費の負担増、職員の退職、老朽化した設備の補修、改修などを理由に年内に閉鎖する考えを示され、すでに漁業関係者とも意見交換を済ませたなどセンターの閉鎖の既成事実を作り上げているように思います。このことは執行方針の説明とは矛盾するものであり、以前、令和２年３月に私が行いました一般質問の答弁と相入れないものだと思います。この点、町長はどのように考えでしょうか。

○議長（平澤　等君）　髙橋町長。

○町長（高橋貞光君）　それでは桝田議員の２点目のご質問にお答えをいたします。

水産種苗育成センターは、これまであわび種苗を中心に生産に取り組んでまいりましたが、あわび種苗の需要は３，０００個まで落ち込んでいる状況となっております。現在、本年６月中の出荷を目指して取り組んでおり漁業者の支援に努めているところであります。しかしながら産業教育常任委員会でもご説明させていただきましたが、種苗センターの課題として当施設の重要箇所である海水取水管敷設替工事などを含み、老朽化により令和８年度から令和１２年度までの５年間で約３億５，０００万円以上の維持補修経費が掛かる見込みであります。またそれに加えて現在の職員２名で業務にあたっておりますが、うち１名が今年度末で早期退職となり、またもう１名からも令和７年６月末での早期退職を希望されており職員が不在となる見通しであります。こうした状況を踏まえまして、せたな町ひやま漁協理事協議会、産業教育常任委員会へ説明をさせていただいたところであります。令和７年度は現在取り組んでいるあわび種苗３，０００個の中間育成のほか、ナマコ種苗についてはひやま漁協からの購入で対応したいと考えているところであります。

今後についてもあわび種苗やナマコ種苗の確保に向けて関係機関とさらなる調整を図っているところであります。令和８年度以降の種苗センター業務については、漁業者や議会とも協議を行

いながら今後の方向性について考えていきたいと思っているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。
○議長（平澤　等君）　桝田議員。
○２番（桝田道廣君）　この件について大成区の漁業者の方とお話をさせていただきました。３億５，０００万という高額な修理設備に係る経費を先に出されたことによって、そんなにかかるなら仕方がないだろうという諦めの言葉がありまして、非常に残念であると、悔しいと言っておりました。町としては、それだけかかるんですよということを先に言ったことで、諦めらさる何かそういう意図を感じざるを得ないものが私にはあるんですけれども、それはそれとして前回の一般質問でさせていただいたことを通して、一部何件かですけれども検証をさせていただきたいと思いますのでお願いいたします。まず町長は、目的外使用の手続きについて、現在、北海道と協議中であり、北海道と協議しながら取り進めてまいりたいということでしたけれども、この件について、どのような協議をし、どの時点で諦めたのか。なぜ諦めたのか。その結果をどこまで周知というか、公表したのか、私たちは何も聞かされていませんでした。

２つ目ですけれども、私のほうから施設の維持管理費が収入の１０倍以上なので用途変更することで経費の圧縮を図るべきではありませんかという質問をしました。これに対して町長は、種苗センターの維持を引き続きしていくためには、収支の改善ということにはしっかりと取り組んでいかなければならないというふうにおっしゃいましたけれども、具体的に収支の改善にどのように取り組んだのかお知らせください。

次に経営安定に向けた支援をするのであれば、海水取水管の取替えや維持更新は既に５年前には確かわかっていたと私は思っています。そのときにも担当の方とも話してそれは聞いておりましたので。なぜここまでそういう更新等をしてこなかったのか。前回の質問の時点で既に町長は、改修ということを念頭に置いていたのではないかという疑いを持たざるを得なくなってしまう。この点をお知らせください。

職員の育成につきましては、栽培漁業振興公社の指導をいただきながら業務に支障の出ることのないよう考えますと町長は答弁しています。私は当時の職員の定年が近いので、今後もセンターが続けられるようお願いしますと重ねてお願いをしたところ、町長は、そのようにさせていただきますと答えられました。その後、職員の配置はあったんでしょうか。またそういう募集をされたんでしょうか。私の記憶の中ではそういう誰かが配置されたとかという記憶が全くありません。

次ですけれども、先ほど町長も申されてましたけれども、令和６年度分のあわびの育成はしていると、３，０００個とおっしゃいましたけど。ですけれども貝取澗支所の青年部では、この６年度でこのあわびの育成をやめるという話ではないというふうに聞いています。７年度以降も続けるということであれば、当然ほかの町、ほかの施設から購入という形をとらざるを得ない。そのときに今までは例えば運送費とか、今までにあわび本体に支払うお金以外にいろいろと経費がかかってくると思いますけど、これも町としてもしセンターをなくすのであれば、今後ともその事業がある以上、当然補償またしてかなきゃならない問題だろうと思うんです。この点をまずお

尋ねして、そして同じことなんですけれども、用途変更をせずにナマコを生産し無料で前浜に放流し支援してきました。聞くところによりますと大体１０万から１５万個ほどだというふうに聞いております。この経費として約４００万から４５０万かかるということですけれども、今後生産ができなくなるということであれば、これもどこからか持ってこなければならないということになると当然買うという形になります。そのときにこれを漁業者に売るという話ではないと思うんです。今まで無償で育ててきて、それを提供してきたものである以上、今後も無償で前浜に放流する責任が町にあると思うんです。町の責任でもしセンターを閉鎖するというのであれば、当然その部分は町で何とかしてもらわなければ漁業者に負担を強いることなります。このことについて以上ですけれども、これらの点について町長の見解を伺います。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　まず前段の先ほど今後５年間で３億５，０００万の新たな投資が必要というふうに申し上げました。そのほかに単年度収支の赤字というのが毎年４，０００万程度ございます。したがいまして５年間ということになりますと２億円の赤字が生じると。合わせて５億５，０００万ということになろうかと思います。そうした中でその投資効果といいますか収支の問題でありますが、現在あわびは４２万円の収入という状況になっております。こうしたことから収支のバランスをとるためには相当の量の種苗の生産を行わなければならないというふうに考えるわけでありますが、残念ながら需要は現在３，０００個程度とこういう状況になっております。そういったことからなかなかこの収支の改善は難しいなと思っていると。そういった課題を抱えているということをまずお話ししておきたいというふうに思います。令和６年度のあわびの種苗、これはもう令和６年度は既に昨年の６月に種苗の配布をさせていただいております。今、管理しているのは令和７年度の種苗でございます。したがいまして７年度につきましては現在３，０００個を管理しておりますが、この２，０００個の配布ということでございますので２０万少しの収入ということになるわけでございます。仮にこの施設を止めた場合にナマコの生産、種苗の供給はどうなんだということでございますが、当然、現在ナマコの種苗についてもほかの種苗を生産しているところから購入するというふうに考えなければならないというふうに思います。４００万から４５０万ということになろうかと思いますが、このアワビと含めて約５００万の予算が必要ということになります。これは当然そういうことになりますと、町としてもこれまで同様の扱いを漁業者に対して支援をしていかなければならないというふうに思っているところでございますが、こうした現在、我が町で必要とされているこういった種苗の生産につきましても約５００万程度ということになりますので、年間仮に４，０００万の赤字が生じるということになりましても、これが３，５００万程度の赤字ということでなかなか収支を償うということにはならないというふうに思っております。そういったことで投資効果につきましてはかなり厳しいものがあると感じております。用途変更につきましても、これは道にお願いしてきたところでございますが、水産庁に道から出向いて目的外使用の手続きについて協議をしてきております。しかしハードルが高いという状況で報告を受けているところでございます。いずれにしても、もしハードルが高くても挑戦することが必要という判断になれば、これはしていかなければならないと

いうふうに思っております。しかし老朽化はご存じのように随分進んできておりますので、当然こうした補修の工事の費用というのはかかってくるわけであります。

職員の募集の件ですが、これは私たちも議員にご指摘いただいたように少し対応が遅れたなという感じはしております。しかし先ほど言いましたように２人とも早期退職ということでございます。本来ですと、こういったご相談をしながら職員の体制等につきましても考えていかなければならないという矢先であったということも考えていただきたいというふうに思います。いずれにしましても当施設がこれだけ財源を入れてしっかりと漁業者の漁業振興が図れるのかどうかと、投資効果というものについて、これからやはりこういった状況を直視しながらしっかり検討していかなければならないと思っているところでございます。この辺は議員にもご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤　等君）　町長、一つ答弁もらうような気がするんですけども、ナマコの稚魚の購入に関する費用について町の考え方っていうようなことを１番最後に桝田議員聞いているんですけども、しましたか。大変失礼しました。

桝田議員。

○２番（桝田道廣君）　町長というか、町の考え方は多分変わらないだろうし、また漁業者のほうもそういうふうな説明を受けた以上、諦めの中で少しでも今後の負担を減らせるようにという思いが強いのは実際のところであります。だからその中で話が出た中で、今の設備が補助対象としてあと何年か残っていると。その金額を返しさえすれば用途は自由になるんじゃなかったのかと。であるならば、その金額を返すことによってまた続けることができたんじゃないか。先ほど町長のほうも設備の老朽化というお話もしましたけれども、そういうふうな意見も何件か聞かせてもらっています。だからある意味、拙速だったのかなというふうに思っています。また年間あわびとナマコ合わせて５００万ほどのとか言ってましたけれども、これは今後ともに町として支援するということで理解してよろしかったですか。それをお尋ねします。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　町としてはこれは今廃止をするということではなくて、こういう状態を受けて様々な課題が出てきております。これをどうするのかということを議会の皆さんと共に協議をして検討してまいりたいというふうに考えております。したがいまして、これまであわびは漁業者に販売をしておりました。それからナマコについては無償で配布をしておりました。当面この同じような形でしっかり漁業者に対応をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（平澤　等君）　以上で桝田道廣議員の一般質問を終わります。

続いて３番、藤谷容子議員。

○３番（藤谷容子君）　１問目の質問をさせていただきます。政府の２０２５年度予算案は、全体として大軍拡と大企業優先の政治で国民の暮らしに冷たく背を向けていますが、緊急防災減災事業費５，０００億円、緊急自然災害防止対策事業債４，０００億円、緊急浚渫推進事業費１，１００億円など１兆１００億円にのぼる国を挙げた防災対策を実施しようとしています。以下の

点について町長にお伺いします。

１、国が推進する防災対策へのせたな町の対応についてどのように考えておられますか。

２、指定避難所である小中学校体育館にエアコンの設置を検討してはいかがでしょうか。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　それでは藤谷議員のご質問にお答えいたします。

１点目、国が推進する防災対策への対応については、これまでも緊急自然災害防止対策事業債や緊急浚渫推進事業債を毎年活用してまいりました。河川改修や河川浚渫などを実施し防災、減災対策を行ってきたところでございます。令和７年度も事業の活用を予定しておりまして、引き続き防災、減災対策に努めてまいります。

２点目の指定避難所となる小中学校体育館へのエアコン設置については、その必要性等について検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（平澤　等君）　藤谷議員。

○３番（藤谷容子君）　政府は全国の小中学校体育館のうち９５％が避難所に指定されていることから、今後１０年間でエアコン設置を２２％から９５％に引き上げる目標を掲げ新たな交付金を創設しています。学校施設環境改善交付金が２分の１、それにプラス過疎対策事業債などを使うと実質自治体負担は１５％でできるということです。教育環境の整備にもなります。今すぐというわけではありませんけれども、総合的に研究、検討し制度を活用して災害対策の強化を求めます。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　現在、北海道の考え方でございますが、この暑さ対策よりも災害対応としては、寒冷地ということもございまして暖房対策ですか、これを優先しなさいということになっております。今のところ十分な体制とはこちらもなっておりません。したがいまして計画的にいろいろと対策を進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。そうした中で議員おっしゃるこの体育館の冷房ですか。エアコン設置の検討も合わせて進めていきたいというふうに考えております。

○議長（平澤　等君）　藤谷議員。

○３番（藤谷容子君）　エアコンの設置は冷房だけではなく、今も瀬棚小学校とかで暖房にも使っているということですので両方で使えるということで考えていただきたいと思います。また昨年の広報５月号でせたな町の財政を年収３５０万円の家庭に例えて、国からの地方交付税補助金などを親からの仕送りとしていました。私はこれに非常に違和感を持ち、ほかの町の人に話を聞いてみるとそのような例えはされていないということでした。国と地方自治体の関係は親子のようなものではなく対等協力関係だと思います。なので補助金などを活用すると国からの財源が多くなりますが、活用できるものは積極的に活用して災害対策の強化をしていただきたいと思います。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　町の予算を見ていただいてもわかりますように、本町の自主財源、町税

が主になると思いますが、非常にその割合は小さいということになります。交付税が貴重な財源ということで位置づけられております。しかしこれを足しても全体の予算の半分、少しぐらいという状況でございますので、その足りない部分につきましては交付金、あるいは補助金こういったものを有効に利用をさせていただきながら、この１年の予算の計画を作っているところでございます。決して楽な状況ではございませんが、これからもしっかりそういった部分に気を配りながら議員のおっしゃったような事業につきましても検討をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（平澤　等君）　以上で、藤谷容子議員の１問目の質問を終わります。

ただいまより１１時５分まで休憩いたします。

休憩　午前１０時５３分

再開　午前１１時０５分

○議長（平澤　等君）　休憩を解き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

３番、藤谷容子議員の２問目の質問を許します。

藤谷議員。

○３番（藤谷容子君）　２問目の質問を行います。子供の預かりに関する子育て支援サービスの充実について、乳幼児の子育てをしている方から子育て援助活動支援事業、ファミリーサポートセンターや一時預かり保育の充実について要望を聞いています。子育て援助活動支援事業はファミサポと呼ばれ、平成６年から国の事業として始まり令和３年度には９７１市町村が実施しています。地域住民が支え合い地域で繋がりながら子育てを見守る相互支援活動を行う事業ですが、せたな町では実施していません。一時預かり保育は、こども園、保育園に入園していないお子さんで、親の急な仕事や病気などで一時的に保育を必要とする場合に利用できるというものです。家庭で乳幼児の子育てをしている親は子育ての不安感、負担感が強くあり、一時的休息、リフレッシュが必要です。思うようにいかずついイライラして子どもにあたり落ち込むという経験を持っている親が少なくありません。こども園、保育園は、保育の必要性の認定が要件であり数時間のリフレッシュのための利用は対象外と考えられている方がいます。

町長にお伺いします。子どもの預かりに関する子育て支援サービスを充実させて、子育ての不安やストレスを抱えている親を支援してはいかがでしょうか。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　２問目のご質問にお答えいたします。

ファミリーサポートセンター事業は、乳幼児を預けたい者と預かりたい者とをマッチングさせる事業でありますが、全国で事故やケガなどのトラブルが発生していると伺っております。大切なお子さんを預ける事業ですので、国や他市町村の動向も踏まえて慎重に検討してまいりたいと考えております。現在、町内のこども園等３園で実施している一時預かり事業でありますが、保

育の必要性の認定は不要で、親の急な仕事や病気、通院などのほかに美容室やリフレッシュのための利用もこれも対象としております。子育て中の親の心身のサポートを担ってきているところでございます。このリフレッシュのための利用を対象外と誤解されている方々がおられると質問で感じました。改めてそういった誤解がないように周知してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（平澤　等君）　藤谷議員。

○３番（藤谷容子君）　そうなんです。誤解をしている方が多くいらっしゃって、一時保育を今必要としているのに利用できていない方がたくさんいます。美容室などで利用されている方もいると聞いていますが、利用する方が限られているというふうに聞いています。第１子は楽しみよりも不安が大きい、１、２時間でも預けられると親は買物や息抜きができるのでぜひ預かってほしいという声を聞いていますので、ここを本当に子育ての悩みを保健師さんに相談するというそういう体制もあるというのもわかってるんですけれども、その辺も含めて保護者にしっかり周知をしていただきたいなというふうに思います。また令和７年度から子ども家庭センターが新設されるということで、ここで実態をつかみながらしっかりとした対応をしていただきたいと考えます。それからホームページなどでも現在せたな町ではファミリーサポートセンターはないけれども、子育ての悩みは保健師さんが対応するとか、一時保育でこういうふうにやってるとか、そういう発信があるといいのではないかと感じています。ファミリーサポートセンターいろいろ問題もあるというふうにも聞いていますけれども、今金町にも八雲町にもありますので、そういう中でせたな町にはないけれどもせたな町ではこういう形で支援をしてるんだということを積極的にアピールしていただきたいなと思います。子供の安全が第１ですし、働いている方の職員の方の処遇が悪くなるようなことも絶対あってはいけないし、保育の質の確保というのも本当に大事なことだと思いますので、しっかり考えていただきながら周知を保護者だけではなく町外の人にも知らせていただきたいと思います。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　子供にとりましてこの急に知らないところに預けられるということは大変なことのようでございます。したがいまして一時保育の預かり事業につきましても、これは子供をならすという意味、あるいは子供によってはアレルギーやそのほかいろいろ注意しなければならない部分も出てくるかというふうに思います。そうしたことを避けるためにも、そうしたことを十分事前に知っておくためにも、この一時保育預かり事業、これを有効に利用していただければというふうに今思っているところでございます。周知の仕方もご指摘いただきました。効果的な周知の仕方についても、これからしっかり考えて周知をしてまいりたいというふうに考えております。せっかく町で行っている一時預かり事業でありますから、これはそうしたお母さん方に十分ご利用いただければというふうに思っているところでございます。

○議長（平澤　等君）　以上で藤谷議員の２問目の質問を終わります。

　続いて藤谷議員の３問目の質問を許します。

○３番（藤谷容子君）　３問目の質問を行います。日本非核宣言自治体協議会への参加を、昨年

１２月、役場やふれあいプラザなどにせたな町非核平和の町宣言が掲示されました。昨年は日本被団協がノーベル平和賞を受賞し今年は広島、長崎の被爆から８０年の節目の年です。これまで以上に日本から発信するメッセージが世界に伝わるチャンスです。核兵器や戦争のない平和な世界へ進めるため非核平和の宣言をしている自治体として、さらなる取り組みが求められると考えます。核兵器の廃絶と恒久平.和の実現のため宣言自治体が互いに手を結び合い、世界の自治体に呼びかけ、その輪を広げるために様々な平和事業を推進している日本非核宣言自治体協議会というものがあります。北海道では函館市、島牧村を含む１１市、１１町、１村が参加しています。町長にお伺いします。

１、非核平和の町宣言をしている町として今後どのように核兵器の廃絶と恒久平和の実現のための努力をしていこうと考えていますか。

２、日本非核宣言自治体協議会への参加を検討していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　それでは３問目のご質問にお答えいたします。

非核平和の町宣言をしている当町でございます。町のホームページや広報誌での啓発活動に加えまして役場庁舎やふれあいプラザなどへの宣言の掲示を行っております。宣言に触れることで町民一人一人が賛同し、自らの行動を通じて平和の実現に寄与する意識の向上に向けて引き続き周知を実施してまいりたいと考えております。

２点目のご質問でございますが、非核平和の町としての姿勢は様々であろうかと思います。今のところ日本非核宣言自治体協議会への参加につきましては考えてございません。

以上でございます。

○議長（平澤　等君）　藤谷議員。

○３番（藤谷容子君）　ノーベル平和賞受賞式で田中熙巳被団協代表委員が講演していた中に次のような部分があります。核兵器の保有と使用を前提とする核抑止論ではなく、核兵器は一発たりとも持ってはいけないというのが原爆被害者の心からの願いであります。想像してみてください。直ちに発射できる核弾頭が４，０００発もあるということ。広島、長崎で起こったことの数百倍、数千倍の被害が直ちに現出することがあるということ。核兵器をなくしていくためにどうしたらいいか、世界中の皆さんで共に話合いを求めていただきたいと思うのであります。今、本当に平和の問題でそれぞれができることを考えて行動していかなければいけないと思います。せたな町として何ができるか。この非核宣言自治体協議会に参加すると、ほかの自治体から学ぶことができます。そして宣言をしている自治体が声を合わせて発信することができます。例えば昨年の日本非核宣言自治体協議会の決議では次のような部分があります。私たちは住民に最も身近な存在である自治体の責務として加盟自治体の連帯の輪を広げ知恵を出し合いながら、決して忘れてはならない戦争や被爆の記憶を世代や国境を越えて伝え続け、核兵器廃絶に向けた確固たる意見を粘り強く発信していく所存である。さらには住民一人一人が日常の中で平和について考え行動する平和の文化を根づかせ、住民が安心して暮らしていける地域社会の実現に向けてたゆむ

ことなく行動し続けることをここに決議する。こういった決議をほかの宣言自治体と一緒に行っていくこと、そして今この年にそれを行い世界にアピールすることが本当に強く求められていると思います。ぜひもう一度検討していただきたいと思います。
○議長（平澤　等君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　平和を願うという気持ちは町民誰もが持っていることだというふうに思います。この団体に参加をしてはどうかというご質問でございました。いろいろな団体が同じような趣旨で運動している団体がたくさんございます。これもその一つであろうかというふうに思います。そうした中で特定の団体に所属することなく、中立的な立場でこれからもしっかり町として、この非核平和を願って推進してまいりたいと考えているところでございます。
○議長（平澤　等君）　藤谷議員。
○３番（藤谷容子君）　この団体のホームページをご覧になったことがありますでしょうか。これは決して特定の思想信条を持つ団体ではありません。北海道で１１市が参加してるということは、ほとんどの市が参加してるんです。この自治体協議会のホームページを見ると、この宣言をしている自治体がどれだけなのかっていうのがもう一目でわかるようになっていて、その中で参加しているのがどこなのかということがはっきりわかるようになっています。決してそんな特定の団体ではなく、宣言をしている自治体が力を合わせて訴えようというそういう団体ですので、ぜひその特定の団体というふうに考えずに、この自治体のホームページもしっかり見ていただいて検討してください。よろしくお願いいたします。
○議長（平澤　等君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　北海道１７９市町村ございます。その中で加盟しているというのは２３団体と非常に少数でございます。これにはいろいろそれぞれの考え方があるんだというふうに思うわけでございます。いずれにしましても協議会に参加しない場合においても、引き続き平和あるいは非核ということについて啓蒙活動を町として実施して、町民の理解を深めてまいりたいというふうに考えているところでございます。
○議長（平澤　等君）　以上で藤谷容子議員の一般質問を終わります。
　続いて１番、石原広務議員の一般質問を許します。
○１番（石原広務君）　それでは１問目、温泉ホテルきたひやまについて、指定管理施設とし北檜山観光振興公社が第３セクターとしてその運営を続けていますが、町としては今後も現在の形態を維持していくことは困難になると思えますので以下の点について町長の見解を伺います。
　①町が保有している株は早期に売却をするべきと考えますがいかがですか。
　②長寿命化計画のもと多額の改修費がつぎ込まれました。町長が示していた宿泊施設は、指定管理制度にはそぐわないとする町長の考え方を実行するべきだと思いますが、明快な答弁を求めます。
○議長（平澤　等君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　石原議員のご質問にお答えいたします。
　１点目の保有する株の早期売却についてでありますが、現在、町は北檜山観光振興公社の５１％

の株を保有しておりますが、本年度、施設の長寿命化改修事業を行ったことによりまして今後の維持管理については、大規模な修繕が発生しないこと、宿泊者数やレストラン等の利用人数も増加傾向にあること、これらのことから北檜山観光振興公社の収支の改善が少しずつ図られていくものと思われますので、しばらくの間は推移を見守りたいと考えており現段階で早期の売却は考えておりません。

２点目でございます。宿泊施設は指定管理制度にそぐわないと、これは基本的な考え方はありますが、温泉ホテルきたひやまは町の入浴施設としても大きな役割を果たしております。宿泊施設、温泉浴場の一体的な施設であることから引き続き現状の指定管理により運営をしていく考えでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤　等君）　石原議員。

○１番（石原広務君）　まず株の売却について、温泉ホテルきたひやまが設置されたときはこれ旧町時代なんですけど、１億のうち５，１００万旧町、町が出して、あとの４，９００万は民間の方々がそれぞれお持ちになったと。経営状態も含めかなり追い込まれる中で目減りもしてきたというのが現状なわけです。先ほどの町長の答弁からだと、長寿命化計画で多額の改修費をかけて維持管理にも大規模な改修費は必要なくなると、その上で利用者等の増加の傾向にもあると。その上でしばらくの間推移を見ると、これ町長、１９年もこの合併した町の町長の立場にある方がしばらくの間とか、当分の期間とか、そういう言葉は現にこれもう使うべきではありません。誤魔化しの答弁ですから間違いなく。またかよと言われるかもしれませんけど、今は国民宿舎あわび山荘の条例は廃止されています。名前は残っています。宿泊施設として大成のあわび山荘、そして今回通告させていただいた温泉ホテルきたひやま、宿泊施設としては２施設が指定管理施設として扱われていました。そのときに町長、間違いなく町長おっしゃったんです。また首を傾けたのかどうかわかりませんが、宿泊施設は指定管理施設にそぐわないと。自立をしていただかないと困るという旨の発言を常任委員会の中でもね、そういう考えなんだというふうに伝わるような形で強く宣言までされてるんです。引き合いに出したのが町内ということにしておきますか。福祉施設を引き合いに出して、そういったところは指定管理施設なんです。だけど指定管理料は町からは支払っていないんだと。だから宿泊施設に関しては独立していただきたいという旨の発言もされていたんです。ですから私は通告文で今後の指定管理施設としての形態を維持していくのは困難になると。これは町長の考え方からですし、現にあわび山荘条例を廃止されたわけじゃないですか。長寿命化計画、これを常任委員会に出してきたときに、今までの経過も含めてどういうお考えのもとこういう計画を出されてきたんですかということを常任委員会で伺ったことがあります。町長なんとおっしゃったご記憶にありますか。町の施設だから、町の施設だから長寿命化計画の名の下に今回多額の修繕費をつぎ込んだわけじゃないですか。いやそう言われると、あわび山荘も町の施設なんです。そこは町長に聞くと役目は終えたということで切り捨てています。そこは少し過去の町長の考え方を今ご指摘をさせていただいてるんですが、今後、新年度まだ予算の審査はされていませんが、７年度の予算の中に指定管理料１，８００万予定されています。あわび山荘と温泉ホテルきたひやまが指定管理施設として、両建てでまだ町に条例として残

っているとき、平成２１年度から今年度今６年度まで、かたや指定管理料以外の負担、もう条例廃止されてますけど。あわび山荘には８，６００万、約８，０００万、温泉ホテルのほうには、間違ってたらあとでご指摘いただいて結構なんですけど８億超えてるんですよ。今回の長寿命化計画で改修費をつぎ込んだ額を入れると。町長の基本的な考え方、結局は町長、基本的な考え方とか回りくどい私言葉の使い方をしてますけど、町長は平準化という言葉を公約に上げて今５期目が集大成と位置づけてらっしゃいますが、合併したときの公約、大成、瀬棚、北檜山町３町が合併して地域を守るんだというふうに伝わるような平準化、均衡をとれたというふうにとれるような言葉を使われて見事町長になられたわけです。ところが年を重ねるごとに平準化という言葉はどこに行ったのかというふうに思えるような形で、大成にしてみれば守っていただけるはずの国保病院が診療所化、地域性もあって救急医療という観点からいろいろ訴えてきても聞く耳も持っていただかない。ここに来て今回も含めて町長の地元北檜山にある温泉ホテルには総額８億も、このほかに指定管理料ももちろん温泉ホテルに関しては３億以上、過去から含めてですけど。今回８億をつぎ込んだんです。町長トータルです。土台もしっかりできたわけじゃないですか。私は基本的に町長また曲げて捉えたら過去にやられた石原はとんでもない奴だと。きたひやま温泉ホテルに対しては、とんでもない意見を言ってるんだと。あの時、町長が仕向けたとは思えないんですが、そういった関係者から石原を北檜山によこすなという情報が間接的に入ってきてたんです。これすごいことが起きてるなと。もう亡くなられた方なんですけど、高橋町長の後援会に役員として属している方、お前ちょっと北檜山行くとき気を付けれよというところまで言われたことがあるんです。でも今は温泉ホテル、北檜山観光振興公社が第三セクターとして現在こういう形で体制は整ったと私は判断するんです。副町長がそういった理事会ですか、そういった会議体に出ざるを得ない状況になっているわけじゃないですか。今でもまちづくり推進課課長でしたっけ、その中に事務というか町が係わってる状況じゃないですか町長。指定管理料も毎年出ていると。いや指定管理施設としてふさわしくない、そぐわないという考えはどこ行ったのか、これはあわび山荘の条例を廃止する最大の目的を町長は支持者、後援会の方々を欺いて見事達成したので、ここに来てきたひやま温泉ホテルは町の建物だ、だから改修するんだという考えを堂々と示していますが、先のせたな町のことを考えると基本的に、私は温泉ホテルを全否定するわけじゃないんです。民間の英知をそこできちんと培うような体制、今、町からこういった公費がつぎ込まれてハードの面、建物ああいうふうに立派にリニューアルされたわけじゃないですか。指定管理料もつぎ込まれています。人件費にもそんなに影響は出ていない状況なんです。そこを今、町が関与してきて担保してきているわけじゃないですか。でも今後この先のせたな町、この観光施設としての他の民宿含めた、今年度の１月現在で、もちろん温泉ホテルきたやまも入れると大成は今あわび山荘という名前が残ってますが、民間の法人の方が事業運営していただいてますけど、せたな町全体を見ますと９事業所ですか宿泊施設として、そうなんです私が調べたところ、他の８施設が町の観光のため、飲食のため町にお金を要求していますか。苦しい中でも家族経営していても切り詰めながら取り組んできてるわけじゃないですか。一体となって北檜山観光振興公社が今後も担い手の一角として、これ中心になってもしかるべきだと思うんです。ですから民

間としてせたな町を支える宿泊事業、そういった事業所として今すぐに町が関与を離れ一体となって今後のせたな町の観光政策、そういった事業に、取り組む体制を今すぐ構築するべきなんです。でなければ、これ破綻しますよ町長今のままだと。どっかに甘えた考えはこれ間違いなくありますから。町長はそういった会議体には出ていないんでしょうけど、過去に地域おこし協力隊制度を活用して顧問という形で温泉ホテルに常駐させたことがありました。そのときにその方のアドバイスなどを受けて棚卸しをしていなかった現状、あとは食品の要はもう扱い方ですか。単価計算などもしてなかった原価率、そのときに原価率って、私も素人ながら初めて聞きました。そういったところをきちんと検証しなきゃダメなんだと。いう体制も過去にあったんです。ですから町長、基本的に今の体制ができたのであれば、今すぐ判断して民間の英知を養うため町全体、繰り返しになりますけど観光を支えていただいているこういった温泉ホテルを入れると９事業所、そういった方々が協力し合いながら今後もせたな町の観光を支えていく、そういった方向にぜひ仕向けるべきだと思います。町長いかがですか。少し質問長くなりましたけど、端的に明快なお答えをいただきたいと思います。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　今回、平成６年度において長寿命化工事をさせていただいたこの温泉ホテルきたひやまと光振興公社でございますが、私としては先ほど答弁で申し上げましたように、引き続き最終目標である自立に向けた取組、これをしっかりやっていただきたいというふうに感じているところでございます。議員のいろいろなご意見も十分承りました。いろいろな考え方やご意見があろうかというふうに思っておりますが、いずれにしましても議会とも十分協議をしながらこういった部分についての事業も進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。これから改修工事をしたことによって、随分、利用者につきましても増加傾向にあるという状況になってきております。こうしたことが今後もさらにこの続けられまして立派な経営をしていただくようになればありがたいと思っております。引き続き今の形を継続してまいりたいというふうに考えているところです。

○議長（平澤　等君）　石原議員。

○１番（石原広務君）　すみません。先ほど再質問で町長の答弁に対して少し漏れてた部分があったんですが、この再々質問の中で質問させていただきます。再答弁の中で宿泊部門と温泉部門、これは温泉ホテルに関しては一体となってるんだと。だから指定管理を引き続きしていくんだということでの答弁ありましたけど、町長これ町側としてよもやお忘れになっているのかなっていうのはちょっと疑問視するところなんですけど、阪井課長ヒ素でしたっけ、ヒ素の問題で出ましたよね町長。ヒ素の問題出ましたよね。そこで町が提案してきたこと。今回は令和２年３年の間ですか希釈するためのそういった取り組みのほうに切替えましたよね。保健所の関係があって温泉部門を切り離して指定管理施設にするというところもそのヒ素の対応の一つだという説明が常任委員会の中でされたんです。希釈するための井戸水を掘るとなると１億以上の経費がかかるんだと。いや私以外どうだったかちょっと記憶ないですけど、私はそこで発言しました。常任委員会の中で、いやイメージもあるじゃないですかと温泉ホテルの。指定管理施設にしすることによ

って、それは保健所の取扱いは変わりますけど、ヒ素の問題は消えるわけじゃないじゃないですか。ですから１億以上かかってもそれは取り組むべきじゃないですかということを提案させていただいたんですが、石原の提案はそのたびに蹴られているので、町長が自らお考え直しされて現状になってるとは理解します。ですから先ほど町長が答弁された一体となっているから、今の現状維持するんだと。いや確かに温泉ホテルの中に日帰り入浴の方も本当に増えてるなというのも目の当たりにしています。でも私が今回提起した株の早期売却も含めて北檜山観光振興公社が民間として今後のせたな町の観光政策を支えていただくそういった体制、ハード面は整ったので町が関与するのではなく、他の９施設、全部で９施設ですよね民宿入れると、旅館含めて。そういった他の民間事業所と連携しながら、要は民間の英知を養うというんですか、そういった状況に町長自らが考え方を示すべき、そういう時期、そういう時代になっています。私はそういうふうに捉えています。いつまでも公費がつぎ込まれる今の現状は、形態これ維持していくのは困難になる。わかりません。５期目集大成とされて、次の方がもしかしたら指定管理から切り離すかもしれません。それはわからないことですが、退任された地元選出の道高議員が現職のときにも、そういった旨の発言はされているわけじゃないですか。地元に行ってああいう発言は本当に私としてはある意味衝撃を受けましたよ。でもそれはせたな町を基本的に考えているからなんです。だからです。町長が今そういった基本姿勢でもちろんあれですよ。公社として理事会組織もあって、町も関与している。でもプロという方はいないと思うんです。ですからもちろんコンサルタントですか、そういった宿泊事業に精通しているそういった事業所、あるいはそういった方のアドバイスを含めた聞く機会、これは予算をつけてもいいと思うんです。町長これ石原個人の捉え方ですけど、どうも地元だけよければいい。大成、瀬棚は切り捨てていく。平準化という公約はとっくに消えうせています。ですからそういったことが基本的にありますけど、先のせたな町の観光政策を考えるときは町長としてのこれ決断はすぐにするべきです。しばらくの間とか、その様子を見るとか、そういったあやふやな逃げる答弁は、もうこの後に及んでおやめください。それは１９年も町長としてやってきた方が使う言葉ではありません。今後という言葉も使ってると再三答弁で使うかもしれませんけど、それは逃げる言葉です。もうとっくに判断してしかるべきなんです。片方の２施設あった指定管理施設、あわび山荘を切り捨てるのが第１目的で、今ここに来て自立という言葉を出して､それが最終目標だというふうには一応お答えになっていますが、今、何回も言いますよ。先のせたな町の観光を考える、そういった土台を温泉ホテルには多額の改修費をつぎ込んで町が率先して作ったわけじゃないすか。ひがみやっかみ含めてそれは出ています。他の宿泊施設からも。でもそれはそれ、今こそ町長が率先して協議していただく、そこに町がそれなりの経費、コンサルタントを入れるなり、そういった段取りをするなり、そういったお手伝いは、これはしてしかるべきだと思うんです。基本的に町長が示した考え、宿泊施設はいつまでも指定管理施設にはそぐわないんだと、自立していただかなきゃいけないんだと、もうとっくにそういった考え示していたわけじゃないですか。あと任期は数カ月ですけど。今すぐにでも、そういった方向で取り組む土台を作りますと。再々答弁に対するそういった明快なお答えを求めて質問を終わります。

○議長（平澤　等君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　本施設につきましては、これは当初からこの第三セクターで運営をしていくということでスタートしたところでございます。町の観光の要の施設としてこれからもしっかり役割を果たせるように、これまで紆余曲折ございましたがそうした役割をしっかり果たしていけるように、私たちとしてもこれまで同様しっかりこういった形で維持してまいりたいというふうに考えております。先ほども申し上げましたが、改修工事のあと随分利用者も増えているということでございますし、温泉に入浴施設一部改修したことによって運営費、経費のほうも下がっているというようなことも聞いております。そうした状況をしっかり見ながら自立に向けた取組を強化してまいりたいと思っているところでございます。合併後の地域バランスの話もございましたが、町としてはお忘れかもしれませんが、大成の水道、これ１番先に多額の予算を投入しながら整備をさせていただきました。こうしてライフライン社会資本の整備等につきましても地域バランスというものを十分考えながら、それぞれの国、財政上の投資をしてきたということでございますので、この地域バランスをとっていないということについては、これはそういうことではないとご理解いただきたいと思います。
○議長（平澤　等君）　以上で石原広務議員の１問目の質問を終わります。
ただいまより午後１時まで休憩いたします。

休憩　午前１１時５２分
再開　午後　１時００分

○議長（平澤　等君）　休憩を解き会議を再開いたします。
午前中に引き続き一般質問を行います。
１番、石原広務議員の２問目の質問をお願いいたします。
石原議員。
○１番（石原広務君）　それでは２問目の質問をさせていただきます。公職選挙法についてです。
①町長や議会議員が選挙区内において葬儀の際に、供物や供花などを実名で送った場合は違反になると考えますが、選挙管理委員長の見解をお聞かせください。
②町民からそのような情報が選挙管理委員会に寄せられた場合どのように対応されるのか、お知らせください。
③町長が実名で供花を送ったとする情報が数名の方から寄せられましたが、事実なのか明らかにしてください。１、２に関しては選挙管理委員長、私としては３番は町長に答弁を求めたいと思います。
○議長（平澤　等君）　大坪選挙管理委員長。
○選挙管理委員長（大坪観誠君）　ただいまの１点目のご質問にまずお答えいたします。公職選挙法第１９９条の２の規定によりまして、町長や議会委員から選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附はしてはならないとされております。ご質問にある葬儀の際

の供物や供花につきましても公職選挙法上の寄附の禁止に抵触すると解されております。
次に２点目のご質問についてですが、当選挙管理委員会としましては、取締り捜査の権限を有しておりませんので具体的な対応はできませんが、選挙管理委員会に情報が入った際は当人に対して指導を行ってまいります。
以上、お答え申し上げます。
○議長（平澤　等君）　続いて高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　３点目のご質問にお答えいたします。私のほうから法人名義で葬儀屋さんに花をお願いいたしましたが、手違いにより私の個人名で届いてしまいました。しっかり確認すべきであったというふうに反省をしているところでございます。
○議長（平澤　等君）　石原議員。
○１番（石原広務君）　選挙管理委員長のほうにはこれはお願いなんですが、他町では選挙が終わったあと、その前後かな、要は公職選挙法上こういうふうになってますと、要は送った側だけではなくて受け取った側も法律上ペナルティーというか、明記されている部分があるので今後周知方、内部で検討してその機会があったら周知のほうよろしくしていただきたいと思います。これはお願いをさせていただきます。
　③に関して町長のほうから、法人名で葬儀屋に依頼していたが手違いがあったと。こんな手違いあります、されます。法人というのは、私としてはこれは推測なんですけど、改めて町長のほうからご答弁いただきたいんですが、当時、自治法違反までして専決処分して補助金１億５，０００万をつぎ込んだ町長が代表していった畜産関係の法人、その当時は代表していましたよ。まだそこに関わっているんですか。でなければ先ほどの答弁にはならないと思うんです。私も情報を聞いたときは、いや正直言うと自分の耳を疑ったんです。いやいやそれ例えばせたな町で出てませんか。せたな町長という肩書だけで供花上がってませんでしたかと確認をしたんです。いやそんなことないんだという情報だったんです。いやこれは、いや議会で調査をしてくれということだったんです。だけど議会としてではないなと思って、そのあとまた確たる情報も寄せられたので､これは以前に選挙事務所の看板のことで同じく一般質問で取り上げたことがありましたが、葬儀屋さんに法人名で手配したけど手違いだったということでの答弁でしたけど、であれば間違いなく実名で供花を送ったという事実はあるというふうに理解しましたが、それはそれで改めてご答弁をいただきたいと思いますけど。町長それ誤魔化していませんか、ストレートに申し上げさせていただきますが。というのはこれ以前から気になっていたのが、今回は葬儀の際に供物や供花などをということで限定させていただいたんです。テレビで国会議員が秘書を使って、選挙区内の有権者の方、不幸があった際に実名で香典を送っていたという事実が発覚して、その方議員辞職されましたよね。ご承知ですよね。ですよね。そうなんです。香典に関しても厳しい規定がありますよね。首を縦に振っていただいてるんでよくご認識されてると思いますし、私自身もそういった認識を持ちながら気を付けているほうなんですけど。これ公選法の中の規定では、本人が持っていかないとダメなんです。本人がじきじきに持っていかないと厳しい公選法に抵触するという明快な規定がされるんです。実際にそういうことをされてますもんね。町長自身ではな

くて、配偶者の方が町長が都合が悪くて葬儀の席に参列して、町長の名前で敬省略させていただいて、高橋貞光と書いて、それを配偶者の方がお届けするということも、これは認識が甘過ぎないかなあというのは正直、個人的に思っていたんです。申し訳ないですけどそれは注意もできる立場にもありませんし、見過ごしていたことになります。そのときに会計を手伝っていた方からもおいおいと、これ大丈夫かというご指摘も正直言うと私にされてましたが、そこはダメですよという言葉だけはお伝えしました。ですから今回は供物や供花などということで一般質問として通告させていただきましたが、繰り返しになります。手違いだと町長は答弁されますけど、それは葬儀屋が失態というか、そういうふうになるようなご答弁でしたけど、プロとしてそういった事業を展開している方々が、そういったミスを犯すとは到底考えられないんです。例えば葬儀の時の香典返しのはがきなんかも、道新のほうはもちろんですけど、葬儀屋のほうから逆に指摘があってしかるべき、そういった状況にずっとなってきてるんです。前回の看板のときは、後援会のせいにされましたよね。後援会の認識がなかった旨の答弁だったんです。それも私としては誤魔化しとしか思えません。今回もよもや葬儀屋に依頼していたが手違いだったということでの町長としての答弁でしたが､出されていた､送っていたということの事実これはお認めになるのか、改めて再答弁でお答えいただきたいと思います。

○議長（平澤　等君）　石原議員にお伺いいたします。選管長の答弁は、よろしいですか。わかりました。

町長。

○町長（高橋貞光君）　ただいまいろいろご指摘をいただきました。しっかりこのご指摘を承って今後このようなことがないようにしなければならないというふうに思っているところでございます。先ほども答弁いたしましたように、法人名義でこれはこの方とは長い付き合いで一緒に農業をやってきた仲間でございました。その方の葬儀といいますか、亡くなったのをお聞きいたしまして、葬儀屋さんには枕花をお願いしたところでございます。しかし手違いがあったということで個人名で届いてしまったという状況でございます。これにつきましては、しっかり確認すべきだったなというふうに反省をしているところでございます。

○議長（平澤　等君）　石原委員、再々質問でお願いいたします。ちょっとお待ちください。再質問で答弁漏れっていうふうなことございましたので、２回目としてカウントいたしますのでもう一度、石原議員から質問してください。

石原議員。

○１番（石原広務君）　それでは議長のご配慮で再質問という形で確認させていただきます。手違い云々ではなくて実名で実際に上がっていたと、それと併せて私は供花が上がっていたというふうに情報得たんですが、何か枕花云々という言い訳がましい言葉もあったんですけど、供花が上がっていたんですねであれば、高橋貞光として供花を挙げていたんですね。さんを付けないで申し訳ないんですが、供花が上がってしまっていたんですね。そこをきちんと明快にお答えいただきたいと思います。

○議長（平澤　等君）　町長、２回目の質問の答弁願います。

○町長（高橋貞光君）　この訃報をお聞きいたしまして、私としては前の日の早朝に亡くなったということだったかと思います。それを受けて葬儀屋さんには枕花のお願いを法人名でいたしました。ところが多分、葬儀においてもそれがそのまま残っていたという状況だったというふうに思っておりますが、それについても私としては確認不足だったというふうに思っております。
○議長（平澤　等君）　町長、ただいまの石原議員の質問は２回目の質問ですけれども、枕花及び葬儀の時に実名で上がっていたのか否かというふうな質問だったというふうに解します。それが事実関係、葬儀屋さんとのやりとりについてはまた別な感じで、実際問題どうだったのかっていうふうなことの質問でなかったかと思います。そこら辺の答えをしていただければよろしいかと思いますので、再度お願いいたします。
○町長（高橋貞光君）　この葬儀の際にもそれが残っていたという議員のご指摘かというふうに思います。
○議長（平澤　等君）　実名で上げたのかってことです。
○町長（高橋貞光君）　ですから先ほども申し上げましたように実名で届いてしまいましたという答弁をしたところでございます。
○町長（高橋貞光君）　石原議員。
○１番（石原広務君）　実名で届いてしてしまったとか、残っていたのに対して、枕花で上げたとおっしゃるけど、それが葬儀の時に残っていたことを石原が指摘してるんだっていう旨のことをおっしゃってるんです。町長いい加減そういう言い方やめませんか。問いかけもしてないし、町長の中でどういった作家というか、結構文書とか作ってしまってるんです。決議されたじゃないですか。真摯に向き合うべきっていうのね。あまりにもひど過ぎますよ町長の答弁は。議長これ確認させていただきたいんですが、私が知り得た情報は供花、供花として葬儀の際に高橋貞光という実名で上がっていた。そういう情報があったんです。その前の日の早朝に訃報を聞いて、よく飲みにいった云々かんぬんっておっしゃいましたけど、そういった関係性だということを説明してるんでしょうが、枕花に上げたものが次の日の葬儀に、じゃ枕花で実名で上げた。でもそれは葬儀屋の手違いだったと、法人名で手配したんだけど実名で上がってしまったと。そういった関係の中で、北檜山でも言うんですか、内通夜っていうんですか。仮通夜っていうんですか。自宅に訪問した際には町長は確認できてないということなんですね。そこも併せてお答えいただきたいということと、葬儀にどういう手配をしたかわかりませんし、私が一般質問したことによって申し訳ないですけど、口裏合わせをしているのかなっていうふうにも推察してしまうんです現状からだと。潔くありませんよ町長。実際に出てしまってるんですよ。選挙管理委員長のほうから公選法の２４９条の２ですか、それに抵触する旨のご説明を前段でいただいて、それに違反してしまう状況が現に起こっていたんです。今後云々ではないですよこれ。あまりにも議会だけじゃなくて、繰り返しになりますけど前回の看板のこと、後援会のせいにしたり、今回これは確認不足とおっしゃるけど葬儀屋に責任をなすり付けるんですか。手違いでそういうことをされるんですか葬儀屋さんが。枕花ここを確認させください。枕花で実名を出していたのがそのまま残っていたということなんですか。供花とどういうふうに表現したらいいんですかね。葬儀の際に、

せたな町でも大きく上がりますよね。あれと枕花の違いが私としては理解不足なのかわかりませんが、とにかく通告した公選法に違反する贈物、してはいけないとされている葬儀であろうが、どういう関係であろうが、今回寄せられた情報は間違いないということなんですね。そこだけはきちんとお答えいただきたいと思います。

○１１番（菅原義幸君）　議事進行。

○議長（平澤　等君）　菅原委員。

○１１番（菅原義幸君）　これは町長の最終答弁の前に町長の答弁と再答弁、会議録を起こしてくださいよ。これ大変な問題です。供花なのか枕花なのか。それから枕花頼んだがそのまま残ってしまった。枕花残る当たり前じゃないですか。葬儀終わるまで残るでしょう。法人名で頼んだ、頼まない、法人の何をやっているんですか町長は。どういう法人をやってるんですか。どういう法人のどういう役職やってるんですかということが問題になりますので、町長の答弁をそう都度クルクルクルクル変わるので会議録精査を求めたいと思います。その上で最終答弁という段取りを踏んでください。

　以上です。

○議長（平澤　等君）　石原議員にお伺いいたします。今菅原議員から会議録精査した中での再答弁を求めたいというようなことでございましたけども、石原議員からそのように求めますか。

　石原議員。

○１番（石原広務君）　そうしていただければ、私は文字としても確認できるので、そういう計らいをお願いしたいと思います。

○議長（平澤　等君）　一般質問の中で一問一答方式の中で今の答弁に対しての疑義があるということで本人からも申し出ございましたので、会議録の精査をさせていただいて町長の再々答弁について行いたいと思いますので、会議録精査するので午後２時まで休憩いたします。

休憩　午後　１時２２分
再開　午後　２時００分

○議長（平澤　等君）　休憩を解き会議を再開いたします。

　ただいま会議録の請求がございまして、石原議員の３回目の質問の終わったところでの会議録の提出があって、ただいま皆さんお手元に会議録が配付されたと思います。それを考慮した中での町長の再々答弁をお願いいたします。

○１１番（菅原義幸君）　議事進行。

○議長（平澤　等君）　菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　私は再々答弁する前に議長としてこの問題について見解を示してほしいと思います。公職選挙法違反の問題です。しかも質問者と答弁者の間には重大な食い違いがあるじゃありませんか。枕花が正しいのか、供花が正しいのか決定的な違いです。それから法律違反だという点では違反なんです。枕花も供花もどっちも違反ですから。

それからもう一つの問題は法人名で頼んだのに個人名で出てしまったと、こういう答弁してますねはっきり出てます。法人名は何の法人をしてるんですかって先ほど休憩中に町長に聞きましたら高橋畜産だというんです。あなた高橋畜産の役員やってるんですかっていったらやってませんって言うんです。自分がやっていない法人の名前を使って法律逃れの行為をやるっていう疑いが出てくるじゃありませんか。語るに落ちるってことです。よくないと思いますよ私は。それをしかも葬儀屋の手違いで個人の名前、実名が出てしまったと。手違いがあったということで個人名で届いてしまった。葬儀屋さん悪いんだって言ってるんです。葬儀屋さん悪くないと思います。公選法違反で注文しちゃいけない供花であれ枕花であれ注文した本人の責任です。こう考えますとただ単純に再々答弁をしてそれで終わりというわけにはまいらないと思いますので当議会として、どのような対応すべきか議長において検討していただきたいと思います。具体的には第３回全員協議会を開いて、議会として善後策を協議するという措置をとっていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（平澤　等君）　ただいま議事進行の発言の中で菅原議員から、ただいまあった内容の発言ございました。これについては議長において進行について議長判断というふうなことを求められました。全員協議会という一つのパターンを形を何とかというふうな発言でございました。このことについては、やはり議会全体で考えて協議して方向性を出さなきゃならないというふうなことで議長としても考えます。よって今日の場所は一般質問の質疑の場所なんで、これを一時留保し、この今日の一般質問の日程終了後に全員協議会を開催して、それでこの取扱いについて議員の皆さん方と協議していくのはいかがかというふうに思います。今３回目の再々質問の答弁については留保したほうがいいんじゃないかという副議長からの発言もございましたので、３回目の一般質問の発言についても留保した中での議長預かりという形の中で、今日の日程の中の一般質問終了後、全員協議会の中で、この件について議員の皆さん方と対応について協議したいということで、私に預からせていただきたいと思いますけどもよろしいですか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　石原議員。

○議員（石原広務君）　議事進行の中身は随分、理解するものですけど、再々答弁が残ってる状況なんです確かに一般質問では。それいかんでは私は補充質問をすることになろうかと正直言うと思ったんです。そういった状況も含めて今議長の預かりで留保した形で本日の日程が終了後、全員協議会を開くということなんですか。数分に渡って質問したことによって実は休憩入った段階で２人の方から問合せがあったんです。町長の答弁に対して。そういったもろもろもあるんで今再々答弁を聞きいたいと思ったんですが、そういった状況も踏まえて再々答弁を留保したまま議長預かりで本日の日程終了後、全員協議会で協議するということなんですか。そこを確認させください。

○議長（平澤　等君）　わかりました。あくまでも今回の質問は石原議員の一般質問の中での質疑をしている中でのことでございます。今石原議員から再々質問の答弁をということ、それから全員協議会開くというふうなことについてのプロセスについての考えもございました。それでこ

こで議事整理するという中でちょっとぎくしゃくいたしますけども、今の段階で再々質問の答弁をいただいた中で、そして今日の一般質問による日程終了後全員協議会でこの対応について協議するという、違うんですか。お待ちください。議事進行ですか。

菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　もう少し正確に提起しておきます。再々質問を行ってしまいますと、通常それで質問は完了するんです。一般質問３回までですから完了するんです。通常はです。あと４回目の質問は特に議長が許可した限りはできるということになってますが、それは議長が許可するかどうかというのは未知数の問題ですから、私は閉じないほうがいいという前提で提起してるんです。提起の趣旨はそういうことです。それで全員協議会は控室でやる全員協議会を想定しておりません。あくまでも議会中継を行う全員協議会、すなわち第３回の全員協議会を議場でやるべきだという提案でありますから、そこについても補足をしておきたいと思います。

以上です。

○議長（平澤　等君）　議長から申し上げます。ただいま菅原議員から発言ございました。また石原議員からも発言ございましたけども、その内容の部分を斟酌いたしますと、再々答弁が終わったからといってもこれについて全て終わるわけではないというふうなことだと思います。全てのこの件に対しての審査とか審議っていうか、質問に対する答え、先ほど石原議員もおっしゃいましたが３回の答弁いただいても、もしあれだったら追加の質問をしたいというふうなことでございます。この議事を進めていく中で今菅原議員がおっしゃいましたように全員協議会を開くというふうなことでございますが、この全員協議会を開くということに関しても、これはやはり議会の中での全員協議会をこの件についてするというふうなことの協議をした上で全員協議会を開いていくというふうな運びが１番プロセスに乗った議会の進め方でないかと私は判断いたします。それで、この対応について今日終了後、皆さんとお話しした上で、この会議の進め方、議会の進め方について協議したいということで協議をしたいという意味で私は申し上げました。やはり全員協議会にするテーマっていいますか、そのことに対して先ほど申し上げましたように、議員からのご意見を伺った中で今議場での全員協議会を開くべきだという意味で菅原議員から提案がございました。この提案について協議して前に進めていきたいと思うんです。今日の質疑については、一般質問をまだ後に控えている一般質問の議員の方もいらっしゃいますので、この部分については、今私が冒頭申し上げました段取り、準備の中で進めていきたいなというふうに考えてございますけども、この考えでいってよろしいでしょうか。

石原議員。

○議員（石原広務君）　議事進行発言なんですけど。私が今一般質問しています。確かにおっしゃるとおり一般質問の制限、質問、再質問、再々質問まで行った状況になっています。その中でいろいろな問題点を秘めた答弁が町長から実際にあったんです。今、菅原副議長から提起がされて一般質問の規定上、終了してしまうことも踏まえて説明があった中で、議長の判断を仰いだわけじゃないですか。全員協議会の招集権を議会議長にあるわけです。ですからその場で判断してこういうふうに議長としてやりますということを、この後に及んでまだできないのかっていうの

は、私は議事進行発言の中で強く指摘させていただきます。議長の判断でいいじゃないすか。議長の見解を求められたんです。公選法に触れるような状況もこれ一般質問の中で明らかになったわけじゃないですか。明らかになりましたよね。議長、はっきり明らかになりましたよね。
○議長（平澤　等君）　聞いてます。
○議員（石原広務君）　申し訳ない、うなずくとか返事するとか、そういうふうにしてください。ですからそういった問題もあるので、議会として全員協議会を開くべきだという提起を先ほどは皆さんに諮ったんです。副議長は了解という形になって、私は自分の一般質問のことがあったんで少し提起はしましたけど、一般質問の規定からいくと終わってしまうのであれば私はそれは不服なので、あとは議長の判断で皆さんに仰ぐ云々じゃないじゃないですか。明快な見解を求めたいと思います。
○議長（平澤　等君）　暫時休憩します。

休憩　午後　２時１３分
再開　午後　２時１７分

○議長（平澤　等君）　休憩を解き会議を再開いたします。
　諸般の状況により石原広務議員の３回目の質問の答えを留保した中で、石原議員の質問の答弁については、後ほど議事進めた中での途中でしていただきたいと思いますので、今の段階では石原議員の２問目の質問については終わります。終わりますっていうのは、留保いたします。
　続いて１０番、大湯圓郷議員の質問を許します。
○１０番（大湯圓郷君）　私からは丹羽スキー場の利用について教育長に質問させていただきます。丹羽では春にはお金山の水仙祭り、冬は丹羽のスキー場と丹羽地区には随分お世話になっております。今シーズン丹羽スキー場で例年どおりスキー連盟の方や仲間たちと初心者の方に対する指導をしているとき、町民の方からだんだんとスキーをする人が減ってきているという声が聞こえております。丹羽スキー場は今はロープ棟、あるいはＴバー、スキー場が始まってから５５年になります。その時、以前のように大勢のスキーヤーが集まるにはどうしてよいかと考え、その原因の一つとしてゲレンデの整備が不十分ではないかと考えました。まだ利用者が多かったときは、滑った際に踏み固められて今ほど整備を気にせずスキーを滑ることができております。現在、利用されているロープリフト、Ｔバーリフトの２つはまだまだ利用できます。これからもこのスキー場を多くの町民に利用してもらうためにはゲレンデの整備が必要と考えております。そのためには町内でスノーモービルを所有している方など、そういう方々のアドバイスまたお手伝いをいただいてスキー場を整備してもらうとよいと考えていますが、教育長いかがでしょうか。
○議長（平澤　等君）　教育長。
○教育長（小板橋司君）　ご質問にお答えいたします。
　スキー場の利用者に関しましては、過去１０年でみますと１，９００人前後で推移していた利用者ですけども、令和５年度には１，５６７人となりまして令和６年度には１，２８５人と大湯

議員おっしゃるとおり年々減少している状況であります。スキー人口減少の要因としましては、少子化やレジャーの多様化、そして用具にかかる費用の高騰などが大きいと考えられますが、ゲレンデの整備が行き届いていない面も一部はあろうかと思います。現状どのような形での整備が可能なのかを含めまして、新年度に向け関係団体とも相談しながら利用しやすい施設となるよう取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（平澤　等君）　大湯議員。

○１０番（大湯圓郷君）　ありがとうございます。ただいま教育長から前向きな発言をいただきました。私もこのゲレンデの部分に関しましては、今金町種川小学校、あるいは長万部町スキー愛好会の皆様のご協力を得まして、ここ２、３日で確認してまいりました。いろいろといいアイデアを持ち寄って現在の種川小学校、あるいは長万部町営スキー場の利用度を図っております。それで私はとにかく今年１年皆さんのアイデアいろいろなことを聞いて、安く上手にゲレンデが整備できるようなものを雪降るまでの間に考えていきたいと思いますので、教育長のアドバイス等もいただければ助かります。

それから最後に一つです。教育長このスキー場は閉鎖するということになりますか、なりませんか。それもお聞きして終わりたいと思います。

以上です。

○議長（平澤　等君）　教育長。

○教育長（小板橋司君）　まずほかの町の今金なり長万部のお話されましたけども、そんなのも先ほど関係団体ともと言いましたけども、北檜山のスキー連盟の方々とも今のお話等々ご相談させていただきたいと思います。それと丹羽スキー場の閉鎖、これにつきましてはまた別な話になりますので別のとこでまたお話しできればというふうに思います。

○議長（平澤　等君）　以上で１０番、大湯圓郷議員の一般質問を終わります。

続いて６番、本多浩議員。

○６番（本多　浩君）　それでは私のほうから１点だけ質問をさせていただきます。合併処理浄化槽の普及促進についてということで町長にお伺いします。令和７年度執行方針において、公共下水道や漁業集落排水施設などが未整備の地域おける生活排水対策については、合併処理浄化槽の普及促進をはかるため設置の補助を継続していくとしています。そこで３点についてお伺いします。

まず１点目は、せたな町合併処理浄化槽設置補助に関する条例に基づく補助対象戸数と条例設定以後の補助実績について（新築及び既存住宅別の戸数）教えてください。

２点目は、普及促進のための補助金額の見直し及び国の合併処理浄化槽設置整備事業への参入についてお答えください。

３つ目は、広報紙における事業内容の掲載について、以上３点についてお伺いいたします。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　それでは１点目のご質問にお答えいたします。

現在、当町におきましては、平成１７年度から合併浄化槽設置者に対しまして３０万円の定額

補助を行っておりますが、補助実績といたしましては７４件、２，２２０万円となっております。なお浄化槽設置申請書に新築か既存住宅かの区分記載がないため、区分別の戸数はお答えできません。

２点目のご質問にお答えします。現在、環境省事業である循環型社会形成推進交付金において、合併浄化槽の設置推進市町村に対して交付金を助成する事業があります。交付率としては浄化槽本体施工費の４割を町と国で負担するという内容です。当町におきましても同交付金を活用する方向で検討してまいりたいと考えております。

３点目のご質問にお答えします。広報による周知につきましては、必要に応じて不定期に行っておりましたが、今後は定期的に啓発したいと思います。

以上でございます。

○議長（平澤　等君）　本多議員。

○６番（本多　浩君）　今の答弁で１点目の新築と既存住宅別の戸数、別の戸数というのはわかるはずですよね。新築であれば何件、既存の住宅の設置であれば何件という数字は出てくると思いますが、その辺の数字が町長言ってないんです。お願いします。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　先ほどもお答えいたしましたが、この浄化槽設置申請書、これいただいているんですが、その中では、新築か既存住宅課の区分記載がございません。したがってこの個数を分けるということができないということでございました。浄化槽の、これは現在設置者に３０万円の定額補助を行っているところでございますが、その中で定額補助を行う場合に、浄化槽の設置申請書というのを事前に町に出していただくことになります。その申請書の中には、新築か既存かリフォームかという記載がないということです。新築か既存住宅かの区分を記載するところがないということで、この申請書では区分別の新築であるとか、改築であるとかの戸数が判別できないということでございます。わかりますか。ということです。

○議長（平澤　等君）　本多議員。

○６番（本多　浩君）　これもまた再質問になるのかな。それとも１問目の新築か既存かを区別できないという、私には考えられないんです。新築する場合は何ていうんですか。これ義務なんです。新築の場合は、合併処理浄化槽は下水道がないところとか、集落排水がないところは合併処理浄化槽をつけるっていうのが義務なんですよ新築の場合は。だからこの数字というのは、あるはずなんです。

○議長（平澤　等君）　ただいま本多議員の質問は再質問としてカウントいたします。

町側の答弁をお願いいたします。

会議中ですが傍聴人の方に申し上げます。もう少し静かにしてください。傍聴の方お願いいたします。

答弁お願いします。町長。

○町長（高橋貞光君）　この合併浄化槽の助成の制度ですが、この事業ですが、これは新築であっても改築であっても、それは対象になる事業ということでございますので、分ける必要がない

ということだそうです。よろしいですか。これ改築であると補助金が違う、新築だと多いとかというんであればこれは分ける必要があるんですが、どちらも３０万という内容でございますので、実際に分けて申請していただくという必要がなかったということでございます。

○議長（平澤　等君）　本多議員、再々質問ございますか。

本多議員。

○６番（本多　浩君）　これを分けて新築が何件で、既存の住宅には何件補助金を出したかっていうのを、実は私の中では、その実績というのがやっぱり非常に大きな問題を残してるということなんです。私の中では既存の住宅の持ち主が合併処理浄化槽を補助金でもって設置しましたと。その実績が何件あるのかお聞きしたいんです。そこにこの補助金の問題点が出てくるんです。新築の場合は設計段階から組み込まれて、もう棟上げするときには、もう浄化槽だとか配管工事というのが全て終わってるんです。だから３０万円の補助金であってもそれほど無理なく付けれるんです。ただし既存の住宅の場合は、同じ３０万円もらってもう工事なんてどこまでできるか。多分いろいろ住宅の大きさにもよるかもしれませんけど、その設備工事費というのが１００万以上多分かかってくると思うんです。そういう付けづらい方がこの補助金を使って何個付けたんだということが大事なんです。だから補助制度の効果がどこにあるのかということ。新築住宅の人にはあるかもしれないけど、既存の住宅の人にはそれほど３０万という補助の効果がないんじゃないかということを私は疑問に思ってるんです。そこが知りたいんです。そうすると実績が既存の住宅の補助金実績がないということであれば、やっぱり補助金は上げていかなきゃならないって、それを上げる根拠なんです。だから既存の住宅で利用した人は何件いるんですかって聞いてるんです。資料がないならこれ致し方ないんですけど、これ実際にだけど町長、補助金金額の見直しをして、補助金額を増額するという、きちんとできますか。ここだけを一つ押さえて私もおきたいと思います。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　この合併処理浄化槽の負担の軽減といいますか、設置に伴う負担の軽減の話というふうに聞きました。この部分については、先ほど１回目の答弁でもお話したように、今後、循環型社会形成推進交付金という事業を利用の方向で検討したいということでございます。交付金の内容ですが、議員おっしゃいましたように今、合併処理浄化槽を設置するということになりますと随分お金のかかる仕事になります。この制度の特徴は、国と町で４割を支援するという内容でございますので、これは従来の３０万から比べますと相当大きな金額になるはずでございます。こうした内容で今後この事業を活用するということでさらに負担の軽減を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（平澤　等君）　以上で６番、本多浩議員の一般質問を終わります。

続いて５番、横山一康議員、一般質問お願いします。

横山議員。

○５番（横山一康君）　それでは１問目の質問をさせていただきたいと思います。町長にお願いいたします。今後の財政運営方針についてお伺いいたします。第２次せたな町総合計画では、健

全な財政運営に努めるため、予算規模の適正化や財源確保に努めることが記されております。しかし令和４年から予算規模が増加しはじめまして、新年度令和７年度は９４億９，０００万円に達しております。町の最大の役割は住民の福祉増進を図ること、こういうことでありますのでこの意味では予算規模が増加するということは町民へのサービスが増加するということも言えるのではないかと思います。ただ他方、持続可能な自治体運営を考えた場合、歳入と歳出のバランスがとれた財政運営、このようなものが非常に大切になってくると思います。令和３年に策定されましたせたな町財政計画には、厳しい財政状況が到来することに対して町民サービスを維持するための財政面での現状分析と予測がなされております。新年度は、この計画の前期最終年度となります。コロナ禍を経て日本経済は緩やかな回復傾向にあると言われておりますが、人口減少、少子高齢化、人手不足、さらには物価高騰が加わる我が町では、そのような恩恵を感じづらい状況が続いております。この時期に財政計画を再度見直し、持続可能な財政運営には今、何を最優先で実施していくのか、このことを明確にしていくことが私は大切だと考えております。

以下３点について町長のご所見をお伺いいたします。

①財政計画、収支推計の財政規模や繰入金が計画と乖離している理由と財政計画の見直しについての考え方についてお伺いいたします。

②令和元年から令和５年までの財政調整基金の残高と令和６年、令和７年の見込み残高、そしてその評価をお伺いいたします。

③２０年間の財政運営の総括と今後の我が町の財政運営の見通しについてお伺いいたします。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　それでは１点目の質問にお答えいたします。

せたな町財政計画は持続可能な行財政運営を進めるための指針として令和３年３月に策定し、計画期間を令和３年から令和１２年度までの１０年間としております。財政計画、収支推計の財政規模や繰入金が計画と乖離している理由でありますが、計画策定時には見込んでいなかった事業の追加や昨今の物価高騰などの影響もありまして事業費を計画どおりに縮減できていないところであります。特に他会計への繰出金の増加や公共施設の老朽化などによる投資的経費の増加などが大きな要因として挙げられます。これらを踏まえ計画期間の前期最終年度にあたる令和７年度に計画内容を再検証を行い現状に即した内容に見直してまいりたいと思います。

続きまして２点目のご質問についでございますが、財政調整基金は、町税や地方交付税などの歳入は年度によって増減があるため、収支が不足する場合に備えるということで決算剰余金などを積み立て財源が不足する年度に活用する基金であります。財政調整基金の残高でありますが、令和元年度１５億３，３８５万２，０００円、令和２年度１５億３，６８１万３，０００円、令和３年度１４億３，７９９万９，０００円、令和４年度１３億９，６６４万１，０００円、令和５年度１４億３，８４８万２，０００円、令和６年度は１２億４，８０８万９，０００円となる見込みであります。令和７年度は歳入財源を補うため５億１，０３５万１，０００円を取り崩し、残高は７億３，９２７万１，０００円となる見込みでございます。今後も歳出に対して歳入が不足する見込みであります。

続きまして３点目のご質問についてお答えします。２０年間の財政運営の総括と今後の我が町の財政運営でありますが、合併初年度の平成１７年度決算の財政指標数値を受けまして、平成１８年度には厳しい財政状況を見据えた財政非常事態宣言を宣言し、徹底した歳出の削減、事務事業の見直し､町債の繰上償還､職員給与の独自削減など財政の健全化に取り組んでまいりました。平成２３年には５年間に及んだ財政非常事態宣言を解除し、引き続き財政の健全化に取り組んだ結果、平成１７年度には２１２億円あった起債残高は、令和５年度末で９６億円まで削減、基金残高は平成１７年度には１９．９億円でありましたが、令和５年度末には６９．９億円となり５０億円増加をすることができました。

今後は大型事業や更なる物価高騰などにより、より厳しい財政運営が予想されるためスピード感をもって事務事業の見直しや公共施設の統廃合、歳入の確保を進めていかなければならないと考えるところでございます。

以上です。

○議長（平澤　等君）　横山議員。

○５番（横山一康君）　①のところなんですが、これやっぱり私今、繰出金というのが非常に大きくなってくるんだろうなと思います。新年度、令和７年度の概要予算概要説明資料の４ページのところで、私、他会計の繰出金をちょっと拾ってみました。そうすると約１５億円、他会計に繰り出ししている。これ令和３年に出されました財政計画、これだと繰出金、本来令和７年だと９億６，５００万という繰り出しの予測を立ててるんです。約５億も繰り出しが増えてる。町長おっしゃったように物価高騰ですとか、追加の事業をやらなければいけない、このことも十分わかるんですけど、ここもやっぱりしっかりと今後、検証していただいて、できるだけ繰り出し減らしていく努力、５億も計画と違うんですからね。このことをしっかりやっていっていただきたいなということをまず申し上げてから再質問に入らせていただきたいと思います。

今、町長から合併してから非常事態宣言を出してしっかりと財政健全化に向けてやってきた。そして起債残高は２１２億から９６億まで減らし、基金残高は１９億９，０００万円から６９億９，０００万円まで増やしてきた。大変頑張ったよと、このような評価だったのではないかなというふうに思います。ただ私これ今この合併２０年を迎えるこの時期に、この町の財政状況をしっかり冷静に議論していかなきゃいけないと思ってるんです。それで総務省が毎年、決算カードという日本全国の自治体の決算状況を一覧にしたカードを出してくれてるんです。その決算カード非常に便利なもので､町の財政状況もわかるし､どこにどういうお金を使ってるのか､目的別､性質別の支出のことがしっかり載ってわかりやすいんです。それ私も今回見させていただきました。この町のカードを読むと、この形式的な収支っていうんすか、毎年、決算書に出てくる歳入から歳出を引いた額、この額っていうのは毎年２億から３億、ここ５年見てみると２億から３億ぐらい黒字を出してるんです。その次、形式的な収支の下に翌年の繰越しを引いた実質収支、こういうものもそのカードには出てます。それを見るとそれも確かに２億から３億しっかりと黒字を出してる。私たちが決算書でわかるのは、いつもそこまでなんです。この実質収支のところまで見てこの町は健全なんだなと。２億、３億もしっかり黒字を出してる、健全な財政運営をして

るんだなというふうに思ってたんです。ただ決算カードをよく見ていくと、今度、実質収支の下に単年度収支というところがあるんです。前年の実質収支から今年度の実質収支を引いた額こういうものも出てるんです。これ会社経営で言えば、その年やった儲けです。そういうものがいくらかなと。こういう数字も出てるんです。これよく見ていくと何と令和４年約８，０００万円のマイナス、令和５年約４，５００万円のマイナス、このようになってきてるんです。あららこれは本当に大丈夫なのかなと私思いました。さらに決算カードの下に行きますと、今度、実質単年度収支このような欄があるんです。この実質単年度収支っていうのは、先ほど申した単年度収支から財政調整基金の取崩し額を引いた額、これが本当にこの町の実力、貯金から崩さないでどれだけ１年間この町の財政運営をしてきたかという額が出てるんですけど、これ見てちょっと驚きました。平成２８年まではここまでしっかり黒字出してるんです。このあと平成２９年から令和５年まで６年まだ決算終わってないんでわからないんですけど、７年連続赤字です。この額いうとちょっと皆さんびっくりするかと思いますので私はここでは述べませんが、後で調べてみていただきたいと思います。この実質単年度収支、ここが非常にこの町の実力を現すところですので、ここが７年連続赤字になってるというのは、私はちょっと驚きを持って今回決算カードを拝見させていただきました。そして私たちは毎年９月に健全化判断比率、このようなものを町側から報告を受けます。これは財政健全化法に則って報告があるものですが、４つの指標があるんです。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率、この数値、毎年９月に報告されるんですが、これ、早期健全化基準のラインに達してませんので、この町は財政は健全なんだなというふうに私も思っておりました。ただいろんな方が自治体財政の分権書いていらっしゃいます。そういうものを読んでみますと、この財政健全化判断比率、この４つの指標だけでなくて、先ほどから私申しております数字、これも非常に大事だよ。目を付けなきゃいけないところあと３つのポイントがあるそうなんです。まず一つ単年度収支の減少がどうなんだということ。２つ目、実質単年度収支の連続赤字はどれぐらい続いてるんだと。このことも注意しなさいよと。３番目、財政調整基金の残高と減少傾向こういうものもしっかり見なさいよというふうに書いてあるんです。１番最初に言った単年度収支の減少、令和４年から２年連続赤字になってます。実質単年度収支は７年連続赤字になっています。そして財政調整基金の残高、先ほど町長が申してくださいました。令和５年までは１５億、１４億、その辺りしっかり積んでたんですけど、昨年が１２億台に落ちて、なんと令和７年度末、あと１年すると７億円台に下がってくるというふうなことで、こういうことを考えると私は、この町は財政危機の入り口に入りかかっているこのような状況であると私は認識をしております。町長は、私今いろいろと数字を述べさせていただきましたが、町長のご認識はどのようなご認識を持っているか１点まずお伺いしておきたいと思います。

２点目に、もし私と同じような認識である。もしかしたら財政危機の入り口に入っているんじゃないかというふうな認識を持っておられるんであれば対応をどのように考えているか、このことをお伝え願いたいと思います。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　今の町の財政状況についての分析を詳しく拝聴いたしました。私は常々新年度の町政執行方針の中でも申し上げておりますが、厳しい財政状況にあるということは言っているつもりでございます。議員おっしゃいましたように形式収支、いわゆる一般会計の歳入歳出の残高これはプラスでずっと推移しておりますが、実はこれだけで町がゆとりがある、ないと判断する方もおりますが、しかし実際はそうではなくて議員おっしゃるとおり、これに加えて基金がいくら増えたか減ったか。あるいは起債がいくら増えたか減ったかということもしっかり加味して、全体として財政がいい方向に動いているのか、悪い方向に動いているのかという判断をしなければならないというふうに思っております。一般企業では、これに加えてこの資産が増えてるとか減ってるとか、まだまだいろんな部分で整理をされて会社の財政状況を表すものがあります。そういったことをきちっと整理をして、この判断をしていかなければならないというふうに思っております。財政指標なども非常に重要な資料となりますが、そればかりでもないということになります。いろいろな資料やそういった財政の内容の分析をして今どういう状況にあったかということを判断すべきものと認識をしておりまして、私たち財政を預かる者は常にこういった部分を気にしながらこの予算を組んでいるという状況になっているところでございます。こうした厳しい状況という認識は、これは議員同様、変わっておりません。この状況の中でじゃ次に持続可能な行財政運営を進めるためにどうしなければならないのかということでございますが、これは合併当初、非常に厳しい財政難でありまして、これを乗り越えるためにいろいろな改革を進めてまいりました。それから２０年を経過しようという時期に来ておりまして、現下の人口減少や様々な急激な物価高騰ももちろんございます。それからこの公共施設などの老朽化もございます。こういったもろもろのことを考えながら行政を進めるにあたって、やはりこの実態としてはこの先厳しい状況が続いてくると判断せざるを得ません。乗り越えるための方法としては、やはり事務事業の見直し、あるいは経常経費を抑えるために、さらなる職員の削減であるとか、あるいは施設の統廃合など様々な部分でしっかりと見直しをしていく必要があると。ただこれはそういった財政状況の厳しさに応じて一気に改革に取り組むということではなくて、やれるものから収支のバランスを確保できるようなことでやれるとこからしっかりと改革を進めていくというそういった姿勢が求められるというふうに思っております。この辺につきましては私たちも心してしっかり考えながら議会にもご提案をして、協議を進めてお互いの理解の中で進めなければならないと考えているところでございますので、その節はよろしくお願いしたいということでございます。

○議長（平澤　等君）　横山議員。

○５番（横山一康君）　今、再答弁をいただきました。町長さすがやはり２０年間この町を引っ張ってこられた方だなというふうなことを思います。今回ほとんど答弁の原稿を見ないで、今、私にお話しされてましたので実感を持った中での町長の言葉として私は受けさせていただきたいと思います。私、再質問のとき時に指標ごたごた横山並べてるなと思われたかもしれないんですけど、私もこの指標ばっかりが重要ではなくて、この町に即したいろんな改革をやっていかなきゃいけないこのように考えてるんです。ただやはりこの財政っていうものを考えたときには数字

で出てくるものでありますから、この数字もしっかりと尊重していただいて、この数字を見ながらどこにどういう運営をしていったらいいのかというようなことをしっかり考えていくということは絶対にやっていかなければいけないことだと思います。あと一気に改革をするのではなくて徐々にやれるところから、これも私もそのようなことだと思います。一気に今までぬくぬくしてたところに冷水を浴びせるようなことをすると、やはり体にもよくないんでありますから、そこはできるところからしっかりやっていかないとならないと思ってます。ただこれまた２問目の質問、行財政改革大綱のところにもちょっと絡んでくるんですけど、事務事業の見直しですとか、経常経費の削減、職員定数の検証、あと施設の統廃合このようなことをずっともう２０年前から言われてることなんです。これ徐々にというよりか、本来であれば２０年やって今、私は完成形がここに出てきてるようなことが本来のあるべき姿だったのではないのかと感じております。だから一気に改革するというのは非常に難しいとは思うんですけど、やはりこれからの次の５年、１０年というのは、ここはある程度スピード感を上げていかないと財政がもたないというのは数字の面からも出てきてることでありますので、そこはしっかりと捉えて財政運営をしていっていただきたいというふうに思います。このことを今、町長の再答弁の中から私が思ったことであります。

では再々質問のほうに入らせていただきたいと思います。私６年前初めてこの議会に参加させていただく権利を得ました。令和元年６月の定例会、私は財政これ一本化算定に向けての町のこれからの取組、そして財政計画を早く立てるべきではないかということを議員になった最初の質問でやらせていただきました。それを受けて町は４年前、令和３年３月３０日に財政課が財政計画を作っていただき総務厚生常任委員会に報告がありました。３０数ページでしたかね。会議録私も先日いただいたんですけどここにあります。３０ページありましたね。３０ページにわたる説明を当時の財政課長、課長補佐、そして係長から説明を受けました。非常にお三方は丁寧に説明されて私たち委員も十分理解したつもりでおります。その中で当時の財政課長、財政計画の中でこのように述べてるんです。町の財政の分析について述べています。せたな町の財政は、家計で言えば支出が収入を上回り貯金を取り崩しながら生活している状況にある。このように総務厚生常任委員会で財政課長が明言されました。数字を見てもわかりますよね。収入より支出が多くて今まで貯めてきたものを崩してこの町は運営してるんだよと。これ令和３年のときの発言です。その上で課長はまだこうも続けてます。基金に頼らない収入と支出が均衡した財政運営が望ましいと考えている。このように発言されております。皆さんご存じだと思うんですけど中国の古事に入るを量りて出ずるを制すというものがあります。これは収入に見合った支出を心がけることが大切だよというような古事であります。これは家計も自治体も同じで財政の心構え、そして経営の原理原則を説いたものだと理解しております。当時の財政課長はこのことを的確に発言できる方で、私はそのときさすがの財政課長だなとこのように思いました。この上で財政課長はこうも続けてるんです。じゃどうすればいいんだ。現状の行政サービスを維持しながら基金の取崩しをいかに圧縮できるかが今後の財政運営の中で１番大事だと、こうも述べられているんです。そしてそのためには行政の効率化の行と財政健全化の財が連動した行財政改革の取り組みをしなけ

ればならない。これまで以上に危機感を持って着実に財政計画を実行しなければいけないとこのように述べておられました。そして最後に、町長も今ほど答弁なさったように、今まで以上に厳しい改革を進めなければならない。このように発言されております。ただ冒頭私質問させていただきましたが、この令和３年３月に発行されております財政計画の収支推計というものから見ると、財政規模、本来であればこの年７４億９，０００万円の収入これが今回の予算では９４億９，０００万円と約２０億の大きな財政規模となっている。このようなことを考えると４年前の財政計画とかなり乖離したことになっている。財政課長が当時警鐘を鳴らしていていたことがあまり結果として表れてない現状が今４年経った今、出てきてるんではないかなということで非常に私は危惧してるわけであります。そこでお聞きしたいと思います。今回この財政計画の前期の５年間の最終年度となります令和７年度は。計画との乖離がかなり大きく出ておりますので速やかにこれは計画の見直しをしていただきたいというふうに思います。そしてその見直しの結果、これどうなるかわかりません。財政課でしっかりと検証した結果、これ財政健全化策がもしかして必要、これまでの財政計画じゃなくて、もう１段危機感を感じた上で財政健全化策を立てなければいけない。このような結果が必要であれば、やはり私は財政健全化計画というものをしっかり立てていただいて、それに伴い実行計画ですよね。計画だけではなくてどのように計画を実行していくかこのようなことを策定していただかないと、持続的な今後の財政運営ができないものだと思いますので、このことをもし検証したあと、このような財政健全化策が必要だったらどうするのかということを町長に１点お伺いしておきたいと思います。そして、もし私が今申したように財政健全化策が必要だと、大変な状況の入り口まで来てるよと、このような分析結果が出た場合は速やかに町民の皆さんに今の町の財政状況を説明する機会、そしてこの議会にもしっかりと説明していただく、このようなことをやっていただきたいと思うんですが、この点について財政健全化計画が必要かどうかということと、町民や議会にしっかり説明するかどうかということ、この２点を再々質問でお伺いしたいと思います。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　お答えをいたします。これまでの私の思いといいますか、経験から申し上げたいことは、行政においてこの完成形はないとこういうふうに感じております。常に持続可能な行財政運営を進める上で改革は常につきものと、改革を一緒に進めながら持続可能な行財政運営をしていくというのが１番の問題というふうに思っております。町は大幅な行財政改革を合併直後数年かけて行いました。それによって財政は危機を出して安定をしてきたところでございますが、しかしそれはずっと続くものではございません。特に今般の想定外の急激な物価高騰でありますとか、様々なこの課題が見えてきております。これらをしっかりカバーをしながら持続可能な財政を目指すためには、やはり今後、先ほどもお答えしましたように様々な改革、公共施設の統廃合などの改革が求められておりますし、行政の効率化につきましても、現在ＡＩやデジタル化による効率化を目指すということで今進めているところでございますが、こうした経費を、こうしたことで経費をいろいろ削減をしていくという努力ももちろんしなくてはなりません。また一方で、産業振興、農業、漁業の振興による自主財源の確保、これはふるさと納税なんかもご

ざいますが、加えて今、檜山全体で進めている洋上風車への取組による雇用の確保など、まだやることがたくさんあるというふうに思っております。財政財政の分析は今後しっかりやっていかなければなりませんし、財政の健全化策につきましてもしっかりこれは見える形で作っていかなければなりません。そうしたことを議会はもちろんでありますが、町民の皆さんにもお知らせをしながら町政を前に進めていくという努力をこれからも続けなければならないと。危機的状況にあるというそういう考えはございますが、さりとて町民の皆さんにあまりそれだけを強調するということにはならない。やはり町民サービスというのも大事な政策の一つでありますから財政の許す限りそういった部分にも気を配りながらサービスと財政とのバランスをとりながらしっかり運営していくことが大事だというふうに考えておりますので、今回の一般質問で議員からいただきましたいろいろなご指摘、前向きなご意見これを大事にしながら対応させていただきたいというふうに思うところでございます。ありがとうございます。

○議長（平澤　等君）　以上で横山一康議員の１問目の質問を終わります。

ここで３時３０分まで休憩いたします。

休憩　午後　３時２０分

再開　午後　３時３０分

○議長（平澤　等君）　休憩を解き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

５番、横山一康議員の２問目の質問を許します。

横山議員。

○５番（横山一康君）　それでは２問目の質問をさせていただきたいと思います。行政改革大綱の進捗状況について町長にお伺いいたします。令和７年の町政執行方針が先日開催された第１回定例会の冒頭で述べられました。保健福祉、産業インフラ整備、教育、まちづくり等、町民に直接係る施策について多岐にわたり新年度の方針が町長から示されました。しかしその中で行財政運営については、主な新規事業、また継続事業や各会計の予算規模、前年対比の報告のみで行財政改革の新年度方針については明確には示されませんでした。せたな町では、令和５年から令和９年を目標とした第３次せたな町行政改革大綱が策定されております。そこには１点目として、時代の変化に対応した行政改革の推進、２点目、健全な財政運営、３点目、共生、協働の連携のまちづくり以上の３つの基本方針のもと、１６の基本施策、細分化された実施項目も定められております。さらに推進計画が策定されており、年度ごとの推進スケジュールも定められております。推進計画には各種計画等の進捗状況の公表このような実施項目もありますが、私は計画については時折目にすることがありますが、その計画の進捗状況については目にした記憶がございません。行政改革大綱の取り組みを着実に実行していくことは、持続的な町民サービスやサービスの向上、職員のさらなる資質向上、町民と連携した自治体経営など町行政に大きな効果があると考えます。

以下３点について町長のご所見をお伺いいたします。

①行政改革大綱の推進体制と今年度までの各基本方針の進捗状況をお伺いいたします。

②限られた財源、人的資源の中で最大限の町民サービスを行うためには、事務事業の進行管理、計画期間の設定、適正な評価等が必要だと思います。これらの具体的な検討状況についてお伺いいたします。

③外部評価導入の検討についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　それでは２問目のご質問の１点目と２点目のご質問を併せて答弁をいたします。

財政の健全化や行政の効率化を進める上で継続的な行財政計画は必要であり、その指針となるのが行政改革大綱であります。令和５年４月にせたな町行政改革大綱を策定し３点の基本方針をまとめ、その推進に向けて取り組んでいるところでございます。

基本方針１、時代の変化に対応した行政改革の推進では、高度化、多様化する町民ニーズに的確に対応する行政サービスの提供や限られた財源の中で効率的で質の高いサービスの提供を目指すこととしており、役場内で組織する政策調整会議や事務事業調整会議を開催し、事業の推進状況の検証や点検、評価、事業の見直しなど事務事業の整理、合理化に努めております。また組織、機構につきましては、行政のスリム化や住民ニーズに対応した組織とするため随時見直しを進めてきたところであり、令和７年度においては、新たに子ども家庭センターを設置し子育て世帯等への支援の充実に努めることとしております。将来の職員数の減少が見込まれる中において、効率的、効果的な組織体制の確立のほか、職員一人一人の能力向上や意識改革が必要であり、その取組として人事評価制度の導入と職員研修の充実を図っております。

基本方針２、健全な財政運営では、人口減少に伴う普通交付税の縮減、生産年齢の人口の減少に伴う町税の減収、公共施設の維持管理費の増大、多様化する町民ニーズの対応など、今後、厳しい財政運営が予想されます。自主財源確保のための取組、施設の統廃合や公共施設の使用料の見直しなど計画的に推進しなければならないと考えております。

基本方針３、共生、協働と連携による町づくりでは、直接町民と関わる窓口サービスの充実、住民相談に的確に対応できる職員の資質の向上、さらには行政手続きの簡素化など行政情報の発信や町民のニーズに対応した行政運営が求められることから、行政サービスのデジタル化の推進や簡素化など更に進めていかなければならないと考えております。いずれにいたしましても、この行政改革大綱に基づく行政改革推進計画の取組につきましては、令和５年から令和９年までの継続的な推進計画であり、政策調整会議や事務事業調整会議において、随時、事業の推進状況の検証、見直しを実施しているところですが、議員のご質問のとおり事務事業の進行管理や適正な評価等を検討する組織体制を充実し、行財政改革の推進に努めなければならないと考えているところです。

３点目の外部評価導入の検討状況につきましては、現在、検討までは至っておりません。今後、

先進事例など参考にしながら導入に向け検討してまいりたいと考えているところでございます。ご理解いただきたいと思います。
○議長（平澤　等君）　横山議員。
○５番（横山一康君）　まず私①のところで推進体制のことを聞いてるんですが、そこ聞き漏らしたのかちょっとわからないんですけど。というのは平成１８年３月に作られてる第１次の行政改革大綱というものがあります。これを見ていきますと前書きがあって１ページのところに、行政改革推進本部体制このようになってるんです。本部長は町長です。副本部長に助役、教育長って書いてありますけど、副町長と教育長が入っていると。このような体制で合併直後はやってきてるんです。ここがやはり町長の非常に強いリーダーシップの下この行政改革を成し遂げて、早期のうちに財政非常事態宣言を出したけど､それを出したというような経緯があると思うんです。ただこれ第２次計画、これは平成２４年に作られた計画になるんですけど、これを見るとその組織図というものがもうなくなってるんです。令和５年に作られた第３次の計画も当然その推進体制というものがない。先ほど町長はご答弁の中で政策調整会議、事務事業会議っていうんすか。こういうもので進捗、随時、管理して見直ししてるとこのような趣旨のご答弁をなされたと思うんですが、やはり私はここは本当にこの町の行財政をしっかりと健全なものにしていく、力強いものにしていく、持続可能なものにしていくというのであれば、そこは私は町長が平成１８年に第１次の行財政改革大綱を作ったときに本部長となったように、しっかりとした推進体制を持って、責任を持って行政改革大綱を計画どおりに進めていく。このような姿勢が非常に大事だと思うんです。ここについてしっかりと町長のお気持ち今お聞きしておかなければいけないというふうに思いますので２点目にここをしっかり町長がトップとなって推進体制引っ張っていくんだということについてどう思うかということをお聞きしておきたいというふうに思います。
　あともう１点お聞きしておきたいんですけど、基本方針の３、細かいところお聞きします。共生、協働と連携によるまちづくり、これ一つの例なんですけど、各種計画の進捗状況の公表というところがあるんです基本施策の１５番のところに。これはもう実施というふうになってるんです黒丸がついてるので。実施してるよと。私もせたな町のホームページどういうふうになってるのかなと思って行政改革のところ見てみました。そしたら３点出てるんです。集中改革プランというのが出てきました。これプランの実施、平成１７年から平成２１年、その次に行政改革大綱が出てきました。ただ残念なことに平成２４年から平成２９年にやられた第２次の行政改革大綱がホームページに出てくるんです。もう一つ出てたのは定員適正化計画、これは令和３年から令和７年の今やってる定員適正化計画が出てるんですけど、やはりこういうことを一つ見てみましても、この町、本当に進捗状況の管理というのはできてるのかなっていうのがものすごい疑問になるんです。私このような計画っていうのは作るっていうこと非常に大事なことだなと思ってるんです。ただそれを実行して、実行したものを評価して検証する、いわゆるＰＤＣＡサイクルこのようなものをしっかり回していくということも、ものすごい大事なことだと思ってるんです。やはりこうやって今お伝えしたようにホームページの中身が更新されてない。これほんの１例なんですけど、こういうことを見てみましても、やはりこのＰＤＣＡサイクルが回ってないんじゃ

ないかなっていうことが非常に危惧されますので、そういうとこも含めてやはり計画は作っただけではなくて、実施しながら評価して、そして検証して、また回していくこのようなサイクルしっかり作るというようなこともやっていく、このようなことも非常に大切だと思っていますので、このことについてＰＤＣＡサイクルを回すということと、町長が先頭に立って、この行財政改革大綱を実施していくと、このような考えについて町長のご所見をお伺いしたいと思います。
○議長（平澤　等君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　ただいまの質問でございますが、行財政改革推進状況について随時評価、見直しをすべきでないかというということであったと思います。本計画につきましては、令和５年度から９年度までの継続した推進計画であります。随時検討しながら進めている状況にはございますが、見直し等の検討につきましては、計画年度の中間で１７年度に実施したいというふうに考えているところでございます。そのためにも今言われましたように集中改革大綱の取組評価、それから現在までのＰＤＣＡサイクルなどを十分見ながら７年度以降の計画をまた見直したいというふうに今考えているところでございます。特に議員言われましたように状況は非常に厳しい状況にある。行財政状況ということを考えると、それらにしっかり対応した改革プラン、改革大綱を作って実行をしていくということが重要だと、議員ご指摘のとおりだというふうに思っております。そうしたことをしっかり今後、令和７年度に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。
○議長（平澤　等君）　横山議員。
○５番（横山一康君）　中間年ということで、新年度しっかり見直すということでありましたので、そこは約束していただきたいと思います。何か行政改革大綱も見直さなきゃいけない。財政計画も見直さなきゃいけない。何だかちょっといっぱい宿題を与えてしまって非常に心苦しいんでありますが、今この町の状況はやはりそういうことになっているのではないかということで、そこは町長はじめ職員の皆さんしっかりやっていただきたいと思います。これ財政問題と行政改革というのはセットになってますので、どちらか一つやればいいというものではありませんので、うまくこの２つをセットでやっていただければと思います。あと先ほど答弁でちょっと漏れていたと思うんですけどこれ再々質問の答弁で推進体制、町長が先頭立ってやるかどうかっていうところ、ここを忘れないでひとつ述べていただきたいなと思います。行政改革大綱、町長も持ってらっしゃるんですよね。持っていらっしゃるんであれば推進計画の１ページをご覧になっていただきたいと思います。ここについて少し議論していきたいと思います。事務事業の見直し、先ほどから町長発言の中から事務事業をしっかり見直していかなきゃいけないよというようなこと出ております。私もその通りではないかというふうに思います。この前３月３日、定例会が開会しました。令和６年度の補正予算の質疑が行われました。そのときも同僚議員の中から活発な議論が行われてました。ちょっと例を挙げていきたいと思います。補聴器購入助成のことも出てました。これ減額修正で１１０万円、水産物生産向上事業、これも減額修正で５００万円の減額修正してます。もう１点、次世代型店舗づくり事業、これは何と１，５００万円の予算のところ、１，０８０万円の減額をしている。このような現状があるんです。そして新年度の予算書を見させて

いただきました。これなんと補聴器の助成は昨年度１８０万円だったものが今回は１００万円に減額されておりますし、水産物生産向上事業は昨年度１，０００万円だったものが５００万円、次世代型店舗づくり事業は昨年度１，５００万円だったものが１，０００万円に減額されています。これたった１年でこのように減額されていくんです。実際不用額も出て利用がなかったということで多分減額されたんだろうなというふうに思うんですけど、こういうの本当にいいんでしょうか。冒頭、私申しました行政改革大綱事務事業の見直し、これ実施内容について、各事務事業の必要性、緊急性、優先度、費用対効果の分析評価を行うなど、常に見直しを行うとこのように書いてあるんです。これ１年間の事業でどのような優先度ですとか、必要性、費用対効果、このような分析がされているのか。私は総務厚生常任委員会を預かっておりますが、私にはそのような説明、補聴器についても、次世代型店舗づくり事業についても説明は受けておりませんし、多分、産業教育常任委員長もこの水産物生産向上事業についての減額についての経緯については多分お伺いしていないんではないかなというふうに推測します。このようにやはり透明性がない中で、どんどん事務事業が出来上がってすぐに減額、もしかしたら私の知らない中で消えていってるものもあるのではないかと思います。こういう事務事業を見直すにあたっては、やはりしっかりした評価分析、これも先ほど申しましたＰＤＣＡサイクルになるんです。こういうものをきちんと行った上で縮小するなり、維持するなり、廃止するなりもしくは拡大このようなことも考えられると思うんですけど、こういうようなことをしっかりとやっていかなければいけない。なかなかこういうものが議員には見えない。当然多分町民の皆様方にはこういうことはわからないうちに事業がいろいろ変更していってるんじゃないかなというふうに思います。これは私これから行政改革をやっていく上では透明性というものが非常に大事になってくると思いますので、町民の皆さんにわかりやすい形でこのような評価をやっている。全ての事業をやれって言うのではないんです。抽出でいいと思うんです事業の中で毎年５なら５、１０なら１０このような抽出検査でいいと思うんですけど、そういうような抽出をしてしっかりと評価分析してるんだよということを町民の皆さんに出していく、わかりやすい形で示していくこのような仕組みづくり、やはり行政改革大綱の中で謳ってるんですからしっかりやっていただく、このようなことを考える余地はあるのかないのかということを２点目でお伺いしておきたいと思います。

あと外部評価についてです。これ外部評価もやはり私すごい大事だと思うんです。創生総合戦略の有識者創生会議は、しっかりと外部評価、創生委員の方がなられてその方々にしっかりと意見をお伺いしている。教育委員会のほうも私見せていただいてます。１１月頃ですよね、教育委員会はしっかりと外部評価を受けてやってる事業について外部評価をしてるし、それをしっかりと教育委員会のほうは議会にも報告していただいております。こういうような仕組みを、やはり私はこれ今、教育委員会、創生会議このような事業で私は確認することができるんですけど、横断的に町のやっている事務事業について、横断的に先ほど申しましたように抽出で構いませんので、有識者も交えながら評価していって本当に町民の皆さんに、この事業がこういう目的でやってるんだ、この町には必要だからやってるんだよというようなことをやる、このような外部評価の仕組みというのは、もう作らなければ遅過ぎると思うんで、こういうことも一つ検討できない

かどうかということ３点目にお聞きしておきたいと思います。推進体制と町民にわかりやすい仕組みづくりが行えるかどうか。そして横断的な外部評価をどうするかというような、この３点について再々質問でお伺いしておきたいと思います。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　先ほど答弁できてなかったということが一つございました。行政改革大綱、持続可能なまちづくりに向けて町長がトップとなって、リーダーシップをとるというご質問でございました。ここにきましていろいろな世の中の動き、経済の動きも変わってきている状況、ますます行財政運営が難しくなってきているというふうに捉えておりますので、これはご指摘を参考にさせていただきまして、私がトップということでリーダーシップをとらせていただきたいというふうに思っております。それから３点ございましたが、補聴器ですとか、事業ですね、水産生産向上、あるいは次世代型の店舗づくりということで、これはいずれも昨年、新規事業ということでスタートさせました。これらについてはご案内のように不用額が出るという状況でございます。これは新年度予算を編成するにあたって担当課のほうで少し予算見積りが甘かったのではないかというお考えもあって実態に合わせた予算編成をしたということになっております。これは中身をいじったということではなくて需要を、このサービスを実態に合わせたということでご理解いただきたいというふうに思います。また外部評価の導入につきましては最初にも答弁申し上げましたが、残念ながらまだ検討状況につきましては、現在のところ検討まで至っていないというのが実態でございます。したがいまして今後、教育委員会の例も出されました。いろいろとそういった部分、他の先進事例などもしっかりと参考にしながら導入に向けて急いでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（平澤　等君）　以上で横山一康議員の２問目の一般質問を終わります。

◎延会宣告

○議長（平澤　等君）　お諮りいたします。

本日の会議はこれで閉じ、残余の一般質問の審議は明日１３日午前１０時から再開いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって本日の会議はこれで閉じ、明日１３日午前１０時から再開いたします。

本日はこれにて延会といたします。

大変ご苦労さまでした。

延会　午後３時５９分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。
令和７年７月１６日

議　　長　　平　澤　　等

署名議員　　吉　田　　実

署名議員　　大　湯　圓　郷

令和７年第１回せたな町議会定例会　第３号

令和７年３月１３日（木曜日）

○議事日程（第３号）

１　一般質問（延会のみ）

○出席議員（１２名）

１番	石原広務君	２番	桝田道廣君
３番	藤谷容子君	４番	福嶋　豊君
５番	横山一康君	６番	本多　浩君
７番	真柄克紀君	８番	熊野主税君
９番	吉田　実君	１０番	大湯圓郷君
１１番	菅原義幸君	１２番	平澤　等君

○欠席議員（０名）

１．地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光	君	
教育委員会教育長	小板橋　司	君	
農業委員会会長	原田喜博	君	
選挙管理委員会委員長	大坪観誠	君	
代表監査委員	残間　正	君	

１．町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（１）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木正則	君	
総務課長	髙橋　純	君	
まちづくり推進課長	阪井世紀	君	
財政課長	佐藤英美	君	
税務課長	佐々木正人	君	
町民児童課長	河原泰平	君	
認定こども園長	伊藤悦子	君	
保健福祉課長	増田和彦	君	
農林水産課長	吉田有哉	君	
建設水道課長	平田大輔	君	

会計管理者	杉村	彰　君
国保病院事務局長	手塚	清人　君
総務課長補佐	中山	康春　君
まちづくり推進課長補佐	奥村	大樹　君
財政課長補佐	浜高	正明　君
税務課長補佐	長内	解人　君
町民児童課長補佐	黒澤	美知子　君
認定こども園副園長	本田	和矢　君
保健福祉課長補佐	長内	京　君
保健福祉課長補佐	水野	万寿夫　君
保健福祉課長補佐	栗谷	一樹　君
地域包括支援センター所長	今川	勇吾　君
農林水産課長補佐	藤井	卓也　君
農林水産課長補佐	井村	裕行　君
水産種苗育成センター副所長	栄田	武志　君
建設水道課長補佐	鈴木	涼平　君
国保病院事務局次長	近藤	智博　君
総務課主幹	尾野	裕也　君
まちづくり推進課主幹	稲船	洋志　君
税務課主幹	小林	朱央　君
町民児童課主幹	三浦	三津枝　君
町民児童課主幹	山川	彩子　君
保健福祉課主幹	古守	亜珠　君
保健福祉課主幹	垣本	利子　君
保健福祉課主幹	河野	葉子　君
農林水産課主幹	斉藤	真　君
農林水産課主幹	撫養	和伯　君
建設水道課主幹	川上	佳隆　君
建設水道課主幹	吉田	一也　君
建設水道課主幹	高橋	真一　君
建設水道課主幹	大野	秀幸　君
出納室主幹	竹内	亜希子　君
国保病院事務局主幹	村井	貴大　君
地域生活係長	栗城	惇史　君
情報管理係長	又村	智　君
広報統計係長	西田	幸恵　君

商工労働観光係長	山崎　英人	君
財政係長	髙森　直也	君
環境衛生係長	原田　宰	君
障がい福祉係長	平田　慎太郎	君
保健推進係長	清水　美千子	君
保健推進係長	干場　美沙代	君
包括支援係長	大久保　麻未	君
地域支援係長	田畑　貴子	君
地域支援係長	安藤　麗香	君
業務係長	北山　典孝	君
業務係長	池田　裕之	君
出納係長	佐藤　こずえ	君
庶務係長	大庭　啓	君

《瀬棚支所》

支所長	濱　登幸恵	君
養護老人ホーム三杉荘所長	西田　良子	君
次長	山本　亨	君
瀬棚保育所長	水野　真里子	君
福祉係長	稲船　奈穂子	君

《大成支所》

支所長	中川　譲	君
大成保育園長	浜高　あけみ	君

（２）教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	古畑　英規	君
次長	斉藤　哲章	君
次長	尾野　真也	君
主幹	藤谷　希	君
学校給食センター係長	伏見　尚志	君

（３）農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	小林　和仁	君
係長	松林　功	君

（４）選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記長	髙橋　純	君

書　記　次　長　中　山　康　春　君

（５）代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事　務　局　長　上　野　朋　広　君
次　　長　松　原　孝　樹　君

１．本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事　務　局　長　上　野　朋　広　君
次　　長　松　原　孝　樹　君
主　　事　神　野　翔　亜　君

再開　午後４時３４分

◎開議宣告

○議長（平澤　等君）　皆さんお疲れ様でございます。

ただいまの出席議員１２名で定足数に達しておりますので定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎延会宣告

○議長（平澤　等君）　お諮りいたします。

本日の会議はこれで閉じ、残余の一般質問の審議は明日１４日午後１時３０分から再開いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって本日の会議はこれで閉じ、明日１４日午後１時３０分から再開いたします。

本日はこれにて延会といたします。

大変ご苦労さまでした。

延会　午後４時３５分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和７年７月１６日

議　　長　　平　澤　　等

署名議員　　吉　田　　実

署名議員　　大　湯　圓　郷

令和７年第１回せたな町議会定例会　第４号

令和７年３月１４日（金曜日）

○議事日程（第４号）

１　一般質問
２　諸般の報告
３　議案第２５号　せたな町奨学資金貸付条例の全部を改正する条例について
４　議案第２６号　せたな町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
５　諮問第　１号　人権擁護委員候補者の推薦について
６　諮問第　２号　人権擁護委員候補者の推薦について
７　諮問第　３号　人権擁護委員候補者の推薦について
８　発議第　１号　せたな町議会委員会条例の一部を改正する条例について
９　発議第　２号　せたな町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
１０　議案第３１号　令和６年度せたな町一般会計補正予算（第１０号）

（第４号の追加１）

１　議案の撤回

○出席議員（１２名）

１番	石原広務君	２番	桝田道廣君
３番	藤谷容子君	４番	福嶋　豊君
５番	横山一康君	６番	本多　浩君
７番	真柄克紀君	８番	熊野主税君
９番	吉田　実君	１０番	大湯圓郷君
１１番	菅原義幸君	１２番	平澤　等君

○欠席議員（０名）

１．地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋	貞	光	君
教育委員会教育長	小板橋		司	君
農業委員会会長	原田	喜	博	君
選挙管理委員会委員長	大坪	観	誠	君
代表監査委員	残間		正	君

１．町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を

受け出席する説明員は次のとおりである。

（１）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木　正則	君
総務課長	髙橋　純	君
まちづくり推進課長	阪井　世紀	君
財政課長	佐藤　英美	君
税務課長	佐々木　正人	君
町民児童課長	河原　泰平	君
認定こども園長	伊藤　悦子	君
保健福祉課長	増田　和彦	君
農林水産課長	吉田　有哉	君
建設水道課長	平田　大輔	君
会計管理者	杉村　彰	君
国保病院事務局長	手塚　清人	君
総務課長補佐	中山　康春	君
まちづくり推進課長補佐	奥村　大樹	君
財政課長補佐	浜高　正明	君
税務課長補佐	長内　解人	君
町民児童課長補佐	黒澤　美知子	君
認定こども園副園長	本田　和矢	君
保健福祉課長補佐	長内　京	君
保健福祉課長補佐	水野　万寿夫	君
保健福祉課長補佐	栗谷　一樹	君
地域包括支援センター所長	今川　勇吾	君
農林水産課長補佐	藤井　卓也	君
農林水産課長補佐	井村　裕行	君
水産種苗育成センター副所長	栄田　武志	君
建設水道課長補佐	鈴木　涼平	君
国保病院事務局次長	近藤　智博	君
総務課主幹	尾野　裕也	君
まちづくり推進課主幹	稲船　洋志	君
税務課主幹	小林　朱央	君
町民児童課主幹	三浦　三津枝	君
町民児童課主幹	山川　彩子	君
保健福祉課主幹	古守　亜珠	君
保健福祉課主幹	垣本　利子	君

保健福祉課主幹	河野	葉子 君
農林水産課主幹	斉藤	真 君
農林水産課主幹	撫養	和伯 君
建設水道課主幹	川上	佳隆 君
建設水道課主幹	吉田	一也 君
建設水道課主幹	高橋	真一 君
建設水道課主幹	大野	秀幸 君
出納室主幹	竹内	亜希子 君
国保病院事務局主幹	村井	貴大 君
地域生活係長	栗城	惇史 君
情報管理係長	又村	智 君
広報統計係長	西田	幸恵 君
商工労働観光係長	山崎	英人 君
財政係長	髙森	直也 君
環境衛生係長	原田	宰 君
障がい福祉係長	平田	慎太郎 君
保健推進係長	清水	美千子 君
保健推進係長	干場	美沙代 君
包括支援係長	大久保	麻未 君
地域支援係長	田畑	貴子 君
地域支援係長	安藤	麗香 君
業務係長	北山	典孝 君
業務係長	池田	裕之 君
出納係長	佐藤	こずえ 君
庶務係長	大庭	啓 君

《瀬棚支所》

支所長	濱	登幸恵 君
養護老人ホーム三杉荘所長	西田	良子 君
次長	山本	亨 君
瀬棚保育所長	水野	真里子 君
福祉係長	稲船	奈穂子 君

《大成支所》

支所長	中川	譲 君
大成保育園長	浜高	あけみ 君

（２）教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事　務　局　長　古　畑　英　規　君
次　　長　斉　藤　哲　章　君
次　　長　尾　野　真　也　君
主　　幹　藤　谷　　希　君
学校給食センター係長　伏　見　尚　志　君

（３）農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員
事　務　局　長　小　林　和　仁　君
係　　長　松　林　　功　君

（４）選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員
書　記　長　髙　橋　　純　君
書　記　次　長　中　山　康　春　君

（５）代表監査委員の委任を受けて出席する説明員
事　務　局　長　上　野　朋　広　君
次　　長　松　原　孝　樹　君

１．本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。
事　務　局　長　上　野　朋　広　君
次　　長　松　原　孝　樹　君
主　　事　神　野　翔　亜　君

再開　午後１時３０分

◎開議宣告

○議長（平澤　等君）　皆さんこんにちは。

ただいまの出席議員１２名で定足数に達しておりますので定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第１　諸般の報告

○議長（平澤　等君）　日程第１、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第２　一般質問

○議長（平澤　等君）　日程第２、一般質問を行います。

改めて質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第５３条に規定されていますとおり質問答弁は簡明簡潔にお願いいたします。

石原議員の一般質問で２問目の公職選挙法についての再々質問に対する再々答弁は求めない旨の申出がありましたことから石原議員の２問目の質問を終わります。

５番、横山議員の３問目の質問を許します。

横山議員。

○５番（横山一康君）　それでは３問目の質問に入りたいと思います。ちょっと質問に入る前に一言だけ申し述べさせていただきたいと思います。私これ今回この定例会で３問質問を用意させていただきました。１問目、２問目においては行財政運営について町側の姿勢を問わせていただきました。そこでは私、今非常に町は財政危機の入り口に入ってるんではないかというような議論をさせていただきました。そういうことで少し財政を緊縮しなきゃいけない、そういうように聞こえてるかもしれませんが、私はそれはそれで必要なことだと思ってるんですが、今回この３問目においては、やはり当然、財政措置をしなければいけないところはしなきゃいけない、このような文脈でこの３問目を町長聞いていただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは質問に入らせていただきます。家族農業経営の経営継続支援策の検討をということで町長にお伺いいたします。せたな町は豊かな自然環境に恵まれております。水田や畑作、そして酪農や畜産など多様な農業がそこでは営まれております。農業というのは非常に裾野が広い産業で、その素材を利用した食品加工や景観を生かした観光、そして生き物や作物を通しての教育など非常に多面的な機能を持っております。また一定程度の雇用も生み出し、せたな町の基幹産業となっております。しかし近年では、農家戸数の減少、担い手、労働力の不足に加え、生産資材の高騰など農業経営の根幹を揺るがす状況が続いております。２０２０年の農業センサスでは、町内農家の形態は法人で８戸、家族経営が２７０戸となっており、さらに高齢化率は４２％を超える状態だと報告されております。町では農作業の省力化による労働力不足や生産性向上を図る

ためスマート農業支援事業を今年度から３年間にわたり実施しております。事業開始１年目から当初予算を上回る申請があり今後の事業効果に期待が高まっております。しかし同僚議員の一般質問や予算審査、そして特別委員会において制度設計、事業要件などについて活発な議論が交わされてきておりました。また私が農家の方々と意見交換をした際にも、これらの議論と同様な声を少なからず伺っております。私はスマート農業支援事業については、実施中の事業ですので継続していただければというふうに考えております。ただこの事業と並行して基幹産業の経営継続を支える大胆な新規事業の検討、そして実施をすることが大切だと思っております。

以下２点について町長のご所見をお伺いいたします。

①令和６年度のスマート農業支援事業の経営形態別申請実績と年齢別申請者実績及び主な導入内容を伺います。

②大胆な新規事業を検討するお考えについてお伺いいたします。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　横山議員のご質問にお答えをいたします。

１点目の経営体別申請状況でありますが、耕種農家４６件で総事業費１億７，６８６万７，７４０円で補助金額４，１６１万７，０００円、耕畜複合農家６件で総事業費３，２９１万７，０００円で補助金額５８１万６，０００円、畜産農家２件で総事業費３８０万５，９５３円で補助金額１２３万５，０００円、合計５４件で総事業費計２億１，２３６万８，６９３円で補助金額総額では４，８６６万８，０００円であります。また年齢構成別の状況でありますが、２０歳代１件、３０歳代５件、４０歳代１８件、５０歳代１４件、６０歳代９件、７０歳代６件、８０歳代１件となっており、主な導入内容ですが、ＧＰＳ田植機、リモート乾燥機、スマート農業対応トラクター、自動操舵システムとなっております。

２点目の大胆な新規事業の検討についてですが、現在取り進めているスマート農業支援事業において農作業等の省力化も含め、農業経営の継続につながる事業と判断しており３年間この事業を実施させていただき本事業の効果棟を見ながら次に続く必要な事業については改めて検討したいと考えているところでございます。

○議長（平澤　等君）　横山議員。

○５番（横山一康君）　それでは再質問をさせていただきます。ただいま形態別の申請状況と年齢別の申請状況でどういう機械が導入されたかということを詳細に述べていただきました。ここの分析から私なりの分析です。町は町で当然分析してると思うんですが私なりの分析を少しここでお伝えしておきたいと思います。これ非常にいい事業で補助金額が当初予算では３，０００万円だったと思うんですけど、これが４，８６６万８，０００円ということで大きく補正をつけているということで、かなりこれは農家の皆さんも期待して実際に申請していただいてるという結果がもう出てるなというふうに思うんです。ただ今町長からご報告していただいた経営形態別の申請状況です。耕種農家というのは、水田ですとか畑作あと園芸やってるような方を耕種農家というと思うんですが、耕種農家の方が５４件中４６件、ちょっと耕畜複合は今省かせていただきたいんですけど、畜産農家の方が５４件中２件というようなご報告がありました。これパーセン

テージ割合で見てみると、耕種農家が８５％、畜産農家が３％というようなことになります。補助金額についても町長から今ご報告がありました。耕種の農家の補助金額が４，１６１万７，０００円、畜産農家の補助金額が１２３万５，０００円、これも割合からいく耕種が８６％で、畜産農家が２．５％というようなことになっております。これ私この補助金額を申請者で割り返してみたら耕種の方は大体１人あたり９０万円ちょっと。畜産農家の方は６１万円、こういうようなことになってるんです。これ私、耕種の農家と畜産農家のバランスというのが非常に偏りがあると思うんです８５％と３％ということですから非常に偏りがある結果になっているなという感じがいたしますし実際数字でもこのように出ております。補助金額が４，０００万円あまりと１２３万円というようなことでは、かなり大きい差があるなということをまずご認識していただきたいと思います。そして年代別の分析もしてみました。先ほど私せたな町の農業者の高齢化率４２％というふうに農林業センサスで出てるというふうなことを報告させていただきましたが、６５歳以上の方が４２％これ２０２０年のセンサスですので、もう５年前のセンサスですから多分これからもうちょっと上がってるんじゃないかなというふうな推測がされるんですけど、このような状況の中で６０歳以上の方が先ほど町長のご報告答弁の中からだと約３割ぐらいしかいないことになってるんです。５９歳以下の方が７割というようなことで、これ申請している方たちの世代別の構成から見ても、これ形態別から見ると少し偏りが少なくなるんでありますが、やっぱり７０％と３０％ということはかなり大きな偏りがあるんじゃないかなということが私は分析できるのではないかと思います。それで先日３月６日だったと思うんですけど、せたな町酪農部会の総会が行われました。農協の酪農部会の総会です。役場の職員の方も参加しておりましたので、もしかしたら町長の耳に入ってるかと思うんですけど、その中でやはりこの町の事業についての使い勝手について、私は詳細はわからないんですけどいろいろとご議論になったということもお伺いしております。当然そうですよね、この申請者、畜産の方は２件しかいらっしゃいませんので、当然せっかく町がやってる事業使えないなあというようなことで声が上がってるというようなことも聞いておりますので、そこも今しっかり私はお伝えしておきたいと思います。ほかにも私、農家の方々のところに回ってみますと、やはり特に年齢が６５歳以上の方とお話ししますと、なかなか使い勝手がよくないなというような声も聞いておりますので、このことも併せてお伝えしておきたいと思います。それでこのような今１年やってみて結果がまず出てるわけです。予算額としては１，８００万円余りも増額するぐらいの事業申請があるということなんですが、これは偏りが大きい。このことが今、私述べさせてもらいましたけど私の分析から出ております。まずそこでお聞きしておきたいんですが、町側の分析、私の分析とどういうふうに一致するのか、またどういう部分が違うのかということ１点、再質問でお聞きしたいと思います。

そしてもう１点、再質問でお聞きしたいのは、このバランスの偏り、耕種の農家には手厚く今事業が使われていますが、畜産農家の方は２件１２３万５，０００円しか補助が行ってないという、このような状況をどう思うか、この２点について町長のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　それでは町の分析とバランスの偏りという２つの再質問でございました。

町の分析につきましては、現在、課題としてあるのは、やはり農業者の平均年齢が高くなってきているということ。また担い手の減少による規模拡大が進んできているということがございます。こうしたことを考えますと、年齢を重ねても営農を続けるためには体力的な負担の軽減ということを必要となりますし、また若い農業者が規模拡大するにも省力化が必要と。引き続き農業の持続的発展を目指すにはスマート機械の導入による労働生産性への向上が急がれているというふうに感じているところでございます。そうした中で本事業展開してるわけでありますが、町の分析としては、２０代、３０代、４０代に比べまして５０代、６０代、７０代の利用が大きいということから、やはり今まではＡＩは高齢者は使えないというような考えもありましたけれども、決してそうでないと最近の農業機械については、進歩目覚ましいものがあるということもございまして、本事業の利用状況５０代、６０代、７０代が多いということを見てもよくわかるというふうに分析をしているところでございます。耕種農家に比べて畜産農家の利用が少ないということにつきましてですが、それぞれの経営形態によりましてどこまで求めるかと、自分の経営の中においてどこまでこの求めるかということも多分、随分影響してるのではないかと思われますが、これはやはり先ほども言いましたように、本事業をもう少し分析をして見なければはっきりとわからないということもございますので、そういった部分について今後分析をしてまいりたいというふうに考えているところでございまして、何が次に続く必要な事業という部分について考えてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（平澤　等君）　横山議員。

○５番（横山一康君）　今の町長の答弁なんですが、５０代、６０代、７０代も結構使ってるよというふうにおっしゃいますけど、先ほどの１問目の答弁の中から言われた数字を拾ってみますと、私の中では６０代は全体の１６％しか使ってないっていう９件ですからね。７０代は１１％ぐらいしかないわけです。５０代が２５．９％ということで割とあるんですけど、４０代は３３％ありますので５０代、６０代、７０代の方も使いやすいというようなことには私はあたらないなというような見解を持ってます。そういうことですので、そこはしっかり数字、今私もいただいた資料から分析してるので、私の分析とやっぱり町の職員の分析とはまた違うかもしれないですけど、そこは私としては、高齢の方になってくればくるほど使いづらい事業であるなというふうな分析してますので、そこはもう一度しっかり分析していただきたいなと思います。それと耕畜のバランスのところはもう少し分析しないとわからないというふうにおっしゃってましたけども、このスマート農業支援事業を作ったときに農林水産省が出しているスマート農業技術カタログ、この中から機械を選定していただきたいというような制度設計にはなってたと思うんです。それ私最新のものを見てみました。そうすると農林水産省のスマート農業技術カタログという令和６年７月に改訂されてるんです。最新版に更新されてるんです。これは全部で４３９の技術がカタログには載ってました。そのうちの耕種の技術というのが３７２の技術があるんです。畜産の技術は６７なんです。だからそもそもこのスマート農業技術カタログの中には圧倒的に畜産の技術が少ないというような現状がありますので、やはり畜産農家の方にはこの事業、国の事業も当然そうですし、それを基にした町の事業というのも使い勝手があまりよくないというふうな、そも

そも技術がないんですから使い勝手はあまりよくないことが私は読めるので、そこも次分析するときにはしっかり加味した上で分析していただきたいということを再答弁を聞いて感じましたのでお伝えしておきます。

それで再々質問に入れさせていただきます。この問題については令和６年７月１６日に開催された第７回の政策審査特別委員会の中でも質疑されています。私もその中で質疑をさせていただきましたし、ほか２名の同僚議員も質疑をさせていただいております。その７月１６日の政策審査特別委員会の中での町長答弁の中で、議員側は要件を少し緩和したらどうだ、間口を広げたらどうだというような議論がメインだったんですけど、その中で最終的に町長はこの７月の時点で検討を加えてみたい、この要件緩和について検討を加えてみたいというご答弁をされてるんです。それからもうまだ１年は経ちませんが数カ月経っております。その中でどのような検討、要件緩和について考えていくのか、やはり考えないんだというようなことになったのか。どのような検討をしたのか、そこについてまずひとつお答えいただきたいと思います。そしてもう一つお答えしていただきたいことがあります。平成２９年から平成３１年、令和元年までやった前回の農業チャレンジ事業、これの検証のレポートが令和２年に議会側に出されております。それ私今回、読ませていただきました。その中でせたな町の農業の課題解決として、大事なことはというのは、先ほど１回目の質問の中で町長もおっしゃってましたように農作業の省力化の推進といういうことも上がってました。高齢化による担い手不足の解消、この２点が大きな課題として挙げられてるんです。そのレポートの中で課題解決として５点きちんと出てるんです。長くなりますけど言います。１点目には、農作業支援システムの推進のための機械導入、農作業支援システムいわゆる多分コントラというようなことだと思うんですけど、これを推進するための機械を導入することを今後考えなければいけない。２点目に法人設立のための機械導入、これも１とやや似てることかと思うんですけど、こういうように規模拡大する人たち、農作業を支援するための機械導入のことを今後考えなければいけない。３点目に、農作業の省力化の機械導入というふうなことで、これ具体的に機械名も出てるんです。密植の田植え機ですとか疎植、あと直播の機械このように具体的に出てました。４点目にドローンですとか、自動操舵というようなことで今、事業化されているスマート農業のこのようなことが挙げられています。５点目にハウス作業の省力化ということで、４番、５番このことについては今のスマート農業支援事業として結実してると思うんです。ただ１番と２番と３番コントラの推進のための機械導入、あと法人のための機械導入、農作業省力化の機械導入、このようなものについては新しい事業になっても何ら対策が打たれていない状況になると思うんです。ちょっとかぶるとこあるんですよこのスマート農業としてかぶるとこあるんですけど、これはやっぱり私はこの１、２、３のところしっかり今言ったコントラの推進のため、法人の設立のため、農作業の省力化のためこういうところも並行して今事業を打っていかないと、これからすごい厳しい時代、ますます厳しいんです。高齢化ですとか担い手不足というのがベースにあった上に、今物価高騰という大きい荒波が来てる時代ですので、そこに耐えられるような農業形態を作っていくためには、先ほど言いましたしつこくなりますけど、コントラの育成ですとか、法人の育成、家族経営の人たちにはしっかりとしたどなたでも使える、高齢

の方でも、畜産農家の方でも使えるような省力化の機械導入このようなものをしっかり進めていく、このような事業をスマート農業支援事業と並行して打っていくというような、このようなことが農業者の皆さんに希望を与えるものでもありますし、町としても私はやっていかなければいけないと思いますので、このことについてしっかりと今検討して、すぐに計画を立案してできるだけ早期に実施していく、このようなお考えを持っているかどうか最後にお伺いして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　チャレンジ事業のお話も出ました。これにつきましては、大変利用も多くてそれぞれへの経営において大きな効果がもたらされたと考えております。そのあとスマート農業事業ということになっておりますが、これも私たち農業振興する際にどういった将来、どういった方向が求められるのかということをまず考えると、それに誘導というわけではございませんが、将来の農業を考えるときにどうしてもそういった方向を重視してそれに向けての事業展開をするということになります。というのは、ある程度予算があればばらまき的な事業も可能というふうになりますが､限られた財源の中で効果的な農業の振興を図るということになりますので、どうしてもそういうことになるというふうに思っているところでございます。スマート農業の取組がどの程度農業者の皆さん方に希望があるかなというところが実は心配をしておりましたけれども、蓋をあけてみますと非常に利用が当初予定していたよりは大きかったということで安心をしております。これは今議員がおっしゃったコントラ、あるいは法人設立、農業の処理化もありましたが、こうしたコントロール事業におきましても、法人の経営におきましてもスマート農業機械の導入というのは非常に有効なものでありますので、これは農業者の皆さん、あるいはそれぞれの法人の設立に向けてもこういった機械の導入というのは求められると思っております。新しい事業を展開しなくてもこれは利用できる部分ということになりますので、そういった目標を立てているとそういう団体、法人やコントラがありましたらぜひご利用いただいてほしいと思っております。いずれにしましても農業振興というのは、先ほど申し上げましたが少し先を見てあるべき姿に向けて引っ張っていくということが大事でございまして、今後せたなの農業技術においても、所得においても町の先端産業、農業は町の先端産業となると考えておりまして、それを支えるための本事業、ＡＩであり、デジタルであると考えております。当然これで全体をカバーするということにはなりませんが、しかし本事業、現在進行中でございますので、こういった事業を展開した効果等を検証しながら次に繋がる新しい事業というものも必要に応じて考えていかなければならないと思っているところでございます。

○議長（平澤　等君）　答弁

　漏れ。横山議員。

○５番（横山一康君）　私、再々質問で２つ聞いてるんです。７月以降のスマート農業事業検討を加えると、７月１６日に町長は答弁されておりますので、それ以降、今日までどう検討したかそこもお答えしていただきたいと思います。

○議長（平澤　等君）　暫時休憩します。

休憩　午後　２時０３分
再開　午後　２時０４分

○議長（平澤　等君）　休憩を解き会議を再開いたします。
町長。
○町長（高橋貞光君）　実は議員言われました農水の機械のカタログでございますが、当初これを参考にという形でスタートしておりましたが、これはそれ以降、この農水のカタログ以外にもＡＩあるいはデジタルいう部分について広く対応してきていると。これは申請は農協ということになりますので、農協のほうについても、そういった部分で対応できているというところでございます。
○議長（平澤　等君）　横山議員。
○５番（横山一康君）　検討は加えたってこと。
○議長（平澤　等君）　町長、追加答弁。
町長。
○町長（高橋貞光君）　農協と協議をしながら検討を加えて現在の形というふうになっているということでございます。
○議長（平澤　等君）　以上で横山議員の一般質問を終わります。
お諮りいたします。吉田議員及び菅原議員の一般質問については、昨日の議会運営委員会の決定のとおり留保し、予算審査特別委員会終了後の最終日、本会議での審査終了後の議事日程に登載し行うことといたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」という者あり）
○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。
よって、吉田議員及び菅原議員の一般質問については、最終日、本会議での審議終了後の議事日程に登載し行うことに決定いたしました。

◎日程第３　議案第２５号
○議長（平澤　等君）　日程第３、議案第２５号せたな町奨学資金貸付け条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。
○副町長（佐々木正則君）　議案その２の１０１ページでございます。議案第２５号せたな町奨学資金貸付条例の全部を改正する条例についての提案理由を説明いたします。
貸付け条件等の緩和と貸付事務の現状に合わせた規定の整備を図るため本条例の全部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤　等君）　続いて内容の説明を求めます。

古畑教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古畑英規君）　それでは１０５ページの新旧対照表でご説明申し上げます。このたびの改正は、貸付条件等の緩和と貸付事務の現状に合わせた規定の整備を図るため本条例を改正しようとするものであります。改正箇所がほとんどの条文に及び広範囲にわたることから一部改正ではなく全部改正とさせていただきました。

内容説明の前に主な改正点ですが、１つ目は、貸付けの成績要件を廃止したこと、２つ目は、償還方法を変更することができることとしたこと。３つ目は、償還の遅延についての利率を民法に規定する法定利率としたこと。この３点が主な改正点でございます。それでは内容になります。

第２条で資格ですが、右側、改正前、第１号、保護者の住所要件と学校教育法等の要件を、左側改正後では第１号、第２号に分けて規定するものでございます。次に改正前の第２号、改正後では第３号、４号に分けて規定し、第３号では、勉学に意欲があること。第４号では、学資の支弁が困難であることに改めるものでございます。第３号で勉学に意欲があることに改めることにより、別に奨学資金貸付者選考基準で定めております成績要件を廃止することで、学校からの奨学生推薦書の提出を不要とするものでございます。第３条で貸付金額、次の１０６ページ、第４条で貸付けの期間等ですが、右側、改正前の第３条、奨学資金の額及び交付期間を、改正後では第３条と第４条に分けて規定するものでございます。

１０６ページ第４条、貸付けの期間等では、貸付けの決定を受けた日の属する月からを、貸付けを開始した月からに改め、第２項において奨学資金の貸付の休止または停止の基準を規定するものでございます。こちらの基準につきましては、右側、改正前の第７条と第８条の基準を整理したものでございます。

第５条で貸付の申請です。右側、改正前の保護者とともにを削除するものでございます。

第６条で貸付の決定です。右側、改正前のせたな町教育委員会の意見を聞き貸付する者を決定しなければならないを、改正後では書類を審査の上、貸付する者を決定するに改めるものでございます。右側、改正前の第６条１０７ページの第９条につきましては、申請後の手続きとなりますので、せたな町奨学資金貸付条例施行規則のほうで規定することといたしましたので削除するものでございます。改正前、第１０条と第１１条につきましては左側改正後の第７条、奨学資金の償還において償還方法等を規定するものでございます。

１０８ページ、第７条第２項第４号において、奨学資金は償還方法を変更することができるを追加するものでございます。償還方法の変更については、小学生が希望する場合は償還期間内において償還額の変更や一部繰上償還をできるよう償還条件を緩和するものでございます。

第８条で償還の遅延です。遅延利息を民法第４０４条に規定する法定利率に改めるものでございます。

第９条、第１０条につきましては貸付事務の現状に合わせた文言の整理を行うものでございま

す。

１０９ページ附則としまして、１項この条例は公布の日から施行するものとするものでございます。経過措置２項につきましては、この条例の施行日の前日までに改正前の規定によりなされた処分、手続き等については、改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなすものでございます。３項につきましては、改正前の規定により貸付決定された奨学資金については、従前の例によるものとするものでございます。４項につきましては、条例の施行日の前日までに貸付決定された奨学資金についても、第７条第２項第４号の規定の償還方法を変更することができるものとするものでございます。５項につきましては、条例の施行後と施行前の遅延利息の取扱いを規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（平澤　等君）　説明が終わりました。質疑を許します。

菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　まず１点お尋ねしておきますが、この改正によってどの程度の利用者数、利用率、利用金額、これを見込んでいるか見込みをお尋ねしたいと思います。

○議長（平澤　等君）　古畑教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古畑英規君）　現在、貸付けしている延べ人数でございますけども１９２名で、２億４，０００万ほどの貸付けを受けている方がおられるんですけども、貸付条件の緩和によってどれぐらいと言われても、今この場でははっきりちょっと申し上げることできないんですけども、今以上に借りやすくなるのではないかなと思う次第であります。

以上このような答弁しかできないんですけども、よろしくお願いします。

○議長（平澤　等君）　菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　私はこれは賛成します。ただ現状の制度のどこに隘路があって、どこをどうすれば利用率が向上し、かつ子育てを含めた子供の勉学条件の向上に寄与して、そのことによって我が町の将来構想というものがどのように寄与できるか。大局的な視野に立ってのご判断だと思いますので、そうしたところの政策判断内容ももう少し深めて、これは教育長になるのか、あるいは我が町の政策でになりますから町長になるのか、深めた内容を伺っておきたいと思うんです。合わせて延滞利息の問題です。これは違約金を徴収するっていうふうに現在ではなってるんです。医薬品だと。返す計画に遅延してるじゃないかと、だから約束違反だから違約金として１０．５％もらうよということだと思うんですそのままでいけば。しかしこれを法定利率の遅延利息を支払うものとするということですから、法定利息というと５％なんですか年間、３％ですか。これは伺いたいと思います。

以上２点、再質問再質問しておきます。

○議長（平澤　等君）　小板橋教育長。

○教育長（小板橋司君）　前段の質問ですけども、今回の改正につきましては先ほど冒頭で言ってますけども、借りやすくってより、返しやすくするための改正が主なものですけども、それに

よって逆に借りやすくということで、何年か前に３、４年前ですか、この貸付金の金額も上げまして、それを金額増えてますので、それを返す際に返す額も増えることになりますので、それを借りたときには、例えば２０回で返そうとしたかもしれないけども、そのあと３０回なりとかに変えると年数も長くできるということで、借りやすくして少しでも借りてもらって上の学校に行ってもらいたいということが１番改正の理由です。

○議長（平澤　等君）　古畑教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古畑英規君）　法定利率につきましては、議案の１０８ページもありますように、改正前が１０．９５％なんですけども、それを民法に定める利率３％に変えるものでございます。

以上です。

○議長（平澤　等君）　菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　それで先ほど１０．５と言いましたが１０．９５に訂正しておきます。改正したほうは率の明示がないんです。確かに法定利率の遅延利息を支払うものとするということでカバーされるんでしょうが、これは具体的にパーセント数字で明記しておくほうが誤解の余地のない借り手がきちんと認識できる条例になるのかと思いますので、この点ひとつ教育長検討願えませんか。

それから町長に最後お尋ねしておきますが、先進資本主義国では、これは国策の問題になりますが、国策で大学ですね、高等教育、国策で無料化してるんです。だから国策の問題になりますけれども、国策を補うものとして奨学金制度を充実させて返しやすくすることによって借りやすくもするということについては賛成をいたしますが、やはり国策に対する町長の見解を伺っておきたいと思うんです。現在の日本の制度でありますと、奨学資金制度を利用して社会に出た途端に何百万円と借金を抱えてそれをずっと払っていかなきゃならないと。高等教育を受けたけれども気がついたら大きな借金を背負ったということなんです。これを国策によって軽減していこうという国民的な運動が起きて授業料無料化であるとか様々なことが起きてますし、奨学資金の対象者の拡大でありますとか、あるいは返済条件の緩和、返済額の減額、できるならば無償貸付けというところまで定期している向きもありますけれども、そうした国策も展望した高等教育に対する町長の基本的な考え方っていうのは一体どこにあるのか、これをこの機会ですから伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（平澤　等君）　ではまずはじめに教育長。

○教育長（小板橋司君）　奨学金の貸付額、これについてもいろいろと見直しする機会ありますので、そのときに今おっしゃられたパーセントの明記についても検討したいと思います。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　高等教育の費用の問題、教育費の問題ですが、これは相当の負担になっているというふうには思っております。国のほうも公立高校の授業の無償化、あるいは今度は私立高校の一部無償化といいますか、授業料の高さにもよるんでしょうけども、そういった支援が

今検討されているという状況になっております。そこで町のほうはどう考えてるんだという多分質問ではなかったかと思っております。町のほうも限られた財源の中でいろいろ工夫をしながら各施策を行っているところでございますが、こういった子育て支援、高等教育についてもこれはそうした一環と思っておりますが、町のほうは今、幼児から高校生までの支援を充実しているところであります。したがいましてそれよりも上級学校といいますか、そういった部分につきましては今のところなかなか手がこの事業として立ち上がっていないということで、唯一こうしたこの今の奨学資金で対応しているという状況になってきております。奨学資金の負担の返済の問題もこれは出てくると思いますが、いろいろそういった意味ではこれから考えていかなければならない部分というふうに思っているところでございますが、そうした昨今の財政事情も十分考慮しなければならないということから、なかなかスピード感を持った対応ができていないというのが正直なところでございます。

○議長（平澤　等君）　副議長４回目、

○１１番（菅原義幸君）　４回目じゃないです。

○議長（平澤　等君）　別ですか。

菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　私の質問が正確に伝わっていないなと思いますので、３回目の補充という形で質疑そのものをもう少し丁寧に申し上げておきたいと思うんですが、町の政策としてお尋ねしたんじゃないんです。町の政策ではなくて国策に対する町長としての考え方という視点でお尋ねをしたんです。それでもう少し補っておきますが、なぜそういう質疑をしたかといいますと、以前、教育長から義務教育無償化については授業料を無料化にすればそれで義務教育無償化の課題は事足りるんだという答弁なさったことがあるんです。教育長記憶してますよね。私は授業料無償化することだけが義務教育の無償化だとは思っていないんです。そうでない学説もいろいろあります。それは授業料を無料化にしただけで、それじゃ全ての家庭が子供さんたちを義務教育、つまり小学校１年生から中学３年生まで親の責任として全うできるかというと、そうではなくて様々な家庭の経済上の理由によって非常に困難を来している家庭もあるよということを前提にしてお尋ねしてるわけです。それに対しては教育扶助費の制度であるとか、最悪の場合は生活保護制度だとかいろいろありますけれども、国策の在り方としては義務教育の無償化というのであれば、入学準備金から学校生活万般に係る９年間の全ての必要最小限の経費、これを視野に入れて援助していくということが必要なんではないかという政策的な提起を私はしたことがあるんです。そういうことの中からその一つとして修学旅行のバス代の補助金というものを考えてみてはどうかという提起をしました。これは結果として中学校も小学校も私が提起したとおりにバス代については公費補助というふうになりましたから、そのことに限っては実現してはいるんですが、私はやっぱり教育長も含めた町理事者の認識というものについて非常に一致しない点が大きいなと見てるんです。これは一つ脇におきます。その延長線上に国策の在り方についてどう町長は考えているのかなという視点で先ほどお尋ねしたんです。これは高等教育も含めて国の責任で賄うというのが本来の在り方ではないかというふうに思うんです。先進国はそうなんです。ど

ういうことかといいますと、高等教育というのは次世代を担う人たちの人材を養成するんだと。これは個々の家庭や個々の人たちの責任ではなくて、社会全体が責任を持って次世代社会全体がその利益を受けるという視点に立てば国策の問題として高等教育も打つ必要があるんではないかというのが当然の考え方になってるんです。この点から見ますと日本の義務教育もそうなんですが、高等教育というのはすごく遅れてます。先ほど言いましたように公立、私立の問題もありますけれども、奨学資金を受けて大学は出たけれども気がついたら膨大な借金背負ってて、就職できる人はまだいいでしょうけれど、返済するのに四苦八苦と、これで次世代の人材が育っていくかということが大きな問題として提起されてるわけです。これは国策の問題であるけれども、同時に地域社会を持続可能な経営をしていく上での問題でもあると思いますので、５期２０年に何なんとする町長が、国策に対してどのような見識を持っておられるのか。そこをこの機会に伺っておきたいと、こういうことなんです。少し長くなりましたが正確なご答弁をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　広く考えますと我が国の未来を背負うそういった人材を育てるということにつきましては、国が責任を持って対応するべきというふうに考えております。

○議長（平澤　等君）　ほかに質疑ございませんか。

真柄議員。

○７番（真柄克紀君）　私これ所管の条例改正のときにも拝見はしたんですが、よくちょっとこのあと時間があって見させていただいて、この中身改定については当然、前向きに一歩進んだなと思うし、これは使い勝手よくなったと思いますけど。まず１点、これは心配することではないんですけど、今の国の高校等の義務教育無償化等が具体的に展開された段階でも、この中身はまず変わらないということの確認をしておきたいのが一つと。それから教育長ちょっと心配なんですけど、より良い中身にするための質問でございますけども、第４条の２の（１）保護者がせたな町に住所を有しなくなったとき停止します。そういう条例ですよねこれ。そうですね。だけどご案内のとおり私もあちこちのいろいろな地域の高校の政策等から見た場合には、親が仮に転居して住所じゃなくてもどうしてもここに子供がこの学校で授業を受けたいという場合には、これが担保されないことになるんじゃないですか。今そういう時代です。親の住所がなくてもいろいろな県で留学もあるけど、留学でないにしても、ここの例えば隣の高校にいて親は片親の場合も２人親の場合もあるけど、結果として生活の形で住所を移すことありえるわけです。そうしたときに、その子供がこの学校で学びたいというときの担保ってのはこれなされてないんじゃないかと。私はそこはきちんと担保しておく必要があるんじゃないかと思うので、その辺についてもうちょっと突っ込んだ形の条例にせっかくするんであればすべきじゃないかと思います。現実問題として今、校区とか何かそういう自由な学業の保障の中でいったら当然出てきますよそういうことが。それをここに担保しておかなかったら最終的に生徒の学習の不安要素、そういう場合に高まることになっても逆な意味でせっかく作った議論がそこんとこを担保しとかないとまずい事態

があったら困るということで私は今質問しております。
　それともう一つ、前条例ではいろいろとこの最後の貸付が適当でないという形の中であって、最後に適当でないものという形ですけど、今回の場合はその他適当であると認めるものに関しては貸付を止めますよと。余りにも漠然というか、これの文書の表現の仕方はどういう範囲まで考えてこういう形で条例制定されようとされているのか、その辺についてもこの際ですからこれもちょっと漠然とし過ぎるような気がするんで考え方がどういう考え方でこういう形にしたのかもお聞きしたいと思います。
　以上です。
○議長（平澤　等君）　関連ですか。
　石原議員。
○１番（石原広務君）　関連でご一緒にお答えいただけると思うんですけど、１０６ページで今、真柄議員が触れてましたが、４条の（１）保護者、保護者とはどういうふうにお考えになって保護者とお使いになってるのか合わせて説明をいただきたいと思います。
○議長（平澤　等君）　古畑教育委員会事務局長。
○教育委員会事務局長（古畑英規君）　まず真柄議員の１点目の高校が無償化になったとしてもこの条例が生きるのかということは、そのように理解しての改正になってます。あと２点目の第４条保護者がせたな町に住所を有しなくなった時､実際ついこの間､そういう事例出てきました。なのでやっぱり今後そういう点も今おっしゃられたように、それを含んでいろいろな条件あると思いますので、そこら辺も検討していかなきゃなんないのかなっていうのは今の話聞いて思っておりました。あと３のその他適当でないと認められるときというのは、確かに漠然と１項、２項に該当しないときってあるんですけども、規則なりなんなりで定めていこうとは思ってたんですけども、確かにそこ指摘されるとはっきりと答えられない面があるのでそこら辺も整理していかなきゃならないなというのと、あと保護者というのは、届出してもらった時点の保護者とか親権者とかでなくて保護者っていう扱いですあくまで。保護者として、例えば父、母に限らず保護者の場合あると思うんです。そういう場合の保護者という意味で大きいくくりで保護者という言葉を使わせていただきました。
　以上です。
○議長（平澤　等君）　真柄議員。
○７番（真柄克紀君）　教育長、今くしくも課長のほうからありますけど、現実そういう例がもう出てきてると。これスタートするなら早くこれきちんと改定すべきです。今後いずれ検討という形の条例では逆にまずいです。ここまである程度そういう形の中で規制してしまって、保護者がいなくなったという形をしてしまったら、逆に救われない場合が出てくる可能性があるということをはっきり指摘してそれに対して、それに対して教育委員会もそうだと思うんであれば、緊急にこれ作業すべきじゃないですか。
○議長（平澤　等君）　答弁調整ありますか。答弁調整のためただいまから２時４５分まで休憩いたします。

休憩　午後２時３６分
再開　午後２時４５分

○議長（平澤　等君）　休憩を解き会議を再開いたします。
　教育長。
○教育長（小板橋司君）　先ほどのご質問ですけども奨学資金の原資といいますのは、あくまでもせたな町の基金でありますし、無利息で貸すということもありますので、あくまでも保護者が住所を有してた月までということで、要はこの条例でそのままいきたいと思います。ちなみに保護者が住所なくなっても貸付けるといいますか、それにつきましては今後、検討したいと思います。
○議長（平澤　等君）　真柄議員。
○７番（真柄克紀君）　教育長それはせっかくこれ作るんだから、これから検討するっていったら現実４月１日の段階でそういうのがもしなった場合じゃどういうふうにしていくんですか。せっかくいいものを作るんであれば、この際ですから予算委員会の前にきちんと検討して条例でも何でも一度下げてきちんとしたもの出して、完璧にするほうがずっと光るじゃないですか。それには先ほどあったその金利の件も全部明記して、よりいい中身の条例という形にして再提出すれば、それで予算委員会までにきちんと検討していただく作業大変でしょうけども、ここまでそちらのほうからもそういう事例もあったと言ってるわけです。でそれを単に町の財政の形でそれを仕切るって形になりますか。これは議長、私議員としてこの条例に関して議長に対してもきちんとした形で処理していただきたいと思いますけど、いずれにしてもこれを財政の形でそんな形で都合よく仕切るという形になったら、ますます後々からいろいろな形で出てきます。せっかく子供のために作るんだから勇気を持っていい議案を。ここまでできてるんですからそこのところをきちんと解釈して提出し直せばいい話じゃないですか。私はそう思います。
（「賛成」という者あり）
○議長（平澤　等君）　小板橋教育長。
○教育長（小板橋司君）　先ほど言いましたけども、現状も保護者が他市町村に住所を移したときには奨学金の交付停止にすることになってます。先ほど言いましたけども本当に無利息で貸すお金ですし、原資はいろいろとせたな町の子供たちのために寄附なりしてくれた方々たちのお金が原資となってますので、あくまでも貸し付ける際に住所を有するということで考えたものでございます。
○議長（平澤　等君）　４回目になります。
　真柄議員。
○７番（真柄克紀君）　もうこれ以上あれですから言いませんけど。
○議長（平澤　等君）　答弁も答弁漏れということで。
　真柄議員。

○７番(真柄克紀君)　だって現実ある道立高校ここに地元にあるのも含めて受け入れるんです。その勉強する機会をきちんと与えておきながら、そこのところにそういう形で仕切るんですかと私はそういうことは最終的にはプラスにならないでしょうと。だから今の機会であればまだ時間的な余裕の中で作業すればそういう形の検討できるんじゃないですかっていう話で言ってるんです。今教育長のせっかく今までいろいろいい製作して、こんなんで杓子定規でしゃべったって結果的にプラスにならないと思います私。だから検討してみてください。

○議長（平澤　等君）　関連した質問ございますか。

石原議員。

○１番（石原広務君）　議事進行発言になるかもしれません。所管は教育委員会委員会です。でも真柄議員が質問を始めたときに町長、副町長が笑顔だったんです。それで休憩になった時に要は教育委員会というのは予算基本的に持ってないわけじゃないですか。ですから予算をお持ちの基金を構えてる町側が、あんな場面珍しいですよ。町長、副町長が教育長のところに寄っていって何かしらの提起をしてるわけです。ですから今真柄議員の考え、基本的な予算が絡むことに関して、私としては町長の考え方をお示しいただきたいと思います。

○議長（平澤　等君）　今町長に答弁求められました。

副町長。

○１１番（菅原義幸君）　議事進行。

○議長（平澤　等君）　菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　今、質問者は町長に答弁求めているんです。何で副町長指名するんですか。そういう議長の議会運営がおかしいんです。指名権は議長にあるんだから町長に指名してください。

○議長（平澤　等君）　私は副町長に答弁してもらってから町長に答弁してもらおうと思ってのことでした。

菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　直接、質問者が町長に答弁求めているんです。ストレートに町長に答弁させたらいいじゃありませんか。もう一つ言いますと。この条例の提案者は誰なんですか。この条例の提案者誰です。首かしげなくたって、教育長じゃないんです。せたな町長高橋貞光なんです。提案者に答弁させ求めてんならストレートに指名したらいいじゃないですか。議長のそういう曖昧な議事裁きが非常に議事進行を遅らせてるんです。苦情すごく入ってます私のほうに。議長の議事裁きおかしいと。そういうことも含めて端的、単純明快なめり張りのある議事裁きを強く求めたいと思います。

以上です。

○議長（平澤　等君）　町長答弁願います。

町長。

○町長（高橋貞光君）　このほかにも、こういった条例がございますが、全て町民のための条例ということになっております。それぞれの町にそれぞれの同じような条例があるわけでございま

すので、この条例を使っていただければ何も支障はないと考えるところでございますし、これは町民の皆さんから預かっている町税等を原資ということになりますので、そういった部分もありますことから、各町そういったような同じような考え方で条例を作っているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤　等君）　菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　真柄議員の提起を議長において正式に扱ってください。場合によっては議会運営委員会で検討していただいても結構だと思います。理由を申し上げておきますが、町長の今の答弁を誤魔化しなんです。この資金は保護者に貸し付けるもんじゃないんです。奨学資金を受ける本人に貸し付けるものなんです。本人がせたな町に住所を持っておって、せたな町民であるのにそれ以外の条件によって利益を受ける権利を何で否定されるんですか。細かな条件をつけないで借りやすくするんだということで提案した今回の条例なんです。ならば本人がせたな町に住所を有する限り、その利益を享受する権利権限持ってるじゃありませんか。保護者が町民でなくなったからといって、おまえにはやらないよと、せたな町民どうしてそういう差別するんですか。そのことを真柄議員はおっしゃってるわけです。だから検討というものではなくて、全部改正したこの機会により完全な条例を何で提案できないんですか。修正して出せばいいわけでしょ。いや議長いいですかそういうことを真柄議員が提起してるんだから、今の町長の提案者としての答弁は全くなってないです。議長において議事の整理をお願いしたいと思います。

○議長（平澤　等君）　小板橋教育長。

○教育長（小板橋司君）　ちょっと説明不足というか、これ私たち考えてるのは、もちろん本人も住所ない話です。いや本人も住所ない、例えばよくあるのは大学に行ってるとか、本人が住所を持っていっているとか本人が、そして保護者だけが住んでいると。それでいて保護者も転居したという場合には交付を切るという話です。まれにこれまでのパターンなんですけども、本人がここに住所を置いて保護者だけが移ってっていうパターンは、これまでには聞いたことがありません。

○議長（平澤　等君）　真柄議員。

○７番（真柄克紀君）　違うでしょうだって、そういうことが現実にあるという推測されるという前提でこっちは、そういうふうになった場合もあるので、そこは担保したほうがいいんじゃないですか。今まで前例があるかないかの話をしてるんじゃないです。この条例を見た結果としてどう考えてもそういう方が浮かんできたから、こっちのほうから逆に提案してるんです。そういうことを担保したらいかがですかと。これが予算に絡むから、それであれば勇気を持ってきちんと検討して修正して、これよりさらに肉付けしてよりいいものにして出してくればいいだけの話じゃないですかって言ってるんです。

○議長（平澤　等君）　暫時休憩します。

休憩　午後　２時５６分

再開　午後　３時０６分

○議長（平澤　等君）　休憩を解き会議を再開いたします。
　３月３日付けで町長から提出されました、せたな町奨学資金貸付条例の全部を改正する条例について撤回をいたしたいとの申出がございます。この撤回の件につきまして日程を追加し、追加日程としてこれを議題といたしたいと思います。これに対してご異議ございませんか。
　石原議員。
○１番（石原広務君）　さっき質問として出てますよね。修正を求めるっていう内容で質問があったんですが、それも踏まえての撤回ということなんですか町側は。撤回の理由は議長確認できませんか。
○議長（平澤　等君）　議題としたあとに撤回の理由を述べさせていただきます。
　菅原議員。
○１１番（菅原義幸君）　提案者が先ほど変えないという発言して終わってるんです。ならば提案者自身から提案の撤回の発言を本会議でさせなきゃおかしいんじゃないですか。
○議長（平澤　等君）　もちろん。
○１１番（菅原義幸君）　だからもちろんでなくて、まず提案者自身が撤回をしますという発言をさせて、皆さんどうですかっていうふうにならなきゃおかしいでしょう。何で議長から先に諮るんですか。運びについて私はおかしいと思います。その撤回を町長が言うときに理由を添えて撤回の理由を説明するのは当然じゃないですか。そういうセオリーに基づいて運びをしていただきたいと思います。賛成も反対もしようがないじゃありませんか。それからもう一つ言っておきますが、撤回した後の展開はどうなるんですか。修正案を出すんですか、出さないんですか。これは予算に先議する案件ですから予算審査の関連が出てくるんです。ですから私はきちんと議会運営委員会で調整する必要があるんじゃないかと申し上げているんです。これ撤回しっ放しですと予算審査入られません。それは私はそういうふうに理解してます。
　以上申し上げまして議事進行発言を終わります。
○議長（平澤　等君）　わかりました。１点だけ、この件については予算先議は影響しないということの件です。それからただいまありましたこの例に則ってちょっと今緊急で発言しましたので、ちょっとぎくしゃくしてございますけども、提案者のほうから撤回に向けた発言をすべきだというふうなことで菅原副議長から発言がございました。この件について。
　菅原議員。
○１１番（菅原義幸君）　この日程なんで予算審査始まる前にこれ出してきたんですか。だから私はどの程度予算に関係するんですかということを振ってるんです質疑の中で。これは新しい条例ですから全部改正ですから、当然令和７年度の予算に何らかの影響があるというふうに私は思うんです。だから取り下げますって、そうですかっていうふうにならないから全体像が私ども議員にも理解できるように、明快な整理をお願いしたいという趣旨で提起してるんです。
○議長（平澤　等君）　町側から答弁願います。
○１番（石原広務君）　議事進行。

○議長（平澤　等君）　石原議員。
○１番（石原広務君）　議長自身が断言ってあえて使え言わせていただきますけど、予算先議そういうことにはならないという発言を議長自身がなさったので､それは私も理解できませんので、その予算に絡まない旨に私は理解しましたが、先ほどの議長の断言する発言の理解も私はできていません。
○議長（平澤　等君）　石原議員に申し上げます。今、一般質問終わってから提案している案件につきましては、３月３日定例会初日の残った案件についての提案でございます。そういった運びになってございますので、他意はございません。なお付け加えますが、予算に関連する案件については予算審査特別委員会の中で先議の案件として、先般、周知したとおりでございます。そのようになってございます。
　それで今、菅原副議長から町側からの考え方を示していただきたいということでございましたので、理事者のほうからお願いいたします。
　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　まず議案第２５号のせたな町奨学資金貸付条例の全部を改正する条例について審議におきまして、大変時間をいただきまし大変申し訳ございませんでした。それでこの議案につきましては撤回をさせていただきたいと思います。その理由は、審議の中で様々な質疑、ご意見がございました。よりよい条例に一歩進めたいというふうに考えますので、よろしくお願いいたします。
○議長（平澤　等君）　ただいまの説明のとおり、追加日程として日程の順序を変更し、菅原議員。
○１１番（菅原義幸君）　提案の理由は伺いました。で、撤回したあとどうなさるんですか。
○議長（平澤　等君）　副町長、追加説明願います。
　副町長。
○副町長(佐々木正則君)　第１回定例会の今会期中に追加提案させていただきたいと思います。
○議長（平澤　等君）　ただいまの説明のあったとおりこの議案第２５号せたな町奨学資金貸付条例の全部を改正する条例についてのことについて撤回の申出がありましたので、その申出を日程に追加し議題といたしたいと思います。
　これについてご異議ございませんか。
（「異議なし」という者あり）
○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。
　よって議案第２５号せたな町奨学資金貸付条例の全部を改正する条例についての撤回についてのこと件を日程に追加し、追加日程とし、直ちに議題といたしたいと思います。
　なお準備の関係上、暫時休憩いたします。

休憩　午後　３時１５分
再開　午後　３時３１分

○議長（平澤　等君）　休憩を解き会議を再開いたします。

◎追加日程１－１　議案の撤回

○議長（平澤　等君）　追加その１の日程第１、議案第２５号せたな町奨学資金貸付条例の全部を改正する条例の撤回についてを議題といたします。

撤回理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君）　議案第２５号せたな町奨学資金貸付条例の全部を改正する条例についての審議の中で、質疑あるいは意見をいただいたことから、この条例については見直しを図るため撤回しようとするものでございます。

○議長（平澤　等君）　お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第２５号せたな町奨学資金貸付条例の全部を改正する条例の撤回について、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって議案第２５号せたな町奨学資金貸付条例の全部を改正する条例の撤回について許可することに決定いたしました。

◎日程第４　議案第２６号

○議長（平澤　等君）　日程第４、議案第２６号せたな町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君）　議案その２、１１１ページでございます。議案第２６号せたな町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についての提案理由を説明いたします。生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行により、水道法の一部が改正されたことから所要な規定の整備を図るため本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤　等君）　続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君）　それでは内容を説明させていただきます。本条例の改正につきましては、水道の敷設工事監督者及び水道管理技術者の確保が近年難しくなってきている状況を受けまして、資格要件の緩和などが主な改正内容となっております。本条例の第４７条及び４８条が改正となります。議案書の１１２ページから１１６ページまでが改正文、１１７ページから１２２ページまでが新旧対照表となっております。条文の全般にわたり改正となりますので１１

７ページの新旧対照表により主な概要について説明させていただきます。第４７条は、敷設工事監督者の資格について規定しております。第１項第１号及び第２号では、大学卒業者について、第３号及び第３第４号では、短期大学、高等専門学校等の卒業者について、第５号及び１１８ページの第６号では、高等学校等の卒業者について、第７号では、実務経験を有する者について、第８号では、大学院修了者について、第９号では、外国の学校において、第１号から第６号までに規定する過程に相当する規定を習得したものについて、第１０号では技術士の上下水道部門に合格したものについてそれぞれ実務経験、工種の追加、選考過程の追加、経験年数の1：30：41

について規定しております。第１１号は、新規で１級土木施工管理技士に合格した者を追加しております。１１９ページ、第２項では、簡易水道事業、給水人口が５万人以下の水道事業又は１日最大給水量が２万５,０００立方メートル以下である水道用水供給事業の場合において、第１項で規定する経験年数を２分の１と読替えする規定しております。

続きまして１２０ページ、第４８条は、水道管理技術者の資格について規定しております。第１項第１号では、前条第１項第１号、第３号、第５号に規定する学校において、土木工学課もしくは相当する課程を卒業したものについて経験年数を規定しており、第２号及び１２１ページの第４号、第５号では、前条の改正に伴い文言の修正を行っております。第７号、第８号は新設で技術士及び１級土木施工管理に合格したものについて規定しております。第２項では、簡易水道等または１日最大給水量が１万立方メートル以下である専用水道の場合において、第１項で規定する経験年数を２分の１とする読替えについて規定しております。附則といたしましてこの条例は令和７年４月１日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平澤　等君）　説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第５　諮問第１号ないし日程第７　諮問第３号

○議長（平澤　等君）　日程第５、諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第７諮問第３号人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括議題といたします。

本３件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君）　それでは１３１ページからでございます。諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員の任期満了に伴い次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて､人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所、久遠郡せたな町北檜山区丹羽３２番地５、氏名、本田孝行、次のページに経費等を記載してございます。ご参照願います。

続きまして、諮問第２号人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員の任期満了に伴い次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人件費法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものでございます。住所は久遠郡せたな町北檜山区若松４３２番地２、本間久代、次のページに経歴等を載せてございます。ご参照願います。

続きまして、諮問第３号人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。同じく人権擁護委員の任期満了に伴い次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会で意見を求めるものでございます。住所、久遠郡せたな町北檜山区豊岡１６７番地１、氏名は井上義章でございます。次のページに経歴等を載せてございます。ご参照願います。

以上、よろしくご審議賜りますようにお願いいたします。

○議長（平澤　等君）　説明が終わりました。諮問第１号について質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　討論を終わります。

これを適任と認め答申したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって本件はこれを適任と認め答申することに決定いたしました。

次に諮問第２号について質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　討論を終わります。
　これを適任と認め答申したいと思います。
　これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。
　よって本件はこれを適任と認め答申することに決定いたしました。
　次に諮問第３号について質疑を許します。
（「なし」と言う者あり）
○議長（平澤　等君）　質疑を終わります。
　続いて討論を許します。
（「なし」と言う者あり）
○議長（平澤　等君）　討論を終わります。
　これを適任と認め答申したいと思います。
　これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。
　よって本件はこれを適任と認め答申することに決定いたしました。

◎日程第８　発議第１号
○議長（平澤　等君）　日程第８、発議第１号せたな町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
　提出者の説明を求めます。
　福嶋豊議員。
○４番（福嶋　豊君）　ただいま上程されました発議第１号せたな町議会委員会条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。
　議案その３の１５ページをお開き願います。この発議は、議会運営委員会の委員で提案するものです。令和６年１２月の第４回定例会において、せたな町行政組織条例が一部改正されたことに伴い本条例の一部を改正しようとするものであります。その内容についてはご理解いただけるものと思います。
　議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。
（「よし」という者あり）
○議長（平澤　等君）　説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」と言う者あり）
○議長（平澤　等君）　質疑を終わります。
　続いて討論を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　討論を終わります。
　これより採決いたします。
　お諮りいたします。
　本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。
　よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第９　発議第２号
○議長（平澤　等君）　日程第９、発議第２号せたな町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
　提出者の説明を求めます。
　福嶋豊議員。
○４番（福嶋　豊君）　ただいま上程されました発議第２号せたな町議会の個人情報の保護に関する条例の　一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。
　議案その３の１９ページをお開き願います。この発議は、議会運営委員会の委員で提案するものです。令和６年１２月６日付けで情報通信技術の活用による行政手続きに係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。その内容についてはご理解いただけるものと思います。
　議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。
（「よし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」と言う者あり）
○議長（平澤　等君）　質疑を終わります。
　続いて討論を許します。
（「なし」と言う者あり）
○議長（平澤　等君）　討論を終わります。
　これより採決いたします。
　お諮りいたします。
　本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。
　よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１０　議案第３１号

○議長（平澤　等君）　日程第１０、議案第３１号せたな町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君）　議案その４でございます。今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に２２３万６，０００円を追加し、補正後の予算総額を９９億７，３４１万８，０００円とするものでございます。

その内容でございますが、畜産飼料高騰対策事業補助金の追加について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤　等君）　続いて内容の説明を求めます。

佐藤財政課長。

○財政課長(佐藤英美君)　それでは議案その４の４ページの下段の歳出からご説明いたします。６款農林水産業費、１項農業費、４目畜産業費２２３万６，０００円の追加は、畜産飼料高騰対策事業補助金で対象経費の増額により補助金を追加するものでございます。

これに係る歳入ですが同じページの上段でございます。１０款１項１目共に地方交付税２２３万６，０００円の追加は財源調整でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤　等君）　説明が終わりました。質疑を許します。

菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　１点お尋ねしておきます。今の提案説明の中で対象経費の増額による追加措置だということであります。対象経費の内容について積算根拠も含めて説明願います。

○議長（平澤　等君）　吉田課長。

○農林水産課長（吉田有哉君）　このたびの補正で増額する分についてご説明させていただきます。当初予算で６億の購入飼料の対象経費としておりましたが、このたびＪＡ系統外、ホクレン外の飼料なども積算しますと７億１，１５２万４，０００円程度の購入となりました。それに伴いまして２％の確保が困難となりまして、このたび補正をお願いするものでございます。

よろしくお願いします。

○議長（平澤　等君）　菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　増額補正ですからこれは賛成しますが、６億で計算していたのが７億１，１５２万４，０００円というふうに積算し直したんで、２％を見て２２３万６，０００円というふうになったということなんですが、これ積算し直したのはいつどのセクションで積算し直したんですか。

○議長（平澤　等君）　吉田課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　この要綱上ですね、２月２８日までが申請の月日になってございまして、２８日、ＪＡより町に提出されまして、それでうちで積算して金額をはじいたものでございます。
○議長（平澤　等君）　菅原議員。
○１１番（菅原義幸君）　要するにＪＡから来た資料が遅くなったってことですか。遅くなったんで積算し直してみたら、この金額ははじき出せたということなんですか。それとこれは地方交付税交付金使ってますよね財源に。それとの係わりではどういうことになるんですか。地方交付税交付金で２２３万６，０００円を補正して､それに見合った形で支出のほうも増額補正すると。こういう扱い方なんですがそれは構わないんですか。
○議長（平澤　等君）　吉田課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　まずこの事業につきましては、令和６年１月１日から１２月３１日までの間の購入飼料に対して助成をするという形になっておりまして、この要綱上２月２８まで申請ということで、申請が出てきたのが２月２８日に出てきましたよということになりました。そして私どもも今回この対象経費の２％と、前までは予算の範囲内としたんですけど、今回は２％確保するということで、実際に提出があった時点で２％の予算の確保ができてないということが確認されまして今回の補正になったということになっております。それからこの事業につきましては今回一般財源での対象でございます。ですので補正で交付税を充てての予算組みということになっております。
○議長（平澤　等君）　その他質疑ございませんか。
（「なし」と言う者あり）
○議長（平澤　等君）　質疑を終わります。
続いて討論を許します。
（「なし」と言う者あり）
○議長（平澤　等君）　討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りいたします。
本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会宣言
○議長（平澤　等君）　以上で本日の議事は終了しましたので会議を閉じます。
予算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。
本日はこれにて散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散会　午後３時５２分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和７年７月１６日

議　　長　　平　澤　　等

署名議員　　吉　田　　実

署名議員　　大　湯　圓　郷

令和７年第１回せたな町議会定例会　第５号

令和７年３月１７日（月曜日）

○議事日程（第５号）

１　諸般の報告

２　議案第３２号　せたな町出生祝金支給条例の一部を改正する条例について

○出席議員（１２名）

１番	石原広務君	２番	桝田道廣君
３番	藤谷容子君	４番	福嶋　豊君
５番	横山一康君	６番	本多　浩君
７番	真柄克紀君	８番	熊野主税君
９番	吉田　実君	１０番	大湯圓郷君
１１番	菅原義幸君	１２番	平澤　等君

○欠席議員（０名）

１．地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光	君	
教育委員会教育長	小板橋　司	君	
農業委員会会長	原田喜博	君	
選挙管理委員会委員長	大坪観誠	君	
代表監査委員	残間　正	君	

１．町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（１）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木正則	君	
総務課長	髙橋　純	君	
まちづくり推進課長	阪井世紀	君	
財政課長	佐藤英美	君	
税務課長	佐々木正人	君	
町民児童課長	河原泰平	君	
認定こども園長	伊藤悦子	君	
保健福祉課長	増田和彦	君	
農林水産課長	吉田有哉	君	

建設水道課長	平田　大輔	君
会計管理者	杉村　彰	君
国保病院事務局長	手塚　清人	君
総務課長補佐	中山　康春	君
まちづくり推進課長補佐	奥村　大樹	君
財政課長補佐	浜高　正明	君
税務課長補佐	長内　解人	君
町民児童課長補佐	黒澤　美知子	君
認定こども園副園長	本田　和矢	君
保健福祉課長補佐	長内　京	君
保健福祉課長補佐	水野　万寿夫	君
保健福祉課長補佐	栗谷　一樹	君
地域包括支援センター所長	今川　勇吾	君
農林水産課長補佐	藤井　卓也	君
農林水産課長補佐	井村　裕行	君
水産種苗育成センター副所長	栄田　武志	君
建設水道課長補佐	鈴木　涼平	君
国保病院事務局次長	近藤　智博	君
総務課主幹	尾野　裕也	君
まちづくり推進課主幹	稲船　洋志	君
税務課主幹	小林　朱央	君
町民児童課主幹	三浦　三津枝	君
町民児童課主幹	山川　彩子	君
保健福祉課主幹	古守　亜珠	君
保健福祉課主幹	垣本　利子	君
保健福祉課主幹	河野　葉子	君
農林水産課主幹	斉藤　真	君
農林水産課主幹	撫養　和伯	君
建設水道課主幹	川上　佳隆	君
建設水道課主幹	吉田　一也	君
建設水道課主幹	高橋　真一	君
建設水道課主幹	大野　秀幸	君
出納室主幹	竹内　亜希子	君
国保病院事務局主幹	村井　貴大	君
地域生活係長	栗城　惇史	君
情報管理係長	又村　智	君

広報統計係長	西田	幸恵 君
商工労働観光係長	山崎	英人 君
財政係長	髙森	直也 君
環境衛生係長	原田	宰 君
障がい福祉係長	平田	慎太郎 君
保健推進係長	清水	美千子 君
保健推進係長	干場	美沙代 君
包括支援係長	大久保	麻未 君
地域支援係長	田畑	貴子 君
地域支援係長	安藤	麗香 君
業務係長	北山	典孝 君
業務係長	池田	裕之 君
出納係長	佐藤	こずえ 君
庶務係長	大庭	啓 君

《瀬棚支所》

支所長	濱	登幸恵 君
養護老人ホーム三杉荘所長	西田	良子 君
次長	山本	亨 君
瀬棚保育所長	水野	真里子 君
福祉係長	稲船	奈穂子 君

《大成支所》

支所長	中川	譲 君
大成保育園長	浜高	あけみ 君

（２）教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	古畑	英規 君
次長	斉藤	哲章 君
次長	尾野	真也 君
主幹	藤谷	希 君
学校給食センター係長	伏見	尚志 君

（３）農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	小林	和仁 君
係長	松林	功 君

（４）選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書　　記　　長　髙　橋　　純　君
書　記　次　長　中　山　康　春　君

（５）代表監査委員の委任を受けて出席する説明員
事　務　局　長　上　野　朋　広　君
次　　長　松　原　孝　樹　君

１．本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。
事　務　局　長　上　野　朋　広　君
次　　長　松　原　孝　樹　君
主　　事　神　野　翔　亜　君

再開　午前１１時４０分

◎開議宣告

○議長（平澤　等君）　皆さんご苦労様です。

ただいまの出席議員１２名で定足数に達しておりますので定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第１　諸般の報告

○議長（平澤　等君）　日程第１、諸般の報告をいたします。

議会運営委員長より第４回議会運営委員会の協議決定事項についての報告をお願いいたします。

福嶋議会運営委員会委員長。

○４番（福嶋　豊君）　先ほど開催した第４回議会運営委員会の協議結果について報告いたします。

協議内容については、第１回定例会における追加議案の取扱いについて協議いたしました。

結果として、追加議案である議案第３２号せたな町出生祝金支給条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を受けたあと、予算審査特別委員会へ付託することといたしました。なお議案第３２号については新年度予算審査前に追加日程として行うことといたします。

以上で議会運営委員会の報告といたします。

○議長（平澤　等君）　報告を終わります。

◎日程第２　議案第３２号

○議長（平澤　等君）　日程第２、議案第３２号せたな町出生祝金支給条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君）　それでは議案第３２号せたな町出生祝金支給条例の一部を改正する条例についての提案理由を説明いたします。

出生祝い金の内訳を引上げを行うため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（平澤　等君）　ただいま議会となっておりますせたな町出生祝金支給条例の一部を改正する条例について、予算審査特別委員会に付託し審査したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって本案は、予算審査特別委員会に付託し審査することといたします。

◎散会宣告

○議長（平澤　等君）　以上で本日の議事は終了しましたので会議を閉じます。

予算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。本日はこれにて散会といたします。

大変ありがとうございました。

散会　午前１１時４３分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和７年７月１６日

議　　長　　平　澤　　等

署名議員　　吉　田　　実

署名議員　　大　湯　圓　郷

令和７年第１回せたな町議会定例会　第６号

令和７年３月２１日（金曜日）

○議事日程（第６号）

１　諸般の報告

２　会期の延長

○出席議員（１１名）

１番	石　原　広　務　君	２番	桝　田　道　廣　君
３番	藤　谷　容　子　君	４番	福　嶋　　豊　君
５番	横　山　一　康　君	６番	本　多　　浩　君
７番	真　柄　克　紀　君	９番	吉　田　　実　君
１０番	大　湯　圓　郷　君	１１番	菅　原　義　幸　君
１２番	平　澤　　等　君		

○欠席議員（１名）

８番　熊　野　主　税　君

１．地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	高	橋	貞　光	君
教育委員会教育長		小板橋		司	君
農業委員会会長		原	田	喜　博	君
選挙管理委員会委員長		大	坪	観　誠	君
代表監査委員		残	間	正	君

１．町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（１）町長の委任を受けて出席する説明員

副	町	長	佐々木	正　則	君
総	務	課	長	髙　橋	純　君
まちづくり推進課		長	阪	井　世　紀	君
財	政	課	長	佐　藤	英　美　君
税	務	課	長	佐々木	正　人　君
町民児童課		長	河	原　泰　平	君
認定こども園		長	伊	藤　悦　子	君
保健福祉課		長	増	田　和　彦	君

農林水産課長	吉田　有哉	君
建設水道課長	平田　大輔	君
会計管理者	杉村　彰	君
国保病院事務局長	手塚　清人	君
総務課長補佐	中山　康春	君
まちづくり推進課長補佐	奥村　大樹	君
財政課長補佐	浜高　正明	君
税務課長補佐	長内　解人	君
町民児童課長補佐	黒澤　美知子	君
認定こども園副園長	本田　和矢	君
保健福祉課長補佐	長内　京	君
保健福祉課長補佐	水野　万寿夫	君
保健福祉課長補佐	栗谷　一樹	君
地域包括支援センター所長	今川　勇吾	君
農林水産課長補佐	藤井　卓也	君
農林水産課長補佐	井村　裕行	君
水産種苗育成センター副所長	栄田　武志	君
建設水道課長補佐	鈴木　涼平	君
国保病院事務局次長	近藤　智博	君
総務課主幹	尾野　裕也	君
まちづくり推進課主幹	稲船　洋志	君
税務課主幹	小林　朱央	君
町民児童課主幹	三浦　三津枝	君
町民児童課主幹	山川　彩子	君
保健福祉課主幹	古守　亜珠	君
保健福祉課主幹	垣本　利子	君
保健福祉課主幹	河野　葉子	君
農林水産課主幹	斉藤　真	君
農林水産課主幹	撫養　和伯	君
建設水道課主幹	川上　佳隆	君
建設水道課主幹	吉田　一也	君
建設水道課主幹	高橋　真一	君
建設水道課主幹	大野　秀幸	君
出納室主幹	竹内　亜希子	君
国保病院事務局主幹	村井　貴大	君
地域生活係長	栗城　惇史	君

情報管理係長	又村	智 君
広報統計係長	西田	幸恵 君
商工労働観光係長	山崎	英人 君
財政係長	髙森	直也 君
環境衛生係長	原田	宰 君
障がい福祉係長	平田	慎太郎 君
保健推進係長	清水	美千子 君
保健推進係長	干場	美沙代 君
包括支援係長	大久保	麻未 君
地域支援係長	田畑	貴子 君
地域支援係長	安藤	麗香 君
業務係長	北山	典孝 君
業務係長	池田	裕之 君
出納係長	佐藤	こずえ 君
庶務係長	大庭	啓 君

《瀬棚支所》

支所長	濱	登幸恵 君
養護老人ホーム三杉荘所長	西田	良子 君
次長	山本	亨 君
瀬棚保育所長	水野	真里子 君
福祉係長	稲船	奈穂子 君

《大成支所》

支所長	中川	譲 君
大成保育園長	浜高	あけみ 君

（２）教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	古畑	英規 君
次長	斉藤	哲章 君
次長	尾野	真也 君
主幹	藤谷	希 君
学校給食センター係長	伏見	尚志 君

（３）農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	小林	和仁 君
係長	松林	功 君

（４）選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書　　記　　長　髙　橋　　純　君

書　記　次　長　中　山　康　春　君

（５）代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事　務　局　長　上　野　朋　広　君

次　　長　松　原　孝　樹　君

１．本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事　務　局　長　上　野　朋　広　君

次　　長　松　原　孝　樹　君

主　　事　神　野　翔　亜　君

再開　午後１時１５分

◎開議宣告

○議長（平澤　等君）　皆さんご苦労様です。

熊野議員より欠席の届出届出がございます。ただいまの出席議員は１１名で定足数に達しておりますので定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第１　諸般の報告

○議長（平澤　等君）　日程第１、諸般の報告をいたします。

議会運営委員長より第４回議会運営委員会の協議決定事項につきまして報告がございます。

福嶋議会運営委員会委員長。

○４番（福嶋　豊君）　先ほど開催した第５回議会運営委員会の協議結果について報告いたします。

協議内容については会期延長について協議いたしました。現在、予算審査特別委員会で新年度予算について鋭意審議中でありますが、本日で審議終了とならないことが見込まれること、また残余の一般質問を本会議最終日の日程としているため、議事の進行の都合により今定例会の会期を４月３日までの１３日間延長することを決したところであります。

以上で議会運営委員会の報告といたします。

○議長（平澤　等君）　諸般の報告を終わります。

◎日程第２　会期の延長

○議長（平澤　等君）　日程第２、会期の延長についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日までと議決されておりますが、先ほどの議会運営委員会委員長の報告のとおり、議事進行上の都合により４月３日までの１３日間延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

したがって会期は４月３日までの１３日間延長することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（平澤　等君）　以上で本日の議事は終了しましたので会議を閉じます。

予算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。本日はこれにて散会といたします。

大変ご苦労様でした。

散会　午後１時１７分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和７年７月１６日

議　　長　　平　澤　　等

署名議員　　吉　田　　実

署名議員　　大　湯　圓　郷

令和７年第１回せたな町議会定例会　第７号

令和７年３月２７日（木曜日）

○議事日程（第７号）

１　諸般の報告
２　議案第　１号　令和７年度せたな町一般会計予算の撤回について
３　議案第　２号　令和７年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算の撤回について
４　議案第　３号　令和７年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算の撤回について
５　議案第　４号　令和７年度せたな町介護保険事業特別会計予算の撤回について
６　議案第　５号　令和７年度せたな町介護サービス事業特別会計予算の撤回について
７　議案第　６号　令和７年度せたな町簡易水道事業会計予算の撤回について
８　議案第　７号　令和７年度せたな町下水道事業会計予算の撤回について
９　議案第　８号　令和７年度せたな町病院事業会計予算の撤回について

（追加第７号の１）

１　諸般の報告
２　予算審査特別委員会報告
３　議案第２０号　せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
４　議案第２１号　せたな町特別会計条例等の一部を改正する等の条例について
５　議案第２３号　せたな町出生祝金支給条例の一部を改正する条例について
６　議案第２７号　指定管理者の指定について（瀬棚高齢者グループホームあさなぎ）
７　議案第２８号　指定管理者の指定について（せたな町営牧場）
８　議案第２９号　指定管理者の指定について（せたな青少年旅行村）
９　議案第３０号　権利の放棄について
１０　議案第３２号　せたな町出生祝金支給条例の一部を改正する条例について
１１　議案第３３号　令和７年度せたな町一般会計暫定予算
１２　議案第３４号　令和７年度せたな町国民健康保険事業特別会計暫定予算
１３　議案第３５号　令和７年度せたな町後期高齢者医療特別会計暫定予算
１４　議案第３６号　令和７年度せたな町介護保険事業特別会計暫定予算
１５　議案第３７号　令和７年度せたな町介護サービス事業特別会計暫定予算
１６　議案第３８号　令和７年度せたな町簡易水道事業会計暫定予算
１８　議案第３９号　令和７年度せたな町下水道事業会計暫定予算
１９　議案第４０号　令和７年度せたな町病院事業会計暫定予算
２０　議案第４１号　せたな町奨学資金貸付条例の全部を改正する条例について

○出席議員（１２名）

１番　石　原　広　務　君　　２番　桝　田　道　廣　君

３番	藤谷容子君	４番	福嶋　豊君
５番	横山一康君	６番	本多　浩君
７番	真柄克紀君	８番	熊野主税君
９番	吉田　実君	１０番	大湯圓郷君
１１番	菅原義幸君	１２番	平澤　等君

○欠席議員（０名）

１．地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光	君	
教育委員会教育長	小板橋　司	君	
農業委員会会長	原田喜博	君	
選挙管理委員会委員長	大坪観誠	君	
代表監査委員	残間　正	君	

１．町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（１）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木正則	君	
総務課長	髙橋　純	君	
まちづくり推進課長	阪井世紀	君	
財政課長	佐藤英美	君	
税務課長	佐々木正人	君	
町民児童課長	河原泰平	君	
認定こども園長	伊藤悦子	君	
保健福祉課長	増田和彦	君	
農林水産課長	吉田有哉	君	
建設水道課長	平田大輔	君	
会計管理者	杉村　彰	君	
国保病院事務局長	手塚清人	君	
総務課長補佐	中山康春	君	
まちづくり推進課長補佐	奥村大樹	君	
財政課長補佐	浜高正明	君	
税務課長補佐	長内解人	君	
町民児童課長補佐	黒澤美知子	君	
認定こども園副園長	本田和矢	君	

保健福祉課長補佐	長内　京	君
保健福祉課長補佐	水野　万寿夫	君
保健福祉課長補佐	栗谷　一樹	君
地域包括支援センター所長	今川　勇吾	君
農林水産課長補佐	藤井　卓也	君
農林水産課長補佐	井村　裕行	君
水産種苗育成センター副所長	栄田　武志	君
建設水道課長補佐	鈴木　涼平	君
国保病院事務局次長	近藤　智博	君
総務課主幹	尾野　裕也	君
まちづくり推進課主幹	稲船　洋志	君
税務課主幹	小林　朱央	君
町民児童課主幹	三浦　三津枝	君
町民児童課主幹	山川　彩子	君
保健福祉課主幹	古守　亜珠	君
保健福祉課主幹	垣本　利子	君
保健福祉課主幹	河野　葉子	君
農林水産課主幹	斉藤　真	君
農林水産課主幹	撫養　和伯	君
建設水道課主幹	川上　佳隆	君
建設水道課主幹	吉田　一也	君
建設水道課主幹	高橋　真一	君
建設水道課主幹	大野　秀幸	君
出納室主幹	竹内　亜希子	君
国保病院事務局主幹	村井　貴大	君
地域生活係長	栗城　惇史	君
情報管理係長	又村　智	君
広報統計係長	西田　幸恵	君
商工労働観光係長	山崎　英人	君
財政係長	髙森　直也	君
環境衛生係長	原田　宰	君
障がい福祉係長	平田　慎太郎	君
保健推進係長	清水　美千子	君
保健推進係長	干場　美沙代	君
包括支援係長	大久保　麻未	君
地域支援係長	田畑　貴子	君

地域支援係長　安藤麗香　君
業務係長　北山典孝　君
業務係長　池田裕之　君
出納係長　佐藤こずえ　君
庶務係長　大庭　啓　君

《瀬棚支所》

支所長　濱登幸恵　君
養護老人ホーム三杉荘所長　西田良子　君
次長　山本　亨　君
瀬棚保育所長　水野真里子　君
福祉係長　稲船奈穂子　君

《大成支所》

支所長　中川　譲　君
大成保育園長　浜高あけみ　君

（２）教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長　古畑英規　君
次長　斉藤哲章　君
次長　尾野真也　君
主幹　藤谷　希　君
学校給食センター係長　伏見尚志　君

（３）農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局長　小林和仁　君
係長　松林　功　君

（４）選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記長　髙橋　純　君
書記次長　中山康春　君

（５）代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局長　上野朋広　君
次長　松原孝樹　君

１．本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局長　上野朋広　君

次	長　松　原　孝　樹　君
主	事　神　野　翔　亜　君

再開　午後１時３５分

◎開議宣告

○議長（平澤　等君）　皆さんご苦労様でございます。

全員が出席しております。定足数に達しておりますので定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第１　諸般の報告

○議長（平澤　等君）　日程第１、諸般の報告はお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第２　議案第１号ないし日程第９　議案第８号

○議長（平澤　等君）　日程第２、議案第１号令和７年度せたな町一般会計予算から日程第９、議案第８号令和７年度せたな町病院事業会計予算の撤回についてを一括議題といたします。

撤回理由の説明を求めます。

町長。

○町長(高橋貞光君)　それでは令和７年度各会計予算の撤回について提案理由を申し上げます。３月３日に提出いたしました議案第１号から議案第８号までの令和７年度各会計予算について、現在せたな町議会予算審査特別委員会で審議をいただいているところでございますが、審議の状況から年度開始までに本予算の成立が困難と判断いたしました。そのため町として行政サービスに必要な最低限の経費を確保するため令和７年度各会計暫定予算を提出することとしたところでございます。したがいまして提出しておりました令和７年度各会計予算については、撤回をお願いするものであります。

ご理解賜りますようにお願いいたします。

○議長（平澤　等君）　説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第１号令和７年度せたな町一般会計予算の撤回について許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって議案第１号令和７年度せたな町一般会計予算の撤回について許可することに決定いたしました。

次に、議案第２号令和７年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算の撤回について許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって議案第２号令和７年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算の撤回について許可する

ことに決定いたしました。
　次に、議案第３号令和７年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算の撤回について許可することにご異議ございませんか。
（「異議なし」という者あり）
○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。
　よって議案第３号令和７年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算の撤回について許可することに決定いたしました。
　次に、議案第４号令和７年度せたな町介護保険事業特別会計予算の撤回について許可することにご異議ございませんか。
（「異議なし」という者あり）
○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。
　よって議案第４号令和７年度せたな町介護保険事業特別会計予算の撤回について許可することに決定いたしました。
　次に、議案第５号令和７年度せたな町介護サービス事業特別会計予算の撤回について許可することにご異議ございませんか。
（「異議なし」という者あり）
○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。
　よって議案第５号令和７年度せたな町介護サービス事業特別会計予算の撤回について許可することに決定いたしました。
　次に、議案第６号令和７年度せたな町簡易水道事業会計予算の撤回について許可することにご異議ございませんか。
（「異議なし」という者あり）
○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。
　よって議案第６号令和７年度せたな町簡易水道事業会計予算の撤回について許可することに決定いたしました。
　次に、議案第７号令和７年度せたな町下水道事業会計予算の撤回について許可することにご異議ございませんか。
（「異議なし」という者あり）
○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。
　よって議案第７号令和７年度せたな町下水道事業会計予算の撤回について許可することに決定いたしました。
　次に、議案第８号令和７年度せたな町病院事業会計予算の撤回について許可することにご異議ございませんか。
（「異議なし」という者あり）
○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。
よって議案第７号令和７年度せたな町病院事業会計予算の撤回について許可することに決定いた

しました。
議案第１号から議案第８号までについては撤回した旨、予算審査特別委員会へ報告いたします。
暫時休憩いたします。

休憩　午後１時４０分
再開　午後２時００分

○議長（平澤　等君）　休憩を解き会議を再開いたします。
お諮りいたします。ただいま予算審査特別委員会委員長より予算審査特別委員会委員長報告の件及び町長から議案第３３号から議案第４１号までについて追加議案の提出がございました。
これを日程に追加し、追加その１の日程として議題にいたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」という者あり）
○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。
よって予算審査特別委員会の委員長報告の件及び議案第３３号から議案第４１号までについてを日程に追加し、追加その１の日程として議題とすることに決定いたしました。
追加日程を配付しますので暫時休憩いたします。

休憩　午後２時０１分
再開　午後２時０２分

○議長（平澤　等君）　休憩を解き会議を再開いたします。

◎追加日程第１－１　諸般の報告
○議長（平澤　等君）　追加その１の日程第１、諸般の報告はお手元に配付したとおりでございます。

◎追加日程第１－２　予算審査特別委員会委員長報告
○議長（平澤　等君）　追加その１の日程第２、予算審査特別委員会に付託した議案第２０号、議案第２１号及び議案第２３号並びに議案第２７号から議案３０号までと議案第３２号までの予算審査特別委員会における審査について特別委員会委員長の報告を求めます。
横山委員長。
○５番（横山一康君）　ただいまの件につきまして、本会議、定例会中３月３日、当予算審査特別委員会に付託された予算関連一般議案の議案第２０号、議案第２１号及び議案第２３号並びに議案第２７号から議案第３０号、議案第３２号までの計８議案について予算審査特別委員会の審査結果をご報告申し上げます。

当特別委員会は３月１４日から２７日にわたり委員会を再開し、慎重かつ精力的に審査した経過において、議案第２３号せたな町出生祝金支給条例の一部を改正する条例については否決と決定したものです。ほか議案７件については原案可決と決定いたしました。なお当委員会に付託されておりました令和７年度一般会計予算など新年度各会計予算については撤回となりました。

議長に進言いたします。当特別委員会は議長を除く１１名で構成されており、審議は十分に尽くされておりますので全８議案とも質疑を省略し、討論、採決に入られることを進言して、せたな町議会予算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（平澤　等君）　ただいまの予算審査特別委員会委員長報告は、議案第２３号については否決と決定し、ほかの議案７件については原案可決と決したとするものでございます。また特別委員会は議長を除く１１名で構成され審査は十分尽くされているので、質疑を省略し、討論採決に入られたいとの進言がございましたので委員長の進言どおり取り進めいたします。

◎追加日程第１－３　議案第２０号

○議長（平澤　等君）　追加その１の日程第３、議案第２０号せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員会報告は原案可決であります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について委員会報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第１－４　議案第２１号

○議長（平澤　等君）　追加その１の日程第４、議案第２１号せたな町特別会計条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員会報告は原案可決でございます。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について委員会報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第１－５　議案第２３号

○議長（平澤　等君）　追加その１の日程第５、議案第２３号せたな町出生祝金支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員会報告は否決であります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について委員会報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり否決いたしました。

◎追加日程第１－６　議案第２７号

○議長（平澤　等君）　追加その１の日程第６、議案第２７号指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する委員会報告は原案可決であります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について委員会報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第１－７　議案第２８号

○議長（平澤　等君）　追加その１の日程第７、議案第２８号指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する委員会報告は原案可決であります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について委員会報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第１－８　議案第２９号

○議長（平澤　等君）　追加その１の日程第８、議案第２９号指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する委員会報告は原案可決であります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について委員会報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第１－９　議案第３０号

○議長（平澤　等君）　追加その１の日程第９、議案第３０号権利の放棄についてを議題といたします。

本案に対する委員会報告は原案可決であります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について委員会報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第１－１０　議案第３２号

○議長（平澤　等君）　追加その１の日程第１０、議案第３２号せたな町出生祝金支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員会報告は原案可決であります。

これより討論を許します。

菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　本案に反対いたします。それは３０万円では不足であり５０万円にすべきであるという立場からであります。

以上で討論を終わります。

○議長（平澤　等君）　次に賛成討論を許します。

真柄議員。

○７番（真柄克紀君）　賛成の立場で討論いたします。先に撤回された２３号、この審議の中で町民に対するサービスの向上、その点を指摘し改正案を提出するように要求したところ、最終的に３０万という形で修正案が出されました。これは現在できる形の中では１歩２歩踏み込んだ形の子育て支援策だと思いますので、今後ともますます充実させることを強く期待しながら賛成討論といたします。

○議長（平澤　等君）　次に反対討論いたします。

石原議員。

○１番（石原広務君）　私も出生祝金はせめて５０万円に引き上げるべきという考えは変わりません。今後はありません。こういった取り組みはとっくに政策として打ち出すべきでした。以上の理由から私は反対討論とさせていただきます。

○議長（平澤　等君）　次に賛成討論を許します。

桝田議員。

○２番（桝田道廣君）　賛成の立場で討論させていただきます。当初３万から５万ということで提案ございましたが、皆様の様々なご意見によって３０万という金額が提示されましたことは非常に有意義であると考えます。またこの金額は全国的また管内においてもすばらしい金額だと思います。これをもって足りるとは思っておりませんが、一歩前進したという意味において私は評価できるものと思いますので賛成といたします。

○議長（平澤　等君）　次に反対討論します。ありませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　討論を終わります。

これより議案第３２号について起立により採決をいたします。

委員長報告は原案可決とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

（起立する者あり）

○議長（平澤　等君）　起立多数。

よって、議案第３２号は原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第１－１１　議案第３３号

○議長（平澤　等君）　追加その１の日程第１１、議案第３３号令和７年度せたな町一般会計暫定予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君）　それでは議案第３３号令和７年度せたな町一般会計暫定予算の提案理由を説明いたします。本案につきましては地方自治法第２１８条第２項の規定により暫定予算として提案するものでございます。暫定予算の期間につきましては４月から６月までの３カ月間としております。暫定予算には基本的に新規で実施する事業、あるいは政策についての予算は含まれておらず暫定期間内に見込まれる歳入及び歳出を計上してございます。なお歳入歳出の均衡が図られなくてもよいとされておりますので、ご理解をいただきたいと思います。この暫定予算の総額は歳入３６億９，３６６万９，０００円、歳出４４億２，５６５万７，０００円でございます。失礼しました。暫定予算書の３ページでございます。申し訳ありません。

内容につきましてはそれぞれ担当課長から説明を申し上げますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤　等君）　続いて内容の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（佐藤英美君）　それでは令和７年度一般会計歳出暫定予算内容説明資料によりご説明申し上げます。説明に入る前に、この暫定予算の資料について若干説明させていただきます。提案理由にもありましたとおり、暫定期間内に見込まれる歳入及び歳出を計上していますが、国や道の補助事業などは、補助申請の関係で新規事業を含めて全額計上をしております。また財源内訳で暫定期間内に歳入が見込まれない事業については一般財源を充当しておりますので、ご理解願いたいと思います。

それでは一般会計歳出暫定予算、内容説明資料の１ページでございます。予算書では３２ページになります。１款１項１目共に議会費、継続で議員報酬等、予算額２，２０３万８，０００円、全額一般財源でございます。議員報酬及び議員期末手当などでそれぞれ記載の金額を予算措置したところでございます。１款議会費合計２，２０３万８，０００円でございます。

以上で１款議会費の説明を終わります。

○議長（平澤　等君）　髙橋総務課長。

○総務課長（髙橋　純君）　続きまして総務費でございます。暫定予算書は３３ページからとなります。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、電算システム標準化共通化事業、予算

額３，５０５万７，０００円、その他財源として２，４３７万６，０００円、これはデジタル基盤改革支援補助金であり残りが一般財源となります。総合行政システムについて国が示す標準仕様に準拠者システムへ移行するものであります。
○議長（平澤　等君）　平田建設水道課長。
○建設水道課長（平田大輔君）　続きまして５目財産管理費、継続で町有施設解体事業、予算額２，２５０万円、財源内訳といたしまして全額地方債です。施設の老朽化等による周辺環境の悪化防止及び安全安心な地域保全を図るため記載の全５棟を解体するものでございます。
○議長（平澤　等君）　阪井まちづくり推進課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　続きまして７目企画費、継続で空家等除却事業補助金、予算額２５０万円で国道支出金１２５万円、残りの１２５万円は一般財源です。特定空家の除却へ補助することにより町民の財産や生活環境等に対する被害の発生防止を図るものでございます。
　次に継続でテレビ共同受信施設維持管理補助事業、予算額７０万円は全額一般財源です。共聴組合が設置した共同施設の修繕や改修に係る経費の一部を補助し、共聴組合の負担軽減を図るものでございます。
　次に継続で、賃貸住宅整備促進支援事業補助金、予算額６００万円は全額一般財源です。賃貸住宅の供給を促進し、移住定住人口の増加や地域経済の活性化を図るものでございます。
○議長（平澤　等君）　髙橋総務課長。
○総務課長（髙橋　純君）　次に８目住民運動推進費、町内会連絡協議会運営費補助金３５２万２，０００円で全額一般財源でございます。町内会活動における町内会の自主的な活動及び花いっぱい運動推進への補助を行うものであります。
　次に防犯灯電気料金補助金で予算額３４０万円、全て一般財源でございます。住民の安全確保のため各町内会等が管理している防犯灯の電気料金を補助するものであります。
○議長（平澤　等君）　阪井まちづくり推進課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　続きまして１１目地方創生推進事業費、継続で地方創生推進事業費、予算額１，１３５万円は全額一般財源です。せたな町デジタル田園都市国家構想総合戦略案に基づき記載の３事業を実施するものでございます。
○議長（平澤　等君）　平田建設水道課長。
○建設水道課長（平田大輔君）　続きまして１２目町有施設維持管理費、継続で町有施設維持管理費、予算額２，９４９万８，０００円、財源内訳といたしまして全額一般財源でございます。町有施設の芝生管理や草刈り、小破修繕などを実施し適正な維持管理を図るもので、主な芝生管理施設及び管理経費につきましては記載のとおりであります。
○議長（平澤　等君）　阪井まちづくり推進課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　続きまして１３目ふるさと応援寄附金推進費、継続でふるさと応援寄附金推進事業費、予算額３，１２７万５，０００円は全額その他財源でふるさと応援寄附金です。寄附者のリピート率向上と新規寄附者の獲得のため魅力ある返礼品の充実や効果的な募集広告を実施するとともに、きめ細やかな対応を実践し地域経済の活性化を図るものでご

ざいます。
　次に１５目諸費、継続で結婚定住奨励金、予算額８０万円は全額一般財源です。若い世代の定住を促進し未婚者の婚姻を奨励するものでございます。
　３ページになります。継続で出生祝金、予算額３００万円は全額一般財源です。人口の増加を奨励し、児童の健全育成及び家庭生活の安定を図るため新年度より交付額を３０万円にするものです。
　次に継続で、地域公共交通活性化協議会負担金、予算額３８１万６，０００円は全額一般財源です。持続可能な公共交通体系の構築を目指し、せたな町地域公共交通計画を基に地域交通の活性化を図るものです。
　次に継続で通学定期運賃補助金、予算額２５０万円は全額一般財源です。定期券により路線バスを利用し通学する学生を対象に補助するものでございます。
　次に継続で、デマンドバス運行事業費補助金、予算額１，６７０万円は全額一般財源です。せたな町地域公共交通計画に基づき、町内で実施するデマンドバス運行事業に対して補助するものでございます。
　次に継続で移住定住促進住宅奨励金、予算額５００万円は全額一般財源です。住宅を町内で建設する者または購入する者に対し奨励金を交付するものでございます。
○議長（平澤　等君）　佐々木税務課長。
○税務課長（佐々木正人君）　次に２項徴税費、２目賦課徴収費、新規で電算システム標準化共通事業で予算額４３１万７，０００円で、内訳はその他財源３５８万６，０００円はデジタル基盤改革支援補助金で残りが一般財源でございます。法人住民税システムについて、国が示す標準仕様に準拠したシステムへ移行するものでございます。
　以上２款総務費の予算額合計は４億１，４５５万９，０００円となるものでございます。
○議長（平澤　等君）　増田保健福祉課長。
○保健福祉課長（増田和彦君）　それでは資料の４ページ民生費でございます。３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、継続で福祉バス、ふれあいバス運行業務、予算額４８万１，０００円、全額一般財源であります。町内の社会福祉団体などの地域活動の推進を図るため福祉バス及びふれあいバスの運行業務を委託するものであります。
　次に継続で社会福祉協議会運営事業補助金、予算額２，５１１万９，０００円で全額一般財源であります。社会福祉協議会の運営に対し支援するものであります。
　次に３目老人福祉費、継続で介護保険居宅サービス（通所介護事業補助金）予算額２，４５３万３，０００円、全額一般財源であります。社会福祉法人雄心会並びに大成慈恵会において実施するデイサービス事業の運営に対する補助であります。
　次に継続で老人クラブ運営事業補助金、予算額１３３万１，０００円で全額一般財源であります。老人クラブの活動に対する助成であります。
　次に継続で、高齢者入浴料金助成費、予算額２１５万４，０００円、全額一般財源であります。高齢者施策として町内３施設を利用する高齢者に対し入浴料金の一部を助成するものであります。

次に継続で、地域密着型小規模特別養護老人ホームせたな雅荘運営事業助成金、予算額１，１００万円、全額一般財源であります。社会福祉法人雄心会が運営するせたな雅荘の運営事業に対し、令和４年から令和８年度まで５年間の債務負担行為に基づきまして財政支援を行うものであります。

次に５目障害者福祉費、継続で障がい者地域活動支援センター業務、予算額２４５万２，０００円、センターの運営管理をＮＰＯ法人せたな共同作業所ふれんどに委託し実施しているものでございます。

次に新規で、電算システム標準化共通化事業、予算額４５３万円、その他財源の３５２万９，０００円は地方公共団体情報システム機構からの補助金で残りが一般財源であります。国が示す標準化仕様に準拠したシステムへ移行させるものであります。

次に継続で障害者雇用促進事業補助金、予算額１万５，０００円、全額一般財源であります。障害福祉の向上を図るため新たに障害者を雇用する事業者に対し支援するものであります。

次に継続で障がい者入浴料金助成費、予算額７万８，０００円、全額一般財源であります。障がい者施策として町内３施設を利用する障害者等に対し入浴料金の一部を調整するものであります。

○議長（平澤　等君）　西田三杉荘所長。

○三杉荘所長（西田良子君）　次に７目老人ホーム運営費です。暫定予算書は５１ページからでございます。継続で老人ホーム三杉荘運営事業、予算額２，５３９万７，０００円、その他財源２，１０８万５，０００円、その他財源の主なものは、各町からの老人ホーム入所措置費負担金でございます。一般財源４３１万２，０００円、老人福祉法の規定に基づき入所者の心身の健康保持や生きがいを持って健全で安らかな生活ができる環境を提供することで、入所者の福祉の増進を図るものです。入所定員につきましては記載のとおりです。

○議長（平澤　等君）　河原町民児童課長。

○町民児童課長（河原泰平君）　続きまして９目重度心身障害者医療費助成事業費で予算額７３７万円、その他は医療費立替収入で７０万円、残りが一般財源でございます。一定の要件に該当する障害者に対して医療費の助成をするものでございます。

１０目ひとり親家庭等医療費助成事業費で予算額６８万４，０００円、全額一般財源でございます。ひとり親家庭への医療費を助成するものです。

次に２項児童福祉費、１目児童福祉総務費、新規で電算システム標準化共通化事業、予算額５７９万２，０００円、その他はデジタル基盤改革支援補助金で５２３万４，０００円、残りが一般財源、これは児童手当、子ども子育てシステムを国が示す標準仕様に移行させるためでございます。

児童手当は、予算額２，１８２万５，０００円、国道支出金１，２９８万６，０００円、残りが一般財源で児童手当法に基づき予算措置したところでございます。

続いて子供医療費助成事業では、予算額５５２万円、全額一般財源でございます。未就学児童から高校生までの医療費を助成するものでございます。

次に、妊産婦医療費助成費では、予算額３０万円、全額一般財源で交付実績を勘案し予算計上しております。

６ページになります。次に２目保育所費、保育所運営費で予算額７６４万円、その他は保育料などで３５万１，０００円、残りが一般財源で常設保育所の運営を行うものです。３目認定こども園費、認定こども園運営費で予算額１，８０２万７，０００円、その他は保育料などで９３万９，０００円、残りが一般財源で認定こども園を運営するものです。

幼児給食調理業務、予算額９５５万７，０００円、その他は職員分給食費で７６万６，０００円、残りは一般財源です。人員不足により幼児給食の調理業務の継続が困難となっていることから外部委託により安定して提供するものであります。

次に４目児童福祉施設費、学童保育所運営費、予算額８００万６，０００円、その他は利用料で１１６万８，０００円、残りが一般財源です。小学生を対象に３区の学童保育所を運営するものです。

北檜山学童保育所整備事業、予算額１億９，５９８万８，０００円、国道支出金２，０８６万４，０００円、地方債１億６，６３０万円、残りが一般財源です。令和８年度開設に向け新たに学童保育所を北檜山小学校に併設します。

続きまして放課後児童健全育成事業補助金については、予算額５７８万６，０００円、全額一般財源で町内の民間学童保育所に対し運営費を補助するものでございます。

次に５目子育て支援費、子育て支援センター運営費で予算額１４万９，０００円、全額一般財源で、認定こども園及び各保育所内において子育て支援センターを運営するものでございます。

民生費の予算額合計は７億９，１３４万９，０００円となります。以上で３款民生費の説明を終わります。

○議長（平澤　等君）　増田保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田和彦君）　それでは衛生費でございます。４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費、継続で母子健康診査等、予算額８１万９，０００円で全額一般財源であります。母子保健対策として妊産婦健診、乳幼児健診等を実施し母子支援に努めるものであります。

７ページでございます。継続で患者輸送バス運行業務、予算額２３２万９，０００円、全額一般財源であります。へき地保健医療対策として通院手段となる患者輸送バスを運行するものでございます。

次に継続で、道南ドクターヘリ運航経費負担金、予算額２５８万９，０００円、全額一般財源でございます。ドクターヘリの運航に係る自治体負担金であります。

○議長（平澤　等君）　佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君）　続きまして継続で病院事業会計繰出金、予算額２億６８６万１，０００円、地方債は過疎債で１億１，１００万円、残りは一般財源でございます。建設改良、不採算分ルール分以外でございます。

○議長（平澤　等君）　増田保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田和彦君）　２目予防費、継続で予防接種業務、予算額１５１万円で全額一

般財源であります。乳幼児や高齢者等に対し予防接種法に基づく定期接種及び任意接種を実施するとともに、エキノコックス症検査を行い公衆衛生の向上に努めるものでございます。

８ページでございます。３目健康づくり事業費、継続で健康づくり事業、予算額４８８万３，０００円で、その他財源として検診の自己負担等で１５２万円、残りが一般財源であります。町民の健康づくり、健康保持のため各種がん検診、健康診査、健康教室などを実施するものであります。

次に新規で、電算システム標準化共通化事業、予算額４７０万円、その他財源の３４８万９，０００円は、地方公共団体情報システム機構からの補助金で残りが一般財源であります。国が示す標準化仕様に準拠したシステムへ移行させるものであります。

○議長（平澤　等君）　河原町民児童課長。

○町民児童課長（河原泰平君）　続きまして４目環境衛生費、海岸漂着流木等撤去業務、予算額４０３万６，０００円、国の支出金３２２万９，０００円、残りが一般財源です。海岸に漂着した流木等を除去し環境美化と漁業被害の軽減を図るものであります。

合併処理浄化槽設置補助金、予算額６０万円、全額一般財源でございます。補助金額の上限を３０万円とし２件分を見込んだものです。

６目公営温泉浴場管理費、公園温泉浴場管理運営業務で予算額１，７０４万６，０００円、その他財源は温泉入浴料２５０万円、残りが一般財源です。瀬棚公営温泉浴場の運営経費及び設備の更新工事費並びに貝取澗公営温泉浴場の指定管理料でございます。

次に２項清掃費、１目清掃総務費、北部桧山衛生センター組合負担金で予算額２億７，４８９万７，０００円、全額一般財源でございます。普通負担金として２億６，６３３万７，０００円、算入費用負担金は８５６万円を計上しました。

９ページをお開きください。２目し尿処理費、し尿等処理事業で予算額１，０８２万１，０００円、その他財源はし尿処理手数料で５６８万円、残りが一般財源でございます。し尿収集運搬処理に必要な経費を計上いたしました。

衛生費の予算額合計は７億４，２３８万２，０００円となります。以上で４款衛生費の説明を終わります。

○議長（平澤　等君）　阪井まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　続きまして５款労働費の説明をさせていただきます。暫定予算書は６３ページになります。５款１項ともに労働費、１目労働諸費、継続で渡島檜山北部通年雇用促進支援協議会負担金、予算額１４万６，０００円は全額一般財源です。北部４町と経済団体が連携した協議会活動により季節労働者の雇用確保や就労促進に係る事業を推進するものでございます。

以上５款労働費合計１８万６，０００円の予算額となっております。以上で５款の説明を終わります。

○議長（平澤　等君）　吉田農林水産課長。

○農林水産課長（吉田有哉君）　続きまして６款農林水産業費となります。説明資料９ページ、

暫定予算書では６３ページからになります。６款農林水産業費、１項農業費、１目農業委員会費、予算額１５０万５，０００円、財源内訳はその他財源で８万５，０００円、各種証明手数料などで残りが一般財源であります。会計年度任用職員の報酬４６万５，０００円のほか、農業委員会の活動に係る経費でございます。

続きまして３目農業振興費です。地域おこし協力隊活動費補助金、予算額６０万円、全額一般財源です。耕種農家の担い手確保、労働力不足、移住定住対策として新函館農業協同組合せたな営農センターへ派遣を行い耕種農家としての就農を目指し、知識技術の習得を目指すものでございます。

次に新規就農者促進事業、予算額８４万円、財源内訳はその他財源で６，０００円につきましては農業実習等宿泊施設使用料で残りは一般財源です。農業の担い手の確保を図るため就農フェアへの参加や研修住宅２箇所の管理を行うものであります。

続きまして資料１０ページとなります。環境保全型農業直接支払交付金事業、予算額４３８万４，０００円、財源内訳は道補助金３３３万５，０００円で残りが一般財源です。法律に基づき地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対し支援するものです。今年度の取り組みを予定している農家は１０件で面積は５６．１７ヘクタールを予定しております。

次に経営所得安定対策等推進事業補助金、予算額１１７万１，０００円、財源内訳は全額道補助金です。この事業の事務を担うせたな町農業再生協議会への事務費補助でございます。

次にスマート農業支援事業、予算額１，０００万円、全額一般財源です。スマート農業技術の活用により農作業の省力化による労働力不足の解消、生産性向上を図り販売額等を向上させるためスマート農業技術搭載の機械等購入に対し支援するものでございます。

次に中山間地域等直接支払交付金事業、予算額２１万７，０００円、財源内訳は道補助金３万３，０００円で残りが一般財源です。法律に基づき対象農用地の面積に応じた交付金を交付するもので、交付金の使途につきましては北檜山、若松、瀬棚の３地区の集落協定参加者の合意により決定し活用されております。

続きまして４目畜産業費です。町営牧場指定管理事業、予算額６００万円、全額一般財源です。畜産農家の労力や飼料コストの低減を図るため町営牧場の管理運営に対する指定管理料でございます。

次に町営牧場取水ポンプ保守点検業務、予算額４４万円、全額一般財源です。山越町営牧場の入牧前、退牧後の取水ポンプの保守業務でございます。

次に山越町営牧場取水箇所土砂除去工事、予算額４０万円、全額一般財源です。取水槽の上流に堆積している土砂を除去し給水に支障のないよう対策を図るものでございます。

次にせたな酪農ヘルパー利用組合事業費補助金、予算額５０万円、全額一般財源です。酪農家の休日確保のため酪農ヘルパー利用組合の運営に対する補助でございます。

続きまして資料１１ページとなります。５目農地費でございます。基幹水利施設管理事業、予算額２，０６５万円、財源内訳は道補助金１，２２１万円、その他財源４８８万５，０００円は受益者負担分などで残りは一般財源です。真駒内ダムの機能を維持するための施設管理や点検整

備に要する経費でございます。

次に瀬棚地区営農飲雑用水施設改修事業負担金、予算額３，１５０万円、全額地方債です。老朽化した営農飲雑用水施設の浄水場、配水管路等の全面改修工事を実施し、安定した営農飲雑用水の供給を図るものでございます。事業区域は瀬棚区西大里、予定総事業費は２９億円であります。事業期間は令和７年度から令和２０年度の１４年間を予定しております。

次に西兜野排水機場改修事業負担金、予算額１，９００万円、全額地方債です。老朽化した当該施設の機械及び電気設備の更新に向けた事業で今年度は建物の耐震工事に係る負担金です。

次に農業水路等長寿命化防災減災事業負担金、予算額３１２万円、財源内訳は地方債３１０万円で、残りは一般財源です。老朽化した用水路の改修について、団体営土地改良事業ガイドラインに基づき狩場利別土地改良区に支援するものであります。実施地区につきましては、北檜山区愛知地区でございます。

次に水利施設管理強化事業、予算額７０３万６，０００円、財源内訳は道補助金５２７万７，０００円で残り一般財源です。土地改良区の農業水利施設管理を支援し管理体制の強化を図るものでございます。

次に小規模土地改良事業補助金、予算額２５０万円、全額一般財源です。国庫補助事業対象外の簡易な土地改良事業に対し補助し安定した品質管理と収量を確保するものでございます。

続きまして資料１２ページとなります。６目農業センター費でございます。農業センター業務運営費、予算額４５３万３，０００円、財源内訳はその他財源７，０００円で農業センター使用料となります。残りは一般財源です。施設の管理運営に係る経費で主な業務は生産部会や普及センターなどから要望のある試験栽培や土壌診断、苗の供給であります。

続きまして２項林業費、１目林業総務費、有害鳥獣対策報償金、予算額２７３万６，０００円、全額一般財源です。有害鳥獣捕獲員に対する出動報奨金のほか、北檜山有害鳥獣駆除協力会、瀬棚ハンタークラブ２団体への活動報償金、またヒグマ、エゾシカ捕獲の報奨金で有害駆除体制の強化に支援するものでございます。

次に狩猟免許取得補助金、予算額７１万円、全額一般財源です。有害鳥獣による被害を防止するため、狩猟免許や猟銃の所持許可の取得、猟銃の購入に要する経費に対し補助するものです。

続きまして４目町有林維持管理費となります。瀬棚区町有保安林トドマツ伐採跡地造成工事、予算額４５５万４，０００円、財源内訳は道補助金２５８万５，０００円、残りは一般財源です。昨年度、皆伐施業したトドマツ伐採跡地３．５ヘクタールにカラマツ７，７００本を植林するものです。

続きまして３項水産業費、２目水産業振興費、檜山ナマコ栽培漁業定着事業負担金、予算額５００万円、全額一般財源です。ひやま漁協及び沿岸６町で組織する檜山管内水産振興対策協議会が広域事業として実施するナマコ種苗放流事業への負担金であります。

次にウニ資源増殖事業補助金、予算額４２０万円、全額一般財源です。未利用資源のキタムラサキウニを採捕し、海藻の豊富な漁場へ移殖放流する事業に対しての補助と未利用漁場に生息しているキタムラサキウニ種苗５万粒並びに資源増大のためエゾバフンウニ種苗４０万粒の購入に

対し補助するものです。
　続きまして資料１３ページとなります。水産物生産向上事業補助金、予算額３００万円、全額一般財源です。水産物の漁獲量の確保や魚価経営の安定化を図るため、漁業経営規模拡大や新規業法に取り組む漁業者に対し施設整備費の一部を支援するものでございます。
　続きまして３目漁港管理費、密漁監視カメラ設置工事、予算額６２７万円、全額一般財源です。町内の漁港港湾内に密漁監視カメラを設置し、組織的な密漁対策や災害時における状況確認を行うため整備するものでございます。
　次に水産物供給基盤機能保全事業負担金、予算額１，３３３万４，０００円、財源内訳は地方債１，３３０万円で、残りは一般財源です。北海道が実施する船揚場や岸壁等の改良工事に係る地元負担金で、本年度は狩場漁港中歌地区の岸壁改良工事を予定しております。
　続きまして４目水産種苗育成センター運営費、水産種苗育成センター運営業務、予算額４１２万１，０００円、全額一般財源です。前浜資源の増殖に向けアワビ種苗の中間育成を行うものでございます。
　６款農林水産業費合計予算額は２億１，５２０万５，０００円であります。以上６款農林水産業費の説明を終わります。
○１１番（菅原義幸君）　議事進行。
○議長（平澤　等君）　菅原議員。
○１１番（菅原義幸君）　これ全部やるんでしょそうすると。
○議長（平澤　等君）　その予定でいます。
○１１番（菅原義幸君）　私、暫定予算、今初めて目を通しました。それで説明今ずっと各款受けて本会議だから質疑３回ということなんですか。３回という意味はどういうことになりますか。
○議長（平澤　等君）　１問につき３回ってことで、本会議などで３回というふうなことの質疑を考えてました。
　菅原議員。
○１１番（菅原義幸君）　その質疑３回というのは、対象は何を３回というふうにするんですか。
○議長（平澤　等君）　今まで一つの案件に対して３回です。一つの質問項目に対して３回という解釈でいます。
　菅原議員。
○１１番（菅原義幸君）　これ今初めて見ましたけども、先ほど副町長は４月から６月までの３カ月間の限定したものだと言っておりますが、一瞥しただけでそうでないものがあるわけです。これは提案者わかってますよね。今取り下げられた当初提出の予算書と突合してみたんですが、３カ月間と言えない予算が相当数入ってます。これと突合する暇がないんです。説明ずっと聞いてると。それで今説明終わって直ちに本会議で質疑して、各項目３回だというのはいいんですが、物理的に無理じゃないですか、そういう提案であれば。突合しなきゃならないのが一つあります。それからこの内容を見ますと、私は３１項目の予算の質疑項目を委員長に提出しておりましたけれども、これは全部留保になるわけです。しかしこれを見ますとあらかた質疑きっちり加えなけ

れば、この暫定予算の計上ですと単純によろしいというわけにはいかない内容なんです。これ議長どうしましょう。私は暫定予算だから無条件で賛成するつもりでいました。だから質問もしないでいいだろうと思いましたが、こういう提案であれば１項目ずつ詳細にやらざるを得ないなという項目がたくさんあります。どうしましょう。

○議長（平澤　等君）　本予算においてのそれぞれの今回暫定予算という形で提出されましたけども、この予算の中身について議員それぞれの考え方があろうかと思いますので、その考え方出すのは結構だと思います。

菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　私そういうことを言ってるんじゃないんです。暫定予算というのは４月から６月までの取りあえずの予算だと。提案者はこう言ったんです。要するにわかりやすく言いますよそれじゃ。説明資料の４ページ、ここには民生費、１目の社会福祉費がありますが、社会福祉協議会運営事業補助金２，５１１万９，０００円があるわけです。ところが予算書のほうを見ますと３，５００万なってるんです年間は。３，５００万になってるわけです。ちょっと端数は省きますが。そうしますとこれは１年間に３，５００万補助金やるんだということなんですが、４、５、６の３カ月間で２，５００万円補助金出すっていう理屈になっていくんですか。私は社会福祉協議会の問題では相当の分量で質疑予定してるんですが、それここでやらざるを得ないことになるんです。なると本会議３回の質疑では到底終わりません。どうしたらいいんですか。

○議長（平澤　等君）　ただいま菅原議員からはこの説明に伴う暫定予算の中身の質疑の仕方についてのご意見だと私は理解いたします。今回議会の進めの中で暫定予算の進めをした中で、全部の説明終わった後に今のことについて協議するのがよろしいんじゃないかと思います。よって菅原議員、この説明を一応終わらしてもらえませんか。

菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　いいですよ。説明は受けなくちゃいけないですから。ただそういうことをきちんと議論していただけるんですか。もう一遍言います。正確に言いますと、当初提案された予算書の社会福祉協議会に対する補助金額は３，５８８万３，０００円なんです。これは１年間です。いいですか議長。だから３カ月暫定予算の補助金は４ページの上段２行目に２，５１１万９，０００円となってるんです。私全く理解できません。だからこういう問題が幾つもあるんです。何箇所もあるんです今目を通した限りで。これをきちんと議論していただけるということであるならば、とりあえず説明は一通り受けたいと思います。議論してもらえるんですね。こうした扱い方の審査をどうすべきかということについて改めて議論していただけるんですね。ご返答願います。

○議長（平澤　等君）　先ほど議会運営委員会において、本会議の中の質疑ということで、慣例により項目に３回の質疑というふうなことで議事の進めを図っていきたいということでございます。そういった点から今、菅原議員からもっと詳しく質疑をしたいというふうな意見だと思います。その意見については、先ほど議運の中で決めたとおり進めさせていただくのが私としての務めではないかなと思うので、いろいろ考え方についてはあろうかと思いますが、今、菅原議員か

ら発せられた質問のほかにほかの項目でもいろいろあると思うんですけども、今回はこの暫定予算という性質上の問題から、そしてまた本会議というふうなことから鑑みて、この議運で審議された内容に沿って協力していただきたいとこのように思います。

菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　今議長の説明欺瞞がありませんか。欺瞞性のある説明です。暫定予算であれば私は質疑しないつもりでいたんです。暫定予算とは何か。提案者が触れましたように４月から６月までの３カ月の暫定期間なんです。だから私は賛成もするし質疑をしないというスタンスでいたんです。ところがもう今説明された内容を見ると４月から６月までの３カ月間をはるかにオーバーした本格予算が入ってるじゃないですか。本格予算が入ってるんなら本格的な質疑をさせていただかないとなりませんよって言うんです。約束破ってるのは誰なんですか。

○議長（平澤　等君）　町側から説明願いますか。今回の暫定予算の設定についての中身に対する今の議事進行発言だと思いますので、この件に関しての町側の考え方を示していただければ。

○１番（石原広務君）　議事進行。

○議長（平澤　等君）　議事進行ですか。

石原議員。

○１番（石原広務君）　今副議長からの提起を受けて、町側にその確認を求める所ですか。場面ですか。議長の判断で、この内容からしてどう思われるかが最初の私たち議員への議長の提起だと思いますけど、今ここで町側の説明を求めると、推測ですよ。質疑になりませんか。なってしまいませんか。そこの調整をするべきだということを申し上げさせていただきます。

○議長（平澤　等君）　石原議員から議事進行発言ございました。私の議事進めていく中において、今中身に触れる質問が先ほど議事進行発言で菅原議員からありました。ただ、ただいま内容説明について町側からしている途中なので、先ほどこの内容について最後まで説明させてもらった中で、今の質疑をするのが筋じゃないかというふうに私は思います。

菅原議員。

○議長（平澤　等君）　議長はそう言ってないんです。一通り終わったあと議運で確認したとおり、本会議で３回でやることに決定してるから、それを守ってくれっておっしゃったんです。

○議長（平澤　等君）　そうです。

○１１番（菅原義幸君）　だからそれは承服できないということを言ってるわけです。

○議長（平澤　等君）　だからわかりました。

○１１番（菅原義幸君）　全然その理由は、４月から６月までの期間に限定した予算計上であるならばそれはいいです。質問しません私は。賛成もするつもりでいました。昨日ある議員から相談を受けたんです。どうするんですかって。私は暫定予算だから質疑の余地がないと思うのでしないし、賛成をしますよという答弁いたしました。そういうことで今日、これを見るまでそういう立場で臨んでいたんです。ところが説明を受けるのは事前勉強はしてないです。初めて見ていながら突合していたら、あらあらと新規予算載っかってる。通年にやや匹敵するだけの予算もある。じゃ副町長が冒頭に言った暫定予算というのは４月から６月までだという提案の前提が崩れ

るわけですから、これそのまま本会議で質疑するというわけにいきませんよって言ってんです。つまり議会運営委員会で決めた方針の前提が崩壊してるじゃないですか。それを押しつけるというのは議長ちょっといかがなものかと思いますけど。納得できません。
○議長（平澤　等君）　暫時休憩します。

休憩　午後２時５８分
再開　午後２時５９分

○議長（平澤　等君）　休憩を解き会議を再開いたします。
　約１時間経過いたしましたので３時１５分まで休憩します。

休憩　午後３時００分
再開　午後３時１５分

○議長（平澤　等君）　休憩を解き会議を再開いたします。
　先ほど菅原副議長から議事進行発言があった中で、今後のこの問題についてのご意見がありました。その内容を受けて私の判断として理事者側の説明に不足の部分があったということを踏まえ、今暫定予算の内容説明に入ってございますが、その暫定予算に対する考え方の説明不足があったということで、再度、町側からこの暫定予算の設定について内容の説明を改めて説明していただきたいと思いますのでお願いいたします。
　佐藤財政課長。
○財政課長（佐藤英美君）　まず暫定予算の考え方なんですけども、期間は先ほど言ったとおり３カ月の暫定期間ということになります。その期間内に必要な経費を計上したということになりますので、これが単純に１２分の３になるとは限らないと思います。例を挙げるんであれば、例えば補助団体が資金繰りが苦しいということで、補助申請を４月、５月、６月にしました、暫定期間内にしました。概算払８割できますので、８割交付なりますので、となると３カ月という形にはならないということになろうかなというふうに思います。
○議長（平澤　等君）　菅原議員。
○１１番（菅原義幸君）　いやそれは通用しない話です。説明になってないんです。補助金団体の例を出して８割交付だって言いましたが、４月から６月までの間に１年間に交付する補助金の８割支出するんですか。そういうような補助金団体あるんだったら言ってください。理由になってないじゃないですか。
○議長（平澤　等君）　補足説明、理事者からございますか。ありませんか。
　暫時休憩します。

休憩　午後３時１８分

再開　午後３時２５分

○議長（平澤　等君）　休憩を解き会議を再開いたします。

町側から補足説明を願います。

副町長。

○副町長（佐々木正則君）　それでは先ほど財政課長からも答弁を申し上げましたけれども、今回の暫定予算の考え方を申し上げたいと思います。まず４月以降の町民生活に大きな影響が生じないというようなことで、４月から６月までの３カ月間を暫定期間としいたしまして期間内に必要な経費を計上したところでございます。この予算計上にあたりましては、まず歳入でございますけれども、暫定期間内に収入を見込まれる額を計上してございます。ただ国道の支出金については歳出に対するルール上の額を計上してございます。歳出につきましては撤回をいたしました当初予算案をベースといたしまして、原則、新規事業を除き義務的経費、町民生活上必要な経費を計上してございます。義務的経費につきましてはご承知のとおり人件費、公債費、扶助費などでございますけれども、町民生活上必要な経費ということで、例えば小中学校等の町有施設に係る維持管理費、あるいはごみ収集事業などでございます。それから国庫補助金事業及び道補助金事業などにつきましては、災害対策事業についても新規事業も含めてこれは全額計上させていただいたところでございます。建設事業につきましては、前年度から継続的に実施しているもの、あるいは施設の修繕工事など緊急に実施する必要があるものを計上してございます。それから前年度までに継続費、債務負担行為として議決されたものにつきましても計上をさせていただきました。という考え方のもとに暫定予算の編成をいたしましたけれども、先ほど言われました補助団体の資金繰りというんですか、そういったこともありまして原則３カ月でありますけれども、それを超えるような予算措置になってるのかもしれませんけれども、そういったことで予算措置をさせていただきましたのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（平澤　等君）　菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　いや説明になってないです。私さっき質問したのは、具体的に社協の例を挙げてるんです。当初予算では３億５，０００万、これ取消ししました。暫定予算で２，５００万という提案なんです。２，５００万を４月から６月までの間に社協が必要としてるんですか。

○議長（平澤　等君）　増田課長。

○保健福祉課長（増田和彦君）　ただいま例を挙げて社会福祉協議会ということでございましたので、社会福祉協議会の暫定予算の計上についてご説明をさせていただきたいと思います。当初予算で計上いたしました３，５８８万３，０００円でございますが、これを暫定予算４、５、６の３カ月ということでございます。この間に支出の見込まれるものということでございまして、担当では全体額の概算払に相当する部分がこの３カ月に支出されるということで３，５８８万３，０００円の概算払分２，５１１万９，０００円を計上したというところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（平澤　等君）　菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　あくまでも机上の計算なんです概算払っていうのは。社協自体の現場で２，５００万円の支出の必要性が４月、５月、６月の間に具体的に発生するということではないでしょう。しかもあらかた人件費なんですこれは。年間の人件費のうち８割方必要なんですか。これは保健福祉課長に大変きつい提起になりますが、保健福祉課に特に意図を持っているわけじゃありません。社協の問題でしっかり質疑したいと思って準備していたことがこういうふうになっちゃうとできなくなっちゃうからあえて言ったんです。そのほかいろいろあるんです。例えば病院事業会計の繰出金だって２億６８６万１，０００円ルール外となってます。これもう今突然をしますと当初予算と寸分違ってない数字なんです。これ１回１回やるとすれば相当時間私も必要なんですが、目についたものだけ言います。北部桧山衛生センターも全く同額です。そうしますと副町長がおっしゃった４月から６月までの義務的経費、それを暫定予算に提案したんだという大前提がすっかり違ってるじゃないですか。社協の問題取り上げたのは増田課長には大変お気の毒様という以外にないんですが、特に意図はありませんけれども。暫定予算ということの性格から見たらこれ違いますよ町長。そこは約束を守ってもらわなきゃ困る。今日もう一度言いますが、私、予算質疑で３１項目の歳出に係る質疑の資料、今日持ってきてないんです。なぜならば暫定予算だから質疑なしと、賛成もしますよということで来てるんですから。これこの中身ですと全部イロハのからやらざるを得ないんです。だってはめ込んでしまうんだもん。あとは本格予算が出たときには後の祭りと言う話になるんじゃ私はしっかりやらざるを得なくなります。ちょっと暫定予算について町長､安易に考えているんじゃないですか｡これは議会の軽視になります。私は議会軽視ということをきっちり申し上げておきたいと思います。

○議長（平澤　等君）　議長から議員の皆さん及び今菅原議員に申し上げたいと思いますけども、今説明の第６款で議事進行発言があって、現在、説明については止まっております。暫定予算の在り方ということの内容の議事進行発言だと思います。今日の議会については予算委員会が終わって暫定予算の審議ということでの今日の本会議となってございます。その中で今、内容を言いますと一部本格質疑にも入ってるかのような感がいたします。そういった中で議長からの提案でございますけども、この一般会計に関する支出及び収入ですか、その説明終わってから今の話をまたしていただくという形で議事を進めていきたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

　挙手して発言をお願いします。

　石原議員。

○１番（石原広務君）　私も暫定予算っていうのは、勝手な推測だったかもしれませんけど、暫定なんだろうなっていうふうに安易にとってたんです。ところが本日配られた資料で、この金額を今日見たんです。その中身を本会議で質問制限３回、どうなることやらっていうのが私の率直な感想でした。だから議長の認識を私は疑います。今のやりとりになって現実こういう状況になってるんです。町長ばかりじゃなく議長も議会軽視してませんか。本格予算がこういう事態になって役場職員かなり苦慮してこういったことを作成したってのは十分認識してるんです。議長が新年度予算の特別委員会には籍を置いていませんが、こういう暫定予算になるこの状況に至ってしまうっていうことも事前に把握もしていなかったのかなと、あえてここで批判も申し上げさせ

ていただきますが、こういう状況になっても今の議長の裁きは全くこれ逆に混乱を招いてしまいます。そこは議事進行発言として抗議させていただきます。

○議長（平澤　等君）　ご意見は承りました。私の考えのもとにお諮りしてるとこでます。

（不規則発言するもの者あり）

○議長（平澤　等君）　不規則発言やめてください。

（不規則発言するもの者あり）

○議長（平澤　等君）　不規則発言です、石原議員。

ほかの議員の皆さん。

石原議員。

○１番（石原広務君）　不規則発言、確かに注意されるべく私はヤジのように発言しました。不規則な議事進行されるから私は猛攻撃させていただいてるんです。そこをきちんと整理してください。

○議長（平澤　等君）　ですから私は議事を進めていく中で、今日会議の中で１２名の議員の中で会議体を進めていくという中で、今、菅原副議長それから石原議員の考え方は伺いました。ほかの発言されてない議員の方からその考え方もあった中で、その中で議会全体の方向性を出していくのが議長の務めと思ってます。ないんであればそれでまたその方向でしていきたいと思いますから、だから皆さんの考え方を聞いてるわけなんです。

横山議員。

○５番（横山一康君）　私は今議長がおっしゃったようなことで進めていっていただいて、まず説明をいただいたあと、もう一度協議をするというそのような進め方で十分納得できます。

○議長（平澤　等君）　真柄議員。

○７番（真柄克紀君）　本当に確かにいろいろ苦労されて出してきたということに関しては、認めますが、ただ議長やっぱりどっちかというと暫定予算の考え方の基本、ここをまずはっきりと審議する段階において、これは菅原議員のおっしゃったことも、いろいろな項目本当に確かにこれだけの作業された努力は認めますが、ただ暫定予算というのはあくまでも人件費、本当に義務的経費以外やっちゃいけないんですよという形でしっかり謳われてるんです自治法の中で。だから今質疑として疑問を感じてるってことで、この中身の中で今言うとおり、例えばほかのものも含めた中で政策予算、政策的なもの入ってるは事実です。ただそれをこの議会がそれでもいいんだよって形じゃまずいですよって声は上がってるのが事実なんです。そして議会としてもこの暫定予算についての考え方をこれから大幅に広げて運用していったとしたら、今後また大変なことになるということで、議会自身のブレーキも含めてこの議会が暫定予算をこうあるべき予算でこの予算はそれに対してどうかという判断をしなきゃならんじゃないですか。それは私ただ話聞けばいいって話じゃないと思います。これ全部説明したら、やっぱり説明の中でそうなったとなったら、そのあとずっとこれ永遠に質疑続きます。まずこの予算が一生懸命作ってきた予算が暫定予算の趣旨に合ってるかどうか検証しなきゃならないってことでしょ。

○議長（平澤　等君）　ほかの議員の皆さん方、ご発言ございませんか。ありませんか。

熊野議員。
○８番（熊野主税君）　本当にタイトなスケジュールになってしまったんで、議長が少しでも前に進めたいという気持ちは重々伝わるんですが、今真柄議員が言ったとおり、この段差だけは簡単にちょっと超えるわけにはいかないと思います。今言われたように、これが慣例になってしまって、誰が見てどう考えかまた別なんですけど、この暫定予算でこれでいいんですよという判断できる何かがあればいいんですけど、自分たちも言われてなるほどなというところが出てきてるのは確かです。皆さん言えないのはその辺だと思うんです。確かにちょっと金額的にも随分大きく出てきたし、一つ一つ見ればこれは本当にどんな６月までどうなったんだろうとかってその関連性が全然読めなくなってる。ですからちょっとこれはっていう思いは皆さん持ってると思う。ですからそこの納得性が先ほど町のほうからも説明ありましたけども、ちょっとどうなのかなとやっぱり引っかかってるところがあるので、これでよしとなかなか言えないようなと。むしろ今次何がやれるかというと、これを納得させてくれるか。それか違う暫定予算で早くするか、私はどっちかなと思うんです。これから本予算なんてやっている時間なんてどうやったってないんですから。確かにこの議案作るのも大変でしょうけども。これは議会でこのように作ってくれってお願いしたわけではありません。町側でもって本予算を撤回し、暫定予算はこれなんでお願いしますって出てきたやつです。それをそこから違うっていうんですからここまず正さないと私はダメなんじゃないかと。何かこれを少しでも早く進める、この議論ずっとやってて全く１日潰すのは全くもったいないです。ぜひ先に進む方策を皆さんで知恵を出していただきたいと思います。
○議長（平澤　等君）　わかりました。ありがとうございます。今議長判断として今菅原副議長または石原議員、そして真柄議員、そして熊野議員、４名の方から今回の暫定については、いろいろ予算については疑念、問題点があるというふうな指摘だったと思います。よって納得できるような説明、今熊野議員が声発生ありましたけども、納得できるような説明もしくはこの暫定の部分についてのきちんとした訂正したものを再提出するというふうなことと、２つのうちの１つかなというふうなことで、このまま説明終わった中で議事進めていくと、また混乱を招くというおそれがあるよという心配を多くの方から言われましたので、この部分について内容についてもし皆さんからまだ追加でご意見があればお聞きした上で判断していきたいと思います。今発言してない方の発言ございますか。
桝田議員。
○２番（桝田道廣君）　発言しするとかしないとかっていうよりも、暫定として何としても今日通してもらいたいなと思ってました。先ほどの議運をはじめ、全員協議会でも本会議で３回の質疑というところまでは聞きました。でもこの予算の中身を見たのはそのあとであり、私も本予算の説明書と比べてみました。こんなに暫定なのに組んでるのっていうのが正直いくつもあります。そういう中で通してほしいけども、これってどうなのっていうところで皆さん発言しにくいんです。私自身も発言したくないというのは正直なところなんです。だけどもこれでいいのかって、さっき真柄議員も言いましたけども、これで通して、また何かこの先、何年か先にあった場合に前回こうやったじゃないかっていうのが、果たしてそれでいいのかどうか、そこも含めて、私は

ちょっと思うんです。だから発言したくないんです。
　以上です。
○議長（平澤　等君）　わかりました。ほかありませんか。それでは少し町側と交渉っていうか、議長及びよろしければ副議長、そしてまた町側とこれからのこの暫定予算の審議にあたって協議をしてみたいと思いますので、
　石原議員。
○１番（石原広務君）　協議をする時間をとるということで今議長から発言がありましたが、議長この３月の定例会、暫定予算になるそういったのは推測立ちませんでしたか。予算委員会、確かに議長を除く、除いた全議員で構成されていますけど、この大事な３月定例会の流れ議会議長として何をしていたんですかということを申し上げさせていただきます。
○議長（平澤　等君）　それはわかりました。
　真柄議員。
○７番（真柄克紀君）　私先ほど言いましたけど、もし町側とそういう発言、意見交換、考え方をぶつけ合うんであればさっき言ったように、原則としての暫定予算というのはどういうものかということを確認きちんとして、それで話を進めてください。それでなかったら今言うそういう形になって町側にしてみたら、もしかしたら何でそう指摘されてるかってわからないかもわかんないけど、議会の原則からいくとやっぱりこの暫定としてはまずい内容だと私も考えますし、せっかく作ってくれて、今日にでも私も菅原議員と同じで今日は何も言わないで、今日暫定決めて帰ろうと思ったんですから。ですからそういうことも含めてじっくりと議論を重ねた上で、もし仮にこれを修正する中ですばらしいものができるならそれも方法だし、いろいろな方法あると思いますけど、そこをまずきちんとしてからスタートしてください。お願いします。
○議長（平澤　等君）　わかりました。そういう議員の皆さん方の意向を踏まえた協議の結果が出ればいいなと思います。少し時間かかると思いますけども４時２０分まで休憩いたします。

休憩　午後　３時４８分
再開　午後　４時２４分

○議長（平澤　等君）　休憩を解き会議を再開いたします。
　先ほど４時２０分まで休憩といたしましたが時間が長引いてしまったことを議長からおわび申し上げます。
　なおこの暫定予算の提出についての町の考え方がありますので町のほうからお示しをしていただきたいと。
　横山議員。
○５番（横山一康君）　先ほど協議の中では、しっかりと協議をした上で結論を出したほうがいいんじゃないですかと。そのために時間がもう延びてたから１回きちんと本会議に戻して再度休憩取ったらどうなんですかっていう提案だったんじゃないかと私は思っております。

○議長（平澤　等君）　わかりました。ちょっとはしょってしまいました。大変失礼いたしました。

それではただいまより４時４０分まで休憩いたします。

休憩　午後　４時２６分
再開　午後　４時４４分

○議長（平澤　等君）　休憩を解き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

本日、協議案件がございますので会議の時間は議事進行の都合によってあらかじめ延長することにいたしたいと思いますけどもいかがでしょうか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認め、時間を延長することに決しました。

なお議員の皆さん方は第１委員会室に集合願います。

５時５分まで休憩いたします。先ほど５時５分と申し上げましたけども暫時休憩いたします。

休憩　午後　４時４５分
再開　午後　５時０９分

○議長（平澤　等君）　休憩を解き会議を再開いたします。

町側から発言がございますのでこれを許します。

副町長。

○副町長（佐々木正則君）　それでは大変時間を取らせていただきまして大変申し訳ございません。それで提案してございます令和７年度のせたな町一般会計暫定予算の扱いでございますけれども､先ほど第１委員会室でもご協議いただきましたけれども､３月３１日の入札に必要な予算、それから４月１日以降、町民の皆さんの生活に支障のない予算、例えばスクールバスの運行ですとか、患者バスの運行ですとかそういった生活に直結する予算、それから義務的な経費というものを抜き出して訂正の予算ということで提案をしたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。それでこの訂正後の議案につきましては時間かかりますので、これは議長とも相談することになりますけれども、明日午前中ぐらいまでは時間をいただきたいなというふうに思っているところでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

◎散会宣告

○議長（平澤　等君）　ただいま町側のほうからこのように説明がございました。

お諮りいたします。

以上で本日の会議はこれで閉じ、以後の審議については明日２８日に行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって本日の会議はこれで閉じ、明日２８日午後１時３０分から再開いたしますので、ご参集お願いいたします。

本日はこれにて散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散会　午後５時１１分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和７年７月１６日

議　　長　　平　澤　　等

署名議員　　吉　田　　実

署名議員　　大　湯　圓　郷

令和７年第１回せたな町議会定例会　第８号

令和７年３月２８日（金曜日）

○議事日程（第８号）

１　諸般の報告
２　令和７年度せたな町一般会計暫定予算の訂正について
３　議案第３３号　令和７年度せたな町一般会計暫定予算
４　議案第３４号　令和７年度せたな町国民健康保険事業特別会計暫定予算
５　議案第３５号　令和７年度せたな町後期高齢者医療特別会計暫定予算
６　議案第３６号　令和７年度せたな町介護保険事業特別会計暫定予算
７　議案第３７号　令和７年度せたな町介護サービス事業特別会計暫定予算
８　議案第３８号　令和７年度せたな町簡易水道事業会計暫定予算
９　議案第３９号　令和７年度せたな町下水道事業会計暫定予算
１０　議案第４０号　令和７年度せたな町病院事業会計暫定予算
１１　議案第４１号　せたな町奨学資金貸付条例の全部を改正する条例について

○出席議員（１２名）

１番	石原広務君	２番	桝田道廣君
３番	藤谷容子君	４番	福嶋　豊君
５番	横山一康君	６番	本多　浩君
７番	真柄克紀君	８番	熊野主税君
９番	吉田　実君	１０番	大湯圓郷君
１１番	菅原義幸君	１２番	平澤　等君

○欠席議員（０名）

１．地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋	貞光	君
教育委員会教育長	小板橋	司	君
農業委員会会長	原田	喜博	君
選挙管理委員会委員長	大坪	観誠	君
代表監査委員	残間	正	君

１．町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（１）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木　正則	君
総務課長	髙橋　純	君
まちづくり推進課長	阪井　世紀	君
財政課長	佐藤　英美	君
税務課長	佐々木　正人	君
町民児童課長	河原　泰平	君
認定こども園長	伊藤　悦子	君
保健福祉課長	増田　和彦	君
農林水産課長	吉田　有哉	君
建設水道課長	平田　大輔	君
会計管理者	杉村　彰	君
国保病院事務局長	手塚　清人	君
総務課長補佐	中山　康春	君
まちづくり推進課長補佐	奥村　大樹	君
財政課長補佐	浜高　正明	君
税務課長補佐	長内　解人	君
町民児童課長補佐	黒澤　美知子	君
認定こども園副園長	本田　和矢	君
保健福祉課長補佐	長内　京	君
保健福祉課長補佐	水野　万寿夫	君
保健福祉課長補佐	栗谷　一樹	君
地域包括支援センター所長	今川　勇吾	君
農林水産課長補佐	藤井　卓也	君
農林水産課長補佐	井村　裕行	君
水産種苗育成センター副所長	栄田　武志	君
建設水道課長補佐	鈴木　涼平	君
国保病院事務局次長	近藤　智博	君
総務課主幹	尾野　裕也	君
まちづくり推進課主幹	稲船　洋志	君
税務課主幹	小林　朱央	君
町民児童課主幹	三浦　三津枝	君
町民児童課主幹	山川　彩子	君
保健福祉課主幹	古守　亜珠	君
保健福祉課主幹	垣本　利子	君
保健福祉課主幹	河野　葉子	君
農林水産課主幹	斉藤　真	君

農林水産課主幹	撫養	和伯　君
建設水道課主幹	川上	佳隆　君
建設水道課主幹	吉田	一也　君
建設水道課主幹	高橋	真一　君
建設水道課主幹	大野	秀幸　君
出納室主幹	竹内	亜希子　君
国保病院事務局主幹	村井	貴大　君
地域生活係長	栗城	惇史　君
情報管理係長	又村	智　君
広報統計係長	西田	幸恵　君
商工労働観光係長	山崎	英人　君
財政係長	髙森	直也　君
環境衛生係長	原田	宰　君
障がい福祉係長	平田	慎太郎　君
保健推進係長	清水	美千子　君
保健推進係長	干場	美沙代　君
包括支援係長	大久保	麻未　君
地域支援係長	田畑	貴子　君
地域支援係長	安藤	麗香　君
業務係長	北山	典孝　君
業務係長	池田	裕之　君
出納係長	佐藤	こずえ　君
庶務係長	大庭	啓　君

《瀬棚支所》

支所長	濱	登幸恵　君
養護老人ホーム三杉荘所長	西田	良子　君
次長	山本	亨　君
瀬棚保育所長	水野	真里子　君
福祉係長	稲船	奈穂子　君

《大成支所》

支所長	中川	譲　君
大成保育園長	浜高	あけみ　君

（２）教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	古畑	英規　君
次長	斉藤	哲章　君

次　　長　尾　野　真　也　君
主　　幹　藤　谷　　希　君
学校給食センター係長　伏　見　尚　志　君

（３）農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員
事　務　局　長　小　林　和　仁　君
係　　長　松　林　　功　君

（４）選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員
書　記　長　髙　橋　　純　君
書　記　次　長　中　山　康　春　君

（５）代表監査委員の委任を受けて出席する説明員
事　務　局　長　上　野　朋　広　君
次　　長　松　原　孝　樹　君

１．本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。
事　務　局　長　上　野　朋　広　君
次　　長　松　原　孝　樹　君
主　　事　神　野　翔　亜　君

再開　午後１時３０分

◎開議宣告

○議長（平澤　等君）　皆さんこんにちは。

全員が出席しております。定足数に達しておりますので定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第１　諸般の報告

○議長（平澤　等君）　日程第１、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第２　令和７年度せたな町一般会計暫定予算訂正

○議長（平澤　等君）　日程第２、令和７年度せたな町一般会計暫定予算の訂正の件についてを議題といたします。

訂正理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君）　それでは令和７年度一般会計暫定予算の訂正についての理由を申し上げます。３月２７日に提出いたしました令和７年度一般会計暫定予算案について内容を精査し、本日訂正した暫定予算案を提出させていただきましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いします。なお暫定予算につきましては、年度当初において行政サービスに必要な最低限の経費を計上させていただいたものでございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（平澤　等君）　説明が終わりました。

お諮りいたします。

令和７年度せたな町一般会計暫定予算の訂正について許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって令和７年度せたな町一般会計暫定予算の訂正について許可することに決定いたしました。

◎日程第３　議案第３３号

○議長（平澤　等君）　日程第３、議案第３３号令和７年度せたな町一般会計暫定予算を議題といたします。

改めて提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君）　それでは改めて提案理由を申し上げます。議案第３３号令和７年度せたな町一般会計暫定予算につきましては、地方自治法第２１８条第２項の規定により暫定予算を提案するものでございます。暫定予算の期間につきましては４月から６月までの３カ月間としております。予算は暫定期間内に見込まれる歳入及び歳出を計上しております。歳入歳出の均衡

は図られなくてもよいとされていますので、ご理解をいただきたいと思います。
　暫定予算書の３ページでございます。議案第３３号令和７年度せたな町一般会計暫定予算の総額は歳入３０億８，４９８万２，０００円、歳出２４億３，３４８万６，０００円でございます。
　その内容につきましては担当課長から説明いたします。
　ご審議賜りますようお願い申し上げます。
○議長（平澤　等君）　続いて内容の説明を求めます。
　佐藤財政課長。
○財政課長（佐藤英美君）　それでは一般会計歳出暫定予算内容説明資料により主なものを説明させていただきます。
　１ページでございます。予算書では３２ページになります。１款１項１目共に議会費、継続で議員報酬等、予算額２，２０３万８，０００円でございます。議員報酬及び議員期末手当などでそれぞれ記載の金額を予算措置したところでございます。１款議会費合計２，２０３万８，０００円でございます。
　次に２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、新規で電算システム標準化共通事業、予算額３，５０５万７，０００円です。総合行政情報システムについて国が示す標準仕様に準拠したシステムに移行するものでございます。
　続きまして２ページでございます。１３目ふるさと応援寄附金推進費、継続でふるさと応援寄附金推進事業費、予算額３，１２７万５，０００円です。事業内容などについては記載のとおりです。
　３ページでございます。２款総務費合計３億２４９万１，０００円でございます。
　４ページでございます。３款民生費、１項社会福祉費、７目老人ホーム運営費、継続で老人ホーム三杉荘運営事業、予算額２，５３９万７，０００円です。入居者の福祉の増進を図るものでございます。
　５ページでございます。２項児童福祉費、１目児童福祉総務費、継続で児童手当、予算額２，１８２万５，０００円で児童手当法に基づき児童手当を支給するものでございます。
　６ページでございます。３款民生費合計５億２，１５５万４，０００円でございます。
　続きまして４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費、継続で病院事業会計繰出金、予算額１億１，１３６万９，０００円で不採算分でございます。
　続きまして８ページでございます。２項清掃費、１目清掃総務費、継続で北部桧山衛生センター組合負担金、予算額６，６５８万５，０００円で町が負担すべき負担金でございます。
　４款衛生費合計２億５，８５８万７，０００円でございます。
　１０ページでございます。６款農林水産業費、１項農業費、５目農地費、新規で瀬棚地区営農飲雑用水施設改修事業負担金、道営事業で予算額３，１５０万円でございます。事業内容等については記載のとおりです。
　１２ページでございます。６款農林水産業費合計１億７，７２８万９，０００円でございます。
　７款１項共に商工費、３目観光施設管理費、継続で観光施設及び各種公園等運営及び維持管理

事業、予算額１，９６３万４，０００円で、観光施設及び各種公園等の適切な運営を図るものでございます。

１３ページでございます。７款商工費合計４，８４８万１，０００円でございます。

１４ページでございます。９款１項共に消防費、２目災害対策費、新規で避難所生活環境改善事業、予算額５７４万９，０００円で、避難所の生活環境改善を図るため段ボールベッドなど整備をするものでございます。

９款消防費合計１億７，７８１万円でございます。

１０款教育費、１項教育総務費、２目事務局費です。継続でスクールバス運行業務１億９８０万６，０００円で記載の地域を運行するものでございます。

１５ページでございます。１０款教育費合計２億９，５０３万５，０００円でございます。

１６ページでございます。１２款１項１目共に職員給与費、継続で職員給与費、予算額３億６，５３４万４，０００円で特別職及び一般職の給与などでございます。

１２款職員給与費合計４億４，８４５万９，０００円でございます。

令和７年度一般会計暫定予算歳出合計２４億３，３４８万６，０００円を計上いたしました。

続きまして歳入については、予算書にて説明をさせていただきます。

予算書の１４ページでございます。１款町税につきましては、暫定期間に徴収される見込額を計上いたしました。予算額については、それぞれ記載のとおりでございます。

続きまして１５ページの２款地方譲与税から１７ページの９款地方特例交付金までにつきましては暫定期間内に交付される見込額を計上しております。予算額についてはそれぞれ記載のとおりです。

次に１８ページでございます。１０款１項１目共に地方交付税、予算額２３億１，３９５万４，０００円を計上いたしました。暫定期間内に交付される見込額を計上したものでございます。

１２款分担金及び負担金から２７ページの２０款諸収入までは、暫定期間内に歳入として見込まれる額を計上いたしました。予算額については、それぞれ記載のとおりでございます。

２９ページでございます。２１款１項共に町債、３目衛生債の地域医療支援事業債から５目の土木債、瀬棚港直轄港湾整備事業債まで６事業について借入れをするもので、３０ページの予算額計は２億２，７４０万円を計上いたしました。

歳入合計では３０億８，４９８万２，０００円を予算措置したところでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（平澤　等君）　説明が終わりました。質疑を許します。

横山議員。

○５番（横山一康君）　説明資料の１０ページです。農林水産費で本予算のところで町営牧場の取水箇所土砂除去工事というのが入ってて、去年もこれ水が来ないということで非常に補正予算組んで苦労したと思うんですけど、これ落ちてるんですけどそこは大丈夫かどうか確認だけさせてください。

○議長（平澤　等君）　吉田農林水産課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　去年、整備しまして一部土砂堆積してるんですけれども、本来であれば早い時期に、ササが伸びないうちに土砂撤去を考えておりますが、今のこの予算状況ですので、つき次第また工事していきたいと思っております。
○議長（平澤　等君）　ほかに。
　横山議員。
○５番（横山一康君）　教育費のところで確認させていただきたいと思います。１４ページです。宿泊研修の貸切バスが今回完全に落ちてるんですけど、これ宿泊研修の落ちてるってのは理解できるんですけど、宿泊研修４月から６月までないということで理解してよろしいでしょうか。
○議長（平澤　等君）　古畑事務局長。
○教育委員会事務局長（古畑英規君）　いや宿泊研修５月の末にありますけども、これ町の方針で、予算計上にならなかったということです。
　以上です。
○議長（平澤　等君）　横山議員。
○５番（横山一康君）　５月にあるということはそのときには、保護者が負担して今までどおりやるということでよろしいですか。
○議長（平澤　等君）　古畑事務局長。
○教育委員会事務局長（古畑英規君）　そうなるかちょっと学校のほうと支払い待ってもらったりして、もし対応できるんであればそういうような対応していかなければならないかなとは思ってます。
○議長（平澤　等君）　ほかに質疑ございませんか。
　石原議員。
○１番（石原広務君）　確認させください。今の説明だと町の方針で予算計上にならなかったという旨の説明だったと思うんですけど、教育委員会としては例年どおり行う予定でいたんですけど、町の方針で今年度は予算つかなかったということですか。ちょっと確認させください。
○議長（平澤　等君）　古畑事務局長。
○教育委員会事務局長（古畑英規君）　予算のほうはついてるんですけど、暫定予算ということで今回計上ならなかったということで、お願いします。
○議長（平澤　等君）　ほかに質疑ございませんか。
（「なし」という者あり）
○議長（平澤　等君）　質疑を終わります。
　討論を許します。
（「なし」という者あり）
○議長（平澤　等君）　討論を終わります。
　これより採決いたします。
　お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第４　議案第３４号

○議長（平澤　等君）　日程第４、議案第３４号令和７年度せたな町国民健康保険事業特別会計暫定予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君）　暫定予算書の１０１ページでございます。議案第３４号令和７年度せたな町国民健康保険事業特別会計暫定予算の総額は、歳入２億１，２５３万５，０００円、歳出２億１，４７０万２，０００円で、保険給付費や特定健康診査等事業費などの経費を計上してございます。本案につきましても地方自治法第２１８条第２項の規定により暫定予算を提案するものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤　等君）　続いて内容の説明を求めます。

河原町民児童課長。

○町民児童課長（河原泰平君）　それでは概要説明資料の５ページをお開き願います。令和７年度せたな町国民健康保険事業特別会計暫定予算案として、当面３カ月分の予算についてご説明いたします。まず資料右側最下段、歳出予算総額は２億１，４７０万２，０００円となります。

主なものからご説明いたします。１款総務費で予算額１，６０４万５，０００円は人件費やシステム、徴税等に関わる経費でございます。

２款保険給付費で１億９，３０２万２，０００円は療養給付費や高額療養費などの給付に係る経費です。

４款保健事業費で４３３万５，０００円は特定健診などに関わる経費です。

７款諸支出金では３０万円、保険税の還付金などでございます。

次に資料左最下段、歳入予算総額は２億１，２５３万５，０００円となります。

主なものについてご説明いたします。１款国民健康保険税では一般被保険者に係る保険税で３３６万４，０００円を見込んでおります。

３款道支出金では１億９，３０２万２，０００円、保険給付費等交付金、普通交付金で歳出２款保険給付費を賄う財源となります。

５款繰入金では１，３４５万３，０００円で、人件費等に係る一般会計繰入金の法定分として計上し、７款諸収入では２６８万２，０００円、特定健診個人負担金のほか、システム更新に係るデジタル基盤改革支援補助金２５９万２，０００円を計上いたしました。

以上で説明を終わります。
ご審議賜りますようお願い申し上げます。
○議長（平澤　等君）　説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」という者あり）
○議長（平澤　等君）　質疑を終わります。
討論を許します。
（「なし」という者あり）
○議長（平澤　等君）　討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りいたします。
本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」という者あり）
○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第５　議案第３５号
○議長（平澤　等君）　日程第５、議案第３５号令和７年度せたな町後期高齢者医療特別会計暫定予算を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。
○副町長（佐々木正則君）　暫定予算書の１１７ページでございます。議案第３５号令和７年度せたな町後期高齢者医療特別会計暫定予算の総額は、歳入２，００４万円、歳出２，０７４万６，０００円で後期高齢者医療広域連合納付金などの経費を計上してございます。本案につきましても地方自治法第２１８条第２項の規定により暫定予算を提案するものでございます。
その内容につきましては担当課長から説明いたします。
ご審議賜りますようお願い申し上げます。
○議長（平澤　等君）　続いて内容の説明を求めます。
河原町民児童課長。
○町民児童課長（河原泰平君）　それでは概要説明資料の６ページをお開き願います。令和７年度せたな町後期高齢者医療特別会計暫定予算案として当面の予算についてご説明いたします。
まず資料右側最下段、歳出予算総額は２，０７４万６，０００円となります。
主なものからご説明いたします。１款総務費で予算額３７４万２，０００円は事務費及びシステム徴収に係る経費でございます。
２款後期高齢者医療広域連合納付金１，６７０万２，０００円は広域連合へ納付する事務費及び保険料等負担金でございます。
次に資料左最下段、歳入予算総額は２，００４万円となります。

主なものについてご説明いたします。１款後期高齢者医療保険料では、広域連合が過去の収納実績を基に試算した１，３０６万６，０００円を予算計上いたしました。

３款繰入金では４７９万３，０００円で広域連合への事務費負担金に対する一般会計繰入金でございます。

５款諸収入では２１５万円でシステム更新に関わるデジタル基盤改革支援補助金２１４万８，０００円等を計上いたしました。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤　等君）　説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第６　議案第３６号

○議長（平澤　等君）　日程第６、議案第３６号令和７年度せたな町介護保険事業特別会計暫定予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君）　暫定予算書の１３１ページでございます。議案第３６号令和７年度せたな町介護保険事業特別会計暫定予算の総額は、歳入３億２，７５６万２，０００円、歳出３億２，４６４万円で保険給付費や地域支援事業費などの経費を計上してございます。

本案につきましても、地方自治法第２１８条第２項の規定により暫定予算を提案するものでございます。

その内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤　等君）　続いて内容の説明を求めます。

増田保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田和彦君）　それでは概要説明資料の７ページになります。令和７年度せた

な町介護保険事業特別会計暫定予算案につきましてご説明させていただきます。

はじめに歳出から主なものについてご説明いたします。１款総務費、予算額１，６８１万８，０００円でございます。一般管理費１，５７０万４，０００円で人件費のほか、電算システム標準化共通化事業、電算システム保守管理業務、介護人材確保育成支援事業や介護従事者確保定住対策事業などに要する経費を計上しております。そのほか主なものといたしまして認定調査費等でございます。

次に２款保険給付費につきましては、予算額２億６，６５２万７，０００円でございます。主なものといたしまして、介護サービス給付費では２億３，４３７万９，０００円で介護老人福祉施設などの利用が主な要因であります。介護予防サービス給付費では１，０８４万７，０００円で、そのほか主なものとして利用者負担が高額になったときに支給される高額介護サービス費、低所得者への補足給付となる特定入所者介護サービス費であります。

次に３款地域支援事業費、予算額４，１０９万５，０００円であります。要支援者への訪問通所サービス費として介護予防生活支援サービス事業費８５３万円、介護予防教室や配食サービスなどの一般介護予防事業費、合わせて７４９万６，０００円、包括職員の人件費、事務費等に係る包括的支援事業費、合わせて２，２１１万３，０００円のほか、成年後見人制度支援事業などの任意事業、合わせて２７８万７，０００円を計上いたしました。

以上歳出総額は３億２，４６４万円でございます。

続きまして、歳入でございます。１款保険料では、予算額４，９７７万６，０００円で、６５歳以上の第１号被保険者の保険料であります。

次に３款国庫支出金、４款支払基金交付金、５款道支出金につきましては、定められた率により算出し計上してございます。本年度につきましては３款から５款までの合計で暫定予算額１億６，２３４万８，０００円となっております。

次に７款繰入金では、総額１億１，０５５万１，０００円でございます。介護給付費繰入金は６，０３３万４，０００円、地域支援事業繰入金は２，６１８万１，０００円、職員給与費等繰入金は１，５３４万４，０００円、介護保険事業基金からの繰入金は８６９万２，０００円を見込み歳入の総額は３億２，７５６万２，０００円でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤　等君）　説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第７　議案第３７号

○議長（平澤　等君）　日程第７、議案第３７号令和７年度せたな町介護サービス事業特別会計暫定予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君）　暫定予算書の１５７ページでございます。議案第３７号令和７年度せたな町介護サービス事業特別会計暫定予算の総額は歳入歳出それぞれ１，７６２万９，０００円で、デイサービスセンター事業費や高齢者グループホーム管理費などの経費を計上してございます。本案につきましても、地方自治法第２１８条第２項の規定により暫定予算を提案するものでございます。

その内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤　等君）　続いて内容の説明を求めます。

増田保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田和彦君）　それでは概要説明資料の８ページでございます。令和７年度せたな町介護サービス事業特別会計暫定予算案についてご説明させていただきます。

はじめに歳出より主なものについてご説明いたします。１款サービス事業費、予算額１，７６２万９，０００円でございます。瀬棚デイサービスセンターの業務委託等に係る事業費１，０５９万２，０００円、高齢者グループホーム管理費は指定管理料などで３０７万４，０００円、そのほか介護予防支援事業費３６４万２，０００円及び居宅介護支援事業費３２万１，０００円は主に人件費であります。

続きまして歳入であります。１款サービス収入、予算額８６９万円で通所介護サービス事業収入が４９５万円、要支援者のケアプラン作成に係る介護予防サービス計画費収入１４４万５，０００円、要介護者のケアプラン作成等に係る居宅介護サービス計画収入１４８万４，０００円、瀬棚デイサービスセンターの利用にかかる自己負担金収入６３万円、要支援者のケアプラン作成等の受託に係る居宅介護支援事業所収入１８万１，０００円を見込んでございます。

２款繰入金では一般会計からの繰入金８８３万８，０００円を見込み、歳入歳出総額では１，７６２万９，０００円となっております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤　等君）　説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第８　議案第３８号

○議長（平澤　等君）　日程第８、議案第３８号令和７年度せたな町簡易水道事業会計暫定予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君）　予算書は別冊でございます。議案第３８号令和７年度せたな町簡易水道事業特別会計暫定予算の総額は収益的収支の収入支出それぞれ６，３８４万１，０００円を計上してございます。本案につきましても、地方自治法第２１８条第２項の規定により暫定予算を提案するものでございます。

その内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤　等君）　続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君）　それでは資料の９ページでございます。令和７年度せたな町簡易水道事業会計暫定予算案についてご説明いたします。はじめに収益的収支の右側、支出からご説明いたします。１款簡易水道事業費用、本年度予算額６，３８４万１，０００円の主な内訳といたしましては、１項営業費用４，８００万６，０００円では、当面必要となる経費として、配水及び給水費では光熱水費や水質検査手数料、施設維持委託料などを見込んでおります。総係費では人件費及び検針等委託料などに係る経費をそれぞれ計上させていただいております。２項営業外費用では１，３８３万５，０００円を計上し、主な内訳といたしましては、消費税及び地方消費税を見込んでおります。

次に左側収入について説明いたします。１款簡易水道事業収益、本年度予算額６，３８４万１，０００円の主な内訳といたしましては、１項営業収益３，５５１万１，０００円では主に水道料金、２項営業外収益２，８３３万円では一般会計からの補助金を計上しております。

次に下段の資本的収支に関しましては計上いたしておりません。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。
○議長（平澤　等君）　説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」という者あり）
○議長（平澤　等君）　質疑を終わります。
討論を許します。
（「なし」という者あり）
○議長（平澤　等君）　討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りいたします。
本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」という者あり）
○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第９　議案第３９号
○議長（平澤　等君）　日程第９、議案第３９号令和７年度せたな町下水道事業会計暫定予算を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。
○副町長（佐々木正則君）　予算書は別冊でございます。議案第３９号令和７年度せたな町下水道事業会計暫定予算の総額は、収益的収支の収入支出それぞれ７，３６０万６，０００円、資本的収支の収入３億４３３万円、支出３億４４７万８，０００円を計上してございます。本案につきましても、地方自治法第２１８条第２項の規定により暫定予算を提案するものでございます。
その内容につきましては担当課長から説明いたします。
ご審議賜りますようお願い申し上げます。
○議長（平澤　等君）　続いて内容の説明を求めます。
平田建設水道課長。
○建設水道課長（平田大輔君）　それでは資料の１０ページでございます。令和７年度せたな町下水道事業会計暫定予算案についてご説明いたします。
はじめに収益的収支の右側、支出からご説明いたします。１款下水道事業費用、本年度予算額７，３６０万６，０００円、その主な内訳といたしまして、１項営業費用６，２８５万６，０００円では、処理場費において、処理場管理業務、汚泥運搬業務に係る経費のほか、当面必要となる経費をそれぞれ計上しております。２項営業外費用では１，０２０万円を計上し、主な内訳といたしましては、消費税及び地方消費税を見込んでおります。

次に左側収入について説明いたします。１款下水道事業収益、本年度予算額７，３６０万６，０００円の主な内訳といたしましては、１項営業収益２，２６２万９，０００円では、下水道使用料やし尿処理施設維持管理費負担金を見込んでおります。２項営業外収益５，０９７万７，０００円では一般会計からの補助金などを見込んでおります。

次に下段の資本的収支でございます。はじめに右側支出からご説明いたします。１款資本的支出、本年度予算額３億４４７万８，０００円は、１項建設改良費において令和６年度から２カ年の継続事業で実施している北檜山下水処理場改築更新工事委託業務とその他必要な経費を計上しております。

次に左側収入について説明いたします。１款資本的収入、本年度予算額３億４３３万円の主な内訳といたしましては、１項企業債として建設改良費の財源等に充てるための企業債１億３，５００万円、２項他会計出資金４２７万２，０００円は一般会計からの支出金、６項国庫補助金１億６，５００万円は社会資本整備総合交付金です。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平澤　等君）　説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１０　議案第４０号

○議長（平澤　等君）　日程第１０、議案第４０号令和７年度せたな町病院事業会計暫定予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君）　暫定予算書は別冊となります。議案第４０号令和７年度せたな町病院事業会計暫定予算の総額は収益的収入及び支出それぞれ２億７，４８６万２，０００円を計上したものでございます。本案につきましても、地方自治法第２１８条第２項の規定により暫定予算を提案するものでございます。

その内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤　等君）　続いて内容の説明を求めます。

手塚国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（手塚清人君）　それでは、令和７年度せたな町病院事業会計暫定予算についてご説明いたします。

説明資料の１１ページでございます。上段病院事業全体の収益的収支でございます。本暫定予算は４月から６月におきますものを勘案いたしまして収入支出ともに総額２億７，４８６万２，０００円を計上いたしました。左側収入付記欄には繰入金について記載してございます。全額町の単独持出分として計上し１億１，１３６万９，０００円を予定しております。

下段の資本的収支の計上はございません。

１２ページをご覧ください。せたな町立国保病院分でございます。収益的収支の総額は収入支出ともに２億１，９３０万４，０００円としております。右側支出から説明させていただきます。１項医業費用は２億１，８０７万８，０００円、主なものといたしましては給与費１億１，９９５万７，０００円、経費７，２８６万２，０００円などでございます。

これに対する収入でございます。１項医業収益は１億３，７９８万円、主なものは入院収益７，８１６万円、外来収益では４，９７７万９，０００円を見込んでおります。２項医業外収益は８，１２２万４，０００円で、主なものは一般会計からの繰入金でございます。下段の資本的収支の計上はございません。

続いて１３ページをお開き願います。瀬棚診療所分でございます。収益的収支は収入支出ともに３，１２５万６，０００円としております。右側支出でございます。１項医業費用は３，０３９万円で、主なものは給与費１，８０６万５，０００円のほか、材料費３８８万３，０００円、経費８０９万７，０００円などでございます。

これに対する収入でございますが、１項医業収益１，７００万５，０００円は、主に医科、歯科の外来収益によるものでございます。２項医業外収益は１，５７９万２，０００円で、一般会計からの繰入金が主なものでございます。資本的収支の計上はございません。

資料の１４ページでございます。大成診療所分でございます。収益的収支は収入支出とも２，４３０万２，０００円でございます。右側支出でございます。１項医業費用２，３４２万３，０００円は主に給与費１，３３７万９，０００円、材料費１６０万円、経費８４３万９，０００円などでございます。これに対する収入でございますが、１項医業収益７６２万７，０００円、外来収益が主なものでございます。２項医業外収益１，６５３万円は、繰入金が主なものでございます。下段の資本的収支の計上はございません。

以上で病院事業会計暫定予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤　等君）　説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　質疑を終わります。
　討論を許します。
（「なし」という者あり）
○議長（平澤　等君）　討論を終わります。
　これより採決いたします。
　お諮りいたします。
　本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」という者あり）
○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。
　よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１１　議案第４１号
○議長（平澤　等君）　日程第１１、議案第４１号せたな町奨学資金貸付条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。
　提案理由の説明を求めます。
　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　議案その６の１ページでございます。議案第４１号せたな町奨学資金貸付条例の全部を改正する条例についての提案理由を説明いたします。貸付条件等の緩和と貸付事務の現状に合わせた規定の整備を図るため、本条例の全部を改正しようとするものであります。
　内容につきましては担当課長から説明いたします。
　ご審議賜りますようお願い申し上げます。
○議長（平澤　等君）　続いて内容の説明を求めます。
　古畑教育委員会事務局長。
○教育委員会事務局長（古畑英規君）　それでは５ページ新旧対照表でご説明申し上げます。このたびの改正は貸付け条件等の緩和と貸付け事業を現状に合わせた規定の整備を図るため本条例を改正しようとするものであります。改正箇所がほとんどの条文及び広範囲にわたることから、一部改正ではなく全部改正とさせていただきました。
　それでは内容になります。第２条で資格ですが、右側改正前第１号、保護者の住所要件と学校教育法等の要件を、左側改正後では第１号、２号に分けて規定し、第１号では、資格の住所要件を保護者がせたな町に住所を有しを、申請者または保護者が住所を有することとすることで、どちらかが住所を有していれば貸付けを受けることができるものに改正するものでございます。次に改正前の第２号、改正後では第３号、４号に分けて規定し、第３号では勉学に意欲があること、第４号では、学資の支弁が困難であることに改めるものでございます。第３号で勉学に意欲があることに改めることにより、別に奨学資金貸付者選考基準で定めております成績要件を廃止することで、学校からの奨学生推薦書の提出を不要とするものでございます。

第３条で貸付金額、６ページの第４条で貸付けの期間等ですが、右側改正前の第３条、奨学資金の額及び交付期間を、改正後では第３条と第４条分けて規定するものでございます。

６ページ第４条、貸付けの期間等では、貸付けの決定を受けた日の属する月からを、貸付けを開始した月からに改め、第２項において、奨学資金の貸付けの休止または停止の基準を規定するものでございます。こちらの基準につきましては、右側改正前の第７条と第８条の基準を整理したもので、第１号では、保護者が住所を有しなくなった時を、奨学生及び保護者が住所を有しなくなったときとすることにより、どちらかが住所を有していれば休止または停止とならないものとするものでございます。

第５条で、貸付けの申請です。右側改正前の保護者とともにを削除するものでございます。

第６条で、貸付けの決定です。右側改正前のせたな町教育委員会の意見を聞き貸付けする者を決定しなければならないを、改正後では書類を審査の上、貸付けする者を決定するに改めるものでございます。右側改正前の第６条、７ページの第９条につきましては、申請後の手続きとなりますので、せたな町奨学資金貸付条例施行規則のほうで規定することといたしましたので削除するものでございます。改正前第１０条と第１１条につきましては、左側改正後の第７条、奨学資金の償還において償還方法などを規定するものでございます。

８ページ、第７条第２項第４号において、奨学資金は償還方法を変更することができるを追加するものでございます。償還方法の変更については、奨学生が希望する場合は、償還期間内において償還額の変更や一部繰上償還をできるよう償還条件を緩和するものでございます。

第８条で、償還の遅延です。遅延利息を民法第４０４条に規定する法定利率である３％に改めるものでございます。

第９条、第１０条につきましては、貸付け事務の現状に合わせた文言の整理を行うものでございます。

９ページ附則といたしまして、１項この条例は公布の日から施行するものとするものでございます。経過措置、２項につきましては、この条例の施行日の前日までに改正前の規定によりなされた処分、手続きなどについては、改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなすものでございます。３項につきましては改正前の規定により貸付け決定された奨学資金については、従前の例によるものとするものでございます。４項につきましては、条例の施行日の前日までに貸付け決定された奨学資金についての第７条第２項第４号の規定の償還方法を変更することができるものとするものでございます。５項につきましては、条例の施行後と施行前の遅延利息の取り扱いを規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（平澤　等君）　説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（平澤　等君）　以上で本日の議事は終了いたしました。

お諮りいたします。

年度末及び年度初めの業務のため明日から４月１日までの４日間休会といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認め、明日から４月１日までの４日間休会することに決しました。なお４月２日午前１０時に再開いたしますので当議場へご参集願います。

本日はこれにて散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散会　午後２時１７分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和７年７月１６日

議　　長　　平　澤　　等

署名議員　　吉　田　　実

署名議員　　大　湯　圓　郷

令和７年第１回せたな町議会定例会　第９号

令和７年４月２日（水曜日）

○議事日程（第４号）

１　意見書案第１号　持続可能な学校の実現をめざす意見書
２　意見書案第２号　食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める意見書
３　意見書案第３号　米兵による沖縄県の少女暴行事件に抗議し再発防止を求める意見書
４　意見書案第４号　高額療養費制度の上限額引き上げ全面撤回を求める意見書
５　意見書案第５号　物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める意見書
６　発議第　３号　議員の派遣について
７　発議第　４号　三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務継続調査の申し出について
８　一般質問

○出席議員（１２名）

１番	石　原　広　務　君	２番	桝　田　道　廣　君
３番	藤　谷　容　子　君	４番	福　嶋　　豊　君
５番	横　山　一　康　君	６番	本　多　　浩　君
７番	真　柄　克　紀　君	８番	熊　野　主　税　君
９番	吉　田　　実　君	１０番	大　湯　圓　郷　君
１１番	菅　原　義　幸　君	１２番	平　澤　　等　君

○欠席議員（０名）

１．地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	高	橋	貞　光	君
教育委員会教育長		小	板 橋	司	君
農業委員会会長		原	田	喜　博	君
選挙管理委員会委員長		大	坪	観　誠	君
代表監査委員		残	間	正	君

１．町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（１）町長の委任を受けて出席する説明員

副	町	長	佐々木	正　則	君

総務課長	髙橋　純	君
まちづくり推進課長	阪井世紀	君
財政課長	佐藤英美	君
税務課長	佐々木正人	君
町民児童課長	河原泰平	君
認定こども園長	伊藤悦子	君
保健福祉課長	増田和彦	君
農林水産課長	吉田有哉	君
建設水道課長	平田大輔	君
会計管理者	杉村　彰	君
国保病院事務局長	手塚清人	君
総務課長補佐	中山康春	君
まちづくり推進課長補佐	奥村大樹	君
財政課長補佐	浜高正明	君
税務課長補佐	長内解人	君
町民児童課長補佐	黒澤美知子	君
認定こども園副園長	本田和矢	君
保健福祉課長補佐	長内　京	君
保健福祉課長補佐	水野万寿夫	君
保健福祉課長補佐	栗谷一樹	君
地域包括支援センター所長	今川勇吾	君
農林水産課長補佐	藤井卓也	君
農林水産課長補佐	井村裕行	君
水産種苗育成センター副所長	栄田武志	君
建設水道課長補佐	鈴木涼平	君
国保病院事務局次長	近藤智博	君
総務課主幹	尾野裕也	君
まちづくり推進課主幹	稲船洋志	君
税務課主幹	小林朱央	君
町民児童課主幹	三浦三津枝	君
町民児童課主幹	山川彩子	君
保健福祉課主幹	古守亜珠	君
保健福祉課主幹	垣本利子	君
保健福祉課主幹	河野葉子	君
農林水産課主幹	斉藤　真	君
農林水産課主幹	撫養和伯	君

建設水道課主幹	川上	佳隆 君
建設水道課主幹	吉田	一也 君
建設水道課主幹	高橋	真一 君
建設水道課主幹	大野	秀幸 君
出納室主幹	竹内	亜希子 君
国保病院事務局主幹	村井	貴大 君
地域生活係長	栗城	惇史 君
情報管理係長	又村	智 君
広報統計係長	西田	幸恵 君
商工労働観光係長	山崎	英人 君
財政係長	髙森	直也 君
環境衛生係長	原田	宰 君
障がい福祉係長	平田	慎太郎 君
保健推進係長	清水	美千子 君
保健推進係長	干場	美沙代 君
包括支援係長	大久保	麻未 君
地域支援係長	田畑	貴子 君
地域支援係長	安藤	麗香 君
業務係長	北山	典孝 君
業務係長	池田	裕之 君
出納係長	佐藤	こずえ 君
庶務係長	大庭	啓 君

《瀬棚支所》

支所長	濱	登幸恵 君
養護老人ホーム三杉荘所長	西田	良子 君
次長	山本	亨 君
瀬棚保育所長	水野	真里子 君
福祉係長	稲船	奈穂子 君

《大成支所》

支所長	中川	譲 君
大成保育園長	浜高	あけみ 君

（２）教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	古畑	英規 君
次長	斉藤	哲章 君
次長	尾野	真也 君

主　　幹　藤　谷　　希　君
学校給食センター係長　伏　見　尚　志　君

（３）農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員
事　務　局　長　小　林　和　仁　君
係　　長　松　林　　功　君

（４）選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員
書　　記　　長　髙　橋　　純　君
書　記　次　長　中　山　康　春　君

（５）代表監査委員の委任を受けて出席する説明員
事　務　局　長　上　野　朋　広　君
次　　長　松　原　孝　樹　君

１．本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。
事　務　局　長　上　野　朋　広　君
次　　長　松　原　孝　樹　君
主　　事　神　野　翔　亜　君

再開　午前１０時００分

◎開議宣告

○議長（平澤　等君）　皆さんこんにちは。

ただいまの出席議員１２名で定足数に達しておりますので定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第１　意見書案第１号

○議長（平澤　等君）　日程第１、意見書案第１号持続可能な学校の実現をめざす意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本多浩議員。

○６番（本多　浩君）　ただいま上程されました意見書案第１号についての提案理由を申し上げます。

今、学校現場は教員希望者の減少に加え、病気休職者や早期退職者の増加など深刻な教職員不足により子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしています。こうした状況を打開するため教員の健康と福祉を守る抜本的な是正策として業務削減や教職員の定数改善などが必要不可欠であります。持続可能な学校の実現と子どもたちのゆたかな学びを保障していくため、学校の働き方改革の推進に向けた４つの項目について特段の措置を講じていただくよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第９９条の規程に基づき提出します。

議員各位の賛同よろしくお願いいたします。

（「よし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第２　意見書案第２号

○議長（平澤　等君）　日程第２、意見書案第２号食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本多浩議員。

○６番（本多　浩君）　ただいま上程されました意見書案第２号についての提案理由を申し上げます。

国内農業をめぐっては、少子高齢化に伴う農家戸数の著しい減少や頻発する自然災害などにより農業生産基盤が脆弱化しており、食料供給の不安定化や食料自給率の低下を招き我が国の食料安全保障が脅かされています。こうした背景から生産意欲が向上する目標の設定や農業所得の確保に資する施策の構築など現場に寄り添った農業政策の実現が必要不可欠であります。食料安全保障を強化する観点に立ち農業者の声が反映されるよう２つの項目について特段の措置を講じていただくよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第９９条の規程に基づき提出します。

議員各位の賛同よろしくお願いいたします。

（「よし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第３　意見書案第３号

○議長（平澤　等君）　日程第３、意見書案第３号米兵による沖縄県の少女暴行事件に抗議し再発防止を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菅原義幸議員。

○１１番（菅原義幸君）　それでは意見書案第３号について提案理由の説明を申し上げます。

米兵による沖縄県の少女暴行事件に抗議し再発防止を求める意見書の提案理由であります。沖縄県では１９９５年の少女暴行事件など米軍による事件が後を絶たず、２０２３年１２月にも１

６歳未満の少女が米空軍兵に誘拐され性的暴行事件が発生しています。このほかにも２０２３年１月から２０２４年５月までに米兵による性犯罪が４件発生していますが、沖縄県内で引き起こされた米兵の性的暴行事件は多数に上っており、公表された事件は氷山の一角にすぎないと言われています。戦後８０年近くたっても米軍による事件、事故が後を絶たない背景には１９７２年の本土復帰後も国土の０．６％の面積にすぎない沖縄県に、国内の在日米軍専用基地面積の７０％が押しつけられている現実と米軍構成員などの特権を保障する日米地位協定の問題があります。それでこの日米地位協定の最大の問題点は、事件後、米兵が基地に逃げ込みさえすれば日本の司法権が及ばないという協定でありまして、蹂躙された被害者の人権は救済されないという問題があるわけです。その上に立って次の５点を要求するものであります。

１、被害者への謝罪と丁寧な精神的ケア及び完全な補償を行うこと。

２、被害者のプライバシーの保護と２次被害の防止を徹底すること。

３、事件発生時の県、市、市町村自治体への速やかな情報提供を確実に行うこと。

４、米軍構成員等を特権的に扱う日米地位協定の根本的改定を行うこと。

以上地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

皆さんのご賛同をよろしくお願い申し上げます。

（「よし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第４　意見書案第４号

○議長（平澤　等君）　日程第４、意見書案第４号高額療養費制度の上限額引上げ全面撤回を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菅原義幸議員。

○１１番（菅原義幸君）　それでは意見書案第４号の提案理由の説明を行います。高額療養費制度の上限額引上げ全面撤回を求める意見書であります。これは朗読をせずコメントを申し上げま

す。ご承知のように高額医療制度の上限額引上げを巡って今国会では閉会いたしましたが、今国会では非常に大きな問題になりました。関係団体の切実な要請を受けて一時凍結するという方向になりましたが、問題は完全に断念したということではないということなんです。これはいずれまた復活し再検討するという流れにあるわけですから、したがってそこに焦点を当てて意見書を提出させていただきました。当事者団体の必死の声を受けて、石破首相は３月７日、秋までに再検討するとして患者負担引上げを一旦凍結することを表明しました。しかしこの措置は再度提案する可能性を含んでいることを多くのメディアが指摘しています。したがって経済的事情のいかんにかかわらず誰もが必要な医療を安心して受けることを可能とするために、公的医療保険の仕組みを今から付崩す高額療養費制度の上限額引上げについては全面撤回することを政府に強く要求いたします。

以上、地方自治法９９条の規定により提出いたします。

皆さんのご賛同をよろしくお願い申し上げます。

（「よし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第５　意見書案第５号

○議長（平澤　等君）　日程第５、意見書案第５号物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菅原義幸議員。

○１１番（菅原義幸君）　それでは意見書案第５号物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引上げを求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。

厚生労働省が１月２４日に発表した新年の公的年金の改定率はプラス１．９％ですが、同日発表された昨年１年間の消費者物価上昇率は前年比２．７％であり、物価の比率を引くと年金の実質伸び率はマイナス０．８％に引き下げられることになります。本来年金額は前年の物価の伸び

に合わせて改定するのがルールであり、それに従えば２．７％の改定率とすべきものです。厚労省は過去の賃金の平均伸び率が２．３％と物価上昇率を下回ったため、年金も賃金の伸び率に合わせて２．３％とした上で、マクロ経済スライドにより０．４％をさらに差し引いたため１．９％の改定率になりました。マクロ経済スライドは年金改定率を抑える仕組みであり、来年度はさらにマイナスが大きくなります。以上のことから国民年金法第４条では、年金の額は国民の生活水準、その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には速やかに改正の措置が講じられなければならないと規定しております。したがってせたな町議会は政府に対し物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引上げを強く要求するものであります。

以上、地方自治法９９条に従って意見書を提出いたします。

皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

（「よし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認め、本案は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第６　発議第３号

○議長（平澤　等君）　日程第６、発議第３号議員の派遣についてを議題といたします。

議案書に記載されている研修会等に議員を派遣したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

議案書に記載の研修会等への議員の派遣をすることに決定いたしました。

◎日程第７　発議第４号

○議長（平澤　等君）　日程第７、発議第４号３常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付のとおり議会閉会中における継続調査の申出がございました。

お諮りいたします。

申出のとおり議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

本件は申出のとおり承認することに決定いたしました。

石原議員。

○１番（石原広務君）　ここで第８に移る前に議事進行発言になろうかと思うんですが、議長に対して、せたな町デジタル田園都市国家構想、この総合戦略についての扱い方どのように見解を持たれているのかこの場で説明をいただきたいと思います。これは議会進行というか議事進行にこれは直結することなので議長の見解を求めたいと思います。

○議長（平澤　等君）　暫時休憩します。

休憩　午前１０時２０分

再開　午前１０時２１分

○議長（平澤　等君）　休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま石原議員から議事進行発言ともとれる発言がございました。先に全員協議会で協議のあった総合戦略及び人口ビジョンについての会議の開催について議長としての考え方という質問だったとこのように受け止めてございます。私としては今のところ日程等について今検討中であるというふうなことで、現段階で何日に開催というふうなことは申し上げられせんが、先般の会議の中でこのことについて全員協議会の中で協議していきたいというふうな発言をしてございますので、日程調整した上で改めて皆さん方にお示したいとこのように考えてございます。

石原議員。

○１番（石原広務君）　この場で私から今確認を求めた上で、休憩をとって見解を述べる。こういった姿勢も私は到底納得できません。取ってつけたような理由としか聞こえてきません。もう一つ､それであれば私の一般質問に端を発して町長の公職選挙法に抵触する､その問題が発覚し、議長の判断で全員協議会まで開催、これ急遽そういったご判断をされて、それが３月定例会がこういった引き延ばしになった理由もそもそもの要因の一つなんですよ。その扱いはどういうふうにされるおつもりですか。その場しのぎの議長の議事裁き、これは様々な面で支障出ていますから、きちんと見解を示した上で残りの一般質問それに移行することを強く求めたいと思います。はっきりとした見解を示してください。

○議長（平澤　等君）　石原議員、大変申し訳ありません今ちょっと質問の趣旨わかりませんでしたので再度お願いします。

石原議員。

○１番（石原広務君）　平澤議長の議会運営､これそのものに私は異議を持っています基本的に。その上で先ほど確認したデジタル田園都市国家構想総合戦略の扱い、それも先ほどの議長のお答

えでは日程等の調整をしていると。これ今、私から提起をしたから取ってつけたような理由を言ってるだけだと私は判断してます。その上で、もう一つまだ数点あるんです議長、議長預かりになってる案件が。それでもう一つだけ言わせていただきますけど。町長による公職選挙法に抵触する全員協議会で扱った後のそういった調査なりなのか、質疑を受ける場なのか。議長としての見解をどういうふうにお持ちなのか。その方向性を示していただきたいということで私は今、議事進行発言をさせていただいてます。

○議長（平澤　等君）　ただいまの石原議員の質問に対しての議長としての見解というふうなことでございます。まず最初に言われた私の議事進行に異議があるという発言でございますが、それは石原議員としての私に対する意見としてそれは受け止めていきたいと思います。

また２つ目のこれらに対する今の先ほど申し上げました全員協議会、人口ビジョン及び総合戦略に対する判断について暫時休憩をとった中で協議したというのは、やはりきちんとした発言をしないと支障があっては困ると私の判断で休憩をとって確認をとったところでございます。その他３つ目の件でございますが、３つ目の件については、先般の会議の中でいろいろ議員の皆さんからご意見ございましたが、中に慎重にこれをするようにというふうなことで内容について今その部分について具体的なものについてはまだ出来上がってございませんので、その旨報告いたします。

以上です。

石原議員。

○１番（石原広務君）　議長、全く整理できていません。本当のことを言ってください。何もかもに影響出てるじゃないですか。議長のもとでは議会が。そういうご自覚ありませんか。今の段階で日程調整、石原個人としての考えは政策審査特別委員会でだって、結局は自然に流れた形にしてしまったわけじゃないですか。日程調整がつけれなくて。じゃそのほかに申し上げます。議会改革の扱いはどうするんですか。私との２者協議はどうなってるんですか。何もかにも置いて議長の立場にいらして、全く議長あずかりの案件は、これいつ扱うのか全く不透明です。そういったご自覚はおありですか。強く抗議申し上げさせていただきます。

○議長（平澤　等君）　今日の会議の席で適当か否か私についてはちょっとこれは疑問でございますが、私の考えでございます。今石原議員から発言された内容、いろいろ多岐にわたった発言だと思います。私は議長として議事進行を進めていく上で、やはり議会全体の流れの中で進めて、その中で調整をとっていくのが議長の務めというふうに判断してございます。確かに今、石原議員から発言ございましたように議事進行及びその他いろいろな案件についての指摘がございました。これらの件についても青枠でございますが、議長の独断的な進行でなく議会の中で議員皆さん方の発言を基にして、それを持った中で総意で議事を進めていくと、このようにしていきたいと私はそのように考えていくのが基本的な考えでございます。そういった中でこれらのことについて皆さんと協議した中で、またそのほかの皆さん方の発言を聞いた中での議会の運営について進めていきたいとこのように考えてございます。ただいま繰り返しになりますけども、石原議員から私の議事進行、また今回のいろいろな案件に関する考え方の指摘がございました。その分に

ついては、石原議員の考え方として重く受け止めていきたいとこのように考えてございます。
　石原議員。
○１番（石原広務君）　議会の総意、そういった基本的なことを私は問うてるわけではありません。議長の判断をする場、これ求められてる機会数点はありませんか。このあとの発言は、これは石原個人の考え方だと言われるかもしれませんけど、暫定予算に至ったそもそもの原因は私は町長にあると思います。でも議会として特別委員会には議長属していませんが、水面下の調整を議会議長として何かされてきましたか。ああいった状況になるのは想定されていませんでしたか。暫定予算修正案になりましたよ。いろいろ理事者と質疑を交わす場面もありました。最終的に修正案に調整に至ったときに議長のところに相談に入ってません。これ失礼になるかもしれませんけど、最終的に相談に行った場所が議場の副議長席です。何をやったんですか議長。議会の総意、私は議会全員をせいにしているような発言に聞こえてきますので、少し長くなってしまいましたけど、この議会運営、議事運営これ少し本当に反省をしていただいて、それなりの判断をするべきと私は申し上げさせていただきます。
○議長（平澤　等君）　ただいま石原議員から私に対する意見、質問等ございましたけども、今予算委員会に対する流れについて、これはあくまでも理事者から提案されたものであり、暫定予算及びそれに対しての何らかの動きっていうふうなことございましたけども、議長としての職域の範囲からそれは逸脱してると私は考えます。今石原議員から発言された内容について、私は予算委員会に諮問してその内容について報告を受けるという立場にございます。何をしてたんだというふうな質問でございますけども、それは議長としての越権だと思います。
　石原議員。
○１番（石原広務君）　越権ではありません。水面下できちんと調整するのが議会議長としての仕事です。特別委員会には確かに属していません。でも特別委員会が開催されて調査質疑がされているときには議長、議長宣にいらっしゃるわけじゃないですか。モニターを見てるわけです。アドバイスなりできましたか。調整ができていましたか。状況を判断して早期に理事者に何かしらの議長としての提起、あるいはアドバイスなどしてきましたか。何が越権ですか。して当たり前の仕事です議会議長として。そこだけは強く申し上げさせていただきます。
○議長（平澤　等君）　石原議員に申し上げます。今石原議員が発言した内容について私は理解することができません。私はやはりきちんとした民主的に会議体で進めるのが本当のことじゃないかと思うわけです。今議長の立場から議長室で確かにモニター全て見てましたけれども、あくまでもそれは自主的に予算委員会ですることであって、その内容について相談があったときは受けますけども、変に違った意味で議長が動くことはこれは控えるべきであると私はそのように考えてますので、この考えについては変わりません。
　石原議員。
○１番（石原広務君）　この３月定例会の基本的な流れ、こういったことをきちんと推測するというか、判断するというか、そういったことも議会議長としての仕事ではないんですか。
○議長（平澤　等君）　よくわからない。

○１番（石原広務君）　それがわからないんですか、わからないんであればその席から退いてください。先ほど言葉を少し換えて柔らかくお伝えしましたが、退くべきです。ご自身で判断するべきです。そういった状況になってるのも本当にご自覚を持ってください。これ以上議会を混乱させることは私は望んでいません。本当に議長の責任、これ追及されています。かなりな議長に対する苦情も私にでさえ寄せられています。それだけは強く申し上げさせていただきます。
○議長（平澤　等君）　石原議員に申し上げます。石原議員としての考え方ということで、私はただいま聞きました。私の考えを私の考えで別にございます。自分のことについては自分で決めます。石原議員の考え方についてわかったので、わかりましたということだけに受け止めさせていただきます。
　議事を進めます。
　菅原議員。
○１１番（菅原義幸君）　今やはり提起されてる問題っていうのは、私も想定外の議事進行発言なんでしょうが、やはり整理しておいたほうがいいと思うんです。今聞いた中で感じた問題を申し上げますが、このまま進みますと吉田議員の一般質問、それから私の一般質問、特に私は１１問通告させていただいておりますが、町長の答弁にもよりますけれどもじっくりとことん今日私が用意している資料に基づいてやろうとすれば１問２時間と見て、全部で２２時間、たっぷり３日以上４日近くかかります。計算上ですよ。しかし今、年度初めにそういう日程を消化することが大局的に見てどうなのかというと、そこは節度を持った態度で臨みたいという考え方を持ってます。これはっきり申し上げておきます。ただ懸念しますのは、このまま一般質問やって終わったらそのあとどうなるんだということは心配してます私も。一つは、忽せにできないのは、デジタル田園都市国家構想総合戦略の協議の問題です。これは令和６年度内に協議を終えておくべき案件だと思うんです。これ全く手つかずなんです。手はついてますが結末を迎えてないんです。これ議長気になりませんか。私は３月議会の初期の段階で議長には３月１４日に再度協議会をやって結末をつけておいたらどうかという提案をいたしましたが、これは議会運営委員会の協議会の席上でその必要はなしと断られたそうなんですが、そのことも私に伝えられていなかったものですから、３月３日の朝の全員懇談会で再度念押ししましたけれども、再度の念押しについても議会運営委員会では１４日ダメよという話でありました。ところがその始末をどうするかということは全く今日に至るまで議長から何も返事がないんです。時間切れのままこの総合戦略は進んでいくんですか。いつやろうとなさってるんですか。これはお示しいただかなければならないことだと思うんです。先ほど石原議員が何点か触れられておりましたが、町長の公職選挙法抵触問題です。これもきちんと議論して議会で対応策を決めませんと第１回定例会を終了していいものかどうかということについてもまだ曖昧なわけです。さらには議会改革、これ私は一昨年の９月、１０月段階から提起してるんです。いまだに何の返事もないんです。１年半以上経過しましたが、もう新年度に入ってしまったとなれば、今議会改革をどうしていただけるのかきちんと本会議席上で方針明示していただきませんと、おそらく今改選期における議会改革はダメだと思います。手はつけられないと思います。私はそうしたくないのでこれもきちんと整理をしていただきたい

と思うし、それからセクハラ問題ですか。これも３者協議のメンバーの１人になってますが、議長からは今日に至るまで何の提起もありません。私も提起はしておりませんが、ひたすら待ってるんです。これらについてはきちんと第１回定例会の中でお示し願うのが、やはり筋なのかと思います。ですから私はこういう提案したいと思うんです。これから一般質問、最後の議会日程として始まりますね議長、そうですね議長。一般質問、吉田議員と私の質問を終われば今定例会閉じますね。私は閉じたらまずいと思うんで一般質問の前にできれば第５回全員協議会を開催していただいて、短時間で結構ですから今出されている諸問題について本会議場で行う第５回全員協議会において方法と日程を皆さんと協議し、提示するという作業をやっていただきたいと思います。その後に一般質問を再開するというふうにしていただきたいと思うんです。これは私の提案であります。その上で申し上げておきますが、そういうことで先の見通しができるのであれば私は１１問の一般質問については、私なりの対処の仕方、方法について既に考え方を決めて今日臨んでおります。その一部を申し上げますと、できるならば１１問の一般質問は放棄しないで行使させていただきたいと。その際いろいろやりとりはあるでしょうが、基本的には本日で終了するという方向で臨みたいと思ってます。もっとはっきり言いますと、本定例会を今日終わるという戦略で私は望んでおりますので、議長に一つ第５回全員協議会、この後、直ちに開催していただきまして今出されている諸点について方法と日程コンパクトに決めてから先に進んで議会を終了するという手続きに入っていただきたいということを申し上げておきます。少し長くなりましたが以上提案申し上げまして発言を終わります。

○議長（平澤　等君）　ただいま菅原議員から私の手元で記録した範囲で４点ほどの提案がございました。その中で今この本会議中でございますが、一般質問これから予定されていたわけでございますが、一般質問入る前に全員協議会を開き、その方向性についてある程度方向性を示すのがいいんじゃないかというふうな提案ございました。この菅原議員の発言に対して議員皆さんの発言ございませんか。

　真柄議員。

○７番（真柄克紀君）　いずれにしても暫定予算の中でここまで入ってきてしまったと。この危機感は議会は議会としても大変重く受け止め緊張感を持って臨まなきゃならんと思います。そういう中で、これは議長どうこうということじゃないですけど、今まで一連のこの１カ月見てる段階の中で、やはり議長が最終的に諸問題についてどういうきちんとした認識を持って議会運営してるか、これがわからないからみんな右往左往するという形になる可能性、私は最終的にはやっぱり１番の３日間含めて町長の問題、これ議長が冷静に自治法上に則った中でやっぱり私はこう思うと、議会としてはこう思うというきちんとした方向を出さなかったら進まないと思うし、あの段階では確か全員できちんとした議議決を出すのが、中身はわかりませんけどそういう形まで議事が進んでるはずなんです。その後の進みが全く見えてこないで今日迎えたということがそんないろいろな形の中で、私たちもどこまで進めていつから本予算に向けてどういう要請をしていいのか、それすらも見当つかない状態に置かれてますので、まず議長が必要ないと思ったらやらなくていいです。だけどそれ必要だと思うんであれば、やっぱりきちんとした形の中で１回、議

会としての現状の各問題点の認識だけはやっぱり解決しないにしても、こういう点だと確認をする必要があるという段階になってしまってるということではないですか。私はそんな気がしますので、今日も私も用事ありましたけど出てきましたけど、こんな話になるとは思ってませんでしたが、それはどっちにしても今指摘されてるのがそうじゃないっていうんであればそれで構わないし、そうだなと思うんであればやっぱりきちんと対応しないとますますだらだらといったらもう６月になっても７月になってもますます混乱するという可能性ありますんでその辺きちっと検討して進めていただきたいと思います。

○議長（平澤　等君）　真柄議員にお尋ねいたします。真柄議員は菅原議員の発言と同じように全員協議会で今後のことについて一般質問前に協議したほうがいいということでございますか。

真柄議員。

○７番（真柄克紀君）　私菅原議員がどうこうじゃなくて、そういう形の作業をするほうが議長として必要があると思えばそれできちんと進めたらいかがですかって話で言ってる話です。議長がその認識もなくて何もそんな必要ないというならそれでいいんですよ何も。

○議長（平澤　等君）　ほかの議員の皆さんから発言ございますか。

石原議員。

○１番（石原広務君）　議会議員の総意ということは基本的に私も認識します。今議会議長、平澤議長の判断を求められてるんです。再三にわたってそうじゃないですか、皆さんの意見はどうですか。議長の判断をしてくださいという趣旨の発言だと思います真柄議員の発言は。

○議長（平澤　等君）　それはわかってます。

真柄議員。

○７番（真柄克紀君）　私も違う立場で菅原議員とまた違う時間違う立場で議会改革についてはとにかく早く手をつけてくださいってこと。もう２年前から言って、この前もだから議運の中でそういう形でどうなったか、その議運と相談した報告もいまだないんです。だから議会改革は絶対必要で全会一致でもう２年前から進んでる話です。だからこういう形で指摘されちゃうわけです現状がこうだから。だからそれに対してどう対応するのがいいかっていう判断は議長がなさるしかないですよという意味で私今言ってるだけです。そういう作業が必要ないならそれで構わないんです。

○議長（平澤　等君）　真柄議員の発言を受けて私の議長としての議事進行、また議会の在り方についての考え方は先ほど述べたとおりでございます。その中について必要ないという考え方はございません。意見をつけた中で方向性を持っていきたいというのが私の信念でございましたので、ただ、今菅原議員及び真柄議員のほうから発言があって議長としての主体性を持った中での会議体の進めをすべきだというご意見がございました。そのような形で取り進めてよろしいということであれば、そのように取り進めていきたいと思いますがよろしいですか。

（「はい」という者あり）

○議長（平澤　等君）　わかりました。それでは私の考えとしては、ただいま日程に組まれている一般質問を終了後に、今出されたような内容について協議していくのも一つの方法かなと思っ

たんですが、今菅原議員からここで今一時この一般質問に入る前に全員協議会で方向性を出したほうがいいんじゃないかというご意見だったと私は受け止めました。それを受けて私の判断で、この議事日程の中で今休憩をした中で、この一般質問入る前に全員協議会を開催し、先ほど提案された内容等について今後の議事、議会の進め方について協議し方向性を出して、お示しして、その後に一般質問に入っていきたいとこのように進めたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　それではただいま皆さんからご承認いただきましたので、この一般質問については全員協議会が終わってから一般質問を行います。

ただ今より全員協議会を終了するまで定例会を休憩いたします。

休憩　午前１０時５０分
再開　午後　１時３０分

○議長（平澤　等君）　休憩を解き会議を再開いたします。

真柄議員より早退の届出がございました。

◎日程第８　一般質問

○議長（平澤　等君）　日程第８、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第５３条に規定されていますとおり質問答弁は簡明簡潔にお願いいたします。

それでは９番、吉田実議員。

○９番（吉田　実君）　議長の許しが出ましたので１つ目の質問をさせていただきます。鳥獣被害対策についてです。今年もいよいよ本格的な営農がスタートしました。近年特に農業での鳥獣被害が大きくなっていることはご承知のことと思いますが、北海道発表の檜山振興局管内のエゾシカによる農業被害金額は令和５年に約５，０００万円になるなど、対策を行っているにも関わらず令和２年から横ばいとなっています。少しでも鳥獣被害が減少するよう行政として取り組みを強化していく必要があると感じており以下の３点について町長に伺いします。

１つ、せたな町における令和６年度の農業鳥獣被害の実績、面積、金額等、鳥獣駆除件数とそれに対する所見を伺います。

２つ目、令和５年度と比べて令和６年度に力を入れて実施した鳥獣被害対策を伺います。

３つ目、令和７年度に向けて検討している鳥獣被害等対策があるか伺います。

以上です。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　吉田議員のご質問にお答えをいたします。

１点目の令和６年度の農業鳥獣被害の速報状況ですが、大豆、水稲など被害面積は２２．３ヘクタール、金額で１，３７７万５，０００円となっておりまして、令和４年度、５年度と比較し

ますと被害金額は減少となっております。駆除件数につきましては、令和７年２月末でヒグマ１６頭、エゾシカ１７９頭となっております。生息数については拡大傾向にあると認識しており、今後もせたな町鳥獣被害対策実施隊員の協力をいただきながら鳥獣被害の抑制に努めていきたいと考えております。

２点目です。鳥獣被害防止対策については、令和６年度から新たに北海道ヒグマ管理計画に基づくヒグマの人里出没抑制等のための春期管理捕獲に取り組み、捕獲従事者の育成、確保に努めるなど鳥獣被害対策に取り組んでおります。

３点目のご質問については、現在行っている狩猟免許取得補助金や鳥獣被害防止対策事業補助金を継続して取り組むほか、ヒグマ用の箱ワナ２基を新たに購入し捕獲圧を高めるなどの対策を行ってまいりたいと考えております。

○議長（平澤　等君）　吉田議員。

○９番（吉田　実君）　再質問させていただきます。私が令和５年第４回定例会の一般質問の中で、鳥獣駆除した個体のジビエの活用についてハンターさんの皆さんと相談するという内容でございましたが、町長相談していただけたんでしょうか。もし相談されていましたら、その内容とか、今の保健所といいますか、その辺の内容を簡単にお知らせください。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　前回の議員の質問をいただいて検討を加えてございます。中身ですが、実はジビエの食用として衛生的に処理するということは大変難しい状況となっております。一つは、食品衛生法が改正されまして令和３年６月１日から野生鳥獣肉を処理する食肉処理施設についてもハサップに沿った衛生管理が義務づけられております。このジビエを解体するためには、そういった食品衛生法の処理業の許可施設が必要ということになりますし、処理するにしても食品衛生法、加工販売に必要な営業許可を取得した施設とこういうことになります。したがってこういった資格を有しなければ手を付けられないという状況になってきておりまして、道内のこういった施設の運営につきましては、ほとんどが民間で専門にそういったジビエの食肉の販売をしている事業者が運営をしているという状況にあるわけでございます。相当の頭数の処理をしないとなかなか生産的に難しいというような状況もございます。こういったことで今後これはまだハンターとの話合いは行っておりませんが、こういったことについてハンターの皆さんが取り組むことができるかどうかという部分につきましては、今後、相談してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（平澤　等君）　吉田議員。

○９番（吉田　実君）　頭数は決して減るものでございませんので、ますます増えて農業被害の邪魔をするということなので、そういうジビエに地元、もし我が町だけでなければ隣町との相談も含めながらなるべく、今おいしい肉に成り代わりつつある宣伝も今してますので、ぜひそういうのを活用できるようにハンターの皆さんに少しでも還元できるような内容に努めていただきたいということで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　農業被害を減らすということが議員の目的というふうに質問で伺いました。令和６年度につきましては、こういった鳥獣被害については、これまでと比べまして減少傾向にあるという状況になっております。これからもハンター等のご協力をいただきながらできるだけ効果的な駆除を対策に取り組んでまいりたいというふうに思っているところです。

ジビエの問題につきましても引き続き検討、研究させていただきたいというふうに思います。

○議長（平澤　等君）　以上で吉田実議員の１問目の質問を終わります。

続いて吉田実議員、２問目の質問をいたします。

○９番（吉田　実君）　２つ目の質問に入りたいと思います。地方公務員の兼業、副業についてです。本年１月２４日の石破総理による施政方針演説の中でありましたが、日本の生産年齢人口は、これからの２０年で１，５００万人およそ２割以上が減少する見込みとなっており、人材希少社会に突入すると言われております。新しい地方経済、生活環境創生本部事務局が提供する地域経済分析システムリーサスによると、我が町ではこれから２０年で６割が減少し、生産年齢人口は１，０００人程しかいなくなる見通しです。そんな中、同演説内では、人口減少が進む中で一人一人が持つ可能性を最大限に引き出すことが必要で、地方公務員の兼業、副業にも柔軟性を持たせ、地域の方々が力を発揮できる環境を整備するとも触れております。地方公務員は原則として兼業、副業は禁止されておりますが、施政方針演説の内容に対しての町長の所見を聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　２問目の質問にお答えします。

現在、日本の生産年齢人口は少子高齢化等による人口減少に比例して今後も減少が見込まれるところであります。当町においても、人口減少に伴う人手不足により１次産業をはじめ様々な業種に影響が及んでいるところです。近年は人口減少に伴う人材の希少化等を背景に、地方公務員も地域社会のコーディネーター等として公務以外でも活動することが期待されるようになっております。町職員など地方公務員の兼業については、公務の能率の確保、職務の公正の確保、職員の品位の保持などから、国家公務員と同様に地方公務員法第３８条で町長など任命権者の許可制となっており、当町では、せたな町職員服務規程第１７条、営利企業等従事許可の手続きにより町職員の責務に支障の無い公共性の高いものについて許可をしているところであります。当町においても、町職員が兼業や副業することにより地域に対する貢献や異業種との交流による職員の人材育成、人口減少に伴う人材不足の解消などの効果も考えられますことから、先進事例や国の動向などを注視し検討してまいりたいと考えているところであります。

○議長（平澤　等君）　吉田議員。

○９番（吉田　実君）　再質問で聞こうかと思ったんですけれども、町長もいろいろ人事院規則に触れて、我が町も参加してるということでございますので、なるべく、やはり職員の何かヒントになることがあると思いますので、ぜひ活用していただければということで終わります。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　地域活動の兼業につきましては、当町では兼業許可の基準が明確ではな

いため議員のおっしゃるような事務取扱い規程等の整備というものが必要であります。現在、国において制度の見直しについて具体的な検討を進めているところでありますが、兼業による心身の著しい疲弊のため本業である職務の能率に悪影響を与えるなどの懸念も考えられますので、兼業の推進につきまして慎重に検討を重ねてまいりたいと考えているところでございます。ご理解いただきたいと思います。

○９番（吉田　実君）　以上で９番、吉田実議員の２問目の質問を終わります。

続いて１１番、菅原義幸議員。

○１１番（菅原義幸君）　議長にご検討いただきたいことが１つございます。これから一般質問を始めますが、１１問の通告をしておりますが基本的に今日で終わりたいというふうに考えております。これも町長の答弁次第なんですがね。それで１１番目の質問を１番最初にさせていただきまして、残りの時間配分を進行状況の中で判断したいと思いますので、議長におきまして特別の裁量権を生かしていただきたいと思います。

○議長（平澤　等君）　わかりました。ただいま菅原議員より一般質問通告順、通告項目の順序の変更について申出がございました。会議規則第６０条第１項及び第３項により、これを許可いたします。町側につきましても、そのように準備をお願いいたします。それでは菅原義幸議員の１１番目の質問から始めてください。お願いします。

○１１番（菅原義幸君）　それでは、町長に対しまして、せたな町非核平和のまち宣言に基づく町長の見解についてお尋ねをいたします。①宣言は人類の安全と生存のため、核兵器の廃絶を訴えるとしておりますが、日本政府は２０２１年1月２２日に発効した核兵器禁止条約について、いまだに署名も批准もしておりません。町長はどう思うかお尋ねいたします。②3月3日から国連本部で始まった核兵器禁止条約、第3回締約国会議に、日本政府はオブザーバー参加さえしませんでした。日本は唯一の核兵器被爆国であり、昨年、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞した最初の国際会議であるにもかかわらず欠席し､関係者から失望の声が出ました。町長の見解を伺いたいと思います。③日本政府は、核抑止論と敵基地攻撃能力論に立って、長距離ミサイルの配備を含む軍事力増強のため日米同盟を強化し、２０２７年度までの５年間に４３兆円の防衛費の確保を目指しており、新年度予算は８兆７，０００億円を計上しております。異常とも言える防衛予算の突出について、町長の所見を伺います。④昨年１２月の第４回定例会で町長は、全国首長九条の会への参加は考えていないと答弁しましたがその理由をお尋ねいたします。⑤宣言で謳う非核３原則の堅持と自由で平和な社会と世界の恒久平和のために、全国首長九条の会に是非とも参加することを促したいと思いますがいかがでしょうか。以上であります。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　菅原議員の１点目のご質問にお答えいたします。

国家の防衛に大きく影響する核兵器禁止条約への署名や批准については、政府の決定事項と考えております。

２点目のご質問でございますが、第３回の締約国会議に日本がオブザーバー参加しなかったことに関しての見解ですが、これにつきましても政府で充分審議した結果と考えております。

３点目のご質問でございますが、防衛費予算については、国会で充分審議されるものと考えております。

４点目と５点目のご質問を合わせてお答えをさせていただきますが、全国首長九条の会への参加は考えておりません。その理由としては、特定の団体に属さず中立的な立場を維持したいということ、非核宣言の町としての活動は続けてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（平澤　等君）　菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　それでは再質問をいたします。再質問に入る前に町長、余りにも情けない答弁じゃないですか。町長はどう思うかと、町長の見解を聞いてるんですよ。政府の決定だと述べるのは答弁になっていないしね。これは責任観念に著しく欠ける行動だと思います。少なくとも我が町は非核平和のまち宣言をしているわけでありますから、その町の町長にふさわしい答弁をなさらなかったことは大変残念の極みだということを申し上げておきます。それでは再質問に入ります。まず、①と②を合わせて３点お尋ねいたします。第１点。日本は唯一の戦争被爆国であります。昨年は日本被団協がノーベル平和賞を受賞し、式典で大きな感動をよんだ格調の高い挨拶も行っております。核兵器禁止条約を人道主義の立場から国際的に大きくリードしてきたのが日本の被爆者運動であります。被爆者やノーモア広島、ノーモア長崎の表現が国際的に認知されたのも第２次世界大戦の末期、今から８０年前の８月、広島と長崎に落とされた新型爆弾の被害に遭われた被爆者の方々の血のにじむような長年にわたる叫びによるものであります。さらに、１９５４年、昭和２９年でありますが３月１日、マーシャル諸島ビキニ環礁でアメリカの水爆実験で被曝した、静岡県焼津港所属の遠洋マグロはえ縄漁船第５福竜丸の船員など、多数に上る漁業者の筆舌に尽くせない叫びがあったからであります。世界で唯一の被爆国の日本は核兵器禁止条約を署名も批准もしないばかりか、これまでに開催された３回の締約国会議にも、ただの１度も出席しなかったことは、ゆるがせにされない話であります。町長もせたな町非核平和のまち宣言を行った町のリーダーにふさわしい判断をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。２点目、去る３月１２日の藤谷議員の一般質問で、日本非核平和宣言自治体協議会への参加の検討を求めたのに対し、町長は特定の団体に入らない、中立でいきたいとする驚くべき答弁を行いました。先ほどの９条の会の答弁と全く同じであります。これはただ単に質問者に対するだけではなく､せたな町非核平和のまち宣言を議決した議会全体に対する露骨な発言であります。この宣言を提案した、今はなき大塚泰淳議員が聞いたとするならば大変憤慨をするに違いないと思います。私としても誠に残念な限りであります。町長が日本非核宣言自治体協議会を特定の団体だと決めつける理由と、中立でいきたいという答弁をした真意を伺いたいと思います。ちなみに申し上げておきますが、１９８４年８月５日に非核都市宣言自治体連絡協議会が誕生し、その後、日本非核宣言自治体協議会に改称されたものでありまして、現在の会員数は３６０自治体に上っているということであります。北海道では、札幌市、函館市、旭川市、帯広市など１１市、さらに、蘭越、奈井江、上川、豊浦、洞爺湖、安平、平取など１２町が加入しておりますけれども、同協議会の調査によりますと、非核宣言自治体数は、昨年５月１６日現在で全国１，７１８自治体中、１，６６７自治体が実に全体の９７％に達しております。町長はこの事実をご承知で

しょうか。宣言を発した自治体が宣言実現のため、広く連携し協議することがなぜ特定団体呼ばわりされなければいけないのか。中立でないと決めつける理由は何か。納得のいく答弁を求める次第であります。第３点。せたな町非核平和のまち宣言の懸垂幕はいつ出すのか。非核平和のまちの実践を口先だけでなく、実際に真剣にやっていただく考えはお持ちかどうかお尋ねをしておきたいと思います。次に、③に関連する再質問であります。非核神戸方式が蹂躙された事実について伺います。入港する外国軍艦に資格証明書を提出させる、非核神戸方式を持つ神戸港で、３月２４日米掃海艇ウォーリアが資格証明書を提出しないまま、神戸港摩耶埠頭に入港いたしました。これは町長もご承知のことと思います。１９７５年に同方式確立以降、米軍艦は５０年間神戸港に１隻も入港しておりませんでした。そういう中での入港につきましては、非常に危惧すべき問題であります。これは石破政権が核兵器禁止条約に公然と背を向けて、拡大抑止すなわち核の傘の強化を推進し、その障害になる非核神戸方式に公然と挑んできたものだと言わざるを得ないのであります。もう一つは、３月２４日、陸、海、空自衛隊の実動部隊を平時から有事まで指揮する統合作戦司令部が東京市ヶ谷市の防衛省で発足したことであります。日米の司令部連携強化の一環で、当面は部隊運用や共同作戦などで、アメリカ、インド太平洋軍司令部との連携を強化する方針であり、敵基地攻撃能力を一元的に指揮するものであります。ただし、敵基地攻撃の意思決定は日米共同で行うため、情報、能力面で圧倒的に優位な米軍指揮下で敵基地攻撃能力が運営される危険があります。これは文字どおり、我がせたな町民を含め、日本国民の危機をもたらすものでありますが、このことを町長はどう見るのかお尋ねをしたいと思います。次に、４項目と５項目についてお尋ねいたします。再質問をいたします。憲法９条の用語が日増しに重要になっている情勢の中で、町長がせたな９条の会員であることに多くの皆さんが大変励まされております。戦後８０年間、日本人が戦争行為で１人の外国人も命を奪わなかったし、奪われることもなかったのは平和を求める国民の声と憲法９条があったからであります。今、町民が安心で平和な毎日を送ることができるのも、憲法９条があるからであります。町長には９条の会の会員であることに誇りを持っていただきたいし、憲法９条を守る崇高な行動で町長でなければ果たせない役割をぜひとも果たしていただきたいと思います。全国首長９条の会は、２０１９年１１月に結成され、憲法９条はもちろん、憲法９２条の地方自治を損なうあらゆる動きに対峙する活動方針を掲げて、現職元職の首長が超党派で臨んでいる組織なのであって、ぜひとも高橋町長にも入会していただきたいと私は考えます。我が町に存在する他の全ての会員には絶対実現することができない唯一の優れた行動でありますから、町民の平和と暮らしを守る崇高な役割をぜひ担っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。以上であります。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　答弁漏れございましたら、あとでご指摘いただきたいというふうに思いますが、まず今回戦後８０年を迎えてこういったこのノーベル平和賞をちょうだいしたという団体があります。象徴的な出来事というふうに感じております。そういった中で、政府の方針でございますがこれはいろいろな世界情勢の分析等されての結論というふうに感じておりますので、私として、私の立場からコメントについては控えさせていただきたいというふうに思います。な

ぜ日本非核宣言自治体協議会に参加しないのかということでございましたが、非核平和の町としての姿勢、これは様々ございます。協議会へ参加しない場合においても、引き続きこれはこの非核宣言の自治体の町として、しっかりこのこうした平和に対する啓蒙活動は実施をしながらですね町民の理解を深めたいというふうに考えているところでございます。それから懸垂幕、これの質問もございました。これにつきましては、これから検討をさせていただきたいというふうに思っております。神戸のアメリカの軍艦の入港のお話でございますが、これは防衛上の問題というふうに考えているところでございまして、私たちの知り得る情報の中ではこれがどうこうというコメントはできないというふうに思っております。それからせたな町の９条の会のお話ございました。実は私も１町民として応援をしているところでございます。これは個人的に町民の皆さんがそういった平和を確保しようといいますか、そういった運動を展開しているということにつきまして理解をしているということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（平澤　等君）　菅原議員に申し上げます。答弁漏れ指摘してください。カウントしませんからお願いいたします。

○１１番（菅原義幸君）　うまく逃げましたね。議長から言っていただければ形はいいと思ったんですがね。３月２４日の統合作戦司令部、これが発足した問題で日米の司令部連帯強化の一環で非常に危険な状況にあるということについて、町長はどう見るのかお尋ねしましたが答弁がございませんでした。それから４、５に関連して個人的に平和運動を進めたいということまではおっしゃったんですが、首長でなければ絶対不可能な全国首長９条の会になぜ積極的に入会して、それにふさわしい役割を果たしていただけないのか、その理由が明確になっておりませんのでお尋ねをしておきたいと思います。それから少し前に戻りますが①②の中で申し上げました第２点目であります。宣言を発した自治体が構成している日本非核宣言自治体協議会、これがなぜ特定の団体なのか。それから町長が言う中立でないという決めつけ方をする理由は何か、これはお答えを頂いておりません。しっかり再答弁いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（平澤　等君）　町長に申し上げます。再答弁の補充答弁をお願いいたします。

町長。

○町長（高橋貞光君）　３月２４日の統合作戦司令部ですか、これにつきましては新聞で拝見をいたしました。理由もいろいろ書いてございましたが中身については詳しく理解をしていないということでございますが、ただこういったことが行われたということについてはいろいろ現下の国際情勢やこの安全保障等を勘案して必要と判断されたものというふうに考えております。それから首長の会への参加の件でございますが、これは先ほども答弁したというふうに思っておりますが、理由としては特定の団体に属さずということでございます。それからなぜ特定なのかということもありました。こうした団体は幾つかございます。それぞれのこの理念に基づいて活動されているものというふうに思っておりますが、そういったことで、この一つだけに参加するということにはなかなかならないというふうに考えているところでございます。

○議長（平澤　等君）　町長。今再答弁の町長の答弁の中にあった中立という根拠を示していた

だきたいです。
　町長。
○町長（高橋貞光君）　これは意味は特定の団体に属さないということでございます。
○議長（平澤　等君）　再々質問でよろしいですか。
　菅原議員。
○１１番（菅原義幸君）　再々質問になりません。答弁の意味が聞き取れないんですよ。特定の団体だから入れないという答弁ですよ町長。特定の団体だから入れないという意味なんでしょ。特定の団体じゃないんじゃないですか。我が町でも宣言している趣旨の団体です。我が町の団体の宣言の中身が特定の宣言だということを町長は判断したということになりますよ。これは論理にありません。それから中立でいきたいっていうんであれば、何と何との間の中立なのか。そこをきちんと答弁していただきませんと答弁にならないわけです。これはしっかり答弁願います。補充ということであえて質問いたします。
○議長（平澤　等君）　町側に補充答弁を求められております。
　町長。
○町長（高橋貞光君）　特定という意味は、一つの団体、特定の団体に属さないということでございます。
○議長（平澤　等君）　町長。ただいまの質問は特定の団体というのは、町の方針と同じ団体であれば特定という定義は成立しないのではないかという趣旨の発言と取れます。特定という場合の定義ですか。それから先ほど話し合った中立というのは、両論あった中の中立か、そういった説明についてもちょっと不足してるように思われますので、その分についての説明もしていただければよろしいかと思います。
　町長。
○町長（高橋貞光君）　まずこの種の団体といいますかね、幾つか議員もご存じのことと思いますが幾つかございます。したがって一つに加入するということになりますとそれは特定の団体に加入したというふうになろうかと思います。したがいまして、そういった意味からこのいろいろな団体がある中で、特定の一つの団体には属さないという意味でございます。皆さん非核宣言の町ですね、非核平和のまち宣言ですね。これはもちろん、いろいろなこの市町村が宣言している状況にございます。だからといって全部が議員のおっしゃっているこの会に加盟しているという状況ではないかというふうに思います。それはそれぞれの自治体の判断であろうというふうに理解をしているところでございます。
○議長（平澤　等君）　ただいま町長から補充答弁がございましたが質問者に申し上げます。質問に対する答えというふうなことで町側でできる精いっぱいの答弁だったのかなと思いますけども、ただ、やはり質問と答弁というふうなことでの食い違いがあったんではやはり議論になりませんので、改めて質問者に申し上げます。カウントっていうふうなことはしません。噛み砕いたっていうふうなことで語弊がございますけども、町長の答弁、今まで理解をされましたけども、的がつかめてないように思いますので、菅原議員、大変恐縮でございますけどもその部分につい

ての細かな質問ということで質問していただけませんか。
○議長（平澤　等君）　菅原議員。
○１１番（菅原義幸君）　これね、再度の補充質問でありますよ。いいですか。再度の補充質問なりますよ。それでよろしいですか。
○議長（平澤　等君）　よろしいです。
○１１番（菅原義幸君）　町長、まず一つは、中立ということについて、これどういう意味なんだっていうことについては一貫して答えてないんです。中立というのは何と何の間の中立なんですか。全く一貫して答弁していないんです。私が聞いているのは、非核平和のまち宣言をした団体の町長としてどうなのかと、いうことを聞いてるんです。どこから中立でいたいという話出てくるんですか。答弁がよく理解できてないようだから言いますが、非核平和のまちを宣言した町なんです。スタンスは明快なんです。核武装する町の宣言をしたところと、非核平和のまち宣言をしたその真ん中に我が町がいるわけじゃないんです。中立でいたいという意味はどういうことなんですか。私全然理解できないんです。これは一貫して私の質問に答えてないんです。それから９条の会の問題も同じなんですね。９条の会というのは簡単に言いますと、現憲法の９条をしっかり守ろうというそういう団体です。この９条、１番現憲法の中核の部分として大事に守り育てていこうという団体なんです。その会にお入りになっているんですから、そこが１番の中心点になるわけです。そこの中間にいたいっていうなら、改憲派と護憲派の真ん中に身を置きたいということになるんですか。おっしゃってることをしっかり自分で意味をわきまえて答弁してください。なぜ町長に提起したかといいますと、あなたが町長だから提起してるんです。私も９条の会員です。どう逆立ちしたって、全国首長９条の会に入れないんです。せたなに１５０人の会員がいると聞いておりますが、町長以外の１５０人の会員の方、どんなに切望しても全国首長の首長９条の会の会員にはなれないんです。我が町におきましてはただ１人、高橋町長だけなんですね。そういう意味で誇り高き、あなたにしか取れない行動をぜひともとっていただきたいと、こう言ってるんです。なにか間違ってますかね。ほかにもいろいろお尋ねしたいことがありますが、大体町長の考え方は国でやることだからわしゃ知らんと。このような答弁で成り立ってますからね。補充答弁の対象にはいたしませんが、今申し上げた点については、町長の責任で答えていただかなければいけない問題ですからしっかり誤解のないように答弁を求めたいと思います。
○議長（平澤　等君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　私の言っている中立ということでございますが、これは核を持つとか持たないとか、その中間、そういう意味ではございません。忠実、要するに数ある団体の中で一つの団体に属すということではなくて、どの団体にも属さないという意味で中立というお話をさせていただいているところでございます。
○議長（平澤　等君）　菅原議員。
○１１番（菅原義幸君）　補充ばっかりやってるとね、議長も裁き方嫌でしょうから再々質問ということでお尋ねしておきたいと思います。ただし再々質問の補充やるかもしれません。町長、答えになってないんです。何か一つの団体に入ることが特定の団体に入ることだと、特定なんだ

と、こういう説明をしましたよね。そうしますと町長、せたな町だって特定の団体にかなり入ってるんじゃないですか。特定の名称と特定の目的を持った団体にたくさん入ってませんか。それ全部抜けちゃって、どこの団体にも入らないということを今答弁したのと同じになりますよ。いろんな団体に入ってますでしょ。いろいろ協議会に入ってますでしょ。手元に資料ないからいちいち読み上げませんがね。それで特定の協議会や特定の組織の会長や副会長、理事、監事やってますでしょ町長も。それは特定じゃないんですか。自分で何答弁してるかわかって答弁なさってるんですか。それからこの種の団体はいろいろあるというけれども、どんな団体ありますか。でたらめなこと言っちゃいかんです。非核平和のまち宣言をした町の協力共同体として、この協議会以外に何がありますか。あるんだったら全部一切残らず、ここで答弁してみてください。私は、我が町で非核平和のまち宣言をしたということは非常に大きなものがあると思うんです。これは大塚議員が、言わばあの方の一つの政治信条をかけていち早く提起し、議会でも全会一致で決定した大事なものなんです。それを真摯に受け止めて行動しようとすれば、先ほど申し上げましたように、北海道では札幌、函館、旭川、帯広です。中心都市はほとんど入ってるんです。そういうところが特定の団体に入ったっていうね、言い方をするとすれば町長これ問題になるんじゃないですかね。私、あれですよ大変なことを町長答弁してると思います。蘭越、奈井江、上川、豊浦、洞爺、安平、平取、あれ特定の組織に入ってる町なんだよと。我が町のせたな町長、議会で答弁しましたよと、いう話になってきますよ。首かしげなくてもいいですよ。あんたそういう重大なね、ミステイクを犯してるわけですから。既に入っている自治体に対するある種の誹謗めいた意味合いを帯びることにならざるを得ないのではないかということを私、率直に指摘してるんです。全国で９０％、９７％の自治体が宣言してるんだから、むしろ入って当然当たり前なんです。なぜならば日本は唯一の被爆国なんです。被爆体験をした直接の被爆者及びその親戚、身内、友人、知人、おそらく全自治体が網羅してると思います。そういう町が宣言をして、力を合わせて非核の世界をつくっていこうということがなぜ特定団体なんですか。なぜそこと中立の関係でいなければいけないんですか。私は、首長としての資質に関わる問題だと思います。これで１時間経ちますから答弁を待ってこの質疑は終わりたいと思いますが、コンパクトに正確な誠意のある答弁を求めたいと思います。

以上です。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　先ほどお答えいたしましたが、特定といいますか、一つの団体に属すことはしないということでございます。それからこの加盟している北海道１２町と言いましたかね、間違ったら申し訳ないんですが、現在北海道１４７町村ございますが、その中で１２町ということだったというふうに思いますが、いずれにしましてもそれぞれの首長の判断、ということだといういうふうに思っております。せたな町におきましても私の判断としては、加盟はしないという判断をしているところでございます。

○議長（平澤　等君）　菅原議員。

○委員（菅原義幸君）　答弁しっかりしてくださいと私はお願いしたんです。誠意を持って再々

答弁してくださいとお願いしたんです。町長いいですか。町長、今役職を持って全道全国の組織に参加してますよね。名称いろいろありますが。それらも全部特定団体だというくくりになるんじゃないですかって言ってんです。だって一つの目的、一つのルールに基づいた組織に入ってるんですから。会長やってるのもあるでしょ全国組織の。名称は申し上げませんけども。副会長あり、監事あり、理事あり。そういうところには入ってるのに、何でこの組織だけは特定だというふうに言うんですか。答えになってないっていうことを私は申し上げているわけです。それから入っていない自治体もあるというけれども、そりゃ入っていない自治体もあります。私全部入ったなんて言ってませんよ。しかし入ってる自治体もあるじゃありませんか。だからそういう先進自治体の首長さんに謙虚に学んで、非核平和の町のね、宣言した町にふさわしい首長さんとしての行動をとったらいかがですか。嫌だ嫌だと。俺は議会で宣言したかもしらんけれども趣旨に反するんだから嫌だと、こういうことであれば、無理強いすることはできません。これは首長としての、９条の会の場合は首長としての問題ですから。しかし自治体として加入するかしないかとなれば、これは町長の一存だけでいくかということはあります。我が町、我が議会で、日本非核宣言自治体協議会に加盟しようじゃないかという過半数をもって決議した場合はどうなるかという問題も残ってるんですから。我が町は高橋貞光町長個人のワンマン行政では決してありません。あり得ません。我が町の最高意思決定機関は、我がせたな町議会なんです。そのように考えたときに、町長の答弁については全く答弁なっていないというふうに言わざるを得ないんです。それで再々質問これで終わりますけれども、納得のいく答弁を恐らくしないと思いますので適切な機会を狙って、さらに質疑を継続してまいりたいと思います。これ町長恐らく答弁しないでしょうから、なければないでこれで終わって構いません。議長に委ねます。

○議長（平澤　等君）　以上で菅原議員の１１問目の質問を終わります。

ただいまより２時４５分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時３２分

再開　午後　２時４５分

○議長（平澤　等君）　休憩を解き会議を再開いたします。

一般質問を継続いたします。菅原義幸議員の１問目の質問をお願いいたします。

菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　それでは町長に対しまして、５期にわたる高橋町政の総合的評価についてお尋ねをいたします。

①集大成を目指した５期目の高橋町政も残り僅かとなりました。総合的な評価を伺いたいと思います。

②町長就任当初掲げた３区のバランスのとれたまちづくりについて、どのように進めてきたのかお伺いいたします。

③しがらみのない町政を標榜しておりましたけれども、実態はどうだったのか伺いたいと思い

ます。
④クラスター事業における違法な専決処分は、５期にわたる高橋町政の最大の汚点でありました。見解を伺いたいと思います。
以上です。
○議長（平澤　等君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　お答えいたします。
１点目の総合的な評価についてですが、これまで地域の特性を生かしながら、持続可能な発展を目指して様々な施策を推進してまいりました。特に子育て支援や産業振興による地域経済の活性化、福祉施策の充実、教育環境の整備、財政の健全化など、多岐にわたる分野で成果をあげることができました。これもひとえに議員各位、町民皆様のおかげと考えており感謝申し上げます。
２点目ですが、支所や消防などを含めた公共施設の長寿命化、インフラの整備など各区が均等にバランスの取れたまちづくりに努めてまいりました。
３点目のしがらみのない町政運営についてですが、町政運営においては常に中立的な立場を保つことを心掛け、町民全体の利益を最優先に考えた政策決定を行ってまいりましたことから、しがらみは無いと考えております。
４点目の違法な専決処分とのことですが違法性はありません。ご理解いただきたいと思います。
○議長（平澤　等君）　菅原議員。
○１１番（菅原義幸君）　４点の答弁をいただきましたが、４点の答弁、全て全く納得できません。こういう答弁でお茶を濁そうというのであれば、５期２０年の実績というものがまさに泣いているという状態ではないかと思います。これ再質問やりますとね、さっきの質問だけで１時間かかってるんですよ。再質問やりますとこれ２時間びっしりかかりますからね。予算質疑もございますし、６月議会もございますから留保いたしまして２問目の質問に入りたいと思いますが、よろしいですか。
○議長（平澤　等君）　わかりました。
それでは以上で菅原議員の１問目の質問を終わります。
続いて２問目の質問をお願いいたします。
菅原議員。
○１１番（菅原義幸君）　町政執行方針と新年度の行財政運営について町長にお尋ねをいたします。
①新年度の町政執行方針の冒頭で令和７年度においては、賃金上昇が物価上昇を上回り個人消費が増加する。設備投資も堅調な動きを継続するなど、経済成長が期待されると述べています。余りにも楽観的な情勢分析ではないでしょうか。
②さらに政府としては賃上げと投資が牽引する成長型経済を目指し、経済財政運営を推進するなどと述べておりますが、町政執行方針としては一面的な評価ではないでしょうか。
③３月４日に衆議院を通過した１１５兆２，０００億円の新年度国家予算は異常な軍事費突出、大企業へのばらまき、国民には冷酷な緊縮財政という３つの特徴を持っていると思われますが、

町長の見解をお尋ねいたします。

④現在のせたな町には、農業予算、社会保障、介護、医療、福祉等々、町民生活全般にわたって本格的な地に足のついた行財政運営が求められているのではないでしょうか。

以上５点についてお尋ねをいたします。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　３問目のご質問にお答えをいたします。

１点目の楽観的な情勢分析ではないかということでございますが、経済情勢には不確実性が伴うことは否定できません。国際的な経済環境や物価動向など、多くの要因が影響を及ぼす可能性があります。しかしながら、これらのリスクを十分に認識しつつも、前向きな姿勢で経済成長を目指していく必要がありますので楽観的な情勢分析ではないと考えております。

２点目の一面的な評価ではないかということでしたが、国の経済再生に向けた重要な施策であり、地域経済の活性化にも大きな影響を与えるものと考えております。しかしながら町政執行方針においては、単に賃上げや投資の推進だけではなく、地域の特性やニーズに応じた多角的な施策推進を掲げております。

３点目の新年度国家予算についての町長の見解ということでございますが、国では賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行ということで、国の重要な政策に重点を置き、社会保障や教育、防災、防衛力強化等の推進など、国民の安心安全な暮らしを守る予算であると認識しております。

４点目の本格的な地に足のついた行財政運営についてですが、社会情勢や町民生活の変化に伴い、高度化、多様化する町民ニーズに的確かつ速やかに対応する行政サービスの提供と分かりやすい町政情報の発信など、町民サービスの向上に努めております。新年度予算においては、入学祝金支給事業、出生祝金の増額、住宅リフォーム等助成事業、避難所生活環境改善事業など、町民生活の実情に即した事業などの実施を予定しており、地に足のついた行財政運営と考えているところでございます。

○議長（平澤　等君）　菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　これも４点とも納得いきません。空虚な答弁にすぎないということを一言申し上げておきます。それで全く一つも再質問しないのも失礼ですから４つまとめて簡単にお尋ねしておきたいと思います。これ町長の経済情勢分析間違ってますよ。どんな美辞麗句まとめてみても、既に物価上昇率の方が高くなってきているデータがあるんです。倒産件数も非常に深刻です。４月から物価が上がるその品目についても驚くほどの品目なんです。そういう庶民の現実に目を向けることができないとすれば、首長としては寂しい限りだということを言っておきます。明るい話が何も悪いとは言ってません。しかし現実を正確に見ていくならば、令和７年度非常に厳しい状況だということは、これは石破総理大臣を認めてることなんです。わかりやすい事例だけ挙げておきます。２０２５年度予算が通過した途端何が問題になったかといいますと、物価対策をやりますと。国会終わる前からぶち上げたもんですから、一体何なんだと石破首相は。そういう批判が出てるじゃありませんか。当初予算だけではこの物価高に国民が納得できないし、参議院選挙対策のためにも必要だということを石破首相自身が感じているからああいう発言にな

ってるわけです。しかしそういうことを感じてるという点だけで言えば、町長より現実的な感覚があると思います。経済対策打たなきゃならん、選挙に負けちゃうぞと言ってるんですからね。そういうことで、町長の認識には誤りがあるし、極めて１面的で楽天的に過ぎるということをご指摘申し上げたいと思います。先ほどの４つ目の答弁につきましてもいいとこ取り、ただつまみ取っているだけで、これも議会から言われて言われて言われてようやくです。計上した新規予算というのはもう目白押しじゃありませんか。何か自分で発想してやったんじゃなくて、余儀なくされてやらざるを得なかったっていうのは本当のところでしょう。しかも、一言だけ申し上げておきますが町長、今年は選挙の年でありますから、元来は骨格予算で提起すべきなんですよ。私は、町長選挙の年に過去のデータ調べますとね、普段の年より増えた予算になってるんですよ。これはね､町政の私物化って言ってもいいと思いますよ｡本当に町長に謙虚性があるんであれば、やっぱり当初予算は骨格でいくべきなんです。その上で、再選したら新しい政策を打っていくということでなければいけないのに、もう選挙のための公約満載じゃありませんか。しかも骨格予算を構成しなければいけないにもかかわらず、去年より当初予算の金額どうです、町長どうでした｡当初予算ですよ｡去年と比べて今年どうだったんですか｡骨格予算の数字ですかこれ｡結果、暫定予算になりましたからね。この議論はあえていたしませんが、やはりそういう点では、町長の町政に対する基本的な視点っていうことについては大きな問題があるなということを感じざるを得ません。総括的な答弁で結構でございますから、今指摘した２点について、ごく簡単で結構でありますから再答弁を求めたいと思います。以上です。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　ご指摘いただきましたように、町政執行方針でございますがこれは２月時点で作らせていただきました。その後、国際的な経済情勢の動きというのは少し変わってきているのが実態でございます。そういった意味では、当初から見ると、当初の見方が甘かったということも言えるかもしれません。ただ、２月時点におきましてはそういう状況であったということはこれは理解していただきたいというふうに思います。骨格予算のお話もございました。これも議論のあるところかと思ういますが、これにつきましては、これまで議会からいろいろご意見を頂戴してきたところでございます。そうした意見も取り入れさせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（平澤　等君）　以上で、菅原議員の３問目の質問を終わります。

続いて菅原義幸議員の４問目の質問を許します。

○１１番（菅原義幸君）　４問目の質問に移る前に一言だけ申し上げます。議会から言われて、福祉関係の新規政策を打つんであれば、改選期にわざわざ持ってこなくても早く打ったらいいじゃありませんか。ずっと長いこと私は言ってることなんです。わざわざ改選期に貯めて打つっていうその手法が私は感心しないと申し上げてるんです。

それで４問目の質問に移ります。米不足と価格高騰に対する町長の基本認識についてお尋ねをいたします。

①新米が店頭に並んでも価格上昇に歯止めがかかっておりません。この状態について町長はど

う感じているのか所見を伺います。
②これらの背景に米の生産が不足しているという認識があるのかどうかお尋ねをいたします。
③米生産農家が全国的に減少しております。農水省の統計調査でも、農業所得は厳しい数字が示されておりますけれどもどうお思いでしょうか。
④海外先進国で行われている、価格保障、所得保障などの財政措置で増産と生産者への直接支援に踏み切り、食糧自給率を引き上げるべきと思いますがいかがでしょうか。
以上４点についてお尋ねいたします。
○議長（平澤　等君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　それでは４問目のご質問にお答えをいたします。
１点目のご質問ですが、昨年夏頃から米不足が騒がれ、道南のスーパーでも米が品薄になる状況が出ております。要因としては一昨年の猛暑の影響による品質低下により店頭で販売できる米の量が減少となり、需給バランスが崩れ価格が上昇となっております。その後、２０２４年産米が米の集荷段階での不足が問題となり、今後においては、備蓄米の放出により一時的に価格が押し下がる可能性はございますが、その後の価格動向については判断できかねております。価格の推移を見守りたいと思います。
２点目ですが、全国の水稲の主食用作付面積や収穫量においても前年を上回っておりまして、国も米が不足している訳ではないというお話でございます。そういう認識でおります。
３点目ですが、米生産農家にとっては今回の米の価格によって、生産費の高騰を上回る収入の確保が出来たものと考えております。農業所得の改善に繋がるものと思います。
４点目ですが、毎年、国が需要予測を示し、これを基に主食用米の生産目安が示されているところであります。令和２年３月閣議決定されました、食料・農業・農村基本計画に示されている、食料自給率の目標年度である令和１２年度において、カロリーベース４５％、生産額ベース７５％、品目別の主食用米では７２３万トンの目標達成を目指しております。消費者への安定した食料供給と稲作農業が持続可能な農業所得を確保ができるよう、本政策に期待するところでございます。
○議長（平澤　等君）　菅原議員。
○１１番（菅原義幸君）　町長、今の答弁ひどいですよ。まともな答弁ほとんどありませんよ。答弁という現実は全く真逆だと思います。ただこれもじっくりやりますと２時間たっぷりかかりますから、私は予算審査、６月議会に委ねたいと思いますがもうちょっと町長、現実を見て正確な認識で答弁していただきたいと思います。議論かみ合いませんこれじゃ。議長そういうことで次の質問に入ってよろしいですか。
○議長（平澤　等君）　以上で菅原議員の４問目の質問を終わります。
続いて菅原義幸議員の５問目の質問をお願いいたします。
○１１番（菅原義幸君）　それでは５問目の質問をいたします。マイナンバーカードの健康保険証利用に関する町長の見解についてお尋ねをいたします。
①直近のマイナンバーカードの健康保険証利用登録マイナ保険証数を伺います。
②厚生労働省は２月１９日、マイナ保険証の解除申請数が１月分だけで１万３，２１２件に上

ったことを明らかにしました。昨年１０月２８日から始まった、累計解除数は５万８，４２６件に上りますが町長はどう思いますか。

③医療機関でのマイナ保険証の利用率は、昨年１２月時点で、全国的に２８％にとどまっております。当町の直近の利用率を伺います。

④一昨年１２月、せたな町議会において、現行の保険証の継続を求める意見書を可決いたしましたが町長の所見をお尋ねしたいと思います。

以上４点をお尋ねいたします。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　それでは５問目の質問にお答えいたします。

１点目です。当町のマイナンバーカードの健康保険証利用登録数ですが、令和６年１２月末現在で国保加入者については１，０８６人で、後期高齢者医療保険加入者については１，２２２人となっております。社会保険加入者については、当町では確認することができませんので登録者は不明です。

２点目でございます。マイナ保険証は、手続きなしで高額医療費の限度額を超える支払いが免除になることや、医療費控除申請時に領収書の提出が不要となり、メリットが多い中、解除申請される方がいらっしゃるのは誠に残念と感じております。幸いながら当町においては、２月末現在､利用登録解除の申請は受けていないことから､引き続きそのメリットを町民の皆様に周知し、今後も利用促進に努めてまいりたいと思っております。

３点目のご質問にお答えいたします。当町のマイナ保険証の利用率ですが、令和６年１２月末現在で国保加入者については３０．４７％で､後期高齢者医療保険加入者については１９．３４％となっております。町内在住者の社会保険における利用率は確認できません。

４点目のご質問にお答えいたします。令和６年１２月２日以降は、新規加入者に対してマイナ保険証の保有の有無で発行する証明書が変わりました。マイナ保険証を保有していない方には、旧来の紙の保険証と同じサイズの資格確認書を新たに発行しております。これまでどおりの形で受診ができるものです。そのことから、現行の保険証の継続を求める意見書の趣旨につきましては叶えられているものというふうに判断しているところでございます。

○議長（平澤　等君）　菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　最後の答弁ちょっと聞き取れなかったんですが、もう１回答弁していただけませんか。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　４点目です。令和６年１２月２日以降、新規加入者に対してマイナ保険証の保有の有無で発行する証明書が変わりました。マイナ保険証を保有していない方には、従来の紙の保険証と同じサイズの資格確認書を新たに発行しており、これまでどおりの形で受診ができます。そのことから、現行の保険証の継続を求める意見書の趣旨は叶えられているというふうに考えているところでございます。

○議長（平澤　等君）　菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　それじゃ再質問をこれはやっておきます。まず、④の方からいきますがね、町長その答弁おかしくないですか。現行の保険証の継続を求めてるんです。議会の意見書は。ところが国は廃止したんですよ１２月２日で。その代わりに１２月２日以降に新規に発行をやめるけれども資格証明書を出すということなんです。これは紙の健康保険証というふうに言われている中に含めてるんでしょうが。これが何で現行の保険証の継続を求める意見書に対応した措置だってなるんですか。屁理屈でしょそれは。そんな答弁しちゃいけませんよ。今言われていることは、資格証明書を出すくらいなら何で紙の保険証を継続して出さないんだって言われてるんです。同じことなんですよ結局手続きを取らなきゃいけないということは。しかも、資格証明書についてもいつまでなのか､更新の手続きは要らないのかとなりますと､そうはなりませんよ。期限も切られ、いずれまた変えなきゃいけないんですから。現行の保険証については、発行後、１年間過ぎますと次々とそれで使用終わりなんですよ。マイナンバーカードに進まない方は資格証明書ということになりますが、これもわざわざそうするんであればなぜ廃止するんだというのが全国的に挙げられている声なんですよ。いいですか町長、だから現行の保険証の継続を求めるということについては、引き続き、国民共通の要求になっているということなんです。議会はそういうことを見通して意見書を採択してるわけです。反対者もおりましたけどもね。私は別にマイナ保険証の発行をやめろとは言ってませんよ。そういう論調で議論してる方おりますが、紙の健康保険証の廃止をやめるべきだって言ってるんです。それでわかりやすくお尋ねしますがね町長、我が町で国保１８６ですか、１８０ですか。利用率３０％台なんですか。後期高齢者で１，２２２、マイナカードですね。１９％だと利用率が。逆算すれば利用してない方のほうが圧倒的に多いじゃありませんか。この現実をどうします。そうすると、利用されていない方というのはいずれ後期高齢者でいいますとこれは７月ですか、これ更新されないわけですよね、もうね。１年更新ですから。その後結局、資格証明書になるんですか。マイナカードを持っていない方ですよ。国保だって持ってない方は、いずれにしても、現在発行している紙の保険証の期限が切れれば、資格証明書に変わっていかざるを得ないということなんです。それでどっちみち、何らかの保険証を持たなければいけないことは明らかなんです。何でそういう二重手間するのかと。同じことでしょうというのが共通の意見なんです。それから紙のマイナ保険証の問題で言いますと、町長､我が町では解約一つもないと､大変結構なんだって､うれしいそうな声出してますけども、私は細かく詰めていくといろんな矛盾はやっぱり全国並みに我が町でもあると思います。顔の認証なんかは必要な場合どうしますか｡申請時のマイナカードの発行なんかどうしますか｡１００％にこれ行かないと思います。現在の状況であれば。これ国策でね無理くりやってるんです。特にマイナカードは本人の意思による、強制はしないと言いながら、国でやってるのは健康保険証をそうしましょうと。今あれですよね、免許証もそうなりましたよね。ただし、免許証は二本立てで結構だと。さすがにそうしましたよ。結局ね、町長、矛盾があるんですよこの制度は。どちらを選択するかは本人の自由という強制力ではない強制的にやりませんよというこの大前提をきちんと保障することが大事なんです。私は地方自治体の首長であるならば、そういう問題点をきちんと見据えた上で、弱者、不便な方、なかなかマイナンバーカードの登録に踏み切れない方、自

力では困難な方、等々のところにも目配りをして、行き届いた調整をやるとなればもっと対応が変わってこなきゃいけないと思います。そういう優しさ、温かさ、心遣い、これ町長もう少し前向きな答弁してください。これ皆さん聞いてるんですから。国の言われたとおりやればいいと。それも一つの方法ですよ地方自治体ですから。ところが高橋町長の場合は、公営住宅入居者の保証人の問題については国の指導が柔らかくなっても、そっちには俺は従わないよと。やってない町あるんだから俺はやらないよと。ところがこういうことになれば、一生懸命前へ進めようとする。どうもやってることと、建前とが随分違うような気がするんです。私の目から見ますとね。ですからマイナンバーカードについても､こっから先､段々段々矛盾は深くなっていきますから。いろんなケースバイケース、具体例で言えば、深刻な問題も出てくると思います。それから医療機関自体も戸惑っている医療機関が随分あるんです、不便だと。事務手続きに相当時間がかかると。本人だと確認できない場合には、一旦、１０割払っていただかなきゃならんと。いろんな矛盾出てきてますからね。そういうことでは現実に目を向けていただいて、町民がいささかではあっても不便を来すことのないように。たとえ一時的であっても１０割払わなきゃいけなくなったとか、受診抑制が起きたということのないように、しかるべく気配りをお願い申し上げたいと思いますが町長もう一遍答弁してください。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　このマイナ保険証の関係でございますが、これは新しい制度に今切替中という状況でございます。ここで問題になるのは、議員もおっしゃってるとおりマイナカードを持たない方への対応ということになります。国では、そうした方々への対応として、資格証の発行ということで対応をしているということでございます。それ以上でもそれ以下でもございません。町としては、国の方針に沿って対応をしていかざるを得ないというふうに考えているところでございます。

○議長（平澤　等君）　菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　次の質問に移ります。

○議長（平澤　等君）　以上で菅原議員の５問目の質問を終わります。

続いて６問目の質問を許します。

菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　町長、誤解されると困りますから蛇足ではありますが一言言っておきます。納得してませんからね答弁には。いろいろな機会を頂戴しながら、今後とも、質疑、質問は継続します。

それでは次に移ります。医療体制新病院建設について町長にお尋ねをいたします。①２月８日開催の第８回医療体制新病院建設調査特別委員会で町長は、特別委員会が予想以上にかかっていると発言し､新病院建設の遅れの原因が特別委員会にあると誤解されるような発言を行いました。正式に発言の撤回を求めたいと思います。

②町長は、新病院建設の遅れの原因がどこにあると考えているのかお尋ねをいたします。

③新たな工程表と医療施設を含む医療体制の方針について、いつお示しになるのかお尋ねをい

たします。
④昨年、大晦日の時間外受診希望者から時間外受診希望者からの苦情について調査結果を伺いたいと思います。
以上であります。
○議長（平澤　等君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　それでは６問目のご質問にお答えします。
１点目についてでございますが、特別委員会に原因があるような主旨ではございませんでした。誤解が生じているのでしたら撤回させていただきます。
２点目につきましては、昨年度末での院長の退職や今年度も２名の常勤の先生が退職することに伴いまして、特別委員会からもご意見いただいたように、施設整備の前にそこで勤務をいただく医師の確保について、見通しを示すことが最優先的事項であったことなどもあり、なかなかスムーズに進めてこられなかったと感じております。
３点目です。新たな工程表や医療体制を示す時期につきましては、国保病院の老朽化が著しく、診療への影響など、常に不安を抱えながらの運営になっていることを考えますと、令和７年度の特別委員会において、可能な限り早期に工程を示してまいります。
４点目の大晦日の時間外患者の件でございますが、いただいた苦情というのは、時間外の発熱患者について、大晦日であること、重症患者でないことを理由に即答で受診を拒否されたというものでございました。投書に記されていた、当該看護師に確認したところ、記憶が曖昧な部分もあることや匿名での投書だったこともあり、充分な確認には至りませんでした。しかしながら、時間外の電話対応の中で患者様から何度か苦情を受けたことが確認されましたので、当該看護師に対し、事務局長から厳重に注意をいたしました。以上でございます。
○議長（平澤　等君）　菅原議員。
○１１番（菅原義幸君）　すいません耳悪くなったのかもしれませんがね、①の１番最後のところ何て言いましたかね。議会にスムーズに進めてもらえなかったという表現だったかと思うんですが。正確にもう一度ご答弁を求めたいと思います。それから、③の新たな工程表と医療施設を含む医療体制の方針についていつ示すのか。これについてのご答弁も最後よく聞き取れなかったので、重ねてご答弁を求めたいと思います。よろしくお願いします。
○議長（平澤　等君）　町長に申し上げます。①の答弁と③の答弁について、聞き取りにくかったということなので、もう一度お願いします。
町長。
○町長（高橋貞光君）　１点目でございますが、特別委員会に原因があるような趣旨ではございませんでしたが、誤解が生じているのでありましたら撤回させていただきます。それから３点目、新たな工程表の関係で最後のほうが聞き取れなかったということでございますので、令和７年度の特別委員会において、可能な限り早期に工程を示してまいりたいと考えているところでございます。
○議長（平澤　等君）　菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　早期に工程を示してもらいたいってことですか。示すということですか。どっちですか。
○議長（平澤　等君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　工程を示してまいりますと、いうことです。
○議長（平澤　等君）　菅原議員。
○１１番（菅原義幸君）　再質問いたします。今町長ね、しつこいようですけどもね、議会のあれですよね。遅れがこの新病院建設の遅れであるかのように受け止められる答弁、これは先ほど、撤回するって言ってましたからね。撤回してくださいよね。これはもういいですね。議会の責任ではないんだということですね。②の答弁と合わせて考えますと、医師確保に遅れがあったので、医師確保に全力を挙げた結果、遅れた原因だというふうに町長は認めたというふうに確認をさせていただきたいと思いますがよろしいですか。まだ手を挙げなくてもいいですよ。それから、この新たな工程表、医療施設を含む医療体制の方針について、これは町長サイドからお示しをいただいて我々はその方針を審議すると。いう関係にあるんだと。いうふうに確認をさせていただいてよろしいか、これをお尋ねしておきたいと思います。
○議長（平澤　等君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　もともとそういう趣旨での発言でございました。したがいまして誤解が生じているのでしたら撤回をさせていただきます。それから、これは町側から可能な限り早期に示してまいりたいというふうに考えているところでございます。
○議長（平澤　等君）　菅原議員。
○１１番（菅原義幸君）　これ何で言ったかといいますとね、温厚なね、非常に物腰の柔らかい医療体制特別委員長が委員長席から、町長さんの発言は取消してくれという趣旨の発言なさってるわけです。町長記憶ないかもしれませんがね。それを委員長としては、この問題に相当エネルギー、神経費やしたと思いますよ。私は個別の相談を受けたことがございますから委員長のご苦労、それから取り組んできた努力の内容、よくわかります。にもかかわらず、ひと括りで委員会が予想以上に時間かかってるんだということになってしまいますとね、これは心外だということに当然なると思います。だから町長の言葉の言い回しは気をつけていただきたいと思います。この問題だけじゃなくて、町長の特徴は自分は悪くないんだけれどもあたかも議会側に責任があるかのように受け取られる表現をしばしばやるんです。ここらあたりが、５期２０年目の町長の熟練したなせるわざなのかなと思いますが、余りそれやられちゃいますとね、議会が負わなくてもいい非難を受けることになるんですよ。ちょっと横道にそれますけれどもね、今回だってそうなんです。暫定予算になったのは議会に責任ありませんよ一切。関係ない質疑するなと議長おっしゃるかもしれませんが、これ言わせてくださいよ。公職選挙法に抵触した町長の葬儀の花をあげた問題に端を発して、最初から時間ずれたじゃありませんか。土台一般質問の最中に、２日間にわたって全員協議会を開いたなんてのは、私も議会に出て５０年以上なりますけれども初めてです。そこの中で言えることは、町長は違反だという事実をいまだに認めてないんです。それから暫定予算を提出するに至った責任についても自分にあったということを言ってないんです。議会

の審議が遅れたから暫定予算を出させてくださいと。こういう説明になってるんです。私は感心しませんもんね、そういうやり方が。この問題と関係ありませんからそこまでに留めておきますが。やはり委員長にすればね、大変遺憾な発言だなというふうに受け止められるのは当然だと思います。ぜひ、次の特別委員会の冒頭で、町長は前回答弁の発言を取り消すと、いうことを正式におっしゃっていただきたいというふうに思います。これは駄目押しになりますが、答弁を求めておきたいと思います。それで町長ね、４つ目の問題について言っておきますが、確かに匿名なんです。匿名ではあっても私は、全く事実無根の苦情を私によこしたとは思っておりません。そこにいささかではあっても真実に関わる部分があるとすれば、やはり再びかかる問題が発生しないように､行政の側でしっかりご指導をお願い申し上げたいと思うんです｡特に公的病院でしょ。自治体病院なんですよ。町民の皆さんにこういうお叱り、指摘を受けるようなことがあってはならないと思いますし、どんなスタッフの方かは私存じ上げませんが、再び決してないという限りの責任を設置者側でしっかり持っていただきたいということを申し上げたいと思うんです。答弁を求めます。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　まず２月８日のこの特別委員会での発言の件でございますが、これについては議員おっしゃるように撤回をさせていただきたいと思います。それから、大晦日の受診希望者からの苦情でございますが、この件につきましては、相手が分からないということで調査が完全にできておりません。しかし大晦日であること、重症患者でないことを理由に即答で拒否したということであれば明らかに間違った対応というふうに思います。翌日、受診をお願いする場合であっても、症状の確認や患者様の理解のもとに行うことが基本でありますので、このようなことがないよう指導を徹底してまいりたいと考えております。

○議長（平澤　等君）　以上で菅原義幸議員の６問目の質問を終わります。

続いて７番目の質問をお願いいたします。

○１１番（菅原義幸君）　それでは町長に対しまして、定員適正化計画等についてお尋ねをいたします。

①令和３年４月の定員適正化計画策定以降、４年間の部門別職員数の推移について資料提出を求めます。

②令和７年度部門別職員数の見込みについて、資料提出を求めます。

③令和６年度末までの直近６年間の年度別、定年前退職者数を伺います。

④多発する職員の早期退職に関する町長の所見を伺います。

以上であります。

○議長（平澤　等君）　暫時休憩します。

休憩　午後　３時３８分

再開　午後　３時３９分

○議長（平澤　等君）　資料をそれぞれ皆さんとこに配付を含めて、ただいまより３時５０分まで休憩いたします。

休憩　午後　３時３９分
再開　午後　３時５０分

○議長（平澤　等君）　休憩を解き会議を再開いたします。
　菅原議員。
○１１番（菅原義幸君）　すいません。先ほど舌足らずでありましたので補足をさせていただきます。資料をいただいているものはいただいております。いただいている資料はございます。ただ､質問通告書どおり極めて生真面目に読み上げさせていただいたということでございますので､その点、町長には一言申し上げたいと思います。
　以上です。
○議長（平澤　等君）　答弁願います。
　町長。
○町長（高橋貞光君）　それでは７問目の質問にお答えをいたします。
　１点目、２点目の資料要求につきましては、提出させていただきました。
　３点目の令和６年度末までの直近６年間の年度別定年前退職者数ですが、一般職、病院勤務の医療、看護職を含めて、令和元年度１２名、令和２年度８名、令和３年度３名、令和４年度１６名、令和５年度９名、令和６年度１２名となっております。これは病院の先生も含まれているところでございます。
　４点目の職員の早期退職に対する私の所見でございますが、近年、若手・中堅層の退職者が増加傾向にあります。これは､せたな町に限ったことではなくて､全国的に見てもそうであります。また、檜山管内他町でもそのような状況であるというふうに伺っているところでございます。
○議長（平澤　等君）　菅原議員。
○１１番（菅原義幸君）　これは質問の補充といきたいと思うところですが、再質問に入っておきます。町長一つは、この数字半端じゃないんじゃないですか。これ普通の数字ですか。令和元年度１２名、令和２年度８名、令和３年度３名、令和４年度１６名、令和５年度９名、令和６年度１２名、これこういう傾向がこのまま進むんでしたら予定よりは相当早い見込みで職員数減少していってますから大変なことになると思いますよ私は。そういう危機感町長ございませんか。そういうことを答弁してほしいんですよ私は。多発する職員の早期退職に関する町長の所見を伺うと、こう言ってることは町の経営上どうなんですかと。心配ないんですかっていうことをお尋ねしてるんです。何も全国そうだ、他管内においてもそうだ、はい答弁を終わりますと。そういう一般質問に対する答弁の態度、町長これ当たり前だと思ってるんですか。あのね議員の質問軽んじちゃいけませんよ。令和４年度のときに１６人の退職者がいるということで、私は菅原義幸町政だよりで出しましたよ。この時すごい反応あったんですから。何なんだと。どうしたんだと。

今聞いてみますとね、令和３年度を除いて、これ各年度無視できない数じゃありませんか。６０人超えてるんですよねこれね。ちょうど６０人ですか。平均１０人。１０年たったら１００人ですよ。私ね、役場組織が維持できるかどうかっていう問題出てくると思います。そして、職員が新しい形で補充していくということになりますが、やはり、トレーニングされて、１番油の乗り盛った、本当に力を発揮していただける年代の方も退職してるわけでしょ町長。これが大きいんです。だから単なる数の問題で私は問題にしているんではないんです。そういう視点で町長はこの問題を見ているのかどうかということです。国もそうだ、他町もそうだ、それで答弁終わり。これ私ね、びっくりしましたよ。失敬じゃないですか。真剣な思いで、今の町政とこれからの町政を俯瞰した中でこれでいいのかなという危機感をもって一般質問、私は通告させていただいてるんです。他の町もそうだ、国もそうだって、それで私答弁引き下がれますか。もっと質問者の意図に噛み合った、誠意ある行政執行者としての見識を示してください。私は再答弁、あえて再答弁と申し上げますが、きちんと答弁いただけませんか。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　先ほど答弁したように、退職者が多いという状況になってきております。その理由としては、民間企業や他の自治体への転職、家庭の事情など、個々様々でございます。こうした転職の背景には、適性を感じた分野で専門性を高めたい、自分を表現できる場でやりがいを持って働きたいなどをいろいろな考えのもとで退職をされているというふうに感じております。自分としては、町職員として定年までしっかり働いていただきたいというふうに考えていたところですが、こういう状況でございますので、退職される方々の退職理由しっかり分析をした上でこれの防止といいますか、この中途退職、早期退職、少しでも減らせるように、そういうふうに取り組まなければならないと思っております。現在こうした定年前の中途退職の人数が増加傾向と。大小はございますけども、増加をしているという状況を捉えて、補充採用に努めているところでございます。これからも職員採用、職員の確保に全力を挙げたいというふうに思っておりますし、退職が少しでも減るようにそういった部分、方面での努力も両面で取り組んでまいらなければならないと考えているところでございます。

○議長（平澤　等君）　菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　最初の答弁でね。踏み込んで答弁すべきなんです。やっぱり町長の答弁、問題ありますよね。いいかげんだということを申し上げてます。私この問題なんで取り上げるかと言いますと、今町長の答弁聞いて改めて思うんですが、要はそれぞれ皆さんの意思だよと。一言で言うとそういうことでしょ。町長、そういう答弁しかしてないんです。私が心配するのは、なぜ長期にいていただくことができないのか、その要因はどういうものなのかということを冷静に分析的に、しっかり教訓として導き出すという一つ一つの作業が今求められているのではないかというふうに思うんです。前にも申し上げましたが、１時代前は地方公務員というのは最高の狙いどころなんです。だってそうでしょ町長。悪いことさえしなければ、一生安定した給料もらえるんです。真面目に勤めていれば、年々昇進していくわけです。それに伴って給料も上がるんですから。退職金をもらえるいわゆる恩給ですね。年金はついてくる、こんな安定した魅力のあ

る職業ってのはありますか。しかも、単に自分がお金をもらえるということだけではなくて、地域住民の皆さんの幸せに直接貢献することができる、非常に生きがい、張りあい、やりがいのある、そういう職種なんです。ですから、ある方の言葉を借りるといやいや、おら家からも、おら家からもようやく役人さんが出たと言って家族が非常に喜んでたという生の話も私は耳に入ってるんです。そりゃそうでしょう、今地方公務員と言っておりますが、戦前で言うとお役人さんですよ。一般の人方の上に位置する力関係にもあった非常に高いレベルの職業とされていた方です。戦後は地方公務員となってますがね。そういう職場で毎年ならして１０人、次から次とやめていくということになれば、一体そこに何があるかということを深めて人事政策上の問題としても、町行政の施政の在り方としても含めて検討する必要が私はあると思うんです。私のようなものの耳にも、やめざるを得ずしてやめた方もいないわけではないように聞いております。相当本人はジレンマに陥って、悩み、新しい転職先をようやく見つけた中で退職願の提出に至ると。こういうケースも私は少なからずあるというふうに見てます。そういう角度から町長何で分析できないんですか。さっきの答弁には、そういう角度からの話は一つもないんです。会議録を起こして自分の答弁よくもう１回見てください。別に私は町長が悪いということを申し上げようとは思いません。しかし誇りを持って情熱を持って一度、我が町の町職員としてついてくれた方が志半ばで他の職に転じていく、転出していくと。これはこれでしっかり考えなければならない大きな課題だというふうに、私は町長にも捉えていただきたいと思うんです。これまた話少し横道にされて大変申し訳ないんですが、これには衛生センターの職員は入ってないわけですよね。それから檜山広域行政の職員も入ってないわけですよ。しかし少なからずいるわけですよ定年前退職者は。衛生センターなんかは、この間副町長はパワハラはありませんといういとも簡単に答弁しましたけども、これは私許されない答弁だと思っていますから。どんなに衛生センター組合議会が了承したとしても、パワハラによって辞めたという事実を、これは消し去ることはできません。そんなことをここで平気で答弁するとなれば、私は町長も副町長も、特別職としての資質、資格に関わる問題だと思います。これは予算審査の中でも、改めて申し上げたいと思っておりますけれども、この感覚でやられちゃったら職員なんか定着しないなと改めて思いますよ。私はもっと深刻に考えていただいて構わない問題だと思いますよね。だから、極端な言い方すると１人１人から行政側で人事効果として学べる、教訓は何かということを行政が深めていかなきゃならんと思うんです。そして、そこから共通の教訓を導き出して、職員が末永く最後まで、誇りを持って定着して頂けるような、職場環境をどうつくるか。それは、町民にやさしい行政をつくり上げることと賦課分一体の関係にあると思いますけれども、私はそこまで突っ込んで、この問題から教訓を導き出していただきたいと思うんです。合併当初は３町合併してね、職員の数が多いから、これどうやって合理化して人件費削減していったらいいんだろうかと思ってましたが、それはもう想定外の展開でしたものね。人員削減合理化の苦労なんて要らないじゃありませんか。どんどんどんどん計画に先走って減少していくんですから。そういう観点で、私は町長にしっかりこの問題を受け止めて、その決意決心を答弁していただきたいと思うんです。町長どうですか、噛み合った再々答弁ぜひお願いしたいと思います。

○議長（平澤　等君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　最近の傾向について、先ほども答弁いたしましたが、実際お話を聞いてみるといろんなケースがあるわけでございます。私も菅原議員とそれほど差のない年代でありますから、議員おっしゃるように、公務員、役場に勤められるというのは我々の年代からすると、いい職場を得たなという感じ、そしてしっかり定年まで勤め上げるということが我々世代の見方でありました。しかし最近の若い人は少し今変わってきてる、そういう我々世代が思っているこの職業感といいますかね、それとまた、少し変わってきたなとつくづく思うわけでございます。しかし雇用する側としては、これはやっぱりしっかり途中で退職されないようにいろいろと手立てを加えていかなければならないということと、一方では、一定の割合で早期退職というものも確保しなければならないということからすると、採用段階でもそういったことを考えながら、採用人数も確保していかなければならないというふうには、この両方思うわけであります。したがいまして、これは議員言われるように、中途退職者を減らすための努力、これはもちろん我々としてもしていかなければならない。いうふうに思っておりまして、どのようなことで退職されるかという分析ですね。こういったものもしっかりやらせていただいて、町として足りない部分があるということであれば、それはそれでまた改善をしていくという努力もしていかなければならない。両方の努力をこれからしっかりさせていただきたいというふうに考えているところでございます。
○議長（平澤　等君）　以上で菅原議員の７問目の一般質問を終わります。
　続いて菅原議員の８問目の一般質問をお願いいたします。
○１１番（菅原義幸君）　町長、行政は行政の側からの責任をきっちり分析すればいいんですよ。相手側の、もう一つの報告を何も考える必要ないと思います。それでは教育長に対して北海道教育大学函館校との連携についてお尋ねをいたします。
　①令和５年度から実施している北海道教育大学函館校と連携した地域づくり支援実習受入事業について、２年間の事業展開の説明を求めます。
　②今後の事業内容について、どのように充実を目指すのか伺いたいと思います。
　③令和６年度に、同大学と締結した包括連携協定に基づく事業について１年間の推進内容をお尋ねいたします。
　④同協定の新年度事業展開の内容説明を求めたいと思います。以上４点であります。
○議長（平澤　等君）　教育長。
○教育長（小板橋司君）　１点目のご質問にお答えいたします。
せたな町教育委員会では、社会教育事業の一環として、せたな町には無い大学と連携した事業の展開を考えていた中で、北海道教育大学函館校が実施する地域づくり支援実習に関する取り組みを知りまして、令和５年度から学生の受入を行っているところであります。令和５年度は９月に約２週間、４人の大学生を受け入れ、町内の学校や学童、各種社会教育事業などに学生が参画し、普段交流する機会がない大学生と町民が交流することで、地域の活性化や新たな事業展開の可能性が期待できるものであり、実際に実習先からの評価も高いものでありました。この結果を受け

まして、教育委員会と事業連携に大きなメリットを感じた大学側から包括連携協定の締結についての提案があったものであります。教育委員会としても大学との連携を深めることで、せたな町の生涯学習事業の新たな展開が期待できることから、令和６年度に入り、協定内容等の調整を進めつつ、同じく９月には４人の実習生を受入し、令和７年１月２７日に包括連携協定を締結したものであります。

２点目のご質問にお答えいたします。今後の事業内容につきましては、大学側と協定締結前に打合せを行った際、この協定が形骸化とならないよう実習生受入のほか、次の４つの柱を軸に事業を展開していくことで大学側とも共通認識を図っております。

まず１つ目は、町内小中学生等の大学見学です。これは、町内の小中学生が宿泊研修等で函館を訪れる際、函館校の協力により大学内の見学や模擬講義のほか、学食の利用などキャリア教育として大学を知る機会を提供していきます。また大学見学につきましては、高齢者大学事業としても展開が期待できるものです。

２つ目は、子どもカレッジの開催、参加です。これは函館校が毎年実施している大学で遊んだり、学んだりができるイベント、子どもカレッジ事業への参加出展、そして地方版せたな町での開催について検討していきます。

３つ目は、せたなルームの設置です。これは大学で設定している講義室などのネーミングライツ制度を活用しまして、例え、せたなルームといった名前を大学の施設に設置し、活用することで学生への知名度を上げ、せたな町に興味を持ってもらうことを目指します。

４つ目は、教育大生のせたな町への就職です。これは実習に参加した学生やネーミングライツ制度でせたな町に興味を持った学生が一次産業を含めて、せたな町に就職し活性化の一因となることを期待するものでございます。

以上、４つの柱を軸としながら、大学と協議を進め、社会教育事業はもちろん、各学校において効果的な事業の展開を図ってまいります。

３点目のご質問にお答えいたします。協定に基づく１年間の推進内容とのことでありますが、令和７年１月２７日に協定を締結しまして、詳細に関しましては、大学側と今後協議を進めながら、先ほどの４本の柱を軸に事業展開を模索していくこととなりますのでご理解願います。

４点目のご質問にお答えいたします。新年度の事業展開でございますが、実習生受入事業を引き続き実施するほか、小中学生の宿泊研修等の際に大学見学についても、各学校へ情報提供を行い、実際に令和７年度の宿泊研修に申込をしている中学校もございます。また子どもカレッジ事業の地方版開催につきましては、令和８年度の開催に向けまして、令和７年度に函館校で子どもカレッジがありますので、それに参加しまして、できればせたな町も出展しまして令和８年度のせたな町開催に向けて検討していきたいと考えております。そのほか、協定締結の際に、大学側から提案がありました、出前授業の開催や特別支援教育研修会への教育大学の専門講師派遣につきましても協議を進めておりまして、可能なものから実施を考えてまいります。

○議長（平澤　等君）　以上で菅原議員の８問目の一般質問を終わります。

続いて菅原義幸議員の９問目の質問をお願いいたします。

○１１番（菅原義幸君）　それでは町長に対しまして、７億円の洋上風力発電所撤去費用と財政バランスについてお尋ねをいたします。①洋上風力発電所風海鳥の撤去費用が７億円に達することが明らかになりました。平成１６年度の建設時、毎年１，０００万円の自主財源を確保することが目的だとされていましたが、１円も確保できませんでした。町長の所見を伺います。②撤去費用に対する補助制度はあるのか改めてお尋ねをいたします。③全ての自主財源となれば、７億円の支出は非常に深刻であります。今日まで１９年間放置してきた、高橋町長の責任をどのように感じておられるのか明確にしていただきたいと思います。④上下水道、橋梁、新病院、町民体育館、大成種苗センター、さらには無料通院バス、ハイヤーチケット、まちなかバス、国保税軽減など、積み残しの福祉予算の財源確保に重大な障害が生ずるのは明らかであります。町長が住民要求を否定する場合の理由にしていた、財政バランスというのはどのようになるのかご説明いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　それでは９問目の質問でございます。お答えをいたします。

１点目でありますが、これは旧瀬棚町において実施された事業でございます。建設当初はそのような自主財源を確保する計画だったのだろうと思いますが、計画どおり進まなかったということで残念に思っております。

２点目の補助制度につきましては、国をはじめ、関係機関へ補助制度の有無について照会等を行いましたが、撤去に係る補助制度はございませんでした。

３点目でありますが、１９年間放置してきた訳ではなく、故障等もございましたが都度修理を行い、適正に運転をして維持してきたというふうに考えおります。また、責任ということでありますが、今回突発的な修理不能の故障が発生したことなどにより、撤去せざるを得ない状況になったことは、想定外の結果であったと認識しております。また、撤去費用については、今後撤去に係る調査等を行う予定でおりますので、極力撤去費用を抑えることができればと考えておりますのでご理解願います。

４点目のご質問ですが、洋上風力発電所風海鳥の撤去については、令和７年２月１８日開催のせたな町議会総務厚生常任委員会で説明したとおり、令和７年度において、洋上風力発電施設撤去調査設計業務により各種調査や設計等の業務委託を行う予定でおります。その中で撤去費用等が算出されることとなり、最も安価で環境等に配慮して、財源への影響を最小限に留めるよう考えてまいりたいということでご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤　等君）　菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　これは再質問いたします。町長、建てたのは旧町時代であることは、これは間違いありませんよ。そのことは１００も承知、２００も合点であります。しかし１７年９月からは、高橋町長のもとで運転されてきたんです。先日の質問質疑において、甘かったという答弁をなさいました。これはどういう意味かって言いますと、建てた当時の判断が甘かったという意味で答弁されたんだと思うんです。今うなずきましたね。私は、それがまずいと思ってま

す。正直に申し上げますが、それは確かに建てた当時の町長と私の間では、政策判断の問題でいろいろな討議はいたしました。結果として建設に至ったわけですが、私はそのときの思い、そのときの町長の意気込み、発想、これについて全部否定してるわけではないんです。やっぱり先進的であり、なおかつ学ぶべき多くの発想観点はあったというふうに思います。ただ１点だけ、財政目的、つまり１年間に１，０００万円の自主財源を繰入れするために建てるんだということについては納得いかないということでございました。町長、簡単に甘かったというふうに言ってほしくないと思います。町長おそらく俺の責任じゃないんだと、当時の責任なんだという意味でおっしゃったと思うんですが、そうであるとすれば町長自身は甘いと思います。なぜかといいますと、私は合併直後の、これは平成１７年１２月１９日、つまり当時の回数でいきますと、平成１７年第２回せたな町議会定例会で一般質問を町長に差し上げてるんです。町長記憶してますか。この時すでに今日のような状況になる恐れがあるという意味の指摘を私してるんです。これ会議録持ってきておりますが全部読み上げると時間がかかりますから質疑の中心点だけ申し上げておきますと、私はこの計画でいくといろいろ心配な点があるから、新町においては今後はバランスシートを作成するなど、地方公営企業法の任意での適用化を行うとか、十分検討していただきたいという観点からの質疑を行っているんです。しかも洋上風車の維持費や保険料、稼働率、設備利用率、年間予想発電量、撤去費用及び耐用年数に対する様々な角度から検討して間違いのない対応をすべきだという提起を、私は提起してるんです。これは、風車特別会計は単式簿記でありまして、発生主義に基づく複式簿記の企業会計とは違って、減価償却が考慮されないので、正確な収支は町民にわかりにくいものだと。これ当時から私指摘してるんです。結局この提言は、活かされなかったというふうに思います。言いたいことは、建設をしたときの町長の責任を丸投げしてもらいたくないということです。いろいろと議論をして、そこに到達したわけでありますから、建設した当時の町長に単純に甘かったというふうな評価をなさった、その高橋町長の態度について、唯々諾々と私は受け入れるわけにはまいりません。当時の町長がここにいたら冗談じゃないよと。俺に１９年間、新町のせたな町の運営やらせてくれたらこんな結果にはしなかったよという答弁が返ってくると思います。私は、そういうことをあえて申し上げておきたいと思います。日本で初めての洋上風車、これを実現した業績というのは、やはり讃えられるべきであるし、我々も誇りに思って進めていくべきだと思います。だから、私も簡単に甘かったと言い切ってそれで終わりというふうなわけにはいかないというのはそういうことなんです。それで町長、それにいたしましても、最大７億円の撤去費用、しかも補助金ないと。これは大変な問題です。最大７億円という意味は恐らく浚渫が少なければ少ないほど、これは費用は軽減されていくと思います。そのための制度設計今年やるんでしょうが、しかし台船の経費というのは、恐らく削減のしようがないんだろうと思うんです。だから、極端な割り算をいたしまして、浚渫を全くしなくてもいいとなれば、それでも半分の３億５，０００万円、最低でも見なくちゃいけないことになります。これを全部自前で出さなきゃないわけですからプロパーで。しかも、前般の議会で明らかになりましたように、当初予算がそのとおり成立していたとすれば、我が町の財政調整基金は令和７年度で町長７億円まで減るわけでしょう。そういう見通しでしたよね。それが令和８年度そ

っくり仮にですよ、７億円全部、風車撤去費用につぎ込まれたとすれば、財調なくなるんです。ゼロです。かつて１５から１６億円あったものが。これは、高橋町政の下での新たな財政危機だと。いよいよそういう段階に突入したなと言わざるを得ないのであります。その詳細な分析は、既に横山議員が一般質問で解明したとおりでありまして、なかなか鋭い、しかし貴重な提起だったなと思いますが、私は財政危機と言って構わないと思います。その危機の原因は何かといいますと洋上風車の３億５，０００万円から７億円の問題、これだけではなくて、２０年間にわたって高橋町政が続けてきた、箱物主義にあると言わざるを得ません。だって、福祉関係の政策そんなに打ってきてないんですから。出生祝金だってようやく今３０万円にしたわけでしょ。小中高の入学祝金だってようやく今手を付けたわけでしょ。ハイヤーチケットはやらない、まちなかバスはやらない、病院の通院費無料化、これも手をつけない。じゃ何で財政危機になったんだということになりますと、私町長の箱物主義にあると思います。前にも申し上げましたが、前回の町長選挙で、高橋町政の１６年間の実績だって言って、建てた箱物をずらっと並べましたよね。トータルで１６０億円になってるんですよ。確かに箱物は見た目アピールしやすいんです。選挙戦術としては。しかし、維持管理費がかかり、償却をし、古びたときには撤去しなくちゃならないという避けて通ることのできない問題が付きまとうんです。そのときには建てた人はもうその時代の町政執行者ではないから、後の町長が、後の行政執行者が責任を持たなくちゃいけないとこういう関係になってるんです。そういうツケをいよいよこれから今後にわたって、しょっていかなければならない町長というのは大変だなと私は思います。しかも人口半減でしょ町長。高齢化率５０％、いわゆる町全体、地域全体が限界集落になりつつある、そういう局面です。そのときに、この財政危機というのは非常に深刻な問題だと私考えるんです。ここに上下水道、橋梁、新病院、町民体育館、大成種苗センター等々ずっと並べさせてもらいましたが、私は、相当慎重に考えなきゃいかんと思います。ここには書いてませんが、もっと突っ込んでいくと、２億円の学童保育所。こういう観点から考えると、これは考え思案のしどころだなと思います。反対するということは言葉では申し上げませんが、思案のしどころだなと。だって、学童の数が将来、令和１０年まで算出してありますけれども資料では。それ以降の推移はどうなんですか。２億円といっても自主財源２億円という意味ではありませんから、国からも補助金が入るじゃないかと。起債もあるじゃないかということでおそらく反論すると思うんですが、それにしても、投資する総額一口で言いますと２億円です。いや町長格好いいですよね。令和７年度の町長改選期に２億円の学童保育だと。いいと思います。できるならば、約２７億円から３０億円に達する病院建設も令和９年度オープンだとやりたかったんでしょうけれども。私は、そこのところを今冷静に、対極的な観点から判断すべきだということを、この風車撤去問題とあわせて財政バランスの問題をよく冷静に判断していただきたいと思うんです。そういう意味で一般質問してるんです。そこに触れた再答弁を求めたいというふうに思います。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　まず撤去費用については、これから設計を行うということになっておりますので、具体的な事業費等についてはまだ明らかになっておりません。明らかになった段階で

議会とも相談をしながらどういった形でこの解体をしていくのか、またその財源はどうするのかという具体の詰めが出てくるという状況でございます。いずれにしましても、こういった多額の事業費を要する事業でありますから、財政もにらみながら慎重に判断していかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（平澤　等君）　再々質問ありますが。

○１１番（菅原義幸君）　もうちょっと私の提起に沿った答弁してくださいよ。

○議長（平澤　等君）　菅原議員、再々質問ございますけども。

○１１番（菅原義幸君）　再々質問しません。もうちょっと再質問の趣旨に沿った答弁してくださいよ。

○議長（平澤　等君）　町長、もう少し丁寧な答弁をしていただきたいとのことでございます。

町長。

○町長（高橋貞光君）　答弁させていただいたとおりでありますが、これはほかの事業にも影響があるというふうにも考えられます。したがいまして、事業費を慎重に精査をして、そのあとですね、いろいろ議会とも相談をさせていただきながら、この解体に向けて作業を進めるということになります。当然、様々議員がご心配のような状況というのは当然ついて回るというふうには思っております。したがいまして、そういった部分への影響を最小限に食い止めるという手立てもこれから、事業費によってはですね、考えていかなければならないというふうに思うわけでございます。現状の答弁としては、そういったところでございます。

○議長（平澤　等君）　菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　質問もう１回残ってますからやりますけどもね。私ね、当初甘かったという答弁で、１９年間この町を経営してきた町長自身の責任をネグレクトしてしまうということについては同意できません。確かに、建設は旧町でやりました。しかしその後１９年間、実質的には２０年間ということになるんですかね。経営してきたのは、高橋町長じゃありませんか。しかも、こういう問題点がありますよと、撤去費用の問題まで当初から私提起してるんです。それから細かいことだから言いませんが、売電単価も当初の見込みよりは少し安かったんです。それ非公表だということで公表していただけませんでしたが、私は逆算いろいろ検算して、この金額だろうというふうに指摘しましたところ、後日、かなり後からになってからなんですが、いや菅原さんが計算したとおりだと。この単価で実は契約してたんだと。当初は関西電力となんですが、せたな町と関電の契約単価は秘匿するというから答えられないんだと。こういう答弁でしたが、それは推測して私はズバリ当ててたんです。そうするとなかなか厳しい数字だなと。特に当時はＮＥＤＯで半分出しまして、残った半分を起債でありましたから。その半分は確かに返済し終わったんです。返済し終わりましたが、毎年１，０００万円の自主財源の投入は叶わなかったんです。やっぱり当初から見ますと、発電量が十分ではなかったのと、売電単価はやっぱり苦労したと思うんです。だから、そういうことについては、高橋町長の責任というのは相当大きいと私は見てます。だって、建てた当時の町長の責任わずか１年です。平成１６年の年。あとの１９年は町長が経営してきたんだから。そういう責任をきっちり自覚しておられるんですかという趣

旨の質問をしてるんですよ私は。そのことを平成１２年１２月にそもそも提起してるんですから。町長はそういたしますが、その方向に沿って慎重にやりますと。例によって、例の如しの答弁なさっているわけです。ですから、そこに触れたね、答弁をきちんとしていただけませんと、建てた町長に私としては大変申し訳ないなと。一方的にあなたを悪くするつもりで質問したんじゃないですよというふうに申し上げたいくらいです。会ってないからそういう会話はしてませんけれども。そこについては、私も無責任ではあり得ないし、町長も無責任ではあっていただきたくないという趣旨で提起してるんです。それで町長、いくらに落ち着くかは確かに町長おっしゃるように、設計してみなければわかりませんが、しかし、半分にみたって３億５，０００万円でしょ。それから下になりますか。２億円で１億円だというふうに下がりますか。私はとてもそういうふうに思えないんです。だから、きちんとその方針を持って望みませんと。この捻出はね、後々まで相当大きい影響をダメージを残すだろうというふうに思いますから、口を酸っぱくして申し上げているということなんです。もう一遍、１９年間にわたる町長責任と、今後の見通しの重大性、深刻性について端的にご答弁お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　この件につきましては、私も議員と同様の考えでございます。実は新町になって１年目の風海鳥の売電金額ですね、これを見させていただきました。これは、計画とは相当格差がございました。これは厳しいなという実感で数字を見てたという記憶がございます。その後、売電単価、当然売電単価も合わない、発電量も不足という状況でございましたので、発電量をこれ以上増やすということはなかなか難しい厳しいものがございますので、やはり売電単価、何とかこれを増やさなければこの収支が厳しいということで、そのあとフィットということで売電単価を増額をする努力もさせていただきました。しかしそれでもですね、やはり計画に沿った数字ということにはなりませんでした。したがいまして、それは旧町の責任ということではないというふうに思いますがただ、もう建ててしまった部分を引継ぎましたので、私としても、それ相応の努力をさせていただきましたが、なかなか目に見えて改善を図るということには残念ながらできませんでした。この点については、責任も感じるなあというふうに思っておりまして、お詫びを申し上げなければならないというふうに思います。しかし一方で、この風海鳥による効果っていいますかね。これはご承知のように、大里の風力発電所の建設、あるいは委員会の１万２，０００の建設にもつながっているということで、全くこの風海鳥の日本初の洋上風車の効果というのはなかったというわけではございません。そういった、効果にもつながっていると。さらには今の洋上、檜山沖の洋上にもつながっているということで、一定の評価というものは当然あってしかるべきというふうに思っております。いずれにしましても今回、解体費用の設計をいたしますので数字がきちっと固まってきたらですね、それをできるだけこの町の財政に最小限の影響ということを基本に考えながらいろいろ対応していかなければならないと、今のところそういうふうに考えているところでございます。

○議長（平澤　等君）　以上で菅原議員の９問目の一般質問を終わります。

菅原議員にお伺いいたします。次の質問に入って時間内にクリアできるでしょうか。どうでしょうか。
○１１番（菅原義幸君）　答弁次第です。明日に回しても結構です。
○議長（平澤　等君）　質問が途中で終わってもいささか支障があろうかと思いますが。
○１１番（菅原義幸君）　そうしましたらあと１問だけやります。
○議長（平澤　等君）　わかりました。
それでは次に菅原議員の１０問目の質問をお願いいたします。
○１１番（菅原義幸君）　それでは、町長の出張問題と町長職務の遂行についてお尋ねをいたします。①令和６年度の町長の動向報告（道内、道外、海外別所用日数）と町内での全１日の在庁日数について資料提出を求めます。
②令和４年度の町長の出張回数は、道内、道外計５５回、令和５年度は海外を含め５４回であり、在庁日数が激減しておりますがどうお思いでしょうか。
③町長不在のために決裁が得られず、業務が進まないとの声を耳にいたしますが、町長はどのようにお考えでしょうか。
④町長不在のため、政策審査特別委員会を開催できず５件の審査案件が未消化に終わったことは、町政と町議会を軽視するものと言わざるを得ません。真摯な反省を求めたいと思います。
⑤２年連続の長期海外出張に対して、町長本来の仕事をはき違えているのではないかという指摘が出ております。町民あっての町長であり初心に立ち返るべきではないでしょうか。時間がありませんから、議長、再質問しないでこれは終わります。
○議長（平澤　等君）　わかりました。ただいま菅原議員からは再質問はしないというふうなことでございますので、町長の答弁にて終わりたいと思います。
町長答弁お願いします。
○町長（高橋貞光君）　それでは１０問目のご質問にお答えをいたします。１点目の資料要求につきましては提出をさせていただきました。
２点目のご質問でありますが、令和４年度、令和５年度の出張回数により、在庁日数が激減しているがどう思うかとのご質問でございます。町長として必要な会議等への出席でありまして、重要な公務出張と考えております。在庁日数が激減しているということではございません。
３点目の質問でありますが、業務が進まないという職員からの声はいただいておりません。したがいまして、業務に支障を来たしているというふうには思っておりませんのでご理解をお願いしたいと思います。
４点目のご質問でございますが、政策審査特別委員会での審議について、町側の答弁にご理解をいただけてなく、長期の審議となっていることについては私も反省をしております。町長としての業務、町の事業等で、日程調整ができなかったという部分もございました。しかし、これは事前に予定が入っていたということもございましたので、決して議会を軽視しているというものではございません。
５点目の海外の出張につきましても、これは重要な公務出張でございました。町長本来の仕事

をはき違えているということではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。
○議長（平澤　等君）　以上で菅原議員の１０問目の一般質問を終わります。

◎延会宣言

○議長（平澤　等君）　お諮りいたします。

本日の会議はこれで閉じ、残余の一般質問の審議は明日３日午後１時３０分から再開いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって本日の会議はこれで閉じ、明日１４日午後１時３０分から再開いたします。

本日はこれにて延会といたします。

大変ご苦労さまでした。

延会　午後４時５２分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和７年７月１６日

議　　長　　平　澤　　等

署名議員　　吉　田　　実

署名議員　　大　湯　圓　郷

令和７年第１回せたな町議会定例会　第１０号

令和７年４月３日（木曜日）

○議事日程（第１０号）

１　諸般の報告

２　一般質問

３　せたな町人口ビジョン・デジタル田園都市国家構想総合戦略調査特別委員会の設置について

４　せたな町議会議会改革特別委員会の設置について

○出席議員（１２名）

１番	石原広務君	２番	桝田道廣君
３番	藤谷容子君	４番	福嶋　豊君
５番	横山一康君	６番	本多　浩君
７番	真柄克紀君	８番	熊野主税君
９番	吉田　実君	１０番	大湯圓郷君
１１番	菅原義幸君	１２番	平澤　等君

○欠席議員（０名）

１．地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光	君	
教育委員会教育長	小板橋　司	君	
農業委員会会長	原田喜博	君	
選挙管理委員会委員長	大坪観誠	君	
代表監査委員	残間　正	君	

１．町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（１）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木正則	君	
総務課長	髙橋　純	君	
まちづくり推進課長	阪井世紀	君	
財政課長	佐藤英美	君	
税務課長	佐々木正人	君	
町民児童課長	河原泰平	君	

認定こども園長	伊藤	悦子 君
保健福祉課長	増田	和彦 君
農林水産課長	吉田	有哉 君
建設水道課長	平田	大輔 君
会計管理者	杉村	彰 君
国保病院事務局長	手塚	清人 君
総務課長補佐	中山	康春 君
まちづくり推進課長補佐	奥村	大樹 君
財政課長補佐	浜高	正明 君
税務課長補佐	長内	解人 君
町民児童課長補佐	黒澤	美知子 君
認定こども園副園長	本田	和矢 君
保健福祉課長補佐	長内	京 君
保健福祉課長補佐	水野	万寿夫 君
保健福祉課長補佐	栗谷	一樹 君
地域包括支援センター所長	今川	勇吾 君
農林水産課長補佐	藤井	卓也 君
農林水産課長補佐	井村	裕行 君
水産種苗育成センター副所長	栄田	武志 君
建設水道課長補佐	鈴木	涼平 君
国保病院事務局次長	近藤	智博 君
総務課主幹	尾野	裕也 君
まちづくり推進課主幹	稲船	洋志 君
税務課主幹	小林	朱央 君
町民児童課主幹	三浦	三津枝 君
町民児童課主幹	山川	彩子 君
保健福祉課主幹	古守	亜珠 君
保健福祉課主幹	垣本	利子 君
保健福祉課主幹	河野	葉子 君
農林水産課主幹	斉藤	真 君
農林水産課主幹	撫養	和伯 君
建設水道課主幹	川上	佳隆 君
建設水道課主幹	吉田	一也 君
建設水道課主幹	高橋	真一 君
建設水道課主幹	大野	秀幸 君
出納室主幹	竹内	亜希子 君

国保病院事務局主幹	村井	貴大 君
地域生活係長	栗城	惇史 君
情報管理係長	又村	智 君
広報統計係長	西田	幸恵 君
商工労働観光係長	山崎	英人 君
財政係長	髙森	直也 君
環境衛生係長	原田	宰 君
障がい福祉係長	平田	慎太郎 君
保健推進係長	清水	美千子 君
保健推進係長	干場	美沙代 君
包括支援係長	大久保	麻未 君
地域支援係長	田畑	貴子 君
地域支援係長	安藤	麗香 君
業務係長	北山	典孝 君
業務係長	池田	裕之 君
出納係長	佐藤	こずえ 君
庶務係長	大庭	啓 君

《瀬棚支所》

支所長	濱	登幸恵 君
養護老人ホーム三杉荘所長	西田	良子 君
次長	山本	亨 君
瀬棚保育所長	水野	真里子 君
福祉係長	稲船	奈穂子 君

《大成支所》

支所長	中川	譲 君
大成保育園長	浜高	あけみ 君

（２）教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	古畑	英規 君
次長	斉藤	哲章 君
次長	尾野	真也 君
主幹	藤谷	希 君
学校給食センター係長	伏見	尚志 君

（３）農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	小林	和仁 君

係　　長　松　林　　功　君

（４）選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書　記　長　髙　橋　　純　君

書　記　次　長　中　山　康　春　君

（５）代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事　務　局　長　上　野　朋　広　君

次　　長　松　原　孝　樹　君

１．本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事　務　局　長　上　野　朋　広　君

次　　長　松　原　孝　樹　君

主　　事　神　野　翔　亜　君

再開　午後１時３０分

◎開議宣告

○議長（平澤　等君）　皆さんこんにちは。

真柄克紀議員より欠席の届出がございます。ただいまの出席議員は１１名で定足数に達していますので定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第１　諸般の報告

○議長（平澤　等君）　日程第１、諸般の報告をいたします。

議会運営委員会委員長より議会運営委員会の協議決定事項について報告がございます。

福嶋議会運営委員会委員長。

○４番（福嶋　豊君）　本日の午前中に開催した第７回議会運営委員会の協議結果について報告いたします。協議内容については、せたな町人口ビジョン・デジタル田園都市国家構想総合戦略調査特別委員会及び議会改革特別委員会の設置についてです。町の諸課題等に対応するために策定された分析や戦略に対する調査をすることを目的とする、せたな町人口ビジョン・デジタル田園都市国家構想総合戦略調査特別委員会の設置は議長を除く１１名で構成します。また議会における審査方法の改善や運営方法の見直しなど、議会に関する諸課題等を調査検討することを目的とする議会改革特別委員会の設置については全議員で構成し、両特別委員会ともに議長発議として処理いたします。調査期限については両特別委員会ともに調査終了までとし、閉会中もなお継続調査ができることといたします。

正副委員長の互選方法については、両特別委員会ともに先例にならい単記無記名による投票により行うことといたします。なお審議順序については日程第２の一般質問終了後に特別委員会の設置について行うことといたします。

以上で議会運営委員会の報告といたします。

○議長（平澤　等君）　諸般の報告を終わります。

◎日程第２　一般質問

○議長（平澤　等君）　日程第２、昨日に引き続き一般質問を行います。

１１番、菅原義幸議員の１１問目の質問を許します。

菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　それでは町長に対しまして、問責決議に対する見解と町長選挙の出馬について、質問いたします。

①昨年１２月の定例会で、町長の度重なる虚偽答弁、頻繁な答弁調整による会議の空転、質問質疑と無関係な答弁の繰り返しに対して厳しく責任を問う､全員一致の問責決議がなされました。町長はどのように受け止めているのかお伺いいたします。

②問責決議の直後に町長が月額３万円もの町長給与の引き上げを議会に提案いたしましたが、余りにも非常識であり、２０年近くも務めた町長としては大きな失態ではなかったのか、所見を求めます。

③令和２年１２月１４日の問責決議の際も、私に対する激励と受け止めている、などと発言して、問責の意味すら理解できないのかと、心ある町民から失笑を買っております。この度も心のこもった反省の弁は聞かれておりません。不信任決議に対する決議に準ずる重みのある問責決議について、町長はどのように受け止めているのか伺いたいと思います。

④その後も不誠実な議会答弁は解消されず、誠に残念だと言わざるを得ません。真意を伺いたいと考えます。

⑤町長選挙が近づいてきた今定例会の初日にも、町長に対して情報公開条例の遵守を求める決議が全員一致で行われました。謙虚に受け入れるべきではないかお尋ねをいたします。

⑥町長が６選出馬を目指すのであれば、真摯に反省していることを具体的な行動で示すべきと思いますがいかがでしょうか。

以上の６点であります。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　それでは菅原議員のご質問にお答えをいたします。議会に対する私の答弁につきましては､常に誠実を心がけ､慎重に答弁させていただいているところでございますが、しかし一部誤解を与えるような答弁で問責決議がなされたことについては、これは重く受け止めているところでございます。

２点目の質問でございますが、問責決議の直後にせたな町長等の給与等に関する条例の一部改正議案を提出したというご質問でございますが、この議案につきましては、総務厚生常任委員会でせたな町特別職報酬等審議会からの答申内容を説明し、すでに追加提案されていたものでございます。失態ということではないというふうに考えております。

３点目のご質問でありますが、問責決議の際にそのような発言をした記憶はございませんが、問責決議をちょうだいしたということにつきましては重く受け止めているところでございます。

４点目のご質問でございますが、１点目で答弁させていただいたとおり、常に誠実に答弁させていただいているというところでございます。

５点目の今定例会で決議された情報公開条例の遵守を求める決議につきましては、ここまでに至る経緯の中で、町として十分な説明が尽くせなかったことに深い反省をしております。議会の審議権等の行使として提供する審議資料について、せたな町情報公開及び個人情報の保護の観点から、これまで質疑を重ねてまいりましたが、さらに幅広い議論が必要であったものというふうに考えております。議会におかれましては、令和５年４月１日にせたな町議会個人情報の保護に関する条例が講じられており､今後ともに研鑽に努めてまいりたいというふうに考えております。その上で、町情報公開条例の遵守を求める決議についてのお尋ねにお答えいたします。本条例は申し上げるまでもなく、町、議会などの実施機関が保有する公文書の開示請求手続きについて定めたものでございます。さらに、開示決定の内容に不服がある場合は、行政不服審査法による審

査請求情報公開訴訟の提訴などを担保する教示が措置され、公文書開示請求者の権利擁護が計られております。本条例は、公文書の開示請求の手続きと不服審査等の取り扱いに限定し、実施機関の判断だけに偏らない仕組みがとられております。今回議会での決議は、せたな町情報公開条例を根拠としておりますが、その前提の本条例による開示請求が行われていないため、具体的な判断は致しかねるものでありますのでご理解いただきたいと思います。当然、町は情報公開条例による開示請求を受理した際は、これまで同様に条例の規定を遵守してまいります。

６点目のご質問でございますが、この現在本予算の成立には至っておりませんので、これに全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。その後、判断をしてまいりたいと考えているところでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（平澤　等君）　菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　それでは再質問をいたします。まず再質問に入る前に一言申し上げておきますが、問責決議に対する受け止め方を聞いたときに、町長の答弁は重く受け止めているという答弁でありました。別に重いか軽いか、そういうことを聞いてるんじゃないです。どのように受け止めているかということは、その内容に立ち至って、町長の所見を求めているわけですから、重い軽いの話をしてるわけじゃないですから、ごまかしのような答弁はしないでいただきたいということをまず冒頭で申し上げておきたいと思います。その上で再質問を行います。

まず①でありますが、昨年１２月に行った虚偽答弁に対する全員一致の問責決議は、不信任決議に準ずるものだというふうに私は考えております。その点での受け止め、自覚ができていないところに、高橋町長の深刻な問題点があると私は考えます。自分が犯した誤りの責任を自覚できていないことと、もう一つは謙虚性の欠如であります。偽りのない答弁こそが求められているのであって、ごまかし、はぐらかし、隠蔽、無回答、虚偽答弁の類いは議会の正常な議論の妨げであり、町民目線の町政推進にとって、大きな障害であることを申し上げておきたいと思います。議会決議に込めた各議員の皆さんの真摯な思いが、町長には少しも届いていないことを大変残念に思います。私が昭和４７年、西暦で申し上げますと１９７２年４月に初めて議席を得て以来、議会の場で接してきた町長は、北部檜山４町に限定いたしましても、旧瀬棚町２人、旧北檜山町長５人、旧大成町３人、今金町３人の合計１３人でありますが、その他２人の町長経験者とも面識を得ております。そうした中で、最も首をかしげざるを得ない町長は、残念ながら我が町の現職町長であります。違法な専決処分を行って、自分が役員をしている法人に１億５，０００万円もの町民の血税を不正につぎ込んだ町長はほかにはございません。問責決議に向き合わず、何ら真摯な反省の跡が見られないことは、私が接してきた北部檜山の他の町長には見られない特質であります。このことを明確に申し上げておきたいと思います。その上で、昨年１２月の問責決議に対する真摯な反省と、虚偽答弁を行ったことに対する謝罪を強く要求する次第であります。再答弁で求めておきたいということであります。

②問責決議の直後に町長は、月額３万円の町長給与の引き上げ条例を提案しました。これは少し詳しく言っておきますと､総務厚生常任委員会で認められた､認められないは関係ないんです。議会の手続きとして、議会で問責決議がされた後に、追加提案でしてきたんです。これ１２月議

会の流れを調べてみてください。最初から上程された案件じゃないんですよこれは。町長言っときますがね。そこを町長はごまかしてるんです。例え総務厚生常任委員会で承認された案件であるとしても、議会の上程は、問責決議された後なんです。私はそのことを言ってるんです。普通の判断であれば、朝には出す予定であったというふうに思います。しかしその後の日程の中で問責決議をされたわけですから、それを思い留まるというのが政治判断だと思うんです。私はそのことを言ってるんです。むしろ決まってるから出すんだ、当然なんだということが異常じゃないのかと。考えられない行為ですよということを私は申し上げてるんです。時間の入替えはしないでいただきたいというふうに思います。それで、月額３万円の町長給与の引き上げ条例を提案したことに対しまして、議会側から厳しく批判が出されまして、取下げの止む無きに至りました。今必要なことは、問責決議を受けて、町長自らが反省を明らかにするとともに、減給提案を議会に提出することが肝要かと思います。もしそのように思いをいたすのであれば、本日の議会に追加提案で提出することを求めたいと思います。

③令和２年１２月１４日の問責決議、これはどこから見ても激励決議でないことは明らかであります。今日持ってきておりますがあえて読み上げません。それで、その後、私が一般質問でどう思うかと聞いたときに町長はあれですよ、私に対する激励だと受け止めているという明確な答弁してるんです。これは会議録今日持ってきてませんから、町長がその答弁を撤回しないのであれば、後日会議録をお示しします。その上で、そういう発言をした町長の責任について、改めて追及をさせていただきたいと考えております。そこで、申し上げておきますが、責任を問う問責と、励まし、応援する激励の区別もつかないで発言をしたとすれば何をか言わんやであります。問責を私に対する激励と受け止めているという発言の会議録を明示した上で、後日、明確な謝罪の弁を伺いたいと思います。これは質問を留保しておきます。

次に④でありますが、不誠実な議会答弁の最たるものは、いいですか町長、誠実に答弁してるということを先ほどおっしゃいましたよね。皆さん聞いてますからね。それで私は幾つも幾つもあるんです。あるけれども一つだけあげておきます。不誠実な議会答弁の最たるものは、自分の名前で葬儀の花をあげて、明確に公職選挙法に抵触したことに対する町長の答弁であります。これは３月１３日開催の第４回全員協議会におきまして町長は、すでに３月１０日選挙管理委員長から、公職選挙法に抵触する疑いがあるという指導を受けていたにもかかわらず、違反しているかどうかはわからない、私が判断する問題ではない。司法が判断する問題だと答弁して、全く反省の色を示しませんでした。法律を守る姿勢を示さなかったことは、救いようがない態度だと言わざるを得ないのであります。これが誠実な議会答弁か。町長どうですか。私はその他にもいろいろあるけれども、ここでは繰り返しません。残された期間、事実に向き合って誠実な議会答弁を行うことを改めて強く提起したいと思います。いかがでしょうか。

それから⑤です。これは、せたな町情報公開条例を誠実に遵守する意思があるのかないのか。明確な答弁をしていただきたいと思います。個人情報保護条例があることを理由に非常に答弁が曖昧だというのはこれは私はごまかしだと思うんです。議会の議決は、情報公開条例の遵守を求めるという極めて明瞭な決議なんです。その決議を個人情報保護条例をもって、部分否定するの

であれば、条例と条例の間に齟齬があるということじゃありませんか。どんな齟齬があるのか。具体的な説明をしていただかなければいけないことになります。私は何にも齟齬はないと思います。随分研究してみましたが、せたな町情報公開条例は個人情報保護条例を踏まえて、それぞれが両立する矛盾のない条例として存在しているわけです。ですから公文書については、公文書公開条例に基づいて、一つの曇りもなく実施すると、遵守するということが町長に課せられた義務でもあるんですよ。公開手続きを取っていないから、議会の要望に応えないと言うのであれば、議会の調査権。いいですか。否定することになるんですよ。まだ１００条調査委員会は設置しておりませんけれども、１００条調査委員会の調査権も否定するんですか。そういう重要な問題を前提にして、私は議会議決、せたな町公文書公開条例の遵守を町長に求めているわけでありますから、その本質を誤魔化さないで、誠実に守るか守らないか二択で答えていただくように再質問を申し上げます。

⑥私大体こういうことは想像してました。まだだと。その後だよと。その後というとあと６月議会ですよね。ところが６月議会で決まらないとすれば、いや、議会で表明するだけが立起表明じゃないと。まだ告示まで期間があるから今後ということもありうるわけです。それは町長ご自身の問題ですから、第三者である私がどうこう申し上げる問題ではございません。ただ町長、これ答弁、私の質疑に答弁してないんです。全く質疑に答えてないんですよ。何を答えてないか申し上げましょう。町長は先ほど、令和７年度の予算が決まってないからその後に表明したいということをおっしゃいましたよね。私は、予算の後か先か関係ないんです。そんな質問してないんです。通告書をよく読んでください。町長が６選出馬を目指すのであれば、真摯に反省していることを具体的に行動で示していただきたい。こういうことなんです。予算成立後が成立前かということを聞いてるんじゃないんですよ。出馬するんであれば、いいですか町長。真摯に反省してることを具体的な行動で示してくれって言ってんです。これは問責決議に対して、真摯に反省してくれって言ってるんですよ。令和２年、それから令和６年、問責なんですから。責任を問う決議に対してね、町長は明確な反省の弁と謝罪は今までのところしてないんです。昨年１２月の虚偽答弁絡みの問責についても、何にも町長は触れてないんですよ今日まで。先ほどたった一言、重く受け止めるというだけの話であって、何の反省の弁も謝罪の弁もございません。そういう態度でずっときてるわけです。謝罪できない町長。誤りを誤りと認めることのできない町長。ということで、終わっていただきたくないと思うんです。そういう角度から私は申し上げているんです。ですから仮に６選出馬を表明するのであれば、反省すべきは反省してその上で、清らかな立場で望むということは答弁可能なんじゃないですか。

以上で再質問を終わります。これ議長再々質問までやりますから、あらかじめ通告申し上げておきます。

以上であります。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　１２月の問責の関係でございます。不誠実である。答弁能力が不十分だというお話でございました。そういった答弁もあったかというふうに思っておりまして、その点

につきましては反省いたしますし､申し訳なかったというふうに考えているところでございます。２つ目の追加提案、これは取り下げたということでございましたが、実はこれは追加提案として最初からそういう形で臨むということでございました。そこに問責が先になってしまったということになったところでございます。ただ議員おっしゃるように、これは取り下げるということができたのではないかというご指摘もございました。それにつきましては、まさにそういった行動ができたということもございました。いずれにしましても、議員ご指摘のこうした部分につきまして、私もやはりもう少し考えて行動すべきであったというふうに反省をしているところでございます。

４点目です。自分の名前このいろいろ例を挙げられましたが、今後そういったことのないようしっかり答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

５点目でございますが情報公開条例の遵守でございます。これは決議をいただきましたので、これは当然のこととして情報公開条例をこれからも遵守してまいりたいと考えているところであります。それから６選出馬の件でございますが、これはまだ決まっておりません。決まった後、議員言われるように、いろいろと判断をしてまいりたいと考えております。

以上でよろしかったでしょうか。

○議長（平澤　等君）　菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　再質問じゃないです。町長、率直にいろいろ答弁してくれましたから、私も率直に答弁してないこと言いますから。⑥ですよ問題は。まだ決まってないから答弁しないっていうんじゃなくて、決まろうが決まるまいが施政の基本として万が一、仮定の話を含めてですよ。するときにはきちんとね、反省を示した上で。いいですか。必要な反省を表明した上で出馬表明をするということをお約束できないかっていう単純に聞いてるんです。いや、出馬表明するけども俺は反省しないよって言うんなら、そのように答えてくれればいいんです。それも答弁ですから。しかしまだ決めてはいないけれども、仮に万が一、出馬表明するというふうになった場合には、問責決議をされたことに対してきちんと非を認め謝罪をして、表明するということだけはお約束できるということであればそのように答えてもらえばいいということなんです。理解していただきました。⑥について。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　はい、そういうふうに答弁したつもりでおりましたが、そういうふうになってないということでございますので、現時点でまだそれは決めておりません。当然そういう方向でということになれば、議員おっしゃるようにそういった判断をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（平澤　等君）　菅原議員。

○１１番（菅原義幸君）　それでは再々質問に入ります。町長、再答弁を聞いておりまして、私一つここで決断をしなければいけない入手した文書がございます。やはりこれは、今日町長に質疑の中で確認しておかなければいけないなというふうに判断せざるを得ません。それは今は亡き故大塚泰淳議員の町長に対する、平成２７年７月２６日の町長室における故大塚議員の町長に対

する声明文であります。これはご本人から必要なときに公開して構わないと言われて受け取ったものであります。その後ご逝去されましたので、言わば私に対する遺言のようなものでありますが、これまでにお１人だけにお見せした方がいい方がおりましたので、お見せいたしました。しかし、本日この場で町政の正常化を願うという１点から公表をさせていただきたいと思います。文章は相当長文になりますから、全て読み上げるのは不適切だと思いますので、結論の部分だけ申し上げますが町長記憶してるかどうか。まさか記憶にないとはおっしゃらないと思うんですが、最後の部分だけ申し上げておきます。こうしたいろいろな状況を勘案するとき、私はこれから行われるでありましょう当町の町長選に深く関わることは、私が今までやってきた、平和憲法の堅持、反原発、反再稼働反対運動等の姿勢に、町民は疑問を持ち、今まで行ってきた私の活動の整合性に疑問視する人が出てくることでしょう。町民からは、信頼されないことだと思います。こうした事情から当会の、これは書類には書いておりませんが高橋貞光後援会であります。高橋貞光後援会の副会長を辞任いたしたく思います。よろしくご理解をお願いいたします。先ほど申し上げましたように、平成２７年７月２６日町長室において、ご本人言うには読み上げたそうであります。町長の前で。ご記憶ですか。ご記憶ですか。これを私の方に提示していただいたのは、２０１６年５月２９日でありますけれども、菅原さんって、必要なときには公開してもいいですよと。しかし大事に扱ってくれと。いうことで、今となっては遺言のようなものになりましたが、今日がその時なんだなというふうに判断してご紹介申し上げたいと思います。町長、大塚さんは高橋町長を本当に信用してたんです。身を粉にして。住職という立場を乗り越えて、真剣に応援された方です。昨日申し上げましたが、非核平和のまち宣言、これを提案したのも大塚泰淳議員です。私は立派な信念のある方だなと思いました。その方が、町長後援会全町のです。町長後援会の副会長をやめなければいけない心境に至ったということは、相当のものがあったと思います。そういうことに思いをいたしているのか、いないのか。今大塚泰淳さんに直接お答え願うことはできませんが、せめて開かれた公の場で、町長の所見を伺いたいと私は思います。私も２期８年間は応援させていただいたつもりでおります。菅原口先だけであって何も応援してないじゃないかというふうに思っておられるかもしれませんが、少なくとも私の主観としては、町長の当選を願いましたし、お祝いの事務所にも駆けつけました。その後、様々な形で協力をさせていただいたつもりでおります。しかし２期８年でやめましたからね私は。とてもお付き合いできる方ではないと。これは自分の政治信条に反する行動になる。結局、大塚泰淳さんと同じ心境なんですよ。大塚さんより私早かったんですね。その決断は。見極めも早かったわけですよ。だから、大塚泰淳さんから菅原議長様という宛名まで付けてファックスを送ってもらったんです。相当の意思で送ったと思いますが、私は驚きませんでした。驚かないということは、真面目に町政を考え、真面目に国の平和を考える方はやはり私と同じ思いに、遅いか早いかは別としてたどり着いていただけるものなんだなというふうに、非常に納得した記憶がございます。それで町長、その上で申し上げたいんですが、例えば昨日の一般質問で町長が頻繁に出張するために決裁がなかなか得られずに困っている職員のことを私取上げました。ご記憶でしょう。そのときの答弁なんて言いました町長、私は聞いてないと。要するに俺は知らないよっていう答弁なんです。これは不誠実で

すよ町長。私は聞いてるんですから。名前は言いません。その方の立場がありますから名前は聞いてませんが、作り上げてもいません。そういう生の声が町長の耳に直接入らない、そういう硬直した行政システムになっているということを私は心配するんです。町長は、職員の生の声が届いていないことを自分の恥とするんではなくて、そのような事実はないというニュアンスで言い訳に使っておられたように私は見受けました。そういう方法自体が大きな問題だということを、ここで申し上げざるを得ないんであります。文字どおり、裸の王様じゃありませんか。生の声入ってこないんだから。大都会の県や都の知事じゃないんです。人口７，０００人の我が町の町長じゃありませんか。お膝元の職員の生の声すら耳に入ってないとなれば、これはどういうふうに判断しなきゃいけないんですか。もう一つ申し上げますが、住民から切実な要望が出されているということを私紹介したときに議会で。いや私聞いてませんと、耳に入ってませんと。こういう答弁をしたことがあるんです。私は担当者を直接町長には言ってないけれども、窓口の係に伝えたというふうに言ってますよって言ったら、それなら間接的に聞いたことがある。こういう答弁をされたこともあるんです。これが問題だって言ってるんですよ私は。それから私どもは、町民の生きた生の声を議会で代弁するわけですから、別に菅原の主観で作り上げたことを取り上げてるんじゃないんです。それから多くの議員の皆さんも町民との対話の中で、日常的ないろいろなやり取りの中で、町民の代弁者として議会で取り上げているわけですから、そこは町民の皆さんの声に耳を傾けるという､そういうスタンスで対応していただかなきゃならないんです｡これが、戦後の地方自治法の二元代表制の中核になる問題じゃありませんか。そういう姿勢は町長には見られません｡大変残念なんですが｡それからもう一つ申し上げます。５期２０年間にわたる成果、どういうものがあるか聞きました。私は、それに対して町長は、財政健全化で成果を上げたと胸張りましたよね。これは今朝の北海道新聞にも出てるんです。町長、財政健全化で成果を上げたとこの時点で言い切っていいですか。言い切れない実態は私、昨日、具体的に指摘したじゃありませんか。実際の財政状況というのは、高橋町政の長年の箱物政策のツケが回って、財政調整基金激減の非常事態に直面していることが実態であります。町政の現実から目を反らし、一面的な手柄話だけを吹聴し、ひたすら多選を目指すあからさまの姿は私は見るに忍びないものがございます。６選出馬を表明するのであれば、そのときには真摯な反省の弁を述べていただきますように、重ねて質疑をしておきます。その上で最後になりますが、昨日以来、１１問の質問をさせていただきましたが、いずれにおきましても、極めて不誠実な答弁のオンパレードで全く納得できません。今後行われる予算審査と６月議会の一般質問において、答弁内容を深く吟味し、掘り下げた質疑質問をしたいと考えております｡そのことを付け加えまして､全ての質問を終わります。

以上であります。

○議長（平澤　等君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　６選の質問に絡めてのいろいろなご意見をちょうだいいたしました。５回選挙を行っておりますので、その間いろいろな方のいろいろなご意見を聞いてきたところでございます。例に挙げられた町議につきましても、これは期待に応えられなかった、結果的に期待に応えられなかったということでは本当に残念に思っているところでございますが、これはそれ

ぞれのご意見、いろいろとあるところもございますので、この一概に申し上げることはできませんが、私の政治姿勢に協力をしてくれる人、あるいは、おっしゃったように協力できないという人、これは町民、大勢の町民の中にはいろいろいるというふうに感じております。それから出張によって決裁が遅れたと。これは、こういうことはないということは、申し上げることはできないと思います。出張が多い少ないにかかわらず、出張しているときに決裁を持ってきたときには、この決裁をすることはできないということはあり得ます。したがって、一々遅れるとか、そういう状況はこれまでもあったというふうに思っておりますが、業務に差し支えないように対応をすべく、もちろん副町長もおりますから、そういった意味で十分、業務の執行には影響なくできるものというふうに考えているところでございます。それから、５期２０年の成果のお話がございました。これは合併当初、平成１７年の合併当時と現在と比べての私の発言でございました。当時の決算書と今の決算書の違いですね。これはもちろんのこと、起債残高、それから基金残高、これは比べましても、相当改善しているというふうに考えているところでございます。ご理解を願いたいと思います。

○議長（平澤　等君）　以上で一般質問を終わります。

ここで２時３５分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時２１分

再開　午後　２時３５分

○議長（平澤　等君）　休憩を解き会議を再開いたします。

◎日程第３　特別委員会の設置

○議長（平澤　等君）　日程第３、せたな町議会せたな町人口ビジョン・デジタル田園都市国家構想総合戦略調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

町の諸課題等に対応するために策定された分析や戦略に対する調査をすることを目的とするため、委員会条例第５条第１項及び第２項の規定により、議長を除く１１名で構成するせたな町議会せたな町人口ビジョン・デジタル田園都市国家構想総合戦略調査特別委員会を設置し、調査終了するまで継続設置し、閉会中も継続調査することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議あり」という者あり）

○議長（平澤　等君）　ただいま議員から異議がありますので、ただいま提案したこの議案について起立によって採決をいたしたいと思います。

○１１番（菅原義幸君）　議長、異議あるんであれば、当然討論をさせたらいいんじゃないですか。討論なしで採決に入るんですか。やっぱり理由を伺わなければね。

○議長（平澤　等君）　すみません。わかりました。

ただいま議事進行発言がございまして改めてお諮り申し上げます。

ただいま提案された内容について、異議ありとご意見がございましたので、このことについて討論を許したいと思います。

まず反対討論からお願いいたします。

藤谷議員。

○３番（藤谷容子君）　すみません。昨日はきちんと意見を述べられませんでしたが、議会の議決を必要とせずにすでに作成されたビジョン・計画に特別委員会を作って調査をすることは、議会の２つの使命から考えてもふさわしくないのではないかと考えましたので、委員会の設置に反対します。

○議長（平澤　等君）　続いて賛成討論を許します。

石原議員。

○１番（石原広務君）　私はこの特別委員会設置には賛成いたします。確かに町の方では粛々と進んでいるのは十分認識しています。ただ中身を見ると、今後のせたな町そういったことを議会としてきちんと精査し、議会としての方向性、そういった観点から結論づけるべきだという議会の姿勢を示すべきという観点から私はこの特別委員会設置には賛成いたします。

○議長（平澤　等君）　続いて反対討論を許します。

横山議員。

○５番（横山一康君）　反対の立場で討論させていただきます。私はこのデジタル田園都市国家構想総合戦略に関しましては昨日の第５回の全員協議会でも申しましたように、これは町の総合計画とは違い議会手続きを必要とする戦略計画ではないということでありますので、全員協議会でしっかりと協議していけばいいという立場でありますので、今回の特別委員会の設置に関しては反対したいと思います。

○議長（平澤　等君）　続いて賛成討論を許します。

桝田議員。

○２番（桝田道廣君）　本特別委員会のこの件は、決議を必要としないという点からいたしますと全員協議会という部分でもいいのかもしれませんけれども、まだまだ説明、また議会としても十分理解していないと思いますので、その点において必要かなと思いますので賛成討論といたします。

○議長（平澤　等君）　次に反対討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　討論を終わります。

これより本件について起立により採決をいたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いいたします。

（起立する者あり）

○議長（平澤　等君）　起立多数です。

よって、議長を除く１１名で構成するせたな町議会せたな町人口ビジョン・デジタル田園都市

国家構想総合戦略調査特別委員会を設置し、調査終了まで継続設置し、閉会中も継続調査することに決しました。

直ちにせたな町議会せたな町人口ビジョン・デジタル田園都市国家構想総合戦略調査特別委員会を設置いたします。

ここでせたな町議会せたな町人口ビジョン・デジタル田園都市国家構想総合戦略調査特別委員会は別室において正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時４１分

再開　午後　３時１２分

○議長（平澤　等君）　休憩を解き会議を再開いたします。

これから諸般の報告をいたします。

せたな町議会せたな町人口ビジョン・デジタル田園都市国家構想総合戦略調査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われましたのでその結果を報告いたします。委員長に本多浩議員、副委員長に藤谷容子議員、以上のとおり互選されました。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第４　特別委員会の設置

○議長（平澤　等君）　日程第４、せたな町議会議会改革特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会における審査方法の改善や運営方法の見直しなど、議会に関する諸課題等の調査検討することを目的とするため、委員会条例第５条第１項及び第２項の規定により全議員で構成するせたな町議会議会改革特別委員会を設置し、調査終了まで継続設置し閉会中も継続調査することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤　等君）　異議なしと認めます。

よって全議員で構成するせたな町議会議会改革特別委員会を設置し、調査終了まで継続設置し閉会中も継続調査することに決しました。

直ちにせたな町議会議会改革特別委員会を設置いたします。

ここでせたな町議会議会改革特別委員会は別室において正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　３時１４分

再開　午後　３時３５分

○議長（平澤　等君）　休憩を解き会議を再開いたします。

これから諸般の報告をいたします。

せたな町議会議会改革特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。委員長に平澤等、副委員長に菅原義幸議員、以上のとおり互選されました。

これで諸般の報告を終わります。

◎閉議宣言

○議長（平澤　等君）　以上で本定例会に付議された全ての案件の審議は終了したので会議を閉じます。

◎閉会宣言

○議長（平澤　等君）

これをもって令和７年第１回せたな町議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたり大変ご苦労さまでした。

閉会　午後３時３６分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和７年７月１６日

議　　長　　平　澤　　等

署名議員　　吉　田　　実

署名議員　　大　湯　圓　郷